

(別 紙)

新 旧 対 照 表

次表の「改正前」の部分を「改正後」欄に掲げるとおり改める（アンダーラインを付した部分は改正部分である）。

改 正 後	改 正 前
目 次 (注) 簿書様式は、平成23年12月14日現在の法令に基づくものである。<u>ただし、相続税の申告書等は平成24年4月1日現在の法令に基づくものである。</u> (第1 省略) 第2 相 続 税 関 係 (1～13-5 省略) <u>13-6 相続税の申告書（第8の3表の付表）</u> <u>13-7 同（第8の4表）</u> (14～37-1 省略) <u>37-2-1 相続税の修正申告書（第8の3表）</u> <u>37-2-2 同（第8の4表）</u> (37-3～52-1 省略) <u>52-2 相続税の更正通知書（付表3）（通知用）</u> (53～60 省略) 第3 贈 与 税 関 係 (1～9 省略) <u>9-1 平成23年分贈与税の修正申告書（第3表）（別表の付表）</u> <u>9-2 同（控用）</u> (10～18-2 省略) <u>18-3 平成 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書（第一表の三）（通知用）</u> (19～24 省略) (第4～第7 省略) 第8 納 税 猶 予 関 係 (1～16 省略) <u>(削除)</u>	目 次 (注) 簿書様式は、平成23年12月14日現在の法令に基づくものである。 (第1 同左) 第2 相 続 税 関 係 (1～13-5 同左) <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> (14～37-1 同左) 37-2 相続税の修正申告書（第8の3表） <u>(新規)</u> (37-3～52-1 同左) <u>(新規)</u> (53～60 同左) 第3 贈 与 税 関 係 (1～9 同左) <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> (10～18-2 同左) <u>(新規)</u> (19～24 同左) (第4～第7 省略) 第8 納 税 猶 予 関 係 (1～16 同左) <u>17 特定転用の継続届出書</u>

<u>(削除)</u> (19～63 省略) <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> (72～83-15 省略) 83-16-1 <u>贈与税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書</u> 83-16-2 <u>相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書</u> 105 <u>認定相続承継会社等が外国会社等の株式等を有する場合の納税猶予税額算出の基となる特例相続非上場株式等の価額の計算書</u> 第9 措法第40条の規定による承認申請関係 (1～21 省略) <u>(削除)</u> (23～36 省略) 第10 更正の請求関係 (1～5-1 省略) 5-2 <u>税の更正の請求書（贈与税—付表3）</u> (第11 省略)	18 <u>同付表</u> (19～63 同左) 64 <u>特定市街化区域農地等の特定転用に関する承認申請書（平成3年分：1号該当分）</u> 65 <u>同 付表（平成3年分：1号該当分）</u> 66 <u>特定市街化区域農地等の特定転用に関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用）</u> 67 <u>特定市街化区域農地等の特定転用に関する承認申請書（平成3年分：2号該当分）</u> 68 <u>同 付表（平成3年分：2号該当分）</u> 69 <u>共同住宅の建設工事の着手に関する届出書（平成3年分：1・2号共通）</u> 70 <u>建築確認通知書の写し等の提出確約書（平成3年分：1・2号共通）</u> 71 <u>共同住宅の賃貸を公募により行う旨の届出書（平成3年分：2号該当分）</u> (72～83-15 同左) <u>(新規)</u> 83-16 特定貸付けに関する届出書 <u>(新規)</u> 第9 措法第40条の規定による承認申請関係 (1～21 同左) 22 <u>租税特別措置法第40条の規定による承認申請書（第18表）</u> (23～36 同左) 第10 更正の請求関係 (1～5-1 同左) <u>(新規)</u> (第11 同左)
--	---

相続税の申告書

FD3527

税務署長 殿
年 月 日 提出

相続開始年月日 年 月 日

※申告期限延長日 年 月 日

○フリガナは、必ず記入してください。

税務署受付印

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。
また、申告書と添付資料を一緒にとじないでください。

※の項目は記入する必要がありません。

各 人 の 合 計		財 産 を 取 得 し た 人	
フリガナ	(被相続人)		
氏 名		印	
生 年 月 日	年 月 日 (年齢 歳)	年 月 日 (年齢 歳)	
住 所		〒 (- -)	
(電 話 番 号)			
被相続人との続柄	職 業		
取 得 原 因	該当する取得原因を○で囲みます。 相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与		
※ 整 理 番 号			
課税価格の計算			
取得財産の価額 (第11表③)	①	円	
相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表1⑦)	②	円	
債務及び葬式費用の金額 (第13表3⑦)	③	円	
純資産価額 (①+②-③) (赤字のときは0)	④	円	
純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額 (第14表1⑤)	⑤	円	
課税価格 (④+⑤) (1,000円未満切捨て)	⑥	円	
各人の算出税額の計算			
法定相続人の数及び遺産に係る基礎控除額	(人)	円	左の欄には、第2表の②欄の③の人数及び④の金額を記入します。
相続税の総額	⑦	円	左の欄には、第2表の⑧欄の金額を記入します。
一般の場合	⑧	円	1. 0 0
相続特別措置法第70条の6第2項の規定の適用を受ける場合	⑨	円	
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (第4表1⑤)	⑩	円	相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合には、⑧、⑨欄の記入を行わず、この欄に第3表の⑩欄の税額を記入します。
各人の納付・還付税額の計算			
暦年課税分の贈与税額控除額 (第4表2③)	⑪	円	
配偶者の税額軽減額 (第5表④又は⑤)	⑫	円	
未成年者控除額 (第6表1②、③又は⑥)	⑬	円	
障害者控除額 (第6表2②、③又は⑥)	⑭	円	
相次相続控除額 (第7表③又は⑥)	⑮	円	
外国税額控除額 (第8表1⑤)	⑯	円	
計	⑰	円	
差引税額 (⑰+⑩-⑪)又は(⑰+⑩-⑮) (赤字のときは0)	⑱	円	
相続時精算課税分の贈与税額控除額 (第11の2表⑤)	⑲	円	
小計 (⑱-⑲) (黒字のときは100円未満切捨て)	⑳	円	
農地等納税猶予税額 (第8表2⑦)	㉑	円	
株式等納税猶予税額 (第8の2表2⑩)	㉒	円	
山林納税猶予税額 (第8の3表2⑩)	㉓	円	
申告期限までに納税額 (㉑-㉓) 還付される税額	㉔	円	

(注) ②欄の金額が赤字となる場合は、②欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、②欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額 (第11の2表⑤) があるときの②欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

申告区分	年分	名簿番号	グループ番号	捺印
申告年月日				

第1表 (平24-4)

(資4-20-1-1-A4統一)

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

□ 税理士法第30条の書面提出有 □ 税理士法第33条の2の書面提出有

第1表 (平成24年4月分以降用)

※税務署整理欄通日付印年月日 (確認者印)

相続税の申告書

FD3525

税務署長 殿
年 月 日 提出

相続開始年月日 年 月 日

※申告期限延長日 年 月 日

○フリガナは、必ず記入してください。

税務署受付印

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。
また、申告書と添付資料を一緒にとじないでください。

※の項目は記入する必要がありません。

各 人 の 合 計		財 産 を 取 得 し た 人	
フリガナ	(被相続人)		
氏 名		印	
生 年 月 日	年 月 日 (年齢 歳)	年 月 日 (年齢 歳)	
住 所		〒 (- -)	
(電 話 番 号)			
被相続人との続柄	職 業		
取 得 原 因	該当する取得原因を○で囲みます。 相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与		
※ 整 理 番 号			
課税価格の計算			
取得財産の価額 (第11表③)	①	円	
相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表1⑦)	②	円	
債務及び葬式費用の金額 (第13表3⑦)	③	円	
純資産価額 (①+②-③) (赤字のときは0)	④	円	
純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額 (第14表1⑤)	⑤	円	
課税価格 (④+⑤) (1,000円未満切捨て)	⑥	円	
各人の算出税額の計算			
法定相続人の数及び遺産に係る基礎控除額	(人)	円	左の欄には、第2表の②欄の③の人数及び④の金額を記入します。
相続税の総額	⑦	円	左の欄には、第2表の⑧欄の金額を記入します。
一般の場合	⑧	円	1. 0 0
相続特別措置法第70条の6第2項の規定の適用を受ける場合	⑨	円	
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (第4表1⑤)	⑩	円	相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合には、⑧、⑨欄の記入を行わず、この欄に第3表の⑩欄の税額を記入します。
各人の納付・還付税額の計算			
暦年課税分の贈与税額控除額 (第4表2③)	⑪	円	
配偶者の税額軽減額 (第5表④又は⑤)	⑫	円	
未成年者控除額 (第6表1②、③又は⑥)	⑬	円	
障害者控除額 (第6表2②、③又は⑥)	⑭	円	
相次相続控除額 (第7表③又は⑥)	⑮	円	
外国税額控除額 (第8表1⑤)	⑯	円	
計	⑰	円	
差引税額 (⑰+⑩-⑪)又は(⑰+⑩-⑮) (赤字のときは0)	⑱	円	
相続時精算課税分の贈与税額控除額 (第11の2表⑤)	⑲	円	
小計 (⑱-⑲) (黒字のときは100円未満切捨て)	⑳	円	
農地等納税猶予税額 (第8表2⑦)	㉑	円	
株式等納税猶予税額 (第8の2表2⑩)	㉒	円	
山林納税猶予税額 (第8の3表2⑩)	㉓	円	
申告期限までに納税額 (㉑-㉓) 還付される税額	㉔	円	

(注) ②欄の金額が赤字となる場合は、②欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、②欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額 (第11の2表⑤) があるときの②欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

申告区分	年分	名簿番号	グループ番号	捺印
申告年月日				

第1表 (平22-4)

(資4-20-1-1-A4統一)

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

□ 税理士法第30条の書面提出有 □ 税理士法第33条の2の書面提出有

第1表 (平成21年4月分以降用)

※税務署整理欄通日付印年月日 (確認者印)

相続税の申告書

税務署長 殿
年 月 日 提出

相続開始年月日 年 月 日

○フリガナは、必ず記入してください。

税務署受付印

フリガナ		各人の合計		財産を取得した人	
氏名	(被相続人)				印
生年月日	年 月 日 (年齢 歳)			年 月 日 (年齢 歳)	
住所				〒	
(電話番号)				(-)	
被相続人との続柄	職業				
取得原因	該当する取得原因を○で囲みます。			相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与	
※整理番号					
課税価格の計算	取得財産の価額 (第11表③)	①		円	
	相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表1⑦)	②			
	債務及び葬式費用の金額 (第13表3⑦)	③			
	純資産価額 (①+②-③) (赤字のときは0)	④			
	純資産価額に算入される暦年課税分の贈与財産価額 (第14表1④)	⑤			
	課税価格 (④+⑤) (1,000円未満切捨て)	⑥		円	
各人の算出税額の計算	法定相続人の数及び遺産に係る基礎控除額		(人) ⑦		左の欄には、第2表の②欄の③の人数及び④の金額を記入します。
	相続税の総額	⑦			左の欄には、第2表の⑧欄の金額を記入します。
	一般の場合	⑧	1. 0 0		
	相続特別措置法第70条の6第2項の規定の適用を受ける場合	⑨			
	相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (第4表1⑤)	⑩			
各人の納付・還付税額の計算	暦年課税分の贈与税額控除額 (第4表2⑫)	⑪			
	配偶者の税額軽減額 (第5表④又は⑤)	⑫			
	未成年者控除額 (第6表1②、③又は④)	⑬			
	障害者控除額 (第6表2②、③又は④)	⑭			
	相次相続控除額 (第7表③又は④)	⑮			
	外国税額控除額 (第8表1⑧)	⑯			
	計	⑰			
	差引税額 (⑨+⑩-⑫)又は(⑬+⑭-⑮) (赤字のときは0)	⑱			
	相続時精算課税分の贈与税額控除額 (第11の2表⑤)	⑲			
	小計 (⑱-⑲)	⑳			
	(黒字のときは100円未満切捨て)	㉑			
	農地等納税猶予税額 (第8表2⑦)	㉒			
	株式等納税猶予税額 (第8の2表2⑩)	㉓			
	山林納税猶予税額 (第8の3表2⑫)	㉔			
	申告期限までに納税額	㉕			
	納付すべき税額 (㉕-㉔)	㉖			
	還付される税額	㉗			

(注) ④欄の金額が赤字となる場合は、④欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、④欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額 (第11の2表⑤) があるときは④欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

印

第1表控 (平24-4)

(資4-20-1-5-A4統一)

☐ 税理士法第30条の書面提出有☐ 税理士法第33条の2の書面提出有

第1表 (平成24年4月分以降用)

相続税の申告書

税務署長 殿
年 月 日 提出

相続開始年月日 年 月 日

○フリガナは、必ず記入してください。

税務署受付印

フリガナ		各人の合計		財産を取得した人	
氏名	(被相続人)				印
生年月日	年 月 日 (年齢 歳)			年 月 日 (年齢 歳)	
住所				〒	
(電話番号)				(-)	
被相続人との続柄	職業				
取得原因	該当する取得原因を○で囲みます。			相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与	
※整理番号					
課税価格の計算	取得財産の価額 (第11表③)	①		円	
	相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表1⑦)	②			
	債務及び葬式費用の金額 (第13表3⑦)	③			
	純資産価額 (①+②-③) (赤字のときは0)	④			
	純資産価額に算入される暦年課税分の贈与財産価額 (第14表1④)	⑤			
	課税価格 (④+⑤) (1,000円未満切捨て)	⑥		円	
各人の算出税額の計算	法定相続人の数及び遺産に係る基礎控除額		(人) ⑦		左の欄には、第2表の②欄の③の人数及び④の金額を記入します。
	相続税の総額	⑦			左の欄には、第2表の⑧欄の金額を記入します。
	一般の場合	⑧	1. 0 0		
	相続特別措置法第70条の6第2項の規定の適用を受ける場合	⑨			
	相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (第4表1⑤)	⑩			
各人の納付・還付税額の計算	暦年課税分の贈与税額控除額 (第4表2⑫)	⑪			
	配偶者の税額軽減額 (第5表④又は⑤)	⑫			
	未成年者控除額 (第6表1②、③又は④)	⑬			
	障害者控除額 (第6表2②、③又は④)	⑭			
	相次相続控除額 (第7表③又は④)	⑮			
	外国税額控除額 (第8表1⑧)	⑯			
	計	⑰			
	差引税額 (⑨+⑩-⑫)又は(⑬+⑭-⑮) (赤字のときは0)	⑱			
	相続時精算課税分の贈与税額控除額 (第11の2表⑤)	⑲			
	小計 (⑱-⑲)	⑳			
	(黒字のときは100円未満切捨て)	㉑			
	農地等納税猶予税額 (第8表2⑦)	㉒			
	株式等納税猶予税額 (第8の2表2⑩)	㉓			
	申告期限までに納税額	㉕			
	納付すべき税額 (㉕-㉔)	㉖			
	還付される税額	㉗			

(注) ④欄の金額が赤字となる場合は、④欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、④欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額 (第11の2表⑤) があるときは④欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

印

第1表控 (平24-4)

(資4-20-1-5-A4統一)

☐ 税理士法第30条の書面提出有☐ 税理士法第33条の2の書面提出有

第1表 (平成21年4月分以降用)

相続税の申告書(続)

FD3528

※申告期限延長日		年	月	日	※申告期限延長日		年	月	日		
フリガナ		財産を取得した人				財産を取得した人					
氏	名	⑧				⑧					
生	年 月 日	年 月 日 (年齢 歳)				年 月 日 (年齢 歳)					
住	所	〒 (ー ー)				〒 (ー ー)					
(電 話 番 号)		(ー ー)				(ー ー)					
被相続人との続柄	職 業										
取 得 原 因		相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与				相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与					
※ 整 理 番 号											
課税価格の計算	取得財産の価額(第11表③)	①					円				
	相続時精算課税適用財産の価額(第11の2表1⑦)	②									
	債務及び葬式費用の金額(第13表3⑦)	③									
	純資産価額(①+②-③)(赤字のときは0)	④									
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額(第14表1④)	⑤									
	課税価格(④+⑤)(1,000円未満切捨て)	⑥						000			
各人の算出税額の計算	法定相続人の数及び遺産に係る基礎控除額	⑦									
	相続税の総額	⑧									
	一般の場合	⑨					円				
	相続特別措置法第70条の6第2項の規定の適用を受ける場合	⑩									
	相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(第4表1⑤)	⑪					円				
各人の納付・還付税額の計算	暦年課税分の贈与税額控除額(第4表2⑬)	⑫									
	配偶者の税額軽減額(第5表④又は⑤)	⑬									
	未成年者控除額(第6表1⑫、⑬又は⑭)	⑭									
	障害者控除額(第6表2⑫、⑬又は⑭)	⑮									
	相次相続控除額(第7表⑬又は⑭)	⑯									
	外国税額控除額(第8表1⑮)	⑰									
	計	⑱									
	差引税額(⑮+⑯-⑰)又は(⑱+⑰-⑲)(赤字のときは0)	⑲									
	相続時精算課税分の贈与税額控除額(第11の2表⑮)	⑳						00			
	小計(⑲-⑳)(黒字のときは100円未満切捨て)	㉑									
	農地等納税額予税額(第8表2⑦)	㉒						00			
	株式等納税額予税額(第8の2表2⑧)	㉓						00			
	山林納税額予税額(第8の3表2⑨)	㉔						00			
	申告期限までに納税額納付すべき税額(㉑-㉒-㉓-㉔)	㉕						00			
	還付される税額	㉖	△								

(注) ①欄の金額が赤字となる場合は、①欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、④欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額(第11の2表⑮)があるときの④欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

※ 申告区分	年分	名簿番号					
※ 申告年月日					グループ番号		捺印

第1表(続) (平24.4) (資4-20-2-1-A4統一)

相続税の申告書(続)

FD3526

※申告期限延長日		年	月	日	※申告期限延長日		年	月	日		
フリガナ		財産を取得した人				財産を取得した人					
氏	名	⑧				⑧					
生	年 月 日	年 月 日 (年齢 歳)				年 月 日 (年齢 歳)					
住	所	〒 (ー ー)				〒 (ー ー)					
(電 話 番 号)		(ー ー)				(ー ー)					
被相続人との続柄	職 業										
取 得 原 因		相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与				相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与					
※ 整 理 番 号											
課税価格の計算	取得財産の価額(第11表③)	①					円				
	相続時精算課税適用財産の価額(第11の2表1⑦)	②									
	債務及び葬式費用の金額(第13表3⑦)	③									
	純資産価額(①+②-③)(赤字のときは0)	④									
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額(第14表1④)	⑤									
	課税価格(④+⑤)(1,000円未満切捨て)	⑥						000			
各人の算出税額の計算	法定相続人の数及び遺産に係る基礎控除額	⑦									
	相続税の総額	⑧									
	一般の場合	⑨					円				
	相続特別措置法第70条の6第2項の規定の適用を受ける場合	⑩									
	相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(第4表1⑤)	⑪					円				
各人の納付・還付税額の計算	暦年課税分の贈与税額控除額(第4表2⑬)	⑫									
	配偶者の税額軽減額(第5表④又は⑤)	⑬									
	未成年者控除額(第6表1⑫、⑬又は⑭)	⑭									
	障害者控除額(第6表2⑫、⑬又は⑭)	⑮									
	相次相続控除額(第7表⑬又は⑭)	⑯									
	外国税額控除額(第8表1⑮)	⑰									
	計	⑱									
	差引税額(⑮+⑯-⑰)又は(⑱+⑰-⑲)(赤字のときは0)	⑲									
	相続時精算課税分の贈与税額控除額(第11の2表⑮)	⑳						00			
	小計(⑲-⑳)(黒字のときは100円未満切捨て)	㉑									
	農地等納税額予税額(第8表2⑦)	㉒						00			
	株式等納税額予税額(第8の2表2⑧)	㉓						00			
	申告期限までに納税額納付すべき税額(㉑-㉒-㉓)	㉔						00			
	還付される税額	㉕	△								

(注) ①欄の金額が赤字となる場合は、①欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、④欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額(第11の2表⑮)があるときの④欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

※ 申告区分	年分	名簿番号					
※ 申告年月日					グループ番号		捺印

第1表(続) (平22.4) (資4-20-2-1-A4統一)

相続税の申告書(続)

○フリガナは、必ず記入してください。

フリガナ		財産を取得した人	財産を取得した人	
氏名		印	印	
生年月日	年 月 日 (年齢 歳)	年 月 日 (年齢 歳)	年 月 日 (年齢 歳)	
住所 (電話番号)	(- -)	(- -)	(- -)	
被相続人との続柄	職業			
取得原因	相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与	相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与		
※整理番号				
課税価格の計算	取得財産の価額(第11表③)	①	円	
	相続時精算課税適用財産の価額(第11の2表1⑦)	②	円	
	債務及び葬式費用の金額(第13表3⑦)	③	円	
	純資産価額(①+②-③)(赤字のときは0)	④	円	
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額(第14表1③)	⑤	円	
	課税価格(④+⑤)(1,000円未満切捨て)	⑥	円	
各人の算出税額の計算	法定相続人の数及び遺産に係る基礎控除額	控		
	相続税の総額			⑦
	一般の場合 あん分割合(各人の⑧) 算出税額(⑦×各人の⑧)			⑧
	租税特別措置法第70条の6第2項の規定の適用を受ける場合 算出税額(第3表⑩)			⑨
各人の納付・還付税額の計算	相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(第4表1⑤)	⑩	円	
	暦年課税分の贈与税額控除額(第4表2⑫)	⑪	円	
	配偶者の税額軽減額(第5表⑬又は⑭)	⑫	円	
	未成年者控除額(第6表1⑮、⑯又は⑰)	⑬	円	
	障害者控除額(第6表2⑱、⑲又は⑳)	⑭	円	
	相次相続控除額(第7表㉑又は㉒)	⑮	円	
	外国税額控除額(第8表1㉓)	⑯	円	
	計	⑰	円	
	差引税額(⑩+⑪-⑫-⑬-⑭-⑮-⑯又は(⑩+⑪-⑰)(赤字のときは0))	⑱	円	
	相続時精算課税分の贈与税額控除額(第11の2表㉔)	⑲	円	
小計(⑱-⑲)(黒字のときは100円未満切捨て)	㉑	円		
農地等納税猶予税額(第8表2⑦)	㉒	円		
株式等納税猶予税額(第8の2表2㉓)	㉒	円		
山林納税猶予税額(第8の3表2㉔)	㉒	円		
申告納付すべき税額(㉑-㉒)	㉓	円		
申告期限までに納税額納付すべき税額(㉑-㉒)	㉓	円		
還付される税額(㉒-㉓)	㉔	円		

(注) ⑩欄の金額が赤字となる場合は、⑩欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、⑩欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額(第11の2表㉔)があるときの⑩欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

第1表(続)(平成24年4月分以降用)

相続税の申告書(続)

○フリガナは、必ず記入してください。

フリガナ		財産を取得した人	財産を取得した人	
氏名		印	印	
生年月日	年 月 日 (年齢 歳)	年 月 日 (年齢 歳)	年 月 日 (年齢 歳)	
住所 (電話番号)	(- -)	(- -)	(- -)	
被相続人との続柄	職業			
取得原因	相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与	相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与		
※整理番号				
課税価格の計算	取得財産の価額(第11表③)	①	円	
	相続時精算課税適用財産の価額(第11の2表1⑦)	②	円	
	債務及び葬式費用の金額(第13表3⑦)	③	円	
	純資産価額(①+②-③)(赤字のときは0)	④	円	
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額(第14表1③)	⑤	円	
	課税価格(④+⑤)(1,000円未満切捨て)	⑥	円	
各人の算出税額の計算	法定相続人の数及び遺産に係る基礎控除額	控		
	相続税の総額			⑦
	一般の場合 あん分割合(各人の⑧) 算出税額(⑦×各人の⑧)			⑧
	租税特別措置法第70条の6第2項の規定の適用を受ける場合 算出税額(第3表⑩)			⑨
各人の納付・還付税額の計算	相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(第4表1⑤)	⑩	円	
	暦年課税分の贈与税額控除額(第4表2⑫)	⑪	円	
	配偶者の税額軽減額(第5表⑬又は⑭)	⑫	円	
	未成年者控除額(第6表1⑮、⑯又は⑰)	⑬	円	
	障害者控除額(第6表2⑱、⑲又は⑳)	⑭	円	
	相次相続控除額(第7表㉑又は㉒)	⑮	円	
	外国税額控除額(第8表1㉓)	⑯	円	
	計	⑰	円	
	差引税額(⑩+⑪-⑫-⑬-⑭-⑮-⑯又は(⑩+⑪-⑰)(赤字のときは0))	⑱	円	
	相続時精算課税分の贈与税額控除額(第11の2表㉔)	⑲	円	
小計(⑱-⑲)(黒字のときは100円未満切捨て)	㉑	円		
農地等納税猶予税額(第8表2⑦)	㉒	円		
株式等納税猶予税額(第8の2表2㉓)	㉒	円		
申告納付すべき税額(㉑-㉒)	㉓	円		
申告期限までに納税額納付すべき税額(㉑-㉒)	㉓	円		
還付される税額(㉒-㉓)	㉔	円		

(注) ⑩欄の金額が赤字となる場合は、⑩欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、⑩欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額(第11の2表㉔)があるときの⑩欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

第1表(続)(平成21年4月分以降用)

納税義務等の承継に係る明細書
(兼相続人の代表者指定届出書)

税務受付印

被相続人

この表は、次の①から③までに掲げる場合のいずれかに該当する場合に記入します。
① 相続時精算課税適用者が被相続人である特定贈与者の死亡の日前に死亡している場合
② 相続税の申告書を提出すべき者が被相続人の死亡の日から相続税の申告期限までの間に相続税の申告書を提出しないで死亡している場合
③ 相続税の修正申告書を提出すべき者が相続税の修正申告書を提出しないで死亡している場合

1 死亡した者の住所・氏名等									
住所	フリガナ			氏名	相続開始年月日	平成	年	月	日
2 死亡した者の納付すべき又は還付される税額				納付すべき税額 (相続税の申告書第1表の②の金額)		円	 A		
				還付される税額 (相続税の申告書第1表の③の金額)		△	円		
3 相続人等の代表者の指定 (相続税に関する書類を受領する代表者を指定するときに記入してください。) 相続人等の代表者の氏名									
4 限定承認の有無 (相続人等が限定承認しているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。) 限定承認									
5 相続人等に関する事項	(1) 住所	〒		〒		〒		〒	
	(2) 氏名	フリガナ		フリガナ		フリガナ		フリガナ	
		⑩		⑩		⑩		⑩	
	※ 整理欄 (記入しないでください。)								
	(3) 職業及び被相続人との続柄	職業	続柄	職業	続柄	職業	続柄	職業	続柄
	(4) 生年月日	明・大・昭・平	年 月 日	明・大・昭・平	年 月 日	明・大・昭・平	年 月 日	明・大・昭・平	年 月 日
	(5) 電話番号								
	(6) 承継割合..... B	法定・指定		法定・指定		法定・指定		法定・指定	
	(7) 相続又は遺贈により取得した財産の価額	円		円		円		円	
	(8) 各人の(7)の合計								
(9) (7)の(8)に対する割合 (⁽⁷⁾ / ₍₈₎)									
6 税額	A × B	納付すべき税額 (各人の100円未満切捨て)		00円		00円		00円	
		還付される税額		△ 円		△ 円		△ 円	

第1表の付表1 (平24.4)

(資4-20-1-2-A4統一)

第1表の付表1 (平成24年4月分以降用)

納税義務等の承継に係る明細書
(兼相続人の代表者指定届出書)

被相続人

第1表の付表1 (平成21年4月分以降用)

この表は、次の①から③に掲げる場合のいずれかに該当する場合に記入します。
① 相続時精算課税適用者が被相続人である特定贈与者の死亡の日前に死亡している場合
② 相続税の申告書を提出すべき者が被相続人の死亡の日から相続税の申告期限までの間に相続税の申告書を提出しないで死亡している場合
③ 相続税の修正申告書を提出すべき者が相続税の修正申告書を提出しないで死亡している場合

1 死亡した者の住所・氏名等					
住所	フリガナ 氏名 相続開始年月日 平成 年 月 日				
2 死亡した者の納付すべき又は還付される税額	納付すべき税額 (相続税の申告書第1表の②の金額) 還付される税額 (相続税の申告書第1表の③の金額) 円 △ 円 A				
3 相続人等の代表者の指定 (相続税に関する書類を受領する代表者を指定するときに記入してください。) 相続人等の代表者の氏名					
4 限定承認の有無 (相続人等が限定承認しているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。) 限定承認					
5 相続人等に関する事項	(1) 住所	〒	〒	〒	〒
	(2) 氏名	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
		⑩	⑩	⑩	⑩
	※ 整理欄 (記入しないでください。)				
	(3) 職業及び被相続人との続柄	職業	続柄	職業	続柄
	(4) 生年月日	明・大・昭・平	年 月 日	明・大・昭・平	年 月 日
	(5) 電話番号				
	(6) 承継割合..... B	法定・指定		法定・指定	
	(7) 相続又は遺贈により取得した財産の価額	円		円	
	(8) 各人の(7)の合計				
(9) (7)の(8)に対する割合 (⁽⁷⁾ / ₍₈₎)					
6 税額	A × B	納付すべき税額 (各人の100円未満切捨て)		00円	
		還付される税額		△ 円	

第1表の付表1 (平22.4)

(資4-20-1-2-A4統一)

改正後

書きかた等

《使用目的等》

1この第1表の付表1は、表面の①から③までのいずれかに該当するときに使用するものです。なお、死亡した人の相続税の申告書を提出すべき者が1名である場合には、この第1表の付表1の提出を省略して差し支えありません。

2この第1表の付表1を記入する前に、申告書で死亡した人の納付すべき税額又は還付される税額を計算してください。

3共同で申告できない相続人や包括受遺者は、別に申告書と第1表の付表1を提出することになります。

《死亡した人の申告書（第1表又は第1表（続））の書きかた》

○「住所」と「氏名」欄は、相続税の申告書を提出すべき者（死亡した人）の住所、氏名を記入してください。この場合、氏名の頭部に「被相続人」と記入してください。

なお、《使用目的等》の1により、この第1表の付表1の提出を省略する場合は、これらの欄を2段に分け次のように記入してください。

(1)上段には、死亡した人について記入し、その氏名上部に相続開始（死亡）年月日を記入してください。

(2)下段には、相続人や包括受遺者について記入してください。この場合、相続人や包括受遺者の氏名、住所地を記入するとともに、その氏名の頭部に、「相続人又は包括受遺者」と記入し、署名、なつ印してください。

《第1表の付表1の書きかた》

1「1死亡した者の住所・氏名等」の「住所」欄

死亡した人の申告書の「住所」欄に記入した住所を記入してください。

2「2死亡した者の納付すべき又は還付される税額」の「納付すべき税額」欄又は「還付される税額」欄

死亡した人の申告書第1表の⑧欄（還付になる場合には⑨欄）の金額を転記してください。

3「5相続人等に関する事項」

共同で申告するかどうかにかかわらず、全ての相続人や包括受遺者（相続を放棄した人を除きます。）について記入してください。

(1)「住所」欄

相続人や包括受遺者がこの第1表の付表1を提出するときの住所を記入してください。

(2)「氏名」欄

この第1表の付表1により共同で申告する相続人や包括受遺者は、署名、なつ印してください。

なお、共同で申告できない相続人や包括受遺者については、氏名を○で囲んでください。

(3)「承継割合・・・B」欄

法定相続分（民法第900条、901条）により財産を取得している人は「法定」の文字を、遺言による指定相続分（民法第902条）により財産を取得している人は「指定」の文字を、それぞれ○で囲んだ上、その割合を記入してください。

(注1)次に掲げる場合の法定相続分は、次の表のとおりになります。

なお、子、父母、兄弟姉妹がそれぞれ2人以上あるときは、それぞれの法定相続分は均分になります。

被相続人に	子がいる場合	相続人	法定相続分
		配偶者	2分の1
		子	2分の1
	子がいらない場合	配偶者	3分の2
		父母	3分の1
	子も父母もいない場合	配偶者	4分の3
		兄弟姉妹	4分の1

(注2)指定相続分とは、相続人や包括受遺者が遺言によって指定を受ける相続分をいいます。

(4)「相続又は遺贈により取得した財産の価額」欄

各人が相続や包括遺贈により取得する積極財産の相続時の価額を記入してください。

なお、相続財産についてまだ分割が行われていないときは、積極財産の総額に各人の相続分（「5（6）承継割合・・・B」に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額をそれぞれ記入してください。

4「6税額」欄

この欄には、「2死亡した者の納付すべき又は還付される税額」の「納付すべき税額」欄又は「還付される税額」欄に各人の相続分（「5（6）承継割合・・・B」に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額を記入してください。

なお、「納付すべき税額」欄に記入する場合は100円未満の端数を切り捨て、「還付される税額」欄に記入する場合は1円単位まで記入してください。

(平24.4)

改正前

書きかた等

《使用目的等》

1この第1表の付表1は、表面の①から③のいずれかに該当するときに使用するものです。なお、死亡した人の相続税の申告書を提出すべき者が1名である場合には、この第1表の付表1の提出を省略して差し支えありません。

2この第1表の付表1を記入する前に、申告書で死亡した人の納付すべき税額又は還付される税額を計算してください。

3共同で申告できない相続人や包括受遺者は、別に申告書と第1表の付表1を提出することになります。

《死亡した人の申告書（第1表又は第1表（続））の書きかた》

○「住所」と「氏名」欄は、相続税の申告書を提出すべき者（死亡した人）の住所、氏名を記入してください。この場合、氏名の頭部に「被相続人」と記入してください。

なお、《使用目的等》の1により、この第1表の付表1の提出を省略する場合は、これらの欄を2段に分け次のように記入してください。

(1)上段には、死亡した人について記入し、その氏名上部に相続開始（死亡）年月日を記入してください。

(2)下段には、相続人や包括受遺者について記入してください。この場合、相続人や包括受遺者の氏名、住所地を記入するとともに、その氏名の頭部に、「相続人又は包括受遺者」と記入し、署名、なつ印してください。

《第1表の付表1の書きかた》

1「1死亡した者の住所・氏名等」の「住所」欄

死亡した人の申告書の「住所」欄に記入した住所を記入してください。

2「2死亡した者の納付すべき又は還付される税額」の「納付すべき税額」欄又は「還付される税額」欄

死亡した人の申告書第1表の⑧欄（還付になる場合には⑨欄）の金額を転記してください。

3「5相続人等に関する事項」

共同で申告するかどうかにかかわらず、すべての相続人や包括受遺者（相続を放棄した人を除く。）について記入してください。

(1)「住所」欄

相続人や包括受遺者がこの第1表の付表1を提出するときの住所を記入してください。

(2)「氏名」欄

この第1表の付表1により共同で申告する相続人や包括受遺者は、署名、なつ印してください。

なお、共同で申告できない相続人や包括受遺者については、氏名を○で囲んでください。

(3)「承継割合・・・B」欄

法定相続分（民法第900条、901条）により財産を取得している人は「法定」の文字を、遺言による指定相続分（民法第902条）により財産を取得している人は「指定」の文字を、それぞれ○で囲んだ上、その割合を記入してください。

(注1)次に掲げる場合の法定相続分は、次の表のとおりになります。

なお、子、父母、兄弟姉妹がそれぞれ2人以上あるときは、それぞれの法定相続分は均分になります。

被相続人に	子がいる場合	相続人	法定相続分
		配偶者	2分の1
		子	2分の1
	子がいらない場合	配偶者	3分の2
		父母	3分の1
	子も父母もいない場合	配偶者	4分の3
		兄弟姉妹	4分の1

(注2)指定相続分とは、相続人や包括受遺者が遺言によって指定を受ける相続分をいいます。

(4)「相続又は遺贈により取得した財産の価額」欄

各人が相続や包括遺贈により取得する積極財産の相続時の価額を記入してください。

なお、相続財産についてまだ分割が行われていないときは、積極財産の総額に各人の相続分（「5（6）承継割合・・・B」に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額をそれぞれ記入してください。

4「6税額」欄

この欄には、「2死亡した者の納付すべき又は還付される税額」の「納付すべき税額」欄又は「還付される税額」欄に各人の相続分（「5（6）承継割合・・・B」に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額を記入してください。

なお、「納付すべき税額」欄に記入する場合は100円未満の端数を切り捨て、「還付される税額」欄に記入する場合は1円単位まで記入してください。

(平22.4)

還付される税額の受取場所

被相続人

この表は、相続税について、相続時精算課税適用者等（相続時精算課税適用者又は相続税法第21条の17若しくは第21条の18の規定により死亡した相続時精算課税適用者の納税に関する権利を取得した人をいいます。）に還付される税額がある場合（第1表のその人の「還付される税額」欄又は第1表の付表1の6のその人の「還付される税額」欄に金額の記載がある場合）に記入します。

還付される税金の受取りには預貯金口座（ご本人名義の口座に限ります。）への振込みをご利用ください。

なお、還付される税金の受取りに当たって、

① 銀行等の預貯金口座への振込みを希望される場合は、銀行などの名称、預金種類及び口座番号を、

② ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、貯金総合口座の記号番号を、該当する項目に記入してください。

※ 振込みによる受取りをご利用されない方は、ゆうちょ銀行各店舗又は、郵便局の窓口での受取りとなりますので、受取りに利用される郵便局名等を該当する項目に記入してください。

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合									
フリガナ				銀行 金庫・組合 農協・漁協						本店・支店 出張所 本所・支所	
氏名		預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号					
		その他 ()									
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合					郵便局等の窓口での受取りの場合				
		記号番号 (7～13桁)				郵便局名等					

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合									
フリガナ				銀行 金庫・組合 農協・漁協						本店・支店 出張所 本所・支所	
氏名		預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号					
		その他 ()									
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合					郵便局等の窓口での受取りの場合				
		記号番号 (7～13桁)				郵便局名等					

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合									
フリガナ				銀行 金庫・組合 農協・漁協						本店・支店 出張所 本所・支所	
氏名		預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号					
		その他 ()									
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合					郵便局等の窓口での受取りの場合				
		記号番号 (7～13桁)				郵便局名等					

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合									
フリガナ	—			銀行 金庫・組合 農協・漁協						本店・支店 出張所 本所・支所	
氏名		預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号					
		その他 ()									
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合					郵便局等の窓口での受取りの場合				
		記号番号 (7～13桁)				郵便局名等					

第1表の付表2 (平24.4)

(資4-20-1-3-A4統一)

還付される税額の受取場所

被相続人

この表は、相続税について、相続時精算課税適用者等（相続時精算課税適用者又は相続税法第21条の17若しくは第21条の18の規定により死亡した相続時精算課税適用者の納税に関する権利を取得した人をいいます。）に還付される税額がある場合（第1表のその人の「還付される税額」欄又は第1表の付表1の6のその人の「還付される税額」欄に金額の記載がある場合）に記入します。

還付される税金の受取りには預貯金口座（ご本人名義の口座に限ります。）への振込みをご利用ください。

なお、還付される税金の受取りに当たって、

① 銀行等の預貯金口座への振込みを希望される場合は、銀行などの名称、預金種類及び口座番号を、

② ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、貯金総合口座の記号番号を、

該当する項目に記入してください。

※ 振込みによる受取りをご利用されない方は、ゆうちょ銀行各店舗又は、郵便局の窓口での受取りとなりますので、受取りに利用される郵便局名等を該当する項目に記入して下さい。

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合									
フリガナ				銀行 金庫・組合 農協・漁協						本店・支店 出張所 本所・支所	
氏名		預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号					
		その他 ()									
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合					郵便局等の窓口での受取りの場合				
		記号番号 (7～13桁)				郵便局名等					

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合									
フリガナ				銀行 金庫・組合 農協・漁協						本店・支店 出張所 本所・支所	
氏名		預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号					
		その他 ()									
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合					郵便局等の窓口での受取りの場合				
		記号番号 (7～13桁)				郵便局名等					

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合									
フリガナ				銀行 金庫・組合 農協・漁協						本店・支店 出張所 本所・支所	
氏名		預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号					
		その他 ()									
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合					郵便局等の窓口での受取りの場合				
		記号番号 (7～13桁)				郵便局名等					

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合									
フリガナ				銀行 金庫・組合 農協・漁協						本店・支店 出張所 本所・支所	
氏名		預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号					
		その他 ()									
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合					郵便局等の窓口での受取りの場合				
		記号番号 (7～13桁)				郵便局名等					

第1表の付表2 (平22.4)

(資4-20-1-3-A4統一)

第1表の付表2 (平成21年4月分以降用)

還付される税額の受取場所の書き方

還付申告（※1）の方は、申告書第1表の付表2「還付される税額の受取場所」を、次の記載例にしたがって記入してください。

なお、還付金の受取りには預貯金口座（相統時精算課税適用者等（※2）ご本人名義の口座に限ります。）への振込みをご利用ください。

- ※1 還付申告とは、申告書第1表のその人の「還付される税額^㉔」欄又は第1表の付表1の6のその人の「還付される税額」欄に金額の記載がある場合をいいます。
- ※2 相統時精算課税適用者等とは、相統時精算課税適用者又は相統税法第21条の17若しくは第21条の18の規定により死亡した相統時精算課税適用者の納税に関する権利を承継した人をいいます。

《記載例》

○銀行等の口座への振込みを希望する場合

相統時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合										
フリガナ		○ ○		銀行 金庫・組合 農協・信協	△ △		本店・支店 出張所 本店・支所					
氏名		預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号	×	×	×	×	×	×
		その他 ()										
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合					郵便局等の口座番号（7桁以内）					
		記号番号 (7～13桁)				郵便局名等						

該当する預金種類（総合口座の場合には「普通」）に○印を付けてください。

口座番号欄には、**口座番号のみ**を左詰めで書いてください。

※ インターネット専業銀行については、特定の銀行を除いて還付金の振込みはできませんので、振込みの可否については取引している銀行にお問い合わせください。

○ゆうちょ銀行の口座への振込みを希望する場合

相統時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合										
フリガナ		○ ○		銀行 金庫・組合 農協・信協	△ △		本店・支店 出張所 本店・支所					
氏名		預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号						
		その他 ()										
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合					郵便局等の窓口での受取りの場合					
		記号番号 (7～13桁)	1 × × × 0 - × × × × × × × 1			郵便局名等						

記号部分（5桁） 番号部分（2～8桁）

貯金総合口座の記号番号のみを書いてください。

○ゆうちょ銀行各店舗又は郵便局の窓口での受取りを希望する場合

相統時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合										
フリガナ		○ ○		銀行 金庫・組合 農協・信協	△ △		本店・支店 出張所 本店・支所					
氏名		預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号						
		その他 ()										
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合					郵便局等の窓口での受取りの場合					
		記号番号 (7～13桁)				郵便局名等		ゆうちょ銀行□□支店 又は ○○郵便局				

受取りに利用される郵便局名等を書いてください。

(平24.4)

還付される税額の受取場所の書き方

還付申告（※1）の方は、申告書第1表の付表2「還付される税額の受取場所」を、次の記載例にしたがって記入してください。

なお、**還付金の受取りには預貯金口座**（相統時精算課税適用者等（※2）ご本人名義の口座に限ります。）への振込みをご利用ください。

- ※1 還付申告とは、申告書第1表のその人の「還付される税額^㉔」欄又は第1表の付表1の6のその人の「還付される税額」欄に金額の記載がある場合をいいます。
- ※2 相統時精算課税適用者等とは、相統時精算課税適用者又は相統税法第21条の17若しくは第21条の18の規定により死亡した相統時精算課税適用者の納税に関する権利を承継した人をいいます。

《記載例》

○銀行等の口座への振込みを希望する場合

相統時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合										
フリガナ		○ ○		銀行 金庫・組合 農協・信協	△ △		本店・支店 出張所 本店・支所					
氏名		預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号	×	×	×	×	×	×
		その他 ()										
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合					郵便局等の 口座番号（7桁以内）					
		記号番号 (7～13桁)										

該当する預金種類（総合口座の場合には「普通」）に○印を付けてください。

口座番号欄には、**口座番号のみ**を左詰めで書いてください。

※ インターネット専業銀行については、特定の銀行を除いて還付金の振込みはできませんので、振込みの可否については取引している銀行にお問い合わせください。

○ゆうちょ銀行の口座への振込みを希望する場合

相統時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合										
フリガナ		○ ○		銀行 金庫・組合 農協・信協	△ △		本店・支店 出張所 本店・支所					
氏名		預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号						
		その他 ()										
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合					郵便局等の窓口での受取りの場合					
		記号番号 (7～13桁)	1 × × × 0 - × × × × × × × 1									

記号部分（5桁） 番号部分（2～8桁）

貯金総合口座の記号番号のみを書いてください。

○ゆうちょ銀行各店舗又は郵便局の窓口での受取りを希望する場合

相統時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合										
フリガナ		○ ○		銀行 金庫・組合 農協・信協	△ △		本店・支店 出張所 本店・支所					
氏名		預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号						
		その他 ()										
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合					郵便局等の窓口での受取りの場合					
		記号番号 (7～13桁)						ゆうちょ銀行□□支店 又は ○○郵便局				

受取りに利用される郵便局名等を書いてください。

(平22.4)

受益者等が存しない信託等に係る相続税額の計算明細書

										被相続人						
この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受託者が相続税の申告書を提出する場合に作成します。 なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。										受託者の 名称又は氏名 (法人整理番号)		()				
1 信託の明細																
番号	信託の名称				営業所等の名称及び所在地											
1																
2																
3																
2 信託に関する権利の明細																
番号	種類	細目	利用区分、 銘柄等	所在場所等	数量 固定資産税 評価額	単価 倍率	価額	外国税額控除額								
							円	円								
信託に関する権利の価額の合計額等								①	②							
(注) 1 「番号」欄は、記載する資産が属する信託財産の上記「1 信託の明細」の「番号」を記入します。 2 この明細は、第11表に準じて記入してください。 3 「価額」欄は、当該資産の価額（信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額）を記入します。なお、当該信託財産に属する負債は、第13表（債務及び葬式費用の明細書）には記載しない 4 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に「信託に関する権利の明細」を記載して添付してください。																
3 相続税額等の計算																
③ 相続税の算出税額（第1表の受託者の④又は⑤欄の金額）				④ 相続税額の2割加算額（第1表の受託者の⑩欄の金額）				⑤ 外国税額控除額（②欄の金額）				⑥ ③+④-⑤の金額				
円				円				円				円				
法人税及び事業税等の額の基となる価額の計算																
⑦ 信託に関する権利の価額の合計額（⑩欄の金額）				⑧ ⑦の価額に基づく事業税の額				⑨ ⑦の価額に基づく地方 人特別税の額				⑩ ⑦の価額に基づく法人税 の額				
円				円				円				円				
⑪ ⑧の価額に基づく事業税の額				⑫ ⑧の価額に基づく地方法人特別税の額				⑬ ⑪の金額に基づく道府県民税の額				⑭ ⑪の金額に基づく市町村民税の額				
円				円				円				円				
⑮ 法人税等控除額（⑩+⑫+⑬+⑭）				⑯ ③+④-⑮の金額				⑰ 申告納税額（申告期限までに納付すべき税額）（⑥-⑮）								
円				円				円								
(注) 1 ③又は④の各欄は、⑦又は⑧の各欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の額」を記入します。 2 ⑤又は⑥の各欄は、⑦又は⑧の各欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。 3 ⑩欄は、⑩欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。 4 ⑪又は⑫の各欄は、⑪欄の「法人税の額」を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の額」又は「市町村民税」の額を記入します。 5 ⑬欄の金額を第1表の受託者の⑭欄に転記します。⑬欄の金額（⑥-⑮）がマイナスとなるときは「0」と記入します。																
4 信託財産責任負担債務の額の計算																
番号	⑱ ①欄の金額				⑲ ⑱欄の金額のうち各信託ごとの価額の合計額				⑳ ⑱×㉑-⑲の金額				㉒ 各信託に関する権利に係る外国税額控除額		㉓ 信託財産責任負担債務の額（㉒-㉓）	
	円				円				円				円		円	
信託財産責任負担債務の額の合計額																
(注) 1 この欄は、相続税額が相続税法施行令第1条の10第4項の規定により一の者の相続税として計算される場合において、この明細書を提出する受託者が受託した各信託に関する権利に係る信託財産責任負担債務の額を記入します（「信託財産責任負担債務」とは、信託法第2条第9項に規定する信託財産責任負担債務をいいます。）。 2 「番号」欄は、記載する信託財産が属する信託の「1 信託の明細」欄の番号を記入します。 3 ㉑欄は、各信託のうち受託者が相続税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する、「2 信託に関する権利の明細」欄の信託財産に属する資産の価額（信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額）の合計額を記入します。 4 ㉒欄は、各信託のうち受託者が相続税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する外国税額控除額を記入します。 5 ㉓欄の金額（㉒-㉓）がマイナスとなるときは「0」と記入します。 6 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に「信託財産責任負担債務の額の計算」を記載して添付してください。																

第1表の付表3（平24.4）

（資4-96-A4統一）

受益者等が存しない信託等に係る相続税額の計算明細書

										被相続人						
この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受託者が相続税の申告書を提出する場合に作成します。 なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。										受託者の 名称又は氏名 (法人整理番号)		()				
1 信託の明細																
番号	信託の名称				営業所等の名称及び所在地											
1																
2																
3																
2 信託に関する権利の明細																
番号	種類	細目	利用区分、 銘柄等	所在場所等	数量 固定資産税 評価額	単価 倍率	価額	外国税額控除額								
							円	円								
信託に関する権利の価額の合計額等								①	②							
(注) 1 「番号」欄は、記載する資産が属する信託財産の上記「1 信託の明細」の「番号」を記入します。 2 この明細は、相続税の申告書第11表に準じて記入してください。 3 「価額」欄は、当該資産の価額（信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額）を記入します。なお、当該信託財産に属する負債は、相続税申告書第13表（債務及び葬式費用の明細書）には記載しない 4 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に信託に関する権利の明細を記載して添付してください。																
3 相続税額等の計算																
③ 相続税の算出税額（相続税申告書第1表又は第1表（続）の受託者の④又は⑤欄の金額）				④ 相続税額の2割加算額（相続税申告書第1表又は第1表（続）の受託者の⑩欄の金額）				⑤ 外国税額控除額（②欄の金額）				⑥ ③+④-⑤の金額				
円				円				円				円				
法人税及び事業税等の額の基となる価額の計算																
⑦ 信託に関する権利の価額の合計額（⑩欄の金額）				⑧ ⑦の価額に基づく事業税の額				⑨ ⑦の価額に基づく地方 人特別税の額				⑩ ⑦の価額に基づく法人税 の額				
円				円				円				円				
⑪ ⑧の価額に基づく事業税の額				⑫ ⑧の価額に基づく地方法人特別税の額				⑬ ⑪の金額に基づく道府県民税の額				⑭ ⑪の金額に基づく市町村民税の額				
円				円				円				円				
⑮ 法人税等控除額（⑩+⑫+⑬+⑭）				⑯ ③+④-⑮の金額				⑰ 申告納税額（申告期限までに納付すべき税額）（⑥-⑮）								
円				円				円								
(注) 1 ③又は④の各欄は、⑦又は⑧の各欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の額」を記入します。 2 ⑤又は⑥の各欄は、⑦又は⑧の各欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。 3 ⑩欄は、⑩欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。 4 ⑪又は⑫の各欄は、⑪欄の「法人税の額」を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の額」又は「市町村民税」の額を記入します。 5 ⑬欄の金額を相続税申告書第1表又は第1表（続）の受託者の⑭欄に転記します。⑬欄の金額（⑥-⑮）がマイナスとなるときは「0」と記入します。																
4 信託財産責任負担債務の額の計算																
番号	⑱ ①欄の金額				⑲ ⑱欄の金額のうち各信託ごとの価額の合計額				⑳ ⑱×㉑÷⑲の金額				㉒ 各信託に関する権利に係る外国税額控除額		㉓ 信託財産責任負担債務の額（㉒-㉓）	
	円				円				円				円		円	
信託財産責任負担債務の額の合計額																
(注) 1 この欄は、相続税額が相続税法施行令第1条の10第4項の規定により一の者の相続税として計算される場合において、この明細書を提出する受託者が受託した各信託に関する権利に係る信託財産責任負担債務の額を記入します（「信託財産責任負担債務」とは、信託法第2条第9項に規定する信託財産責任負担債務をいいます。）。 2 「番号」欄は、記載する信託財産が属する信託の「1 信託の明細」欄の番号を記入します。 3 ㉑欄は、各信託のうち受託者が相続税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する、「2 信託に関する権利の明細」欄の信託財産に属する資産の価額（信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額）の合計額を記入します。 4 ㉒欄は、各信託のうち受託者が相続税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する外国税額控除額を記入します。 5 ㉓欄の金額（㉒-㉓）がマイナスとなるときは「0」と記入します。 6 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に「信託財産責任負担債務の額の計算」を記載して添付してください。																

第1表の付表3（平22.4）

（資4-96-A4統一）

改 正 後	改 正 前
書 き か た 等 この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受託者が相続税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。 各欄の記載については、表面の各欄の（注）にしたがって記入してください。また、次の欄は次により記入してください。 1 「受託者の名称又は氏名」欄には、受託者の名称又は氏名を記入してください。 2 「1 信託の明細」には、この明細書を提出する受託者が相続税の申告を行うべき受益者等が存しない信託（相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により被相続人から遺贈により取得したものとみなされる信託に関する権利をいいます。以下同じです。）について一の信託契約ごとに記入してください。 なお、「営業所等の名称及び所在地」欄には、信託の受託をした営業所、事務所その他これらに準ずるものの名称及び所在地を記入してください。 3 「2 信託に関する権利の明細」には、「1 信託の明細」に記載した受益者等が存しない信託について、信託財産に係る資産の明細を記入してください。 なお、外国税額控除額は、「1 信託の明細」に記載した信託契約に係る信託財産に属する資産を記入した欄のいずれかにまとめて記入してください。 4 「3 相続税額等の計算」では、相続税額等から控除する、法人税、事業税等の額を計算し、申告納税額（申告期限までに納付すべき税額）を算出します。 なお、「⑮」欄の金額を第1表の②欄に転記します。 5 「4 信託財産責任負担債務の額の計算」では、相続税額が相続税法施行令第1条の10第4項の規定により一の者の相続税として計算される場合において、各信託に係る信託財産責任負担債務の額を計算します。 6 相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により相続税の申告をする受託者が、当該信託の信託に係る被相続人の相続人である場合には、当該信託に係る被相続人から遺贈により取得したとみなされる信託に関する権利に係る受託者の数は、相続税法第15条第2項（（遺産に係る基礎控除））の相続人の数に算入しません。 7 相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により相続税の申告をする受託者が、相続税法第18条に規定する当該相続等に係る被相続人の一親等の血族（当該被相続人の直系卑属が相続開始以前に死亡している場合又は相続権を失った場合には、代襲して相続人となった当該被相続人の直系卑属を含みます。）及び配偶者以外の者である場合には、相続税法第17条の規定により算出した相続税に対し、相続税法第18条に規定する相続税額の加算を行う必要があります。 (平24.4)	書 き か た 等 この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受託者が相続税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。 各欄の記載については、表面の各欄の（注）にしたがって記入してください。また、次の欄は次により記入してください。 1 「受託者の名称又は氏名」欄には、受託者の名称又は氏名を記入してください。 2 「1 信託の明細」には、この明細書を提出する受託者が相続税の申告を行うべき受益者等が存しない信託（相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により被相続人から遺贈により取得したものとみなされる信託に関する権利をいいます。以下同じ。）について一の信託契約ごとに記入してください。 なお、「所在地」欄には、信託の受託をした営業所、事務所その他これらに準ずるものの名称及び所在地を記入してください。 3 「2 信託に関する権利の明細」には、「1 信託の明細」に記載した受益者等が存しない信託について、信託財産に係る資産の明細を記入してください。 なお、外国税額控除額は、「1 信託の明細」に記載した信託契約に係る信託財産に属する資産を記入した欄のいずれかにまとめて記入してください。 4 「3 相続税額等の計算」では、相続税額等から控除する、法人税、事業税等の額を計算し、申告納税額（申告期限までに納付すべき税額）を算出します。 なお、「⑮」欄の金額を相続税の申告書第1表又は第1表（続）の②欄に転記します。 5 「4 信託財産責任負担債務の額の計算」では、相続税額が相続税法施行令第1条の10第4項の規定により一の者の相続税として計算される場合において、各信託に係る信託財産責任負担債務の額を計算します。 6 相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により相続税の申告をする受託者が、当該信託の信託に係る被相続人の相続人である場合には、当該信託に係る被相続人から遺贈により取得したとみなされる信託に関する権利に係る受託者の数は、相続税法第15条第2項（（遺産に係る基礎控除））の相続人の数に算入しません。 7 相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により相続税の申告をする受託者が、相続税法第18条に規定する当該相続等に係る被相続人の一親等の血族（当該被相続人の直系卑属が相続開始以前に死亡している場合又は相続権を失った場合には、代襲して相続人となった当該被相続人の直系卑属を含む。）及び配偶者以外の者である場合には、相続税法第17条の規定により算出した相続税に対し、相続税法第18条に規定する相続税額の加算を行う必要があります。 (T22.4)

改正後

人格のない社団又は財団に課される相続税額の計算明細書

この明細書は、相続税法第66条第1項に規定する代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団が遺贈により取得した財産に係る相続税の申告書を提出する場合に作成します。
なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。

被相続人

人格のない社団又は財団の名称
(法人整理番号) ()

1 遺贈により取得した財産の明細等

番号	種類	細目	利用区分、銘柄等	所在場所等	数量	単価	価額
					固定資産税評価額	倍数	
1							円
2							
3							
4							
5							
↑ 遺贈により取得した財産のうち、その財産の価額が法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産については、番号を○で囲んでください。					合計額		①
上記に記載した財産の価額のうち法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産の価額の合計額							② 円

2 相続税額から控除する法人税等に相当する額の計算

③ 法人税法の規定により益金の額に算入される遺贈により取得した財産の価額の合計額 (②欄の金額)	④ ③の価額に基づく事業税の所得割の額	⑤ ③の価額に基づく地方法人特別税の額	⑥ 翌期控除事業税等相当額 (④+⑤)
円	円	円	円
⑦ 法人税及び事業税等の額の基となる価額 (③-⑥)	⑧ ⑦の価額に基づく法人税の額	⑨ ⑦の価額に基づく事業税の所得割の額	⑩ ⑦の価額に基づく地方法人特別税の額
円	円	円	円
⑪ ⑧の金額に基づく道府県民税の法人税割の額	⑫ ⑧の金額に基づく市町村民税の法人税割の額	⑬ 法人税等に相当する額 (⑧+⑨+⑩+⑪+⑫)	
円	円	円	

3 相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算

⑭ 相続税の差引税額 (第1表の⑬の金額)	⑮ 法人税法の規定により益金の額に算入される遺贈により取得した財産に対応する差引税額 (⑭×②÷①)	⑯ 法人税等に相当する額 (⑬の金額)	⑰ 限度額 (⑮の金額と⑯の金額のうちいずれか少ない方の金額)
円	円	円	円

4 申告納税額(納付すべき税額)の計算

⑱ 相続税の差引税額 (第1表の⑬の金額)	⑲ 相続税額から控除する法人税等に相当する額 (⑰の金額)	⑳ 申告納税額 (納付すべき税額) (⑱-⑲)	(注) ㉑の金額を人格のない社団又は財団の第1表の②欄に転記します。
円	円	円	

第1表の付表4 (平成24.4)

(資4-20-1-4-A4統一)

改正前

人格のない社団又は財団に課される相続税額の計算明細書

この明細書は、相続税法第66条第1項に規定する代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団が遺贈により取得した財産に係る相続税の申告書を提出する場合に作成します。
なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。

被相続人

人格のない社団又は財団の名称
(法人整理番号) ()

1 遺贈により取得した財産の明細等

番号	種類	細目	利用区分、銘柄等	所在場所等	数量	単価	価額
					固定資産税評価額	倍数	
1							円
2							
3							
4							
5							
↑ 遺贈により取得した財産のうち、その財産の価額が法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産については、番号を○で囲んでください。					合計額		①
上記に記載した財産の価額のうち法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産の価額の合計額							② 円

2 相続税額から控除する法人税等に相当する額の計算

③ 法人税法の規定により益金の額に算入される遺贈により取得した財産の価額の合計額 (②欄の金額)	④ ③の価額に基づく事業税の所得割の額	⑤ ③の価額に基づく地方法人特別税の額	⑥ 翌期控除事業税等相当額 (④+⑤)
円	円	円	円
⑦ 法人税及び事業税等の額の基となる価額 (③-⑥)	⑧ ⑦の価額に基づく法人税の額	⑨ ⑦の価額に基づく事業税の所得割の額	⑩ ⑦の価額に基づく地方法人特別税の額
円	円	円	円
⑪ ⑧の金額に基づく道府県民税の法人税割の額	⑫ ⑧の金額に基づく市町村民税の法人税割の額	⑬ 法人税等に相当する額 (⑧+⑨+⑩+⑪+⑫)	
円	円	円	

3 相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算

⑭ 相続税の差引税額 (相続税申告書第1表又は第1表(註)の⑬の金額)	⑮ 法人税法の規定により益金の額に算入される遺贈により取得した財産に対応する差引税額 (⑭×②÷①)	⑯ 法人税等に相当する額 (⑬の金額)	⑰ 限度額 (⑮の金額と⑯の金額のうちいずれか少ない方の金額)
円	円	円	円

4 申告納税額(納付すべき税額)の計算

⑱ 相続税の差引税額 (相続税申告書第1表又は第1表(註)の⑬の金額)	⑲ 相続税額から控除する法人税等に相当する額 (⑰の金額)	⑳ 申告納税額 (納付すべき税額) (⑱-⑲)	(注) ㉑の金額を人格のない社団又は財団の相続税申告書第1表又は第1表(註)の②欄に転記します。
円	円	円	

第1表の付表4 (平成22.4)

(資4-20-1-4-A4統一)

第2 相続税関係

- 11 -

改正後	改正前
書きかた等 この明細書は、相続税法第66条第1項に規定する代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団（以下「人格のない社団等」といいます。）が遺贈により取得した財産に係る相続税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。 1 「人格のない社団又は財団の名称」欄には、遺贈により財産を取得した人格のない社団等の名称を記入してください。 2 「1 遺贈により取得した財産の明細等」の「種類」、「細目」、「利用区分、銘柄等」、「所在場所等」、「数量」、「固定資産税評価額」、「単価」、「倍数」及び「価額」欄は、第11表に準じて記入してください。 なお、遺贈により取得した財産のうちに、その財産の価額が法人税法の規定により人格のない社団等の事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産については、番号を○で囲んでください。 3 「2 相続税額から控除する法人税等に相当する額の計算」は、相続税額から控除する法人税、事業税等の額を次により計算して記入してください。 (1) 「④」及び「⑤」欄には、「③」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。 (2) 「⑥」並びに「⑩」及び「⑬」欄には、「⑦」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」並びに地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。 (3) 「⑪」及び「⑭」欄には、「⑧」欄の金額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の法人税割の額」及び「市町村民税の法人税割の額」を記入します。 4 「3 相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算」では、相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額を計算します。 5 「4 申告納税額（納付すべき税額）の計算」では、申告納税額（納付すべき税額）を計算します。 「⑫」欄の金額を人格のない社団等の第1表の「⑫」欄に転記します。 (平24.4)	書きかた等 この明細書は、相続税法第 66 条第 1項に規定する代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団（以下「人格のない社団等」といいます。）が遺贈により取得した財産に係る相続税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。 1 「人格のない社団又は財団の名称」欄には、遺贈により財産を取得した人格のない社団等の名称を記入してください。 2 「1 遺贈により取得した財産の明細等」の「種類」、「細目」、「利用区分、銘柄等」、「所在場所等」、「数量」、「固定資産税評価額」、「単価」、「倍数」及び「価額」欄は、<u>相続税申告書</u>第 11 表に準じて記入してください。 なお、遺贈により取得した財産のうちに、その財産の価額が法人税法の規定により人格のない社団等の事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産については、番号を○で囲んでください。 3 「2 相続税額から控除する法人税等に相当する額の計算」は、相続税額から控除する法人税、事業税等の額を次により計算して記入してください。 (1) 「④」及び「⑤」欄には、「③」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。 (2) 「⑧」並びに「⑨」及び「⑩」欄には、「⑦」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」並びに地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。 (3) 「⑪」及び「⑫」の欄には、「⑧」欄の金額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の法人税割の額」及び「市町村民税の法人税割の額」を記入します。 4 「3 相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算」では、相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額を計算します。 5 「4 申告納税額（納付すべき税額）の計算」では、申告納税額（納付すべき税額）を計算します。 「⑬」欄の金額を人格のない社団等の相続税申告書第 1表又は第 1表（続）の「⑬」欄に転記します。 (平22.4)

改正後

相続税の総額の計算書

被相続人

この表は、第1表及び第3表の「相続税の総額」の計算のために使用します。
なお、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいない場合は、この表の④欄及び⑤欄並びに⑨欄から⑪欄までは記入する必要がありません。

①課税価格の合計額

②遺産に係る基礎控除額

③課税遺産総額

④法定相続人

⑤左の法定相続人に
応じた
法定相続分

⑥法定相続分に
応ずる取得金額
(③×⑤)
(1,000円未満切捨て)

⑦相続税の総額の
基となる税額
(下の「速算表」
で計算します。)

⑧法定相続分に
応ずる取得金額
(③×⑤)
(1,000円未満切捨て)

⑨相続税の総額の
基となる税額
(下の「速算表」
で計算します。)

④法定相続人
(注)1参照

氏名

被相続
人との
続柄

⑤左の法定
相続人に
応じた
法定相続分

⑥法定相続分に
応ずる取得金額
(③×⑤)
(1,000円未満切捨て)

⑦相続税の総額の
基となる税額
(下の「速算表」
で計算します。)

⑧法定相続分に
応ずる取得金額
(③×⑤)
(1,000円未満切捨て)

⑨相続税の総額の
基となる税額
(下の「速算表」
で計算します。)

法定相続人の数

④人

合計

1

⑧相続税の総額
(⑦の合計額)
(100円未満切捨て)

00

⑨相続税の総額
(⑧の合計額)
(100円未満切捨て)

00

(注)1

④欄の記入に当たっては、被相続人に養子がある場合や相続の放棄があった場合には、「相続税の申告のしかた」をご覧ください。

2

⑧欄の金額を第1表⑦欄へ転記します。財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合は、⑧欄の金額を第1表⑦欄へ転記するとともに、⑪欄の金額を第3表⑦欄へ転記します。

第2表

(平成21年4月分以降用)

相続税の速算表

法定相続分に 応ずる取得金額	10,000千円 以下	30,000千円 以下	50,000千円 以下	100,000千円 以下	300,000千円 以下	300,000千円 超
税 率	10%	15%	20%	30%	40%	50%
控 除 額	－ 千円	500千円	2,000千円	7,000千円	17,000千円	47,000千円

この速算表の使用方法は、次のとおりです。
⑥欄の金額×税率－控除額＝⑦欄の税額
⑨欄の金額×税率－控除額＝⑩欄の税額
例えば、⑥欄の金額30,000千円に対する税額（⑦欄）は、30,000千円×15%－500千円＝4,000千円です。

○連帯納付義務について
相続税の納税については、各相続人等が相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与により受けた利益の価額を限度として、お互いに連帯して納付しなければならない義務があります。

第2表(平24.4)

(資4-20-3-A4統一)

改正前

相続税の総額の計算書

被相続人

この表は、第1表及び第3表の「相続税の総額」の計算のために使用します。
なお、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいない場合は、この表の④欄及び⑤欄並びに⑨欄から⑪欄までは記入する必要がありません。

①課税価格の合計額

②遺産に係る基礎控除額

③課税遺産総額

④法定相続人

⑤左の法定相続人に
応じた
法定相続分

⑥法定相続分に
応ずる取得金額
(③×⑤)
(1,000円未満切捨て)

⑦相続税の総額の
基となる税額
(下の「速算表」
で計算します。)

⑧法定相続分に
応ずる取得金額
(③×⑤)
(1,000円未満切捨て)

⑨相続税の総額の
基となる税額
(下の「速算表」
で計算します。)

④法定相続人
(注)1参照

氏名

被相続
人との
続柄

⑤左の法定
相続人に
応じた
法定相続分

⑥法定相続分に
応ずる取得金額
(③×⑤)
(1,000円未満切捨て)

⑦相続税の総額の
基となる税額
(下の「速算表」
で計算します。)

⑧法定相続分に
応ずる取得金額
(③×⑤)
(1,000円未満切捨て)

⑨相続税の総額の
基となる税額
(下の「速算表」
で計算します。)

法定相続人の数

④人

合計

1

⑧相続税の総額
(⑦の合計額)
(100円未満切捨て)

00

⑨相続税の総額
(⑧の合計額)
(100円未満切捨て)

00

(注)1

④欄の記入に当たっては、被相続人に養子がある場合や相続の放棄があった場合には、「相続税の申告のしかた」をご覧ください。

2

⑧欄の金額を第1表⑦欄へ転記します。財産を取得した人のうち農業相続人がいる場合は、⑧欄の金額を第1表⑦欄へ転記するとともに、⑪欄の金額を第3表⑦欄へ転記します。

第2表

(平成21年4月分以降用)

相続税の速算表

法定相続分に 応ずる取得金額	10,000千円 以下	30,000千円 以下	50,000千円 以下	100,000千円 以下	300,000千円 以下	300,000千円 超
税 率	10%	15%	20%	30%	40%	50%
控 除 額	－ 千円	500千円	2,000千円	7,000千円	17,000千円	47,000千円

この速算表の使用方法は、次のとおりです。
⑥欄の金額×税率－控除額＝⑦欄の税額
⑨欄の金額×税率－控除額＝⑩欄の税額
例えば、⑥欄の金額30,000千円に対する税額（⑦欄）は、30,000千円×15%－500千円＝4,000千円です。

○連帯納付義務について
相続税の納税については、各相続人等が相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与により受けた利益の価額を限度として、お互いに連帯して納付しなければならない義務があります。

第2表(平22.4)

(資4-20-3-A4統一)

第2 相続税関係

- 13 -

配偶者の税額軽減額の計算書

被相続人

私は、相続税法第19条の2第1項の規定による配偶者の税額軽減の適用を受けます。

1 一般の場合（この表は、①被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいない場合又は②配偶者が農業相続人である場合に記入します。）						
課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額		(第1表の④の金額) 〔配偶者の法定相続分〕 _____,000円× $\frac{\square}{\square}$ = _____円 上記の金額が16,000万円に満たない場合には、16,000万円		⑦※		円
配偶者の税額軽減額を計算する場合の課税価格	① 分割財産の価額 (第11表の配偶者の①の金額)	分割財産の価額から控除する債務及び葬式費用の金額		⑤ 純資産価額に計算される暦年課税分の贈与財産価額 (第1表の配偶者の⑤の金額)	⑥ (①－④＋⑤)の金額 (⑤の金額より小さいときは⑤の金額) (1,000円未満切捨て)	
	円	円	円	円	円	円 ※
⑦ 相続税の総額 (第1表の⑦の金額)		⑧ ④の金額と⑥の金額のうちいずれか少ない方の金額		⑨ 課税価格の合計額 (第1表の④の金額)		円
円		円		円		円
00				,000		
配偶者の税額軽減の限度額		(第1表の配偶者の⑧又は⑨の金額) (第1表の配偶者の⑨の金額)		⑩		円
(_____円 - _____円)						
配偶者の税額軽減額		(⑩の金額と⑩の金額のうちいずれか少ない方の金額)		⑪		円
(注) ⑪の金額を第1表の配偶者の「配偶者の税額軽減額⑪」欄に転記します。						

2 配偶者以外の人が農業相続人である場合（この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合で、かつ、その農業相続人が配偶者以外の場合に記入します。）						
課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額		(第3表の④の金額) 〔配偶者の法定相続分〕 _____,000円× $\frac{\square}{\square}$ = _____円 上記の金額が16,000万円に満たない場合には、16,000万円		⑦※		円
配偶者の税額軽減額を計算する場合の課税価格	① 分割財産の価額 (第11表の配偶者の①の金額)	分割財産の価額から控除する債務及び葬式費用の金額		⑤ 純資産価額に計算される暦年課税分の贈与財産価額 (第1表の配偶者の⑤の金額)	⑥ (①－④＋⑤)の金額 (⑤の金額より小さいときは⑤の金額) (1,000円未満切捨て)	
	円	円	円	円	円	円 ※
⑦ 相続税の総額 (第3表の⑦の金額)		⑧ ④の金額と⑥の金額のうちいずれか少ない方の金額		⑨ 課税価格の合計額 (第3表の④の金額)		円
円		円		円		円
00				,000		
配偶者の税額軽減の限度額		(第1表の配偶者の⑧の金額) (第1表の配偶者の⑨の金額)		⑩		円
(_____円 - _____円)						
配偶者の税額軽減額		(⑩の金額と⑩の金額のうちいずれか少ない方の金額)		⑪		円
(注) ⑪の金額を第1表の配偶者の「配偶者の税額軽減額⑪」欄に転記します。						

※ 相続税法第19条の2第5項(隠蔽又は仮装があった場合の配偶者の相続税額の軽減の不適用)の規定の適用があるときには、「課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額」の(第1表の④の金額)、⑥、⑦、⑨、「課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額」の(第3表の④の金額)、⑩、⑪及び⑫の各欄は、第5表の付表で計算した金額を転記します。

第5表(平24.4)

(資4-20-6-1-A4統一)

配偶者の税額軽減額の計算書

被相続人

私は、相続税法第19条の2第1項の規定による配偶者の税額軽減の適用を受けます。

1 一般の場合（この表は、①被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいない場合又は②配偶者が農業相続人である場合に記入します。）						
課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額		(第1表の④の金額) 〔配偶者の法定相続分〕 _____,000円× $\frac{\square}{\square}$ = _____円 上記の金額が16,000万円に満たない場合には、16,000万円		⑦※		円
配偶者の税額軽減額を計算する場合の課税価格	① 分割財産の価額 (第11表の配偶者の①の金額)	分割財産の価額から控除する債務及び葬式費用の金額		⑤ 純資産価額に計算される暦年課税分の贈与財産価額 (第1表の配偶者の⑤の金額)	⑥ (①－④＋⑤)の金額 (⑤の金額より小さいときは⑤の金額) (1,000円未満切捨て)	
	円	円	円	円	円	円 ※
⑦ 相続税の総額 (第1表の⑦の金額)		⑧ ④の金額と⑥の金額のうちいずれか少ない方の金額		⑨ 課税価格の合計額 (第1表の④の金額)		円
円		円		円		円
00				,000		
配偶者の税額軽減の限度額		(第1表の配偶者の⑧又は⑨の金額) (第1表の配偶者の⑨の金額)		⑩		円
(_____円 - _____円)						
配偶者の税額軽減額		(⑩の金額と⑩の金額のうちいずれか少ない方の金額)		⑪		円
(注) ⑪の金額を第1表の配偶者の「配偶者の税額軽減額⑪」欄に転記します。						

2 配偶者以外の人が農業相続人である場合（この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合で、かつ、その農業相続人が配偶者以外の場合に記入します。）						
課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額		(第3表の④の金額) 〔配偶者の法定相続分〕 _____,000円× $\frac{\square}{\square}$ = _____円 上記の金額が16,000万円に満たない場合には、16,000万円		⑦※		円
配偶者の税額軽減額を計算する場合の課税価格	① 分割財産の価額 (第11表の配偶者の①の金額)	分割財産の価額から控除する債務及び葬式費用の金額		⑤ 純資産価額に計算される暦年課税分の贈与財産価額 (第1表の配偶者の⑤の金額)	⑥ (①－④＋⑤)の金額 (⑤の金額より小さいときは⑤の金額) (1,000円未満切捨て)	
	円	円	円	円	円	円 ※
⑦ 相続税の総額 (第3表の⑦の金額)		⑧ ④の金額と⑥の金額のうちいずれか少ない方の金額		⑨ 課税価格の合計額 (第3表の④の金額)		円
円		円		円		円
00				,000		
配偶者の税額軽減の限度額		(第1表の配偶者の⑧の金額) (第1表の配偶者の⑨の金額)		⑩		円
(_____円 - _____円)						
配偶者の税額軽減額		(⑩の金額と⑩の金額のうちいずれか少ない方の金額)		⑪		円
(注) ⑪の金額を第1表の配偶者の「配偶者の税額軽減額⑪」欄に転記します。						

※ 相続税法第19条の2第5項(隠蔽又は仮装があった場合の配偶者の相続税額の軽減の不適用)の規定の適用があるときには、「課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額」の(第1表の④の金額)、⑥、⑦、⑨、「課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額」の(第3表の④の金額)、⑩、⑪及び⑫の各欄は、第5表の付表で計算した金額を転記します。

第5表(平22.4)

(資4-20-6-1-A4統一)

外国税額控除額の計算書
農地等納税猶予税額

被相続人

1 外国税額控除

この表は、課税される財産のうちに外国にあるものがあり、その財産について外国において日本の相続税に相当する税が課税されている場合に記入します。

外国で相続税に相当する税を課せられた人の氏名	外国の法令により課せられた税 国名及び税の名称	① 納期限 (年月日)	② 税額	③ ①の日現在における邦貨換算率	④ 邦貨換算税額 (②×③)	⑤ 邦貨換算在外純財産の価額	⑥ ⑤の金額 取得財産の価額の割合	⑦ 相次相続控除後の税額×⑥	⑧ 控除額 (④と⑦のうちいずれか少ない方の金額)
		..			円	円		円	円
		..							
		..							
		..							
		..							
		..							

(注) 1 ⑤欄は、在外財産の価額（被相続人から相続開始の年に暦年課税に係る贈与によって取得した財産及び相続時精算課税適用財産の価額を含みます。）からその財産についての債務の金額を控除した価額を記入します。
2 ⑥欄の「取得財産の価額」は、第1表の④欄の金額と被相続人から相続開始の年に暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額によります。
3 各人の⑧欄の金額を第1表のその人の「外国税額控除額⑬」欄に転記します。

2 農地等納税猶予税額（この表は、農業相続人について該当する金額を記入します。）

農業相続人の氏名			
納税猶予の基となる税額 (第3表の各農業相続人の⑬の金額)	①	円	円
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (第4表⑬×「第3表の各農業相続人の⑬の金額」)	②		
納上税の税額控除額の計 (第1表の各農業相続人の(⑬+②)の金額)	③		
第3表⑨の各農業相続人の算出税額	④		
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (第4表⑬×「第3表の各農業相続人の⑬の金額」)	⑤		
計の金額 (③－(④+⑤))の金額 (赤字のときは0)	⑥		
農地等納税猶予税額 (①+②－⑥) (100円未満切捨て、赤字のときは0)	⑦	00	00

(注) 各人の⑦欄の金額を第1表のその人の「農地等納税猶予税額⑭」欄に転記します。なお、その人が、非上場株式等についての納税猶予の特例又は山林についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、第8の4表の①又は⑤欄の金額を第1表のその人の「農地等納税猶予税額⑭」欄に転記します。

第8表(平24.4)

(資4-20-9-1-A4統一)

外国税額控除額の計算書
農地等納税猶予税額

被相続人

1 外国税額控除

この表は、課税される財産のうちに外国にあるものがあり、その財産について外国において日本の相続税に相当する税が課税されている場合に記入します。

外国で相続税に相当する税を課せられた人の氏名	外国の法令により課せられた税 国名及び税の名称	① 納期限 (年月日)	② 税額	③ ①の日現在における邦貨換算率	④ 邦貨換算税額 (②×③)	⑤ 邦貨換算在外純財産の価額	⑥ ⑤の金額 取得財産の価額の割合	⑦ 相次相続控除後の税額×⑥	⑧ 控除額 (④と⑦のうちいずれか少ない方の金額)
		..			円	円		円	円
		..							
		..							
		..							
		..							
		..							

(注) 1 ⑤欄は、在外財産の価額（被相続人から相続開始の年に暦年課税に係る贈与によって取得した財産及び相続時精算課税適用財産の価額を含みます。）からその財産についての債務の金額を控除した価額を記入します。
2 ⑥欄の「取得財産の価額」は、第1表の④欄の金額と被相続人から相続開始の年に暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額によります。
3 各人の⑧欄の金額を第1表のその人の「外国税額控除額⑬」欄に転記します。

2 農地等納税猶予税額（この表は、農業相続人について該当する金額を記入します。）

農業相続人の氏名			
納税猶予の基となる税額 (第3表の各農業相続人の⑬の金額)	①	円	円
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (第4表⑬×「第3表の各農業相続人の⑬の金額」)	②		
納上税の税額控除額の計 (第1表の各農業相続人の(⑬+②)の金額)	③		
第3表⑨の各農業相続人の算出税額	④		
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (第4表⑬×「第3表の各農業相続人の⑬の金額」)	⑤		
計の金額 (③－(④+⑤))の金額 (赤字のときは0)	⑥		
農地等納税猶予税額 (①+②－⑥) (100円未満切捨て、赤字のときは0)	⑦	00	00

(注) 各人の⑦欄の金額を第1表のその人の「農地等納税猶予税額⑭」欄に転記します。なお、その人が、非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、第8の3表の①又は⑤欄の金額をその人の「農地等納税猶予税額⑭」欄に転記します。

第8表(平22.4)

(資4-20-9-1-A4統一)

非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例非上場株式等の明細書

この明細書は、非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例非上場株式等について、その明細を記入します。なお、経営承継相続人等が被相続人から贈与により特例非上場株式等に係る会社の株式等を取得している場合で、その株式等の贈与に係る贈与税の申告において所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)による改正前の租税特別措置法第69条の5、同法第70条の3の3又は第70条の3の4の規定の適用を受けているときはこの明細書によらず第8の2表の付表2を使用してください。この明細書の記入に際しては、裏面にご注意ください。

1 特例非上場株式等に係る会社				
① 会社名		⑦ 相続開始の日から5か月後における経営承継相続人等の役職名		
② 会社の整理番号(会社の所轄税務署名)	(署)			
③ 事業種目		⑧ 経済産業大臣の認定の状況	認定年月日	平成 年 月 日
④ 相続開始の時点における資本金の額	円	認定の番号		
⑤ 相続開始の時点における資本準備金の額	円	⑨ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社又は医療法人の株式等の有無	有	無
⑥ 相続開始の時点における従業員数	人			

2 特例非上場株式等の明細				
① 相続開始の時点における発行済株式等の総数等	② 被相続人から相続又は遺贈により取得した株式等の数等	③ ②のうち特例の適用を受ける株式等の数等	④ 1株(口・円)当たりの価額(裏面の「2(3)」参照)	⑤ 価額(③ × ④)
株・口・円	株・口・円	株・口・円	円	A

3 納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数(限度額)の計算				
この欄は、「2 特例非上場株式等の明細」の③欄に記載することができる株式等の数等の限度数(限度額)の計算をします。				
① 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等(2の①× $\frac{2}{3}$)(1株・口・円未満の端数切上げ)	② 経営承継相続人等が相続開始前から保有する数等	③ (①-②)の数等(赤字の場合は0)	④ 2の③欄の限度となる数等(③欄の数等と2の②欄の数等のうちいずれか少ない方の数等)	
株・口・円	株・口・円	株・口・円	株・口・円	

4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書							
この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の10第21項第11号の規定に基づき、会社が相続開始前3年以内に経営承継相続人等及び経営承継相続人等と特別の関係がある者(裏面の「3(1)」参照)から現物出資又は贈与により取得した資産の価額(裏面の「3(2)」参照)等について記入します。なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。							
取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価額	出資者・贈与者の氏名・名称
・ ・						円	
・ ・							
・ ・							
② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額(①の合計額)							
③ 会社の <u>全て</u> の資産の価額の合計額(②の金額を含みます。)							
④ 現物出資等資産の保有割合($\frac{②}{③}$)							%
上記の明細の内容に相違ありません。							平成 年 月 日
所在地							
会社名							
代表者氏名							印

※税務署整理欄	法人管轄番号	—	入力		確認			
---------	--------	---	----	--	----	--	--	--

第8の2表の付表1(平24.4) (資4-20-9-3-A4統一)

非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例非上場株式等の明細書

この明細書は、非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例非上場株式等について、その明細を記入します。なお、経営承継相続人等が被相続人から贈与により特例非上場株式等に係る会社の株式等を取得している場合で、その株式等の贈与に係る贈与税の申告において所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)による改正前の租税特別措置法第69条の5、同法第70条の3の3又は第70条の3の4の規定の適用を受けているときはこの明細書によらず第8の2表の付表2を使用してください。この明細書の記入に際しては、裏面にご注意ください。

1 特例非上場株式等に係る会社				
① 会社名		⑦ 相続開始の日から5か月後における経営承継相続人等の役職名		
② 会社の整理番号(会社の所轄税務署名)	(署)			
③ 事業種目		⑧ 経済産業大臣の認定の状況	認定年月日	平成 年 月 日
④ 相続開始の時点における資本金の額	円	認定の番号		
⑤ 相続開始の時点における資本準備金の額	円	⑨ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社又は医療法人の株式等の有無	有	無
⑥ 相続開始の時点における従業員数	人			

2 特例非上場株式等の明細				
① 相続開始の時点における発行済株式等の総数等	② 被相続人から相続又は遺贈により取得した株式等の数等	③ ②のうち特例の適用を受ける株式等の数等	④ 1株(口・円)当たりの価額(裏面の「2(3)」参照)	⑤ 価額(③ × ④)
株・口・円	株・口・円	株・口・円	円	A

3 納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数(限度額)の計算				
この欄は、「2 特例非上場株式等の明細」の③欄に記載することができる株式等の数等の限度数(限度額)の計算をします。				
① 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等(2の①× $\frac{2}{3}$)(1株・口・円未満の端数切上げ)	② 経営承継相続人等が相続開始前から保有する数等	③ (①-②)の数等(赤字の場合は0)	④ 2の③欄の限度となる数等(③欄の数等と2の②欄の数等のうちいずれか少ない方の数等)	
株・口・円	株・口・円	株・口・円	株・口・円	

4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書							
この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の10第21項第11号の規定に基づき、会社が相続開始前3年以内に経営承継相続人等及び経営承継相続人等と特別の関係がある者(裏面の「3(1)」参照)から現物出資又は贈与により取得した資産の価額(裏面の「3(2)」参照)等について記入します。なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。							
取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価額	出資者・贈与者の氏名・名称
・ ・						円	
・ ・							
・ ・							
② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額(①の合計額)							
③ 会社の <u>すべて</u> の資産の価額の合計額(②の金額を含みます。)							
④ 現物出資等資産の保有割合($\frac{②}{③}$)							%
上記の明細の内容に相違ありません。							平成 年 月 日
所在地							
会社名							
代表者氏名							印

※税務署整理欄	法人管轄番号	—	入力		確認			
---------	--------	---	----	--	----	--	--	--

第8の2表の付表1(平22.4) (資4-20-9-3-A4統一)

第8の2表の付表1(平成22年4月分以降用)

※の項目は記入する必要がありません

※の項目は記入する必要がありません

改 正 後	改 正 前
《 書 き か た 等 》 1 「1 特例非上場株式等に係る会社」欄 (1) ⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。 なお、代表権に制限のある代表者については、この納税猶予の特例の適用を受けることはできません。 (2) ⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第8号に掲げる事由に該当するものとして経済産業大臣の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。 (3) ⑨欄は、特例非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8の2第8項の特別の関係がある会社をいいます。2(3)において同じです。）であって特例非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8第8項に規定する関係をいいます。2(3)において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）又は租税特別措置法施行令第40条の8の2第13項に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。 2 「2 特例非上場株式等の明細」欄 (1) ①から③欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。 (2) ③欄の数等は、「3 納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算」の④欄の数等が限度となります。 (3) ④欄の金額は、相続開始の時点における価額を記入します。 なお、特例非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって特例非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）又は租税特別措置法施行令第40条の8の2第13項に規定する医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる特例非上場株式等の価額は、会社等がその外国会社又は医療法人の株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。 (4) A欄の金額（⑤欄の金額）を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。 なお、第8の2表の付表1・付表2・付表3の作成がある場合は、各付表のA欄の合計額を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。 3 「4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」欄 (1) 経営承継相続人等と特別の関係がある者とは、経営承継相続人等の親族などその経営承継相続人等と租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項に定める特別の関係がある者をいいます。 (2) ①欄の金額は、相続開始の時点における価額を記入します。 なお、会社が相続開始の時点において現物出資又は贈与により取得した資産を既に有していない場合は、その相続開始の時に有していたものとしたときにおける価額を記入します。 (3) ③欄の金額は会社の全ての資産の相続開始の時点における価額の合計額を記入します。 (4) ④欄の保有割合が70%以上の場合は、この特例の適用を受けることはできません。 (5) 明細書に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資又は贈与により取得した資産の明細を記載し添付してください。 (平24.4)	《 書 き か た 等 》 1 「1 特例非上場株式等に係る会社」欄 (1) ⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。 なお、代表権に制限のある代表者については、この納税猶予の特例の適用を受けることはできません。 (2) ⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第8号に掲げる事由に該当するものとして経済産業大臣の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。 (3) ⑨欄は、特例非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8の2第8項の特別の関係がある会社をいいます。2(3)において同じです。）であって特例非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8第7項に規定する関係をいいます。2(3)において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）又は租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。 2 「2 特例非上場株式等の明細」欄 (1) ①から③欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。 (2) ③欄の数等は、「3 納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算」の④欄の数等が限度となります。 (3) ④欄の金額は、相続開始の時点における価額を記入します。 なお、特例非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって特例非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）又は租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項に規定する医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる特例非上場株式等の価額は、会社等がその外国会社又は医療法人の株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。 (4) A欄の金額（⑤欄の金額）を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。 なお、この明細書以外に第8の2表の付表1・付表2・付表3の作成がある場合は、各付表のA欄の金額の合計額を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。 3 「4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」欄 (1) 経営承継相続人等と特別の関係がある者とは、経営承継相続人等の親族などその経営承継相続人等と租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。 (2) ①欄の金額は、相続開始の時点における価額を記入します。 なお、会社が相続開始の時点において現物出資又は贈与により取得した資産を既に有していない場合は、その相続開始の時に有していたものとしたときにおける価額を記入します。 (3) ③欄の金額は会社のすべての資産の相続開始の時点における価額の合計額を記入します。 (4) ④欄の保有割合が70%以上の場合は、この特例の適用を受けることはできません。 (5) 明細書に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資又は贈与により取得した資産の明細を記載し添付してください。 (平22.4)

非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例非上場株式等の明細書
(所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)附則第64条第2項又は第7項の規定の適用を受ける株式等がある場合)

この明細書は、非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける経営承継相続人等が被相続人から贈与により取得した特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等のうち所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)附則第64条第2項又は第7項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされる特例非上場株式等及びその特定受贈同族会社株式等又はその特定同族株式等に係る会社の株式等で相続又は遺贈により取得した特例非上場株式等について、その明細を記入します。この明細書の記入に際しては、裏面にご注意ください。

1 特例非上場株式等に係る会社

① 会社名		⑧ 経営承継相続人等が役員等であった期間	. . . ~ . . .	
② 会社の整理番号(会社の所轄税務署名)	(署)	⑨ 経済産業大臣の認定の状況	認定年月日	平成 年 月 日
③ 事業種目		⑩ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社又は医療法人の株式等の有無	有	無
④ 相続開始の時点における資本金の額	円			
⑤ 相続開始の時点における資本準備金の額	円			
⑥ 相続開始の時点における従業員数	人			
⑦ 相続開始の日から5か月後における経営承継相続人等の役職名				

2 特例非上場株式等の明細

(1) 相続開始の時点における発行済株式等の総数等 株・口・円

(2) 特例非上場株式等の明細

区 分	受 贈 年月日	① 被相続人から相続 又は遺贈により取得 した株式等の数等	② 被相続人から贈与 により取得した株式 等の数等	③ ①又は②のうち特 例の適用を受ける株 式等の数等	④ 1株(口・円) 当たりの価額 (裏面「3(5)」参照)	⑤ 価 額 (③ × ④)
イ 特定受贈同族会社 株式等に係る特例非 上場株式等	. .		株・口・円	b	株・口・円	円
	. .			b		
ロ 特定同族株式等に 係る特例非上場株式 等	. .			b		
	. .			b		
ハ イ及びロ以外の特 例非上場株式等		a	株・口・円	c		
		合 計	d	e		A

3 納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数(限度額)の計算

この欄は、「2 特例非上場株式等の明細」の(2)の③欄に記入することができる株式等の数等の限度数(限度額)の計算をします。

① 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等 (2の(1)× $\frac{2}{3}$) (1株・口・円未満の端数切上げ)	② 経営承継相続人等が相続開始前から保有する数等	③ 2の(2)③欄の限度となる数等	イ 特定受贈同族会社株式等及び特定同族株式等に係る特例非上場株式等(②の数等の合計)の限度数	ロ 相続又は遺贈により取得した特例非上場株式等(②の数等)の限度数
株・口・円	株・口・円	①≤②の場合 ①>②の場合	(①-②+③)の数等(赤字の場合は0)	(①-②)の数等

4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書

この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の10第21項第11号の規定に基づき、会社が相続開始前3年以内に経営承継相続人等及び経営承継相続人等と特別の関係がある者から現物出資又は贈与により取得した資産の価額等について記入します。なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。

取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価 額	出資者・贈与者の氏名・名称
. .						円	
. .							
. .							

② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額(①の合計額)

③ 会社の全ての資産の価額の合計額(②の金額を含みます。)

④ 現物出資等資産の保有割合($\frac{②}{③}$)

上記の明細の内容に相違ありません。 平成 年 月 日

所在地
会社名
代表者氏名 印

5 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成21年政令第108号)附則第43条第1項第3号の同意

私(私たち)は、この明細書に記載された経営承継相続人等が、被相続人から贈与により取得した「2 特例非上場株式等の明細」のイの株式等について租税特別措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受けることに同意します。

※税務署整理欄	法人管轄番号	—	入力	確認			
---------	--------	---	----	----	--	--	--

第8の2表の付表2(平24.4)

(資4-20-9-4-A.4統一)

非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例非上場株式等の明細書
(所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)附則第64条第2項又は第7項の規定の適用を受ける株式等がある場合)

この明細書は、非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける経営承継相続人等が被相続人から贈与により取得した特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等のうち所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)附則第64条第2項又は第7項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされる特例非上場株式等及びその特定受贈同族会社株式等又はその特定同族株式等に係る会社の株式等で相続又は遺贈により取得した特例非上場株式等について、その明細を記入します。この明細書の記入に際しては、裏面にご注意ください。	被 相 続 人	経営承継相続人等
--	---------	----------

1 特例非上場株式等に係る会社

① 会社名		⑧ 経営承継相続人等が役員等であった期間	. . . ~ . . .	
② 会社の整理番号(会社の所轄税務署名)	(署)	⑨ 経済産業大臣の認定の状況	認定年月日	平成 年 月 日
③ 事業種目		⑩ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社又は医療法人の株式等の有無	有	無
④ 相続開始の時点における資本金の額	円			
⑤ 相続開始の時点における資本準備金の額	円			
⑥ 相続開始の時点における従業員数	人			
⑦ 相続開始の日から5か月後における経営承継相続人等の役職名				

2 特例非上場株式等の明細

(1) 相続開始の時点における発行済株式等の総数等 株・口・円

(2) 特例非上場株式等の明細

区 分	受 贈 年月日	① 被相続人から相続 又は遺贈により取得 した株式等の数等	② 被相続人から贈与 により取得した株式 等の数等	③ ①又は②のうち 特例の適用を受ける 株式等の数等	④ 1株(口・円) 当たりの価額 (裏面「3(5)」参照)	⑤ 価 額 (③ × ④)
イ 特定受贈同族会社 株式等に係る特例非 上場株式等	. .		株・口・円	b	株・口・円	円
	. .			b		
ロ 特定同族株式等に 係る特例非上場株式 等	. .			b		
	. .			b		
ハ イ及びロ以外の特 例非上場株式等		a	株・口・円	c		
		合 計	d	e		A

3 納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数(限度額)の計算

この欄は、「2 特例非上場株式等の明細」の(2)のe欄に記入することができる株式等の数等の限度数(限度額)の計算をします。

① 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等 (2の(1)× $\frac{2}{3}$) (1株・口・円未満の端数切上げ)	② 経営承継相続人等が相続開始前から保有する数等	③ bの合計	④ (①-②+③)の数等 (赤字の場合は0)	⑤ ①≤②の場合には、特例の適用を受けようとするの欄に記入したものの合計の④の数等を限度として特例の適用を受けることができます。 ⑥ ①>②の場合、相続又は遺贈により取得した株式等について特例の適用を受けることはできません。
株・口・円	株・口・円	株・口・円	株・口・円	株・口・円

4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書

この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の10第21項第11号の規定に基づき、会社が相続開始前3年以内に経営承継相続人等及び経営承継相続人等と特別の関係がある者から現物出資又は贈与により取得した資産の価額等について記入します。なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。

取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価 額	出資者・贈与者の氏名・名称
. .						円	
. .							
. .							

② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額(①の合計額)

③ 会社のすべての資産の価額の合計額(②の金額を含みます。)

④ 現物出資等資産の保有割合($\frac{②}{③}$)

上記の明細の内容に相違ありません。 平成 年 月 日

所在地
会社名
代表者氏名 印

5 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成21年政令第108号)附則第43条第1項第3号の同意

私(私たち)は、この明細書に記載された経営承継相続人等が、被相続人から贈与により取得した「2 特例非上場株式等の明細」のイの株式等について租税特別措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受けることに同意します。

※税務署整理欄	法人管轄番号	—	入力	確認			
---------	--------	---	----	----	--	--	--

第8の2表の付表2(平22.4)

(資4-20-9-4-A.4統一)

第8の2表の付表2(平成22年4月分以降用)

改正後	改正前
《 書 き か た 等 》 1 特定受贈同族会社株式等・特定同族株式等 (1) この明細書において「特定受贈同族会社株式等」とは、経営承継相続人等が税務署に提出した「特定受贈同族会社株式等に係る届出書（所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第69条の5第10項）」に記載された株式等をいいます。 (2) この明細書において「特定同族株式等」とは、次のイ及びロの株式等をいいます。 イ 平成20年12月31日以前に相続時精算課税に係る贈与により取得した株式等（贈与税の申告書に所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第70条の3の3又は第70条の3の4の規定の適用を受ける旨の記載があるものに限ります。） ロ 同法第70条の3の3第3項第1号ロに規定する選択年中におけるイの株式等の最初の相続時精算課税に係る贈与の日から同項第4号に規定する確認日（原則として、選択年の翌年3月15日から4年を経過する日をいいます。）までに被相続人から贈与により取得したイの株式等に係る会社と同一の会社の株式等（イの株式等を除きます。） (3) 特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等について「非上場株式等についての納税猶予の特例」の適用を受けるには、平成22年3月31日までに「特定受贈同族会社株式等・特定同族株式等についての相続税の納税猶予の適用に関する届出書」を経営承継相続人等の住所地を所轄する税務署へ提出していることが要件となります。 また、上記届出書の提出がない場合は、相続又は遺贈により取得した特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等に係る会社と同一の会社の株式等についてこの特例の適用を受けることはできません。 2 「1 特例非上場株式等に係る会社」欄 (1) ⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。 なお、代表権に制限のある代表者については、この特例の適用を受けることはできません。 (2) ⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第8号に掲げる事由に該当するものとして経済産業大臣の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。 (3) ⑩欄は、特例非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8の2第8項の特別の関係がある会社をいいます。3(5)において同じです。）であって特例非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8第8項に規定する関係をいいます。3(5)において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限り、又は租税特別措置法施行令第40条の8の2第13項に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。） 3 「2 特例非上場株式等の明細」欄 (1) (1)欄の発行済株式等の総数等及び(2)の①から⑧欄の株式等の数等には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。 (2) (2)の「イ 特定受贈同族会社株式等に係る特例非上場株式等」及び「ロ 特定同族株式等に係る特例非上場株式等」の②欄は、相続開始の直前において保有している株式等の数等を記入します。 なお、②欄の贈与により取得した株式等の全部について、納税猶予の特例の適用を受けない場合は、実際に相続又は遺贈により取得した株式等（「ハ イ及びロ以外の特例非上場株式等」に記載された株式等をいいます。）についてもこの特例の適用を受けることはできません。 (注) 贈与により取得した時以後において、その株式等について併合・分割・株式無償割当てがあった場合やその株式等に係る会社について合併・会社分割・株式交換等があった場合は、税務署にお尋ねください（(3)において同じです。）。 (3) (2)の「イ 特定受贈同族会社株式等に係る特例非上場株式等」及び「ロ 特定同族株式等に係る特例非上場株式等」の④欄の価額は、贈与の時における価額を記入します。 (4) (2)の「イ 特定受贈同族会社株式等に係る特例非上場株式等」及び「ロ 特定同族株式等に係る特例非上場株式等」の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に特例非上場株式等の明細を記載し添付してください。 (5) (2)の「ハ イ及びロ以外の特例非上場株式等」に係る④欄の価額は、相続開始の時における価額を記入します。 なお、特例非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって特例非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限り、又は租税特別措置法施行令第40条の8の2第13項に規定する医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる特例非上場株式等の価額は、会社等がその外国会社又は医療法人の株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。 (6) A欄の金額（⑤欄の金額）を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。 なお、第8の2表の付表1・付表2・付表3の作成がある場合は、各付表のA欄の合計額を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。 4 「4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」欄 (1) 「経営承継相続人等と特別の関係がある者」とは、経営承継相続人等の親族などその経営承継相続人等と租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項に定める特別の関係がある者をいいます。 (2) ①欄の金額は、相続開始の時における価額を記入します。 なお、会社が相続開始の時において現物出資又は贈与により取得した資産を既に有していない場合は、その相続開始の時に有していたものとしたときにおける価額を記入します。 (3) ③欄の金額は会社の全ての資産の相続開始の時における価額の合計額を記入します。 (4) ④欄の保有割合が70%以上の場合は、この特例の適用を受けることはできません。 (5) 明細書に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資又は贈与により取得した資産の明細を記載し添付してください。 5 「5 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第108号）附則第43条第1項第3号の同意」欄 (1) この明細書の経営承継相続人等が「2 特例非上場株式等の明細」のイの株式等についてこの特例の適用を受けようとする場合は、この特例の適用をその経営承継相続人等が受けることについて、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第108号）による改正前の租税特別措置法施行令第40条の2第3項に規定する「特例対象受贈株式等」、「特例対象株式等」、「特例対象受贈山林」、「特例対象山林」又は「特例対象宅地等」を取得した全ての人の同意が必要です。 (2) (1)の「特例対象受贈株式等」、「特例対象株式等」、「特例対象受贈山林」、「特例対象山林」又は「特例対象宅地等」を取得した個人がこの明細書の経営承継相続人等のみである場合は、記入を要しません。 (平24.4)	《 書 き か た 等 》 1 特定受贈同族会社株式等・特定同族株式等 (1) この明細書において「特定受贈同族会社株式等」とは、経営承継相続人等が税務署に提出した「特定受贈同族会社株式等に係る届出書（所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第69条の5第10項）」に記載された株式等をいいます。 (2) この明細書において「特定同族株式等」とは、次のイ及びロの株式等をいいます。 イ 平成20年12月31日以前に相続時精算課税に係る贈与により取得した株式等（贈与税の申告書に所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第70条の3の3又は第70条の3の4の規定の適用を受ける旨の記載があるものに限ります。） ロ 同法第70条の3の3第3項第1号ロに規定する選択年中におけるイの株式等の最初の相続時精算課税に係る贈与の日から同項第4号に規定する確認日（原則として、選択年の翌年3月15日から4年を経過する日をいいます。）までに被相続人から贈与により取得したイの株式等に係る会社と同一の会社の株式等をいいます（イの株式等を除きます。） (3) 特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等について「非上場株式等についての納税猶予の特例」の適用を受けるには、平成22年3月31日までに「特定受贈同族会社株式等・特定同族株式等についての相続税の納税猶予の適用に関する届出書」を経営承継相続人等の住所地を所轄する税務署へ提出していることが要件となります。 また、上記届出書の提出がない場合は、相続又は遺贈により取得した特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等に係る会社と同一の会社の株式等についてこの特例の適用を受けることはできません。 2 「1 特例非上場株式等に係る会社」欄 (1) ⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。 なお、代表権に制限のある代表者については、この特例の適用を受けることはできません。 (2) ⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第8号に掲げる事由に該当するものとして経済産業大臣の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。 (3) ⑩欄は、特例非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8の2第8項の特別の関係がある会社をいいます。3(5)において同じです。）であって特例非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8第7項に規定する関係をいいます。3(5)において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限り、又は租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。） 3 「2 特例非上場株式等の明細」欄 (1) (1)欄の発行済株式等の総数等及び(2)の①から⑧欄の株式等の数等には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。 (2) (2)の「イ 特定受贈同族会社株式等に係る特例非上場株式等」及び「ロ 特定同族株式等に係る特例非上場株式等」の②欄は、相続開始の直前において保有している株式等の数等を記入します。 なお、②欄の贈与により取得した株式等の全部について、納税猶予の特例の適用を受けない場合は、実際に相続又は遺贈により取得した株式等（「ハ イ及びロ以外の特例非上場株式等」に記載された株式等をいいます。）についてもこの特例の適用を受けることはできません。 (注) 贈与により取得した時以後において、その株式等について併合・分割・株式無償割当てがあった場合やその株式等に係る会社について合併・会社分割・株式交換等があった場合は、税務署にお尋ねください（(3)において同じです。）。 (3) (2)の「イ 特定受贈同族会社株式等に係る特例非上場株式等」及び「ロ 特定同族株式等に係る特例非上場株式等」の④欄の価額は、贈与の時における価額を記入します。 (4) (2)の「イ 特定受贈同族会社株式等に係る特例非上場株式等」及び「ロ 特定同族株式等に係る特例非上場株式等」の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に特例非上場株式等の明細を記載し添付してください。 (5) (2)の「ハ イ及びロ以外の特例非上場株式等」に係る④欄の価額は、相続開始の時における価額を記入します。 なお、特例非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって特例非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限り、又は租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項に規定する医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる特例非上場株式等の価額は、会社等がその外国会社又は医療法人の株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。 (6) A欄の金額（⑤欄の金額）を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。 なお、この明細書以外に第8の2表の付表1・付表2・付表3の作成がある場合は、各付表のA欄の金額の合計額を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。 4 「4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」欄 (1) 「経営承継相続人等と特別の関係がある者」とは、経営承継相続人等の親族などその経営承継相続人等と租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。 (2) ①欄の金額は、相続開始の時における価額を記入します。 なお、会社が相続開始の時において現物出資又は贈与により取得した資産を既に有していない場合は、その相続開始の時に有していたものとしたときにおける価額を記入します。 (3) ③欄の金額は会社の全ての資産の相続開始の時における価額の合計額を記入します。 (4) ④欄の保有割合が70%以上の場合は、この特例の適用を受けることはできません。 (5) 明細書に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資又は贈与により取得した資産の明細を記載し添付してください。 5 「5 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第108号）附則第43条第1項第3号の同意」欄 (1) この明細書の経営承継相続人等が「2 特例非上場株式等の明細」のイの株式等についてこの特例の適用を受けようとする場合は、この特例の適用をその経営承継相続人等が受けることについて、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第108号）による改正前の租税特別措置法施行令第40条の2第3項に規定する「特例対象受贈株式等」、「特例対象株式等」、「特例対象受贈山林」、「特例対象山林」又は「特例対象宅地等」を取得したすべての人の同意が必要です。 (2) (1)の「特例対象受贈株式等」、「特例対象株式等」、「特例対象受贈山林」、「特例対象山林」又は「特例対象宅地等」を取得した個人がこの明細書の経営承継相続人等のみである場合は、記入を要しません。 (平22.4)

改正後

非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例相続非上場株式等の明細書

この明細書は、非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例相続非上場株式等について、その明細を記入します。		被相続人			
経営相続承継受贈者					
1 特例相続非上場株式等に係る会社					
① 会社名			⑦ 相続開始の時にける経営相続承継受贈者の役職名		
② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）	(署)				
③ 事業種目			⑧ 経済産業大臣の確認の状況	確認年月日	平成 年 月 日
④ 相続開始の時にける資本金の額	円		確認番号		
⑤ 相続開始の時にける資本準備金の額	円		⑨ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社又は医療法人の株式等の有無	有	無
⑥ 相続開始の時にける従業員数	人				
(注) 1 相続特別措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けた特例受贈非上場株式等に係る会社が、その株式等の贈与の時から相続開始の直前までにおいて、合併により消滅した場合はその合併により存続した会社又は設立した会社、株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合はその場合の他の会社について①から③までの各欄を記入します。 2 ⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。 なお、代表権に制限のある代表者については、この特例の適用を受けることはできません。 3 ⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第1項各号に掲げる事由に該当するものとして経済産業大臣の確認を受けた年月日及び確認番号をそれぞれ記入します。 4 ⑨欄は、特例相続非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（相続特別措置法施行令第40条の8の3第4項の規定において準用する相続特別措置法施行令第40条の8の2第8項の特別の関係がある会社をいいます。）であって特例相続非上場株式等に係る会社との間に支配関係（相続特別措置法施行令第40条の8第8項の規定する関係をいいます。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例相続非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限りす。）又は相続特別措置法施行令第40条の8の3第8項の規定において準用する相続特別措置法施行令第40条の8の2第13項に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。					
2 特例相続非上場株式等の明細					
受贈年月日	① 相続開始の時にける発行済株式等の総数等	② 被相続人から贈与により取得した相続特別措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けた株式等で相続開始の時ににおいて保有していた株式等の数等	③ ②のうち特例の適用を受ける株式等の数等	④ 1株(口・円)当たりの価額(「(注)4」参照)	⑤ 価額(③×④(ただし「(注)5」参照))
・	株・口・円	株・口・円	株・口・円	円	A 円
(注) 1 ①から③欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。 2 ②欄の数等又は④欄の金額の記入に当たり、贈与により取得した時以後において、株式等について併合・分割・株式無償割当てがあった場合やその株式等に係る会社について合併・会社分割・株式交換等があった場合は、税務署にお尋ねください。 3 ③欄の数等は、「3 納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数(限度額)の計算」の④欄の数等が限度となります。 4 ④欄の金額は、贈与の時にける価額を基礎として計算した価額を記入します。贈与の時に、贈与税の納税猶予税額を相続特別措置法第70条の7第2項第5号に規定する認定贈与承継会社等が外国会社等の株式等を有していないものとして計算していた場合には、税務署にお尋ねください。 5 特例相続非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（相続特別措置法施行令第40条の8の3第4項の規定において準用する相続特別措置法施行令第40条の8の2第8項の特別の関係がある会社をいいます。）であって特例相続非上場株式等に係る会社との間に支配関係（相続特別措置法施行令第40条の8第8項に規定する関係をいいます。）がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例相続非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限りす。）又は相続特別措置法施行令第40条の8の3第8項の規定において準用する相続特別措置法施行令第40条の8の2第13項に規定する医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる特例相続非上場株式等の価額は、相続特別措置法第70条の7の4第1項の特例受贈非上場株式等の相続特別措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の時にける特例受贈非上場株式等に係る会社の株式等の価額を基礎として会社等がその外国会社又は医療法人の株式等を有していなかったものとして相続特別措置法施行規則第23条の12第3項又は相続特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成22年財務省令第17号）附則第22条第3項の規定に基づき計算した価額が⑤欄の金額となります。詳しくは税務署にお尋ねください。 6 A欄の金額（⑤欄の金額）を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。 なお、第8の2表の付表1・付表2・付表3の作成がある場合は、各付表のA欄の合計額を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。					
3 納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算					
この欄は、「2 特例相続非上場株式等の明細」の③欄に記載することができる株式等の数等の限度数（限度額）の計算をします。					
① 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等(2の①× $\frac{2}{3}$) (1株・口・円未満の端数切上げ)	② 経営相続承継受贈者が2の②欄に係る贈与の直前において保有していた数等	③ (①－②)の数等 (赤字の場合は0)	④ 2の③欄の限度となる数等 (③欄の数等と2の②欄の数等のうちいずれか少ない方の数等)		
株・口・円	株・口・円	株・口・円	株・口・円		
(注) ②欄の数等の記入に当たり、贈与により取得した時以後において、株式等について併合・分割・株式無償割当てがあった場合やその株式等に係る会社について合併・株式交換等があった場合は、税務署にお尋ねください。					
※税務署整理欄	法人管轄番号	—	入力	確認	

第8の2表の付表3(平24.4)

(資4-20-9-5-A4統一)

改正前

非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例相続非上場株式等の明細書

この明細書は、非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例相続非上場株式等について、その明細を記入します。		被相続人			
経営相続承継受贈者					
1 特例相続非上場株式等に係る会社					
① 会社名			⑦ 相続開始の時にける経営相続承継受贈者の役職名		
② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）	(署)				
③ 事業種目			⑧ 経済産業大臣の確認の状況	確認年月日	平成 年 月 日
④ 相続開始の時にける資本金の額	円		確認番号		
⑤ 相続開始の時にける資本準備金の額	円		⑨ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社又は医療法人の株式等の有無	有	無
⑥ 相続開始の時にける従業員数	人				
(注) 1 相続特別措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けた特例受贈非上場株式等に係る会社が、その株式等の贈与の時から相続開始の直前までにおいて、合併により消滅した場合はその合併により存続した会社又は設立した会社、株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合はその場合の他の会社について①から③までの各欄を記入します。 2 ⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。 なお、代表権に制限のある代表者については、この特例の適用を受けることはできません。 3 ⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第1項各号に掲げる事由に該当するものとして経済産業大臣の確認を受けた年月日及び確認番号をそれぞれ記入します。 4 ⑨欄は、特例相続非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（相続特別措置法施行令第40条の8の3第4項の規定において準用する相続特別措置法施行令第40条の8の2第8項の特別の関係がある会社をいいます。）であって特例相続非上場株式等に係る会社との間に支配関係（相続特別措置法施行令第40条の8第7項に規定する関係をいいます。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例相続非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限りす。）又は相続特別措置法施行令第40条の8の3第7項の規定において準用する相続特別措置法施行令第40条の8の2第12項に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。					
2 特例相続非上場株式等の明細					
受贈年月日	① 相続開始の時にける発行済株式等の総数等	② 被相続人から贈与により取得した相続特別措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けた株式等で相続開始の時ににおいて保有していた株式等の数等	③ ②のうち、特例の適用を受ける株式等の数等	④ 1株(口・円)当たりの価額(「(注)4」参照)	⑤ 価額(③×④)
・	株・口・円	株・口・円	株・口・円	円	A 円
(注) 1 ①から③欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。 2 ②欄の数等又は④欄の金額の記入に当たり、贈与により取得した時以後において、株式等について併合・分割・株式無償割当てがあった場合やその株式等に係る会社について合併・会社分割・株式交換等があった場合は、税務署にお尋ねください。 3 ③欄の数等は、「3 納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数(限度額)の計算」の④欄の数等が限度となります。 4 ④欄の金額は、贈与の時にける価額を基礎として計算した価額を記入します。 なお、特例相続非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（相続特別措置法施行令第40条の8の3第4項の規定において準用する相続特別措置法施行令第40条の8の2第8項の特別の関係がある会社をいいます。）であって特例相続非上場株式等に係る会社との間に支配関係（相続特別措置法施行令第40条の8第7項に規定する関係をいいます。）がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例相続非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限りす。）又は相続特別措置法施行令第40条の8の3第7項の規定において準用する相続特別措置法施行令第40条の8の2第12項に規定する医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる特例相続非上場株式等の価額は、相続特別措置法第70条の7の4第1項の特例受贈非上場株式等の相続特別措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の時にける特例受贈非上場株式等に係る会社の株式等の価額を基礎として会社等がその外国会社又は医療法人の株式等を有していなかったものとして相続特別措置法施行令第40条の8の3第8項及び相続特別措置法施行規則第23条の12第3項の規定に基づき計算した価額となります。 5 A欄の金額（⑤欄の金額）を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。 なお、この明細書以外に第8の2表の付表1・付表2・付表3の作成がある場合は、各付表のA欄の合計額を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。					
3 納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数(限度額)の計算					
この欄は、「2 特例相続非上場株式等の明細」の③欄に記載することができる株式等の数等の限度数(限度額)の計算をします。					
① 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等(2の①× $\frac{2}{3}$) (1株・口・円未満の端数切上げ)	② 経営相続承継受贈者が2の②欄に係る贈与の直前において保有していた数等	③ (①－②)の数等 (赤字の場合は0)	④ 2の③欄の限度となる数等 (③欄の数等と2の②欄の数等のいずれか少ない方の数等)		
株・口・円	株・口・円	株・口・円	株・口・円		
(注) ②欄の数等の記入に当たり、贈与により取得した時以後において、株式等について併合・分割・株式無償割当てがあった場合やその株式等に係る会社について合併・株式交換等があった場合は、税務署にお尋ねください。					
※税務署整理欄	法人管轄番号	—	入力	確認	

第8の2表の付表3(平24.4)

(資4-20-9-5-A4統一)

※の項目は記入する必要がありません。

第8の2表の付表3(平24.4)

(資4-20-9-5-A4統一)

第2 相続税関係

21

改正後

山林納税猶予税額の計算書

この計算書は、林業経営相続人に該当する人が山林についての納税猶予税額（山林納税猶予税額）を算出するために使用します。		被相続人			
私は、第8の3表の付表の「2 特例施業対象山林・特例山林の明細」に記載した特例施業対象山林のうち特例山林の全てについて租税特別措置法第70条の6の4第1項に規定する山林についての納税猶予の特例の適用を受けます。		林業経営相続人			
1 山林納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算					
(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算					
① 林業経営相続人の第8の3表の付表の（A+B）欄の金額				円	
② 林業経営相続人に係る債務及び葬式費用の金額（第1表のその人の③欄の金額）					
③ 特定価額（①－②）（1,000円未満切捨て）（赤字の場合は0）				,000	
④ 特定価額の20%に相当する金額（③×20%）（1,000円未満切捨て）				,000	
⑤ 林業経営相続人以外の相続人等の課税価格の合計額（林業経営相続人以外の相続人等の第1表の⑤欄（又は第3表の⑥欄）の金額の合計）				,000	
⑥ 基礎控除額（第2表の④欄の金額）				0,000,000	
⑦ 特定価額に基づく課税遺産総額（③+⑤－⑥）				,000	
⑧ 特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額（④+⑤－⑥）				,000	
(2) 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算					
⑨ 法定相続人の氏名	⑩ 法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算		特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算	
		⑪法定相続分に応ずる取得金額 （⑦×⑩）	⑫相続税の総額の基礎となる税額 （第2表の「速算表」で計算します。）	⑬法定相続分に応ずる取得金額 （⑧×⑩）	⑭相続税の総額の基礎となる税額 （第2表の「速算表」で計算します。）
		円 ,000	円	円 ,000	円
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
法定相続分の合計	1	⑮相続税の総額（⑫の合計額）	00	⑯相続税の総額（⑭の合計額）	00
(注) 1 ⑤欄の「第1表の⑥欄の金額」は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける人がいる場合は、「第3表の⑤欄の金額」となります。 2 ⑨及び⑩欄は第2表の「④法定相続人」の「氏名」欄及び「⑤左の法定相続人に応じた法定相続分」欄からそれぞれ転記します。					
2 山林納税猶予税額の計算					
①（林業経営相続人の第1表の（⑬+⑭－⑫））の金額				円	
② 特定価額に基づく林業経営相続人の算出税額（1の⑬×1の③／1の（③+⑤））					
③ 特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（②×20%）					
a（②+③－林業経営相続人の第1表の⑬）の金額（赤字の場合は0）					
④ 特定価額の20%に相当する金額に基づく林業経営相続人の算出税額（1の⑬×1の④／1の（④+⑤））					
⑤ 特定価額の20%に相当する金額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（④×20%）					
b（④+⑤－林業経営相続人の第1表の⑬）の金額（赤字の場合は0）					
⑥ 林業経営相続人の第1表の⑤欄に基づく算出税額（その人の第1表の（⑨（又は⑩）+⑪－⑫））（赤字の場合は0）					
⑦（①+a－b－⑥）の金額（赤字の場合は0）					
⑧ 山林納税猶予税額（a－b－⑦）（100円未満切捨て）（赤字の場合は0）				00	
(注) 1 ⑥欄の算式中の「第1表の⑨」の金額について、林業経営相続人が農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「第1表の⑩」の金額とします。 2 ⑤欄の金額を林業経営相続人の第1表の「山林納税猶予税額⑨」欄に転記します。なお、林業経営相続人が農地等についての納税猶予の特例又は非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、⑤欄の金額によらず、第8の4表の③又は⑧欄の金額を林業経営相続人の第1表の「山林納税猶予税額⑨」欄に転記します。					
※税務署整理欄					
入力		確認			

第8の3表(平24.4)

改正前

(新規)

第8の3表(平24.4)

(資4-20-9-7-A4統一)

第2 相続税関係

- 22 -

被 相 続 人	
林業経営相続人	

林業經營相續人

- ① 特例施業対象山林を相続又は遺贈により取得した日（相続開始年月日）
- ② 相続の開始があったことを知った日（通常は①と同じ日になります。）
- ③ 相続の開始の日から林業経営相続人に係る平均余命（**1年未満切捨て**）を経過する日までの期間
- ④ 「③の期間」と「30年」のうちいずれか短い期間

2 特例施業対象山林・特例山林の明細

[illegible]

特例山林の価額の合計額 (A + B) 円 (この金額を第8の3表の1(1)の①欄に転記します。)

※の項目は記入する必要がありません。

経営報告基準日の属する年分の山林所得に係る収入金額	円
---------------------------	---

※税務署整理欄	入力		確認			
---------	----	--	----	--	--	--

(資 4-20-9-8-A 4 統一)

(新規)

改正後

第8の4表
(平成24年4月分以降用)

農地等納税猶予税額、株式等納税猶予税額及び山林納税猶予税額の調整計算書

この計算書は、租税特別措置法第70条の6第1項に規定する農地等についての納税猶予の特例、同法第70条の7の2第1項若しくは同法第70条の7の4第1項に規定する非上場株式等についての納税猶予の特例又は同法第70条の6の4第1項に規定する山林についての納税猶予の特例のうち2以上の特例を適用する場合に農地等納税猶予税額、株式等納税猶予税額又は山林納税猶予税額の調整の計算のために使用します。	被相続人	
	相続人 (農業相続人 経営承継人 林業経営相続人)	

1 調整前猶予税額等の明細

この欄は、農業相続人、経営承継人又は林業経営相続人のうち2以上に該当する人が、農地等納税猶予税額、株式等納税猶予税額又は山林納税猶予税額についてその明細を記入します。
(注) 経営承継相続人等及び経営相続承継受贈者に該当する人を、この計算書(第8の4表)において「経営承継人」と表記しています。

① 調整前農地等猶予税額(その人の第8表の「2」⑦欄の金額)	円 00
② 調整前株式等猶予税額(その人の第8の2表の「2」⑩欄の金額)	00
③ 調整前山林猶予税額(その人の第8の3表の「2」⑤欄の金額)	00
④ 調整前猶予税額(①+②+③)	00
⑤ 猶予可能税額(その人の第1表の②欄の金額)	00
(注) 1 ④欄の金額が⑤欄の金額を超える場合(「④>⑤」の場合)は、「2 各納税猶予税額の調整」欄にも記入してください。 2 ④欄の金額が⑤欄の金額以下の場合(「④≤⑤」の場合)は、農地等納税猶予税額、株式等納税猶予税額又は山林納税猶予税額の調整は不要ですので、上記①、②及び③欄の金額を第1表のその人の「農地等納税猶予税額②」、「株式等納税猶予税額③」又は「山林納税猶予税額④」欄にそれぞれ転記します。	
⑥ 調整後の農地等納税猶予税額(⑤×①/④)(100円未満切捨て)	円 00
⑦ 調整後の株式等納税猶予税額(⑤×②/④)(100円未満切捨て)	00
⑧ 調整後の山林納税猶予税額(⑤×③/④)(100円未満切捨て)	00
(注) ⑥、⑦及び⑧欄の金額を第1表のその人の「農地等納税猶予税額②」、「株式等納税猶予税額③」又は「山林納税猶予税額④」欄にそれぞれ転記します。	

改正前

第8の3表
(平成21年4月分以降用)

農地等納税猶予税額と株式等納税猶予税額の調整計算書

この計算書は、租税特別措置法第70条の6第1項に規定する農地等についての納税猶予の特例と同法第70条の7の2第1項又は同法第70条の7の4第1項に規定する非上場株式等についての納税猶予の特例を同時に適用する農業相続人(経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者)が、農地等納税猶予税額と株式等納税猶予税額の調整の計算のために使用します。	被相続人	
	農業相続人	

1 調整前猶予税額等の明細

① この計算書の農業相続人の調整前農地等猶予税額(その人の第8表の「2」の⑦欄の金額)	円 00
② この計算書の農業相続人の調整前株式等猶予税額(その人(経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者)の第8の2表の「2」の⑩欄の金額)	00
③ 調整前猶予税額(①+②)	00
④ この計算書の農業相続人の猶予可能税額(その人の第1表の②欄の金額)	
(注) 1 ③欄の金額が④欄の金額を超える場合(「③>④」の場合)は、「2 農地等納税猶予税額と株式等納税猶予税額の調整」欄にも記入してください。 2 ③欄の金額が④欄の金額以下の場合(「③≤④」の場合)は、農地等納税猶予税額と株式等納税猶予税額の調整は不要ですので、上記①及び②欄の金額を第1表・第1表(続)の農業相続人(経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者)の「農地等納税猶予税額②」及び「株式等納税猶予税額③」欄にそれぞれ転記します。	
⑤ 調整後の農地等納税猶予税額(④× $\frac{①}{③}$)(100円未満切捨て)	円 00
⑥ 調整後の株式等納税猶予税額(④-⑤)(100円未満切捨て)	00
(注) ⑤及び⑥欄の金額を第1表・第1表(続)の農業相続人(経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者)の「農地等納税猶予税額②」及び「株式等納税猶予税額③」欄にそれぞれ転記します。	

改正後

生命保険金などの明細書

被相続人

1 相続や遺贈によって取得したものとみなされる保険金など

この表は、相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得したものとみなされる生命保険金、損害保険契約の死亡保険金及び特定の生命共済金などを受け取った場合に、その受取金額などを記入します。

保険会社等の所在地	保険会社等の名称	受取年月日	受取金額	受取人の氏名
		・ ・	円	
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		

(注) 1 相続人(相続の放棄をした人を除きます。以下同じです。)が受け取った保険金などのうち一定の金額は非課税となりますので、その人は、次の2の該当欄に非課税となる金額と課税される金額とを記入します。
2 相続人以外の人を受け取った保険金などについては、非課税となる金額はありませんので、その人は、その受け取った金額そのままを第11表の「財産の明細」の「価額」の欄に転記します。
3 相続時精算課税適用財産は含まれません。

2 課税される金額の計算

この表は、被相続人の死亡によって相続人が生命保険金などを受け取った場合に、記入します。

保険金の非課税限度額	第2表の④の法定相続人の数 (500万円×人により計算した金額を右の④に記入します。)	④
		円 ,000,000

保険金などを 受け取った 相続人の氏名	① 受け取った 保険金など の金額	② 非課税金額 $\left(\left(\text{④} \times \frac{\text{各人の①}}{\text{⑧}} \right) \right)$	③ 課税金額 (①－②)
	円	円	円
合計	⑧		

(注) 1 ⑧の金額が④の金額より少ないときは、各相続人の①欄の金額がそのまま②欄の非課税金額となりますので、③欄の課税金額は0となります。
2 ③欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。

第9表(平成21年4月分以降用)

改正前

生命保険金などの明細書

被相続人

1 相続や遺贈によって取得したものとみなされる保険金など

この表は、相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得したものとみなされる生命保険金、損害保険契約の死亡保険金及び特定の生命共済金などを受け取った場合に、その受取金額などを記入します。

保険会社等の所在地	保険会社等の名称	受取年月日	受取金額	受取人の氏名
		・ ・	円	
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		

(注) 1 相続人(相続の放棄をした人を除きます。以下同じです。)が受け取った保険金などのうち一定の金額は非課税となりますので、その人は、次の2の該当欄に非課税となる金額と課税される金額とを記入します。
2 相続人以外の人を受け取った保険金などについては、非課税となる金額はありませんので、その人は、その受け取った金額そのままを第11表の「財産の明細」の「価額」の欄に転記します。
3 相続時精算課税適用財産は含まれません。

2 課税される金額の計算

この表は、被相続人の死亡によって相続人が生命保険金などを受け取った場合に、記入します。

保険金の非課税限度額	第2表の④の法定相続人の数 (500万円×人により計算した金額を右の④に記入します。)	④
		円 ,000,000

保険金などを 受け取った 相続人の氏名	① 受け取った 保険金など の金額	② 非課税金額 $\text{④} \times \frac{\text{各人の①}}{\text{⑧}}$	③ 課税金額 (①－②)
	円	円	円
合計	⑧		

(注) 1 ⑧の金額が④の金額より少ないときは、各相続人の①欄の金額がそのまま②欄の非課税金額となりますので、③欄の課税金額は0となります。
2 ③欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。

第9表(平成21年4月分以降用)

第2 相続税関係

- 25 -

改正後

退職手当金などの明細書

被相続人

1 相続や遺贈によって取得したものとみなされる退職手当金など

この表は、相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得したものとみなされる退職手当金、功労金、退職給付金などを受け取った場合に、その受取金額などを記入します。

勤務先会社等の所在地	勤務先会社等の名称	受取年月日	退職手当金 などの名称	受取金額	受取人の氏名
		・ ・		円	
		・ ・			
		・ ・			
		・ ・			
		・ ・			

(注) 1 相続人（相続の放棄をした人を除きます。以下同じです。）が受け取った退職手当金などのうち一定の金額は非課税となりますので、その人は、次の2の該当欄に非課税となる金額と課税される金額とを記入します。
2 相続人以外の人が受け取った退職手当金などについては、非課税となる金額はありませんので、その人は、その受け取った金額そのままを第11表の「財産の明細」の「価額」の欄に転記します。

2 課税される金額の計算

この表は、被相続人の死亡によって相続人が退職手当金などを受け取った場合に、記入します。

退職手当金 などの非課 税限度額	第2表の④の 法定相続人の数	④	
(500万円×人により計算した金額を右の④に記入します。)		円 ,000,000	
退職手当金などを 受け取った 相続人の氏名	① 受け取った 退職手当金 などの金額	② 非課税金額 (④× $\frac{\text{各人の①}}{\text{③}}$)	③ 課税金額 (①－②)
	円	円	円
合計	⑥		

(注) 1 ⑥の金額が④の金額より少ないときは、各相続人の①欄の金額がそのまま②欄の非課税金額となりますので、③欄の課税金額は0となります。
2 ③欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。

第10表 (平成21年4月分以降用)

改正前

退職手当金などの明細書

被相続人

1 相続や遺贈によって取得したものとみなされる退職手当金など

この表は、相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得したものとみなされる退職手当金、功労金、退職給付金などを受け取った場合に、その受取金額などを記入します。

勤務先会社等の所在地	勤務先会社等の名称	受取年月日	退職手当金 などの名称	受取金額	受取人の氏名
		・ ・		円	
		・ ・			
		・ ・			
		・ ・			
		・ ・			

(注) 1 相続人（相続の放棄をした人を除きます。以下同じです。）が受け取った退職手当金などのうち一定の金額は非課税となりますので、その人は、次の2の該当欄に非課税となる金額と課税される金額とを記入します。
2 相続人以外の人が受け取った退職手当金などについては、非課税となる金額はありませんので、その人は、その受け取った金額そのままを第11表の「財産の明細」の「価額」の欄に転記します。

2 課税される金額の計算

この表は、被相続人の死亡によって相続人が退職手当金などを受け取った場合に、記入します。

退職手当金 などの非課 税限度額	第2表の④の 法定相続人の数	④	
(500万円×人により計算した金額を右の④に記入します。)		円 ,000,000	
退職手当金などを 受け取った 相続人の氏名	① 受け取った 退職手当金 などの金額	② 非課税金額 ④× $\frac{\text{各人の①}}{\text{③}}$	③ 課税金額 (①－②)
	円	円	円
合計	⑥		

(注) 1 ③の金額が④の金額より少ないときは、各相続人の①欄の金額がそのまま②欄の非課税金額となりますので、③欄の課税金額は0となります。
2 ③欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。

第10表 (平成21年4月分以降用)

第2 相続税関係

- 26 -

改正後

相続時精算課税適用財産の明細書
相続時精算課税分の贈与税額控除額の計算書

被相続人

この表は、被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産（相続時精算課税適用財産）がある場合に記入します。

1 相続税の課税価格に加算する相続時精算課税適用財産の課税価格及び納付すべき相続税額から控除すべき贈与税額の明細

番号	① 贈与を受けた人の氏名	② 贈与を受けた年分	③ 贈与税の申告書を提出した税務署の名称	④ ③の年分に被相続人から相続時精算課税に係る贈与を受けた財産の価額の合計額（課税価格）	⑤ ④の財産に係る贈与税額（贈与税の外国税額控除前の金額）	⑥ ⑤のうち贈与税額に係る外国税額控除額
1				円	円	円
2						
3						
4						
5						
6						

	氏名	（各人の合計）				
贈与を受けた人ごとの相続時精算課税適用財産の課税価格及び贈与税額の合計額	⑦ 課税価格の合計額（④の合計額）	円	円	円	円	円
	⑧ 贈与税額の合計額（⑤の合計額）					
	⑨ ⑧のうち贈与税額に係る外国税額控除額の合計額（⑥の合計額）					

（注）

1 相続時精算課税に係る贈与をした被相続人がその贈与をした年の中途に死亡した場合の③欄は「相続時精算課税選択届出書を提出した税務署の名称」を記入してください。
2 ④欄の金額は、下記2の③の「価額」欄の金額に基づき記入します。
3 各人の⑦欄の金額を第1表のその人の「相続時精算課税適用財産の価額②」欄及び第15表のその人の③欄にそれぞれ転記します。
4 各人の⑨欄の金額を第1表のその人の「相続時精算課税分の贈与税額控除額②」欄に転記します。

2 相続時精算課税適用財産（1の④）の明細

（上記1の「番号」欄の番号に合わせて記入します。）

番号	① 贈与を受けた人の氏名	② 贈与年月日	③ 相続時精算課税適用財産の明細					価額 円
			種類	細目	利用区分、銘柄等	所在場所等	数量	

（注）

1 この明細は、被相続人である特定贈与者に係る贈与税の申告書第2表に基づき記入します。
2 ③の「価額」欄には、被相続人である特定贈与者に係る贈与税の申告書第2表の「財産の価額」欄の金額を記入します。ただし、特定事業用資産の特例の適用を受ける場合には、第11・11の2表の付表3の⑦欄の金額と⑦欄の金額に係る第11・11の2表の付表3の2の⑨欄の金額の合計額を、特定計画山林の特例の適用を受ける場合には、第11・11の2表の付表4の「2 特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細」の④欄の金額を記入します。

第11の2表（平24.4）

（資4-20-12-2-A4統一）

改正前

相続時精算課税適用財産の明細書
相続時精算課税分の贈与税額控除額の計算書

被相続人

この表は、被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産（相続時精算課税適用財産）がある場合に記入します。

1 相続税の課税価格に加算する相続時精算課税適用財産の課税価格及び納付すべき相続税額から控除すべき贈与税額の明細

番号	① 贈与を受けた人の氏名	② 贈与を受けた年分	③ 贈与税の申告書を提出した税務署の名称	④ ③の年分に被相続人から相続時精算課税に係る贈与を受けた財産の価額の合計額（課税価格）	⑤ ④の財産に係る贈与税額（贈与税の外国税額控除前の金額）	⑥ ⑤のうち贈与税額に係る外国税額控除額
1				円	円	円
2						
3						
4						
5						
6						

	氏名	（各人の合計）				
贈与を受けた人ごとの相続時精算課税適用財産の課税価格及び贈与税額の合計額	⑦ 課税価格の合計額（④の合計額）	円	円	円	円	円
	⑧ 贈与税額の合計額（⑤の合計額）					
	⑨ ⑧のうち贈与税額に係る外国税額控除額の合計額（⑥の合計額）					

（注）

1 相続時精算課税に係る贈与をした被相続人がその贈与をした年の中途に死亡した場合の③欄は「相続時精算課税選択届出書を提出した税務署の名称」を記入してください。
2 ④欄の金額は、下記2の③の「価額」欄の金額に基づき記入します。
3 各人の⑦欄の金額を第1表のその人の「相続時精算課税適用財産の価額②」欄及び第15表のその人の③欄にそれぞれ転記します。
4 各人の⑨欄の金額を第1表のその人の「相続時精算課税分の贈与税額控除額②」欄に転記します。

2 相続時精算課税適用財産（1の④）の明細

（上記1の「番号」欄の番号に合わせて記入します。）

番号	① 贈与を受けた人の氏名	② 贈与年月日	③ 相続時精算課税適用財産の明細					価額 円
			種類	細目	利用区分、銘柄等	所在場所等	数量	

（注）

1 この明細は、被相続人である特定贈与者に係る贈与税の申告書第2表に基づき記入します。
2 ③の「価額」欄には、被相続人である特定贈与者に係る贈与税の申告書第2表の「財産の価額」欄の金額を記入します。ただし、特定事業用資産の特例の適用を受ける場合には、第11・11の2表の付表3の⑦欄の金額と⑦欄の金額に係る第11・11の2表の付表3の2の⑨欄の金額の合計額を、特定計画山林の特例の適用を受ける場合には、第11・11の2表の付表4の「2 特定受贈森林施業計画対象山林である選択特定計画山林の明細」の④欄の金額を記入します。

第11の2表（平224）

（資4-20-12-2-A4統一）

第2 相続税関係

- 27 -

改正後

第11・11の2表の付表1（平成24年4月分以降用）

小規模宅地等、特定計画山林又は特定事業用資産についての課税価格の計算明細書

被相続人

この表及び第11・11の2表の付表2の1から付表4までについては、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が、「小規模宅地等の特例」、「特定計画山林の特例」又は「特定事業用資産の特例」の適用を受ける場合に記入します（裏面参照）。

1 特例の適用にあたっての同意

(注)「小規模宅地等の特例」、「特定計画山林の特例」又は「特定事業用資産の特例」の対象となり得る財産を取得した全ての人の同意が必要です。

私（私たち）は下記の「2 特例の適用を受ける財産の明細」の(1)から(3)までの明細において選択した財産の全てが、租税特別措置法第69条の4第1項に規定する小規模宅地等、同法第69条の5第1項に規定する選択特定計画山林又は旧租税特別措置法第69条の5第1項に規定する選択特定事業用資産に該当することを確認の上、その財産の取得者が租税特別措置法第69条の4第1項、同法第69条の5第1項又は旧租税特別措置法第69条の5第1項に規定する特例の適用を受けることに同意します。

特例の対象となり得る財産を取得した全ての人の氏名

2 特例の適用を受ける財産の明細

(注) 特例の適用を受ける財産の明細の番号を○で囲んでください。

(1) 小規模宅地等の明細

第11・11の2表の付表2の1の「1 小規模宅地等の明細」のとおり。

(2) 特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細

第11・11の2表の付表3のとおり。

(3) 特定（受贈）森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細

第11・11の2表の付表4の「1 特定森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細」又は「2 特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細」のとおり。

3 特定計画山林の特例の対象となる特定計画山林等の調整限度額の計算

この欄は、「小規模宅地等の特例」、「特定計画山林の特例」又は「特定事業用資産の特例」について2以上の特例を適用する場合に記入します。

(1) 小規模宅地等の特例の適用を受ける面積

①

限度面積

②

特例の適用を受ける面積（第11・11の2表の付表2の1の「2 限度面積要件の判定」の「[合計]」欄の面積）

③

特例適用残面積（①－②）

400㎡

㎡

㎡

(2) 特定事業用資産の特例の対象となる特定受贈同族会社株式等の調整限度額等の計算

④

特定事業用資産の特例の対象として選択することのできる特定受贈同族会社株式等に係る各法人の株式（出資）の時価総額の半に相当する金額の合計額
※ 10億円を超える場合は10億円となります。

⑤

特例の対象となる特定受贈同族会社株式等の調整限度額

(④× $\frac{③}{①}$)

⑥

⑤のうち特例の適用を受ける価額（第11・11の2表の付表3の特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の価額の合計額（⑧欄の金額））

⑦

特例適用残価額（⑤－⑥）

円

円

円

円

(注) 1 ③欄が0となる場合には、特定受贈同族会社株式等について特定事業用資産の特例の適用を受けることはできません。

2 小規模宅地等の特例の適用がない場合には、⑤欄には④欄の金額を転記します。

3 被相続人が生前に特定受贈同族会社株式等の贈与をしている場合の④欄の金額については、税務署にお尋ねください。

(3) 特定計画山林の特例の対象となる特定（受贈）森林経営計画対象山林の調整限度額等の計算

⑧

特定計画山林の特例の対象として選択することのできる特定（受贈）森林経営計画対象山林である立木又は土地等の価額の合計額

⑨

特例の対象となる特定（受贈）森林経営計画対象山林の調整限度額
(⑧× $\frac{③}{①}$) 又は (⑧× $\frac{⑦}{④}$)

⑩

⑩のうち特例の適用を受ける価額（第11・11の2表の付表4の「3 特定（受贈）森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の価額の合計額」の「A+B」欄の金額）

円

円

円

(注) 1 ③欄が0となる場合又は⑦欄が0となる場合には、特定（受贈）森林経営計画対象山林について特定計画山林の特例の適用を受けることはできません。

2 小規模宅地等の特例を適用し、特定受贈同族会社株式等について特定事業用資産の特例を適用しない場合において、③欄に特例適用残面積が生じたときの⑩欄は、「(⑧× $\frac{③}{①}$)」により計算します。

3 特定受贈同族会社株式等について特定事業用資産の特例を適用した場合（あわせて小規模宅地等の特例を適用する場合を含みます。）において、⑦欄に特例適用残価額が生じたときの⑩欄は、「(⑧× $\frac{③}{①}$)」により計算します。

第11・11の2表の付表1（平24.4）

(資4－20－12－3－A 4 統一)

改正前

第11・11の2表の付表1（平成21年4月分以降用）

小規模宅地等、特定計画山林又は特定事業用資産についての課税価格の計算明細書

被相続人

この表及び第11・11の2表の付表2の1から付表4までについては、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が、「小規模宅地等の特例」、「特定計画山林の特例」又は「特定事業用資産の特例」の適用を受ける場合に記入します（裏面参照）。

1 特例の適用にあたっての同意

(注)「小規模宅地等の特例」、「特定計画山林の特例」又は「特定事業用資産の特例」の対象となり得る財産を取得したすべての人の同意が必要です。

私（私たち）は下記の「2 特例の適用を受ける財産の明細」の(1)から(3)までの明細において選択した財産の全てが、租税特別措置法第69条の4第1項に規定する小規模宅地等、同法第69条の5第1項に規定する選択特定計画山林又は旧租税特別措置法第69条の5第1項に規定する選択特定事業用資産に該当することを確認の上、その財産の取得者が租税特別措置法第69条の4第1項、同法第69条の5第1項又は旧租税特別措置法第69条の5第1項に規定する特例の適用を受けることに同意します。

特例の対象となる財産を取得したすべての人の氏名

2 特例の適用を受ける財産の明細

(注) 特例の適用を受ける財産の明細の番号を○で囲んでください。

(1) 小規模宅地等の明細

第11・11の2表の付表2の1の「1 小規模宅地等の特例」のとおり。

(2) 特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細

第11・11の2表の付表3のとおり。

(3) 特定（受贈）森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細

第11・11の2表の付表4の「1 特定森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細」又は「2 特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細」のとおり。

3 特定計画山林の特例の対象となる特定計画山林等の調整限度額の計算

この欄は、「小規模宅地等の特例」、「特定計画山林の特例」又は「特定事業用資産の特例」について2以上の特例を適用する場合に記入します。

(1) 小規模宅地等の特例の適用を受ける面積

①

限度面積

②

特例の適用を受ける面積（第11・11の2表の付表2の1の「2 限度面積要件の判定」の「[合計]」欄の面積）

③

特例適用残面積（①－②）

400㎡

㎡

㎡

(2) 特定事業用資産の特例の対象となる特定受贈同族会社株式等の調整限度額等の計算

④

特定事業用資産の特例の対象として選択することのできる特定受贈同族会社株式等に係る各法人の株式（出資）の時価総額の半に相当する金額の合計額
※ 10億円を超える場合は10億円となります。

⑤

特例の対象となる特定受贈同族会社株式等の調整限度額

(④× $\frac{③}{①}$)

⑥

⑤のうち特例の適用を受ける価額（第11・11の2表の付表3の特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の価額の合計額（⑧欄の金額））

⑦

特例適用残価額（⑤－⑥）

円

円

円

円

(注) 1 ③欄が0となる場合には、特定受贈同族会社株式等について特定事業用資産の特例の適用を受けることはできません。

2 小規模宅地等の特例の適用がない場合には、⑤欄には④欄の金額を転記します。

3 被相続人が生前に特定受贈同族会社株式等の贈与をしている場合の④欄の金額については、税務署にお尋ねください。

(3) 特定計画山林の特例の対象となる特定（受贈）森林経営計画対象山林の調整限度額等の計算

⑧

特定計画山林の特例の対象として選択することのできる特定（受贈）森林経営計画対象山林である立木又は土地等の価額の合計額

⑨

特例の対象となる特定（受贈）森林経営計画対象山林の調整限度額
(⑧× $\frac{③}{①}$)又は(⑧× $\frac{⑦}{④}$)

⑩

⑩のうち特例の適用を受ける価額（第11・11の2表の付表4の「3 特定（受贈）森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の価額の合計額」の「A+B」欄の金額）

円

円

円

(注) 1 ③欄が0となる場合又は⑦欄が0となる場合には、特定（受贈）森林経営計画対象山林について特定計画山林の特例の適用を受けることはできません。

2 小規模宅地等の特例を適用し、特定受贈同族会社株式等について特定事業用資産の特例を適用しない場合において、③欄に特例適用残面積が生じたときの⑩欄は、「(⑧× $\frac{③}{①}$)」により計算します。

3 特定受贈同族会社株式等について特定事業用資産の特例を適用した場合（あわせて小規模宅地等の特例を適用する場合を含みます。）において、⑦欄に特例適用残価額が生じたときの⑩欄は、「(⑧× $\frac{③}{①}$)」により計算します。

第11・11の2表の付表1（平22.4）

(資4－20－12－3－A 4 統一)

改正後	改正前
(注) この表における「小規模宅地等の特例」とは、租税特別措置法第69条の4第1項に規定する小規模宅地等の特例を、「特定計画山林の特例」とは、同法第69条の5第1項に規定する特定計画山林の特例を、「特定事業用資産の特例」とは、所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法（「旧租税特別措置法」といいます。）第69条の5第1項に規定する特定事業用資産の特例をいいます。 (平24.4)	(注) この表における「小規模宅地等の特例」とは、租税特別措置法第69条の4第1項に規定する小規模宅地等の特例を、「特定計画山林の特例」とは、同法第69条の5第1項に規定する特定計画山林の特例を、「特定事業用資産の特例」とは、所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法（「旧租税特別措置法」といいます。）第69条の5第1項に規定する特定事業用資産の特例をいいます。 (平22.4)

小規模宅地等についての課税価格の計算明細(その1)

FD3543

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。

		被相続人	
1 小規模宅地等の明細 この欄は、特例の対象として小規模宅地等を選択する場合に記入します。			
選 択 し た 小 規 模 宅 地 等	宅 地 等 の 番 号	① 特例の適用を受ける取得者の氏名	⑤ ③のうち特例の対象として選択した宅地等の面積
		② 所在地番	⑥ 課税価格の計算に当たって減額される金額
		③ 取得者の持分に応ずる面積	⑦ 宅地等について課税価格に算入する価額(④-⑥)
		④ 取得者の持分に応ずる宅地等の価額	
	□□	①	⑤ m ²
		②	⑥ 円
		③ □□□□□□ . □□□□□□ m ²	⑦ 円
		④ □□□□□□□□□□□□□□□□ 円	
	□□	①	⑤ m ²
		②	⑥ 円
		③ □□□□□□ . □□□□□□ m ²	⑦ 円
		④ □□□□□□□□□□□□□□□□ 円	
	□□	①	⑤ m ²
		②	⑥ 円
		③ □□□□□□ . □□□□□□ m ²	⑦ 円
		④ □□□□□□□□□□□□□□□□ 円	
	□□	①	⑤ m ²
		②	⑥ 円
		③ □□□□□□ . □□□□□□ m ²	⑦ 円
		④ □□□□□□□□□□□□□□□□ 円	
	□□	①	⑤ m ²
		②	⑥ 円
		③ □□□□□□ . □□□□□□ m ²	⑦ 円
		④ □□□□□□□□□□□□□□□□ 円	

(注) 1 次のいずれかに該当する場合には、第11・11の2表の付表2の3を作成してください。
(1) 相続又は遺贈により一の宅地等を2人以上の相続人又は受遺者が取得している場合
(2) 一の宅地等の全部又は一部が、貸家建付地である場合において、貸家建付地の評価額の計算上「賃貸割合」が「1」でない場合
(注) 一の宅地等とは、一棟の建物又は構築物の敷地をいいます。ただし、マンションなどの区分所有建物の場合には、区分所有された建物の部分に係る敷地をいいます。
2 「⑥ 課税価格の計算に当たって減額される金額」欄の金額の計算は、第11・11の2表の付表2の2によります。
3 「⑦ 金額」を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。
4 上記に記入しきれないときは、この用紙を複数枚使用し記入します。

2 限度面積要件の判定
上記「1 小規模宅地等の明細」の「⑤ ③のうち特例の対象として選択した宅地等の面積」欄で選択した宅地等の全てが限度面積要件を満たすものであることを、次の算式の「〔第11・11の2表の付表2の2の⑤、⑥の面積の合計〕」、「〔第11・11の2表の付表2の2の⑦の面積の合計〕」、「〔第11・11の2表の付表2の2の⑧の面積の合計〕」及び「〔合計〕」の各欄を記入することにより判定します。

〔第11・11の2表の付表2の2の⑤、⑥の面積の合計〕	〔第11・11の2表の付表2の2の⑦の面積の合計〕	〔第11・11の2表の付表2の2の⑧の面積の合計〕	〔合計〕
□ m ²	+	□ m ² × $\frac{5}{3}$ +	□ m ² × 2 = □ m ² ≤ 400m ²

※ 第11・11の2表の付表2の2へ続きます。

※ 税務署整理欄	年分	□□□□	名簿番号	□□□□□□□□	申告年月日	□□□□□□□□	一連番号	□□	グループ番号	□□
----------	----	------	------	----------	-------	----------	------	----	--------	----

第11・11の2表の付表2の1 (平24.4) (資4-20-12-4-1-A4統一)

小規模宅地等についての課税価格の計算明細(その1)

FD3543

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。

		被相続人	
1 小規模宅地等の明細 この欄は、特例の対象として小規模宅地等を選択する場合に記入します。			
選 択 し た 小 規 模 宅 地 等	宅 地 等 の 番 号	① 特例の適用を受ける取得者の氏名	⑤ ③のうち特例の対象として選択した宅地等の面積
		② 所在地番	⑥ 課税価格の計算に当たって減額される金額
		③ 取得者の持分に応ずる面積	⑦ 宅地等について課税価格に算入する価額(④-⑥)
		④ 取得者の持分に応ずる宅地等の価額	
	□□	①	⑤ m ²
		②	⑥ 円
		③ □□□□□□ . □□□□□□ m ²	⑦ 円
		④ □□□□□□□□□□□□□□□□ 円	
	□□	①	⑤ m ²
		②	⑥ 円
		③ □□□□□□ . □□□□□□ m ²	⑦ 円
		④ □□□□□□□□□□□□□□□□ 円	
	□□	①	⑤ m ²
		②	⑥ 円
		③ □□□□□□ . □□□□□□ m ²	⑦ 円
		④ □□□□□□□□□□□□□□□□ 円	
	□□	①	⑤ m ²
		②	⑥ 円
		③ □□□□□□ . □□□□□□ m ²	⑦ 円
		④ □□□□□□□□□□□□□□□□ 円	
	□□	①	⑤ m ²
		②	⑥ 円
		③ □□□□□□ . □□□□□□ m ²	⑦ 円
		④ □□□□□□□□□□□□□□□□ 円	
□□	①	⑤ m ²	
	②	⑥ 円	
	③ □□□□□□ . □□□□□□ m ²	⑦ 円	
	④ □□□□□□□□□□□□□□□□ 円		

(注) 1 次のいずれかに該当する場合には、第11・11の2表の付表2の3を作成してください。
(1) 相続又は遺贈により一の宅地等を2人以上の相続人又は受遺者が取得している場合
(2) 一の宅地等の全部又は一部が、貸家建付地である場合において、貸家建付地の評価額の計算上「賃貸割合」が「1」でない場合
(注) 一の宅地等とは、一棟の建物又は構築物の敷地をいいます。ただし、マンションなどの区分所有建物の場合には、区分所有された建物の部分に係る敷地をいいます。
2 「⑥ 課税価格の計算に当たって減額される金額」欄の金額の計算は、第11・11の2表の付表2の2によります。
3 「⑦ 金額」を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。
4 上記に記入しきれないときは、この用紙を複数枚使用し記入します。

2 限度面積要件の判定
上記「1 小規模宅地等の明細」の「⑤ ③のうち特例の対象として選択した宅地等の面積」欄で選択した宅地等の全てが限度面積要件を満たすものであることを、次の算式の「〔第11・11の2表の付表2の2の⑤、⑥の面積の合計〕」、「〔第11・11の2表の付表2の2の⑦の面積の合計〕」、「〔第11・11の2表の付表2の2の⑧の面積の合計〕」及び「〔合計〕」の各欄を記入することにより判定します。

〔第11・11の2表の付表2の2の⑤、⑥の面積の合計〕	〔第11・11の2表の付表2の2の⑦の面積の合計〕	〔第11・11の2表の付表2の2の⑧の面積の合計〕	〔合計〕
□ m ²	+	□ m ² × $\frac{5}{3}$ +	□ m ² × 2 = □ m ² ≤ 400m ²

※ 第11・11の2表の付表2の2へ続きます。

※ 税務署整理欄	年分	□□□□	名簿番号	□□□□□□□□	申告年月日	□□□□□□□□	一連番号	□□	グループ番号	□□
----------	----	------	------	----------	-------	----------	------	----	--------	----

第11・11の2表の付表2の1 (平24.4) (資4-20-12-4-1-A4統一)

改正後

小規模宅地等についての課税価格の計算明細(その1)

被相続人

1 小規模宅地等の明細

この欄は、特例の対象として小規模宅地等を選択する場合に記入します。

選択した小規模宅地等

宅地等の番号	① 特例の適用を受ける取得者の氏名	⑤ ③のうち特例の対象として選択した宅地等の面積
	② 所在地番	⑥ 課税価格の計算に当たって減額される金額
	③ 取得者の持分に应ずる面積	⑦ 宅地等について課税価格に算入する価額(④-⑥)
	④ 取得者の持分に应ずる宅地等の価額	

第11・11の2表の付表2の1 (平成22年4月分以降用)

注

1 次のいずれかに該当する場合には、第11・11の2表の付表2の3を作成してください。
(1) 相続又は遺贈により一の宅地等を2人以上の相続人又は受遺者が取得している場合
(2) 一の宅地等の全部又は一部が、貸家建付地である場合において、貸家建付地の評価額の計算上「賃貸割合」が「1」でない場合
(注) 一の宅地等とは、一棟の建物又は構築物の敷地をいいます。ただし、マンションなどの区分所有建物の場合には、区分所有された建物の部分に係る敷地をいいます。
2 「⑥ 課税価格の計算に当たって減額される金額」欄の金額の計算は、第11・11の2表の付表2の2によります。
3 ⑦欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。
4 上記に記入しきれないときは、この用紙を複数枚使用し記入します。

2 限度面積要件の判定

上記「1 小規模宅地等の明細」の「⑤ ③のうち特例の対象として選択した宅地等の面積」欄で選択した宅地等の全てが限度面積要件を満たすものであることを、次の算式の「〔第11・11の2表の付表2の2の④、⑤の面積の合計〕」、「〔第11・11の2表の付表2の2の⑥の面積の合計〕」、「〔第11・11の2表の付表2の2の⑦の面積の合計〕」及び「〔合計〕」の各欄を記入することにより判定します。

〔第11・11の2表の付表2の2の④、⑤の面積の合計〕

〔第11・11の2表の付表2の2の⑥の面積の合計〕

〔第11・11の2表の付表2の2の⑦の面積の合計〕

〔合計〕

㎡

+

㎡

×

5

3

+

㎡

×

2

=

㎡

≤400㎡

※ 第11・11の2表の付表2の2へ続きます。

第11・11の2表の付表2の1控 (平24.4)

資4-20-12-4-3-A4統一

改正前

小規模宅地等についての課税価格の計算明細(その1)

被相続人

1 小規模宅地等の明細

この欄は、特例の対象として小規模宅地等を選択する場合に記入します。

選択した小規模宅地等

宅地等の番号	① 特例の適用を受ける取得者の氏名	⑤ ③のうち特例の対象として選択した宅地等の面積
	② 所在地番	⑥ 課税価格の計算に当たって減額される金額
	③ 取得者の持分に应ずる面積	⑦ 宅地等について課税価格に算入する価額(④-⑥)
	④ 取得者の持分に应ずる宅地等の価額	

第11・11の2表の付表2の1 (平成22年4月分以降用)

注

1 次のいずれかに該当する場合には、第11・11の2表の付表2の3を作成してください。
(1) 相続又は遺贈により一の宅地等を2人以上の相続人又は受遺者が取得している場合
(2) 一の宅地等の全部又は一部が、貸家建付地である場合において、貸家建付地の評価額の計算上「賃貸割合」が「1」でない場合
(注) 一の宅地等とは、一棟の建物又は構築物の敷地をいいます。ただし、マンションなどの区分所有建物の場合には、区分所有された建物の部分に係る敷地をいいます。
2 「⑥ 課税価格の計算に当たって減額される金額」欄の金額の計算は、第11・11の2表の付表2の2によります。
3 ⑦欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。
4 上記に記入しきれないときは、この用紙を複数枚使用し記入します。

2 限度面積要件の判定

上記「1 小規模宅地等の明細」の「⑤ ③のうち特例の対象として選択した宅地等の面積」欄で選択した宅地等の全てが限度面積要件を満たすものであることを、次の算式の「〔第11・11の2表の付表2の2の④、⑤の面積の合計〕」、「〔第11・11の2表の付表2の2の⑥の面積の合計〕」、「〔第11・11の2表の付表2の2の⑦の面積の合計〕」及び「〔合計〕」の各欄を記入することにより判定します。

〔第11・11の2表の付表2の2の④、⑤の面積の合計〕

〔第11・11の2表の付表2の2の⑥の面積の合計〕

〔第11・11の2表の付表2の2の⑦の面積の合計〕

〔合計〕

㎡

+

㎡

×

5

3

+

㎡

×

2

=

㎡

≤400㎡

※ 第11・11の2表の付表2の2へ続きます。

第11・11の2表の付表2の1控 (平22.4)

資4-20-12-4-3-A4統一

第2 相続税関係

- 31 -

小規模宅地等についての課税価格の計算明細（その3）

被相続人

この計算明細は、特例の対象として小規模宅地等を選択する一の宅地等（注）が、次のいずれかに該当する場合に一の宅地等ごとに作成します。
1 相続又は遺贈により一の宅地等を2人以上の相続人又は受遺者が取得している場合
2 一の宅地等の全部又は一部が、貸家建付地である場合において、貸家建付地の評価額の計算上「賃貸割合」が「1」でない場合
（注）一の宅地等とは、一棟の建物又は構築物の敷地をいいます。ただし、マンションなどの区分所有建物の場合には、区分所有された建物の部分に係る敷地をいいます。

1 一の宅地等の所在地、面積及び評価額				
一の宅地等について、宅地等の「所在地」、「面積」及び相続開始の直前における宅地等の利用区分に応じて「面積」及び「評価額」を記入します。				
(1) 「①宅地等の面積」欄は、一の宅地等が持分である場合には、持分に応ずる面積を記入してください。				
(2) 上記2に該当する場合には、⑤欄については、⑤欄の面積を基に自用用地として評価した金額を記入してください。				
宅地等の所在地			①宅地等の面積	㎡
相続開始の直前における宅地等の利用区分			面積（㎡）	評価額（円）
A	①のうち被相続人等の事業の用に供されていた宅地等 (B、C及びDに該当するものを除きます。)		②	③
B	①のうち特定同族会社の事業（貸付事業を除きます。）の用に供されていた宅地等		③	④
C	①のうち被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等 (相続開始の時ににおいて継続的に貸付事業の用に供されていると認められる部分の敷地)		④	⑤
D	①のうち被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等 (Cに該当する部分以外の部分の敷地)		⑤	⑥
E	①のうち被相続人等の居住の用に供されていた宅地等		⑥	⑦
F	①のうちAからEの宅地等に該当しない宅地等		⑦	⑧

2 一の宅地等の取得者ごとの面積及び評価額
上記のAからFまでの宅地等の「面積」及び「評価額」を、宅地等の取得者ごとに記入します。
(1) 「持分割合」欄は、宅地等の取得者が相続又は遺贈により取得した持分割合を記入します。一の宅地等を1人で取得した場合には、「1/1」と記入します。
(2) 「1 持分に応じた宅地等」は、上記のAからFまでに記入した一の宅地等の「面積」及び「評価額」を「持分割合」を用いてあん分して計算した「面積」及び「評価額」を記入します。
(3) 「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」は、「1 持分に応じた宅地等」に記入した「面積」及び「評価額」のうち、特例の対象として選択する部分を記入します。なおBの宅地等の場合は、上段に「特定同族会社事業用宅地等」として選択する部分の、下段に「貸付事業用宅地等」として選択する部分の「面積」及び「評価額」をそれぞれ記入します。
「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」に記入した宅地等の「面積」及び「評価額」は、「申告書第11・11の2表の付表2の1」の「1 小規模宅地等の明細」の「④取得者の持分に応ずる面積」欄及び「④取得者の持分に応ずる宅地等の価額」欄に転記します。
(4) 「3 特例の対象とならない宅地等（1－2）」には、「1 持分に応じた宅地等」のうち「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」欄に記入した以外の宅地等について記入します。この欄に記入した「面積」及び「評価額」は、申告書第11表に転記します。

宅地等の取得者氏名		⑤持分割合		／			
1 持分に応じた宅地等		2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等		3 特例の対象とならない宅地等（1－2）			
面積（㎡）		評価額（円）		面積（㎡）		評価額（円）	
A	②×⑤	③×⑧					
B	③×⑤	④×⑧					
C	④×⑤	⑤×⑧					
D	⑤×⑤	⑥×⑧					
E	⑥×⑤	⑦×⑧					
F	⑦×⑤	⑧×⑧					
宅地等の取得者氏名		⑤持分割合		／			
1 持分に応じた宅地等		2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等		3 特例の対象とならない宅地等（1－2）			
面積（㎡）		評価額（円）		面積（㎡）		評価額（円）	
A	②×⑤	③×⑧					
B	③×⑤	④×⑧					
C	④×⑤	⑤×⑧					
D	⑤×⑤	⑥×⑧					
E	⑥×⑤	⑦×⑧					
F	⑦×⑤	⑧×⑧					

第11・11の2表の付表2の3（平24.4）

（資4－20－12－4－5－A4統一）

小規模宅地等についての課税価格の計算明細（その3）

被相続人

この計算明細は、特例の対象として小規模宅地等を選択する一の宅地等（注）が、次のいずれかに該当する場合に一の宅地等ごとに作成します。
1 相続又は遺贈により一の宅地等を2人以上の相続人又は受遺者が取得している場合
2 一の宅地等の全部又は一部が、貸家建付地である場合において、貸家建付地の評価額の計算上「賃貸割合」が「1」でない場合
（注）一の宅地等とは、一棟の建物又は構築物の敷地をいいます。ただし、マンションなどの区分所有建物の場合には、区分所有された建物の部分に係る敷地をいいます。

1 一の宅地等の所在地、面積及び評価額			
一の宅地等について、宅地等の「所在地」、「面積」及び相続開始の直前における宅地等の利用区分に応じて「面積」及び「評価額」を記入します。 (1) 「①宅地等の面積」欄は、一の宅地等が持分である場合には、持分に応ずる面積を記入してください。 (2) 上記2に該当する場合には、①欄については、⑤欄の面積を基に自用地として評価した金額を記入してください。			
宅地等の所在地		①宅地等の面積	㎡
相続開始の直前における宅地等の利用区分		面積（㎡）	評価額（円）
A	①のうち被相続人等の事業の用に供されていた宅地等 (B、C及びDに該当するものを除きます。)	②	③
B	①のうち特定同族会社の事業（貸付事業を除く。）の用に供されていた宅地等	④	⑤
C	①のうち被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等 (相続開始の時において継続的に貸付の用に供されていると認められる部分の敷地)	⑥	⑦
D	①のうち被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等 (Cに該当する部分以外の部分の敷地)	⑧	⑨
E	①のうち被相続人等の居住の用に供されていた宅地等	⑩	⑪
F	①のうちAからEの宅地等に該当しない宅地等	⑫	⑬

2 一の宅地等の取得者ごとの面積及び評価額
上記のAからFの宅地等の「面積」及び「評価額」を、宅地等の取得者ごとに記入します。
(1) 「持分割合」欄は、宅地等の取得者が相続又は遺贈により取得した持分割合を記入します。一の宅地等を1人で取得した場合には、「1/1」と記入します。
(2) 「1 持分に応じた宅地等」は、上記のAからFに記入した一の宅地等の「面積」及び「評価額」を「持分割合」を用いて按分して計算した「面積」及び「評価額」を記入します。
(3) 「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」は、「1 持分に応じた宅地等」に記入した「面積」及び「評価額」のうち、特例の対象として選択する部分を記入します。なおBの宅地等の場合は、上段に「特定同族会社事業用宅地等」として選択する部分の、下段に「貸付事業用宅地等」として選択する部分の「面積」及び「評価額」をそれぞれ記入します。
「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」に記入した宅地等の「面積」及び「評価額」は、「申告書第11・11の2表の付表2の1」の「1 小規模宅地等の明細」の「④取得者の持分に応ずる面積」欄及び「④取得者の持分に応ずる宅地等の価額」欄に転記します。
(4) 「3 特例の対象とならない宅地等（1－2）」には、「1 持分に応じた宅地等」のうち「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」欄に記入した以外の宅地等について記入します。この欄に記入した「面積」及び「評価額」は、申告書第11表に転記します。

宅地等の取得者氏名		⑤持分割合		／			
1 持分に応じた宅地等		2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等		3 特例の対象とならない宅地等（1－2）			
面積（㎡）		評価額（円）		面積（㎡）		評価額（円）	
A	②×⑤	③×⑧					
B	③×⑤	④×⑧					
C	④×⑤	⑤×⑧					
D	⑤×⑤	⑥×⑧					
E	⑥×⑤	⑦×⑧					
F	⑦×⑤	⑧×⑧					
宅地等の取得者氏名		⑤持分割合		／			
1 持分に応じた宅地等		2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等		3 特例の対象とならない宅地等（1－2）			
面積（㎡）		評価額（円）		面積（㎡）		評価額（円）	
A	②×⑤	③×⑧					
B	③×⑤	④×⑧					
C	④×⑤	⑤×⑧					
D	⑤×⑤	⑥×⑧					
E	⑥×⑤	⑦×⑧					
F	⑦×⑤	⑧×⑧					

第11・11の2表の付表2の3（平24.4）

（資4－20－12－4－5－A4統一）

第11・11の2表の付表2の3（平成22年4月分以降用）

改正後

特定森林経営計画対象山林又は特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林についての課税価格の計算明細

被相続人

1 特定森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細

この欄は、特例の対象として特定森林経営計画対象山林である特定計画山林を選択する場合に記入します。

選択した特定森林経営計画対象山林	特例の適用を受ける取得者の氏名	森林経営計画の認定年月日(認定番号)	所在場所	立木・土地等の別	面積	①立木・土地等の価額	②①のうち特例の対象として選択した立木又は土地等の価額	③課税価格の計算に当たって減額される金額 (②× $\frac{5}{100}$)	④課税価格に算入する価額 (①－③)
	()				ha	円	円	円	円
	()								
	()								
	()								
	()								
	合計			立木 土地等 合計			A		

(注) 1 ①欄は、相続開始時の価額を記入します。
2 ④欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。
3 上記の「森林経営計画の認定年月日(認定番号)」は、直近の森林経営計画に係る認定年月日及び認定番号を記入してください。
4 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に特定森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細を記載して添付してください。

2 特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細

この欄は、特例の対象として特定受贈森林経営計画対象山林である特定計画山林を選択する場合に記入します。

選択した特定受贈森林経営計画対象山林	贈与年月日 届けた税務署名	特例の適用を受ける取得者の氏名	森林経営計画の認定年月日(認定番号)	所在場所	立木・土地等の別	面積	①立木・土地等の価額	②①のうち特例の対象として選択した立木又は土地等の価額	③課税価格の計算に当たって減額される金額 (②× $\frac{5}{100}$)	④課税価格に算入する価額 (①－③)
						ha	円	円	円	円
			()							
			()							
			()							
			()							
	合計			立木 土地等 合計			B			

(注) 1 ①欄は、贈与時の価額を記入します。
2 ④欄の金額を第11の2表の「2 相続時精算課税適用財産(1の④)の明細」の③の「価額」欄に転記します。
3 上記の「森林経営計画の認定年月日(認定番号)」は、直近の森林経営計画に係る認定年月日及び認定番号を記入してください。
4 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細を記載して添付してください。

3 特定(受贈)森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の価額の合計額

この欄は、「1のA」の金額と「2のB」の金額の合計額を記入してください。

A + B 円

(注) 小規模宅地等の特例又は特定受贈同族会社株式等について特定事業用資産の特例を適用した場合には、第11・11の2表の付表1の「3 特定計画山林の特例の対象となる特定計画山林等の調整限度額の計算」の④欄の価額を上記「A + B」の金額を限度として、特定(受贈)森林経営計画対象山林を特定計画山林の特例の対象として選択することができます。

第11・11の2表の付表4(平24.4) (資4-20-12-6-1-A4統一)

改正前

特定森林施業計画対象山林又は特定受贈森林施業計画対象山林である選択特定計画山林についての課税価格の計算明細

被相続人

1 特定森林施業計画対象山林である選択特定計画山林の明細

この欄は、特例の対象として特定森林施業計画対象山林である特定計画山林を選択する場合に記入します。

選択した特定森林施業計画対象山林	特例の適用を受ける取得者の氏名	森林施業計画の認定年月日(認定番号)	所在場所	立木・土地等の別	面積	①立木・土地等の価額	②①のうち特例の対象として選択した立木又は土地等の価額	③課税価格の計算に当たって減額される金額 (②× $\frac{5}{100}$)	④課税価格に算入する価額 (①－③)
	()				ha	円	円	円	円
	()								
	()								
	()								
	()								
	合計			立木 土地等 合計			A		

(注) 1 ①欄は、相続開始時の価額を記入します。
2 ④欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。
3 上記の「森林施業計画の認定年月日(認定番号)」は、直近の森林施業計画に係る認定年月日及び認定番号を記入してください。
4 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に特定森林施業計画対象山林である選択特定計画山林の明細を記載して添付してください。

2 特定受贈森林施業計画対象山林である選択特定計画山林の明細

この欄は、特例の対象として特定受贈森林施業計画対象山林である特定計画山林を選択する場合に記入します。

選択した特定受贈森林施業計画対象山林	贈与年月日 届けた税務署名	特例の適用を受ける取得者の氏名	森林施業計画の認定年月日(認定番号)	所在場所	立木・土地等の別	面積	①立木・土地等の価額	②①のうち特例の対象として選択した立木又は土地等の価額	③課税価格の計算に当たって減額される金額 (②× $\frac{5}{100}$)	④課税価格に算入する価額 (①－③)
						ha	円	円	円	円
			()							
			()							
			()							
			()							
	合計			立木 土地等 合計			B			

(注) 1 ①欄は、贈与時の価額を記入します。
2 ④欄の金額を第11の2表の「2 相続時精算課税適用財産(1の④)の明細」の③の「価額」欄に転記します。
3 上記の「森林施業計画の認定年月日(認定番号)」は、直近の森林施業計画に係る認定年月日及び認定番号を記入してください。
4 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に特定受贈森林施業計画対象山林である選択特定計画山林の明細を記載して添付してください。

3 特定(受贈)森林施業計画対象山林である選択特定計画山林の価額の合計額

この欄は、「1のA」の金額と「2のB」の金額の合計額を記入してください。

A + B 円

(注) 小規模宅地等の特例又は特定受贈同族会社株式等について特定事業用資産の特例を適用した場合には、第11・11の2表の付表1の「3 特定計画山林の特例の対象となる特定計画山林等の調整限度額の計算」の④欄の価額を上記「A + B」の金額を限度として、特定(受贈)森林施業計画対象山林を特定計画山林の特例の対象として選択することができます。

第11・11の2表の付表4(平22.4) (資4-20-12-6-A4統一)

第2 相続税関係

- 33 -

純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額
出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産
特定の公益法人などに寄附した相続財産・
特定公益信託のために支出した相続財産

の明細書

被相続人									
1 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の明細 この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が、その相続開始前3年以内に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産がある場合に記入します。									
番号	贈与を受けた人の氏名	贈与年月日	相続開始前3年以内に暦年課税に係る贈与を受けた財産の明細			② ①の価額のうち特定贈与財産の価額	③ 相続税の課税価格に加算される価額(①-②)		
			種類	細目	所在場所等	数量	①価額		
1		・ ・					円	円	円
2		・ ・							
3		・ ・							
4		・ ・							
贈与を受けた人ごとの③欄の合計額		氏名	(各人の合計)				円	円	円
		④金額			円	円	円	円	円
上記「②」欄において、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した居住用不動産や金銭の全部又は一部を特定贈与財産としている場合には、次の事項について、「(受贈配偶者)」及び「(受贈財産の番号)」の欄に所定の記入をすることにより確認します。									
(受贈配偶者) (受贈財産の番号) 私 は、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した上記 の特定贈与財産の価額については贈与税の課税価格に算入します。 なお、私は、相続開始の年の前年以前に被相続人からの贈与について相続税法第21条の6第1項の規定の適用を受けていません。									
(注) ④欄の金額を第1表のその人の「純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額⑤」欄及び第15表の⑩欄にそれぞれ転記します。									

2 出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産の明細 この表は、被相続人が人格のない社団又は財団や学校法人、社会福祉法人、宗教法人などの出資持分の定めのない法人に遺贈した財産のうち、相続税がかからないものの明細を記入します。					
種類	細目	所在場所等	数量	価額	出資持分の定めのない法人などの所在地、名称
				円	
		合計			

3 特定の公益法人などに寄附した相続財産又は特定公益信託のために支出した相続財産の明細 私は、下記に掲げる相続財産を、相続税の申告期限までに、 (1) 国、地方公共団体又は租税特別措置法施行令第40条の3第1項に規定する法人に対して寄附(租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第161号)附則第57条第1項の規定により、なおその効力を有することとされる旧租税特別措置法施行令第40条の3第1項第2号及び第3号に規定する法人に対する寄附を含みます。)をしましたので、租税特別措置法第70条第1項の規定の適用を受けます。 (2) 租税特別措置法施行令第40条の4第3項の要件に該当する特定公益信託の信託財産とするために支出しましたので、租税特別措置法第70条第3項の規定の適用を受けます。 (3) 特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人に対して寄附(特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成23年6月22日法律第70号)附則第10条第4項に規定する旧認定特定非営利活動法人に対し、その法人が行う特定非営利活動促進法第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附を含みます。)をしましたので、租税特別措置法第70条第10項の規定の適用を受けます。 (4) 所得税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第23号)附則第88条の規定により、なおその効力を有することとされる旧租税特別措置法第70条第11項に規定する特定地域雇用等促進法人に対して寄附をしましたので、旧租税特別措置法第70条第11項の規定の適用を受けます。							
寄附(支出)年月日	寄附(支出)した財産の明細					公益法人等の所在地・名称(公益信託の受託者及び名称)	寄附(支出)をした相続人等の氏名
	種類	細目	所在場所等	数量	価額	円	
・ ・							
・ ・							
			合計				
(注) この特例の適用を受ける場合には、期限内申告書に一定の受領書、証明書類等の添付が必要です。							

第14表(平24.4)

(資4-20-15-A 4統一)

純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額
出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産
特定の公益法人などに寄附した相続財産・
特定公益信託のために支出した相続財産

の明細書

被相続人									
1 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の明細 この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が、その相続開始前3年以内に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産がある場合に記入します。									
番号	贈与を受けた人の氏名	贈与年月日	相続開始前3年以内に暦年課税に係る贈与を受けた財産の明細			② ①の価額のうち特定贈与財産の価額	③ 相続税の課税価格に加算される価額(①-②)		
			種類	細目	所在場所等	数量	①価額		
1		・ ・					円	円	円
2		・ ・							
3		・ ・							
4		・ ・							
贈与を受けた人ごとの③欄の合計額		氏名	(各人の合計)				円	円	円
		④金額			円	円	円	円	円
上記「②」欄において、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した居住用不動産や金銭の全部又は一部を特定贈与財産としている場合には、次の事項について、「(受贈配偶者)」及び「(受贈財産の番号)」の欄に所定の記入をすることにより確認します。									
(受贈配偶者) (受贈財産の番号) 私 は、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した上記 の特定贈与財産の価額については贈与税の課税価格に算入します。 なお、私は、相続開始の年の前年以前に被相続人からの贈与について相続税法第21条の6第1項の規定の適用を受けていません。									
(注) ④欄の金額を第1表のその人の「純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額⑤」欄及び第15表の⑩欄にそれぞれ転記します。									

2 出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産の明細 この表は、被相続人が人格のない社団又は財団や学校法人、社会福祉法人、宗教法人などの出資持分の定めのない法人に遺贈した財産のうち、相続税がかからないものの明細を記入します。					
種類	細目	所在場所等	数量	価額	出資持分の定めのない法人などの所在地、名称
				円	
		合計			

3 特定の公益法人などに寄附した相続財産又は特定公益信託のために支出した相続財産の明細 私は、下記に掲げる相続財産を、相続税の申告期限までに、 (1) 国、地方公共団体又は租税特別措置法施行令第40条の3第1項に規定する法人に対して寄附(租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第161号)附則第57条第1項の規定により、なおその効力を有することとされる旧租税特別措置法施行令第40条の3第1項第2号及び第3号に規定する法人に対する寄附を含む。)をしましたので、租税特別措置法第70条第1項の規定の適用を受けます。 (2) 租税特別措置法施行令第40条の4第3項の要件に該当する特定公益信託の信託財産とするために支出しましたので、租税特別措置法第70条第3項の規定の適用を受けます。 (3) 租税特別措置法第66条の11の2第3項に規定する認定特定非営利活動法人に対して寄附をしましたので、租税特別措置法第70条第10項の規定の適用を受けます。 (4) 所得税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第23号)附則第88条の規定により、なおその効力を有することとされる旧租税特別措置法第70条第11項に規定する特定地域雇用等促進法人に対して寄附をしましたので、旧租税特別措置法第70条第11項の規定の適用を受けます。							
寄附(支出)年月日	寄附(支出)した財産の明細					公益法人等の所在地・名称(公益信託の受託者及び名称)	寄附(支出)をした相続人等の氏名
	種類	細目	所在場所等	数量	価額	円	
・ ・							
・ ・							
			合計				
(注) この特例の適用を受ける場合には、期限内申告書に一定の受領書、証明書類等の添付が必要です。							

第14表(平22.4)

(資4-20-15-A 4統一)

相続税の修正申告書

税務署長 殿

年 月 日 提出

相続開始年月日 年 月 日

フリガナは、必ず記入してください。

各 人 の 合 計		財 産 を 取 得 し た 人	
(被相続人)		(被相続人)	
氏 名		氏 名	
生 年 月 日	年 月 日 (年齢 歳)	生 年 月 日	年 月 日 (年齢 歳)
住 所		住 所	
(電 話 番 号)		(電 話 番 号)	
被相続人との続柄		被相続人との続柄	
職 業		職 業	
取 得 原 因	該当する取得原因を○で囲みます。	取 得 原 因	該当する取得原因を○で囲みます。
※ 整 理 番 号		※ 整 理 番 号	
区 分	① 修正前の課税額	② 修正申告額	③ 修正する額 (②-①)
取得財産の価額 (第11表②)	円	円	円
相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表1⑦)	円	円	円
債務及び葬式費用の金額 (第13表3⑦)	円	円	円
純資産価額 (①+②-③) (赤字のときは0)	円	円	円
課税価格 (④+⑤) (1,000円未満切捨て)	円	円	円
法定相続人の数及び遺産に係る基礎控除額	(人) 0,000,000	(人) 0,000,000	(人) 0,000,000
相続税の総額	円	円	円
一般の場合	円	円	円
租税特別措置法第70条の6第2項の規定の適用を受ける場合	円	円	円
税額控除			
配偶者の税額軽減額 (第5表①又は②)			
未成年者控除額 (第6表1①、②又は③)			
障害者控除額 (第6表2①、②又は③)			
相次相続控除額 (第7表①又は②)			
外国税額控除額 (第8表1①)			
計			
小計 (⑩-⑪)	円	円	円
農地等納税額予税額 (第8表2⑦)	円	円	円
株式等納税額予税額 (第8表2⑧)	円	円	円
申告期限までに納付される額 (⑫-⑬)	円	円	円
申告期限までに納付される額 (⑫-⑬)	円	円	円

(注) ⑫欄の金額が赤字となる場合は、⑫欄の左端に△を付してください。なお、この場合、⑫欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額 (第11の2表②) があるときは⑫欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

修正第1表(平24.4)

(資4-24-1-A4統一)

相続税の修正申告書

税務署長 殿

年 月 日 提出

相続開始年月日 年 月 日

フリガナは、必ず記入してください。

各 人 の 合 計		財 産 を 取 得 し た 人	
(被相続人)		(被相続人)	
氏 名		氏 名	
生 年 月 日	年 月 日 (年齢 歳)	生 年 月 日	年 月 日 (年齢 歳)
住 所		住 所	
(電 話 番 号)		(電 話 番 号)	
被相続人との続柄		被相続人との続柄	
職 業		職 業	
取 得 原 因	該当する取得原因を○で囲みます。	取 得 原 因	該当する取得原因を○で囲みます。
※ 整 理 番 号		※ 整 理 番 号	
区 分	① 修正前の課税額	② 修正申告額	③ 修正する額 (②-①)
取得財産の価額 (第11表②)	円	円	円
相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表1⑦)	円	円	円
債務及び葬式費用の金額 (第13表3⑦)	円	円	円
純資産価額 (①+②-③) (赤字のときは0)	円	円	円
課税価格 (④+⑤) (1,000円未満切捨て)	円	円	円
法定相続人の数及び遺産に係る基礎控除額	(人) 0,000,000	(人) 0,000,000	(人) 0,000,000
相続税の総額	円	円	円
一般の場合	円	円	円
租税特別措置法第70条の6第2項の規定の適用を受ける場合	円	円	円
税額控除			
配偶者の税額軽減額 (第5表①又は②)			
未成年者控除額 (第6表1①、②又は③)			
障害者控除額 (第6表2①、②又は③)			
相次相続控除額 (第7表①又は②)			
外国税額控除額 (第8表1①)			
計			
小計 (⑩-⑪)	円	円	円
農地等納税額予税額 (第8表2⑦)	円	円	円
株式等納税額予税額 (第8表2⑧)	円	円	円
申告期限までに納付される額 (⑫-⑬)	円	円	円
申告期限までに納付される額 (⑫-⑬)	円	円	円

(注) ⑫欄の金額が赤字となる場合は、⑫欄の左端に△を付してください。なお、この場合、⑫欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額 (第11の2表②) があるときは⑫欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

修正第1表(平22.4)

(資4-24-1-A4統一)

相続税の修正申告書(続)

○フリガナは、必ず記入してください。

○この申告書は黒ボールペンで記入してください。

フリガナ		財産を取得した人			財産を取得した人		
氏名	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	
生年月日	年 月 日 (年齢 歳)	年 月 日 (年齢 歳)	年 月 日 (年齢 歳)	年 月 日 (年齢 歳)	年 月 日 (年齢 歳)	年 月 日 (年齢 歳)	
住所 (電話番号)	(- -) (- -)	(- -) (- -)	(- -) (- -)	(- -) (- -)	(- -) (- -)	(- -) (- -)	
被相続人との続柄	職業	取得原因	相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与	相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与	相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与	相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与	
※ 整理番号							
区分	① 修正前の課税額	② 修正申告額	③ 修正する額 (②-①)	④ 修正前の課税額	⑤ 修正申告額	⑥ 修正する額 (⑤-④)	
取得財産の価額 (第11表③)	①	円	円	円	円	円	
相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表1②)	②						
債務及び葬式費用の金額 (第13表3⑦)	③						
純資産価額 (①+②-③) (赤字のときは0)	④						
課税価格 (④+⑤) (1,000円未満切捨て)	⑤	,000	,000	,000	,000	,000	
法定相続人の数及び遺産に係る基礎控除額	⑥						
相続税の総額	⑦						
一般の場合	⑧	円	円	円	円	円	
租税特別措置法第70条の6第2項の規定の適用を受ける場合	⑨						
租税特別措置法第70条の6第2項の規定の適用を受ける場合	⑩						
租税特別措置法第70条の6第2項の規定の適用を受ける場合	⑪	円	円	円	円	円	
税額控除	⑫						
配偶者の税額軽減額 (第5表④又は⑤)	⑬						
未成年者控除額 (第6表1②、③又は④)	⑭						
障害者控除額 (第6表2②、③又は④)	⑮						
相次相続控除額 (第7表③又は④)	⑯						
外国税額控除額 (第8表1③)	⑰						
計	⑱						
①+②-③又は④+⑤-⑥ (赤字のときは0)	⑲						
相続時精算課税分の贈与税額 (第11の2表③)	⑳	00	00	00	00	00	
小計 (⑲-⑳) (赤字のときは100円未満切捨て)	㉑						
農地等納税猶予税額 (第8表2⑦)	㉒	00	00	00	00	00	
株式等納税猶予税額 (第8表2⑧)	㉓	00	00	00	00	00	
山採納税猶予税額 (第8表2⑨)	㉔	00	00	00	00	00	
申告期限までに納付すべき税額 (⑱-㉔) (赤字のときは0)	㉕	00	00	00	00	00	
申告期限までに納付すべき税額 (⑱-㉔) (赤字のときは0)	㉖	△	△	△	△	△	

(注) ②欄の金額が赤字となる場合は、②欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、②欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額 (第11の2表③) があるときは②欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

※ 税務署 年分 名簿番号 検査印

修正第1表(続) (平24.4)

(資4-24-2-A4統一)

相続税の修正申告書(続)

○フリガナは、必ず記入してください。

○この申告書は黒ボールペンで記入してください。

フリガナ		財産を取得した人			財産を取得した人		
氏名	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	
生年月日	年 月 日 (年齢 歳)	年 月 日 (年齢 歳)	年 月 日 (年齢 歳)	年 月 日 (年齢 歳)	年 月 日 (年齢 歳)	年 月 日 (年齢 歳)	
住所 (電話番号)	(- -) (- -)	(- -) (- -)	(- -) (- -)	(- -) (- -)	(- -) (- -)	(- -) (- -)	
被相続人との続柄	職業	取得原因	相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与	相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与	相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与	相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与	
※ 整理番号							
区分	① 修正前の課税額	② 修正申告額	③ 修正する額 (②-①)	④ 修正前の課税額	⑤ 修正申告額	⑥ 修正する額 (⑤-④)	
取得財産の価額 (第11表③)	①	円	円	円	円	円	
相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表1②)	②						
債務及び葬式費用の金額 (第13表3⑦)	③						
純資産価額 (①+②-③) (赤字のときは0)	④						
課税価格 (④+⑤) (1,000円未満切捨て)	⑤	,000	,000	,000	,000	,000	
法定相続人の数及び遺産に係る基礎控除額	⑥						
相続税の総額	⑦						
一般の場合	⑧	円	円	円	円	円	
租税特別措置法第70条の6第2項の規定の適用を受ける場合	⑨						
租税特別措置法第70条の6第2項の規定の適用を受ける場合	⑩						
租税特別措置法第70条の6第2項の規定の適用を受ける場合	⑪	円	円	円	円	円	
税額控除	⑫						
配偶者の税額軽減額 (第5表④又は⑤)	⑬						
未成年者控除額 (第6表1②、③又は④)	⑭						
障害者控除額 (第6表2②、③又は④)	⑮						
相次相続控除額 (第7表③又は④)	⑯						
外国税額控除額 (第8表1③)	⑰						
計	⑱						
①+②-③又は④+⑤-⑥ (赤字のときは0)	⑲						
相続時精算課税分の贈与税額 (第11の2表③)	⑳	00	00	00	00	00	
小計 (⑲-⑳) (赤字のときは100円未満切捨て)	㉑						
農地等納税猶予税額 (第8表2⑦)	㉒	00	00	00	00	00	
株式等納税猶予税額 (第8表2⑧)	㉓	00	00	00	00	00	
山採納税猶予税額 (第8表2⑨)	㉔	00	00	00	00	00	
申告期限までに納付すべき税額 (⑱-㉔) (赤字のときは0)	㉕	00	00	00	00	00	
申告期限までに納付すべき税額 (⑱-㉔) (赤字のときは0)	㉖	△	△	△	△	△	

(注) ②欄の金額が赤字となる場合は、②欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、②欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額 (第11の2表③) があるときは②欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

※ 税務署 年分 名簿番号 検査印

修正第1表(続) (平22.4)

(資4-24-2-A4統一)

財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合の
各人の算出税額及び農地等納税猶予税額の計算書

被相続人

財産を取得した人の氏名		(各人の合計)					
区	分	① 修正前の課税額	② 修正申告額	③ 修正する額 (②-①)	④ 修正前の課税額	⑤ 修正申告額	⑥ 修正する額 (⑤-④)
課税価格の計算	取得財産の価額	円	円	円	円	円	円
	農業相続人(第12表⑤)	①					
	その他の人(第1表①+第1表②)	②					
	債務及び葬式費用の金額(第1表③)	③					
	純資産価額(①-③)又は(②-③) (赤字のときは0)	④					
各人の算出税額の計算	課税価格(④+⑤) (1,000円未満切捨て)	⑥	⑦				
	相続税の総額(第2表⑩)	⑦					
	各人の算出税額(⑦×各人の⑧)	⑧	1.00	1.00			
	農業相続人の納税猶予の基となる税額	⑨					
	各人の算出税額(⑨+⑩)	⑩					

(注) 1 「各人の算出税額の計算」の「農業相続人の納税猶予の基となる税額」欄は、農業相続人だけが記入します。
2 各人の⑩欄の金額を修正申告書第1表のその人の「算出税額⑩」欄に転記します。

2 農地等納税猶予税額(第8表2)(この表は、農業相続人について該当する金額を記入します。)

農業相続人の氏名		(各人の合計)					
区	分	① 修正前の課税額	② 修正申告額	③ 修正する額 (②-①)	④ 修正前の課税額	⑤ 修正申告額	⑥ 修正する額 (⑤-④)
納税猶予の基となる税額(上の表の各農業相続人の⑨の金額)	①	円	円	円	円	円	円
	②						
	③						
	④						
	⑤						
農地等納税猶予税額の計算	⑥						
	⑦						
	⑧						
	⑨						
	⑩						

(注) 1 各人の⑩欄の金額を修正申告書第1表のその人の「農地等納税猶予税額⑩」欄に転記します。なお、その人が、非上場株式等についての納税猶予の特例又は山林についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、修正申告書第8の4表の①又は②欄の金額を修正申告書第1表のその人の「農地等納税猶予税額⑩」欄に転記します。
2 ⑦欄の⑩欄に記入する金額は、⑥欄の「①+②-③」の金額が⑦欄の④欄の金額を超える場合には、⑦欄の④欄の金額にとどめます。ただし、納税猶予の適用を受ける特例農地等(期限内申告において申告書の第12表に記入した特例農地等に限り。)(の評価誤り又は税額の計算誤りがあった場合で、その誤りだけを修正するものであるときは、⑦欄の⑩欄の金額は、⑦欄の④欄の金額を超えることができます。

修正第3表・第8表2(第24-1)

(資4-24-3-A4統一)

財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合の
各人の算出税額及び農地等納税猶予税額の計算書

被相続人

財産を取得した人の氏名		(各人の合計)					
区	分	① 修正前の課税額	② 修正申告額	③ 修正する額 (②-①)	④ 修正前の課税額	⑤ 修正申告額	⑥ 修正する額 (⑤-④)
課税価格の計算	取得財産の価額	円	円	円	円	円	円
	農業相続人(第12表⑤)	①					
	その他の人(第1表①+第1表②)	②					
	債務及び葬式費用の金額(第1表③)	③					
	純資産価額(①-③)又は(②-③) (赤字のときは0)	④					
各人の算出税額の計算	課税価格(④+⑤) (1,000円未満切捨て)	⑥	⑦				
	相続税の総額(第2表⑩)	⑦					
	各人の算出税額(⑦×各人の⑧)	⑧	1.00	1.00			
	農業相続人の納税猶予の基となる税額	⑨					
	各人の算出税額(⑨+⑩)	⑩					

(注) 1 「各人の算出税額の計算」の「農業相続人の納税猶予の基となる税額」欄は、農業相続人だけが記入します。
2 各人の⑩欄の金額を修正申告書第1表のその人の「算出税額⑩」欄に転記します。

2 農地等納税猶予税額(第8表2)(この表は、農業相続人について該当する金額を記入します。)

農業相続人の氏名		(各人の合計)					
区	分	① 修正前の課税額	② 修正申告額	③ 修正する額 (②-①)	④ 修正前の課税額	⑤ 修正申告額	⑥ 修正する額 (⑤-④)
納税猶予の基となる税額(上の表の各農業相続人の⑨の金額)	①	円	円	円	円	円	円
	②						
	③						
	④						
	⑤						
農地等納税猶予税額の計算	⑥						
	⑦						
	⑧						
	⑨						
	⑩						

(注) 1 各人の⑩欄の金額を修正申告書第1表のその人の「農地等納税猶予税額⑩」欄に転記します。なお、その人が、非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、修正申告書第8の3表の①又は②欄の金額をその人の「農地等納税猶予税額⑩」欄に転記します。
2 ⑦欄の⑩欄に記入する金額は、⑥欄の「①+②-③」の金額が⑦欄の④欄の金額を超える場合には、⑦欄の④欄の金額にとどめます。ただし、納税猶予の適用を受ける特例農地等(期限内申告において申告書の第12表に記入した特例農地等に限り。)(の評価誤り又は税額の計算誤りがあった場合で、その誤りだけを修正するものであるときは、⑦欄の⑩欄の金額は、⑦欄の④欄の金額を超えることができます。

修正第3表・第8表2(第24)

(資4-24-3-A4統一)

財産を取得した人のうちに農業相続人がある場合の
各人の算出税額及び農地等納税猶予税額の計算書(続)

被相続人

1 財産を取得した人のうちに農業相続人がある場合の各人の算出税額(第3表(続))												
財産を取得した人の氏名			④ 修正前の課税額			⑤ 修正額			⑥ 修正する額(④-⑤)			
区 分			④ 修正前の課税額	⑤ 修正額	⑥ 修正する額(④-⑤)	④ 修正前の課税額	⑤ 修正額	⑥ 修正する額(④-⑤)				
課税価格の計算	取得財産	農業相続人(第12表⑤)	①									
	の価額	その他の人(第1表①+第1表②)	②									
	債務及び葬式費用の金額(第1表③)	③										
	純資産価額(①-③)又は(②-③)(赤字のときは0)	④										
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額(第1表⑤)	⑤										
	課税価格(④+⑤)(1,000円未満切捨て)	⑥		,000	,000	,000	,000	,000				
各人の算出税額の計算	相続税の総額(第2表⑬)	⑦										
	あん分割合(各人の⑥)	⑧										
	算出税額(⑦×各人の⑧)	⑨										
	農業相続人の納税猶予の基となる税額	⑩										
	農業投資価格超過額(第12表⑫)	⑪										
	各人の算出税額(⑨+⑪)	⑫										

(注) 1 「各人の算出税額の計算」の「農業相続人の納税猶予の基となる税額」欄は、農業相続人だけが記入します。
2 各人の⑫欄の金額を修正申告書第1表のその人の「算出税額⑩」欄に転記します。

2 農地等納税猶予税額(第8表2(続))(この表は、農業相続人について該当する金額を記入します。)												
農業相続人の氏名			④ 修正前の課税額			⑤ 修正額			⑥ 修正する額(④-⑤)			
区 分			④ 修正前の課税額	⑤ 修正額	⑥ 修正する額(④-⑤)	④ 修正前の課税額	⑤ 修正額	⑥ 修正する額(④-⑤)				
納税猶予の基となる税額(上の表の各農業相続人の⑫の金額)	①											
	相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(第4表1⑤×上の表の各農業相続人の⑫の金額)	②										
	税額控除額の計(第1表の各農業相続人の⑫+②)の金額	③										
	上の表の③の各農業相続人の算出税額	④										
	相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(第4表1⑤×上の表の各農業相続人の④の金額)	⑤										
	(③-⑤)の金額(赤字のときは0)	⑥										
農地等納税猶予税額(①+②-⑥)(100円未満切捨て、赤字のときは0)	⑦		00	00	00	00	00	00				

(注) 1 各人の⑦欄の金額を修正申告書第1表のその人の「農地等納税猶予税額⑫」欄に転記します。なお、その人が、非上場株式等についての納税猶予の特例又は山林についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、修正申告書第8の2表の①又は②欄の金額を修正申告書第1表のその人の「農地等納税猶予税額⑫」欄に転記します。
2 ⑦欄の⑥欄に記入する金額は、⑥欄の「①+②-⑥」の金額が⑦欄の④欄の金額を超える場合には、⑦欄の④欄の金額にとどめます。ただし、納税猶予の適用を受ける特例農地等(期限内申告において申告書の第12表に記入した特例農地等に限り、)の評価誤り又は税額の計算誤りがあった場合で、その誤りだけを修正するものであるときは、⑦欄の⑥欄の金額は、⑦欄の④欄の金額を超えることができます。

修正第3表(続)・第8表2(続)(平24-4)

(資4-24-4-A4統一)

財産を取得した人のうちに農業相続人がある場合の
各人の算出税額及び農地等納税猶予税額の計算書(続)

被相続人

1 財産を取得した人のうちに農業相続人がある場合の各人の算出税額(第3表(続))												
財産を取得した人の氏名			④ 修正前の課税額			⑤ 修正額			⑥ 修正する額(④-⑤)			
区 分			④ 修正前の課税額	⑤ 修正額	⑥ 修正する額(④-⑤)	④ 修正前の課税額	⑤ 修正額	⑥ 修正する額(④-⑤)				
課税価格の計算	取得財産	農業相続人(第12表⑤)	①									
	の価額	その他の人(第1表①+第1表②)	②									
	債務及び葬式費用の金額(第1表③)	③										
	純資産価額(①-③)又は(②-③)(赤字のときは0)	④										
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額(第1表⑤)	⑤										
	課税価格(④+⑤)(1,000円未満切捨て)	⑥		,000	,000	,000	,000	,000				
各人の算出税額の計算	相続税の総額(第2表⑬)	⑦										
	あん分割合(各人の⑥)	⑧										
	算出税額(⑦×各人の⑧)	⑨										
	農業相続人の納税猶予の基となる税額	⑩										
	農業投資価格超過額(第12表⑫)	⑪										
	各人の算出税額(⑨+⑪)	⑫										

(注) 1 「各人の算出税額の計算」の「農業相続人の納税猶予の基となる税額」欄は、農業相続人だけが記入します。
2 各人の⑫欄の金額を修正申告書第1表のその人の「算出税額⑩」欄に転記します。

2 農地等納税猶予税額(第8表2(続))(この表は、農業相続人について該当する金額を記入します。)												
農業相続人の氏名			④ 修正前の課税額			⑤ 修正額			⑥ 修正する額(④-⑤)			
区 分			④ 修正前の課税額	⑤ 修正額	⑥ 修正する額(④-⑤)	④ 修正前の課税額	⑤ 修正額	⑥ 修正する額(④-⑤)				
納税猶予の基となる税額(上の表の各農業相続人の⑫の金額)	①											
	相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(第4表1⑤×上の表の各農業相続人の⑫の金額)	②										
	税額控除額の計(第1表の各農業相続人の⑫+②)の金額	③										
	上の表の③の各農業相続人の算出税額	④										
	相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(第4表1⑤×上の表の各農業相続人の④の金額)	⑤										
	(③-⑤)の金額(赤字のときは0)	⑥										
農地等納税猶予税額(①+②-⑥)(100円未満切捨て、赤字のときは0)	⑦		00	00	00	00	00	00				

(注) 1 各人の⑦欄の金額を修正申告書第1表のその人の「農地等納税猶予税額⑫」欄に転記します。なお、その人が、非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、修正申告書第8の2表の①又は②欄の金額をその人の「農地等納税猶予税額⑫」欄に転記します。
2 ⑦欄の⑥欄に記入する金額は、⑥欄の「①+②-⑥」の金額が⑦欄の④欄の金額を超える場合には、⑦欄の④欄の金額にとどめます。ただし、納税猶予の適用を受ける特例農地等(期限内申告において申告書の第12表に記入した特例農地等に限り、)の評価誤り又は税額の計算誤りがあった場合で、その誤りだけを修正するものであるときは、⑦欄の⑥欄の金額は、⑦欄の④欄の金額を超えることができます。

修正第3表(続)・第8表2(続)(平24-4)

(資4-24-4-A4統一)

配偶者の税額軽減額の計算書(付表)

被相続人

この表は、被相続人から相続又は遺贈（当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で相続時精算課税の適用を受ける贈与を含みます。）により財産を取得した者（以下「納税義務者」といいます。）のうちに財産を隠蔽又は仮装した者がいる場合に記入します。

第5表各欄の金額の計算

納税義務者のうちに財産を隠蔽又は仮装した者がいる場合には、次の表により計算した金額を第5表に転記します。

(1) 相続税法第19条の2第5項の規定により読み替えられた同条第1項第2号に規定する「相続税の総額」及び「課税価格の合計額」の計算

① 第1表の「各人の合計」の④の金額 〔配偶者以外の者が農業相続人である場合には第3表の「(各人の合計)」の④の金額〕	② 第1表の「各人の合計」の⑤の金額 〔配偶者以外の者が農業相続人である場合には第3表の「(各人の合計)」の⑤の金額〕	③ (①+②)の金額	④ 第1表の「各人の合計」の①+②の金額のうち配偶者が隠蔽又は仮装した財産の金額 〔配偶者以外の者が農業相続人である場合には第3表の「(各人の合計)」の①+②の金額〕	⑤ 第1表の「各人の合計」の③の金額のうち配偶者が仮装した債務及び葬式費用の金額
円	円	円	円	円
⑥ (④+⑤)の金額と第1表の「各人の合計」の④の金額のうちいずれか少ない方の金額	⑦ 第1表の「各人の合計」の⑤の金額のうち配偶者が隠蔽又は仮装した財産の金額	⑧ (⑥+⑦)の金額	⑨ (⑧-⑩)の金額 (1,000円未満切捨て)	⑩ ⑧の金額に相当する相続税の総額
円	円	円	円 .000	円

(注) 1 ⑥欄の金額を第5表の⑥又は⑩欄に転記します。また、⑧欄の金額を第5表の⑦又は⑩欄に転記します。
2 ⑩欄の金額は、⑨欄の金額を課税価格の合計額とみなして計算した場合の相続税の総額を記載します。
なお、⑩欄の金額については、第2表を別途作成して算出してください。

(2) 相続税法第19条の2第5項の規定により読み替えられた同条第1項第2号イに規定する「課税価格の合計額」の計算

⑪ 第1表の配偶者の③の金額のうち納税義務者が隠蔽又は仮装した財産の金額	⑫ 第1表の配偶者の③の金額のうち納税義務者が仮装した債務及び葬式費用の金額	⑬ (⑪+⑫)の金額と第1表の配偶者の④の金額のうちいずれか少ない方の金額	⑭ 第1表の配偶者の⑤の金額のうち納税義務者が隠蔽又は仮装した財産の金額	⑮ (⑬+⑭)の金額	⑯ (⑮-⑰)の金額 (1,000円未満切捨て)
円	円	円	円	円	円 .000

(注) ⑯欄の金額を第5表の「課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額」の「(第1表の④の金額)」欄又は「(第3表の④の金額)」欄に転記します。

(3) 相続税法第19条の2第5項により読み替えられた同条第1項第2号ロの「配偶者に係る相続税の課税価格」の計算

⑰ 第11表の配偶者の①の金額(分割財産の金額)	分割財産の価額から控除する債務及び葬式費用の金額			⑱ (⑰-⑱)の金額 (赤字のときは0)	⑲ 第1表の配偶者の⑤の金額(純資産価額に計算される暦年課税分の贈与財産価額)
	⑳ 第1表の配偶者の③の金額(債務及び葬式費用の金額)	㉑ 第11表の配偶者の②の金額(未分割財産の金額)	㉒ (⑱-⑲)の金額(⑲の金額が⑱の金額より大きいときは0)		
円	円	円	円	円	円
㉓ ⑱の金額のうち納税義務者が隠蔽又は仮装した財産の金額	㉔ ⑲の金額のうち納税義務者が仮装した債務及び葬式費用の金額	㉕ (㉓+㉔)の金額と㉑の金額のうちいずれか少ない方の金額	㉖ ㉒の金額のうち納税義務者が隠蔽又は仮装した財産の金額	㉗ (㉕+㉖)の金額	㉘ (㉗+㉘-㉙)の金額 (1,000円未満切捨て 赤字のときは0)
円	円	円	円	円	円

(注) ㉘欄の金額を第5表の⑥又は⑩欄に転記します。

第5表の付表(平24-4)

(資4-20-6-2-A4統一)

配偶者の税額軽減額の計算書(付表)

被相続人

この表は、被相続人から相続又は遺贈（当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で相続時精算課税の適用を受ける贈与を含みます。）により財産を取得した者（以下「納税義務者」といいます。）のうちに財産を隠蔽又は仮装した者がいる場合に記入します。

第5表各欄の金額の計算

納税義務者のうちに財産を隠蔽又は仮装した者がいる場合には、次の表により計算した金額を第5表に転記します。

(1) 相続税法第19条の2第5項の規定により読み替えられた同条第1項第2号に規定する「相続税の総額」及び「課税価格の合計額」の計算

① 第1表の「各人の合計」の④の金額 〔配偶者以外の者が農業相続人である場合には第3表の「(各人の合計)」の④の金額〕	② 第1表の「各人の合計」の⑤の金額 〔配偶者以外の者が農業相続人である場合には第3表の「(各人の合計)」の⑤の金額〕	③ (①+②)の金額	④ 第1表の「各人の合計」の①+②の金額のうち配偶者が隠蔽又は仮装した財産の金額 〔配偶者以外の者が農業相続人である場合には第3表の「(各人の合計)」の①+②の金額〕	⑤ 第1表の「各人の合計」の③の金額のうち配偶者が仮装した債務及び葬式費用の金額
円	円	円	円	円
⑥ (④+⑤)の金額と第1表の「各人の合計」の④の金額のうちいずれか少ない方の金額	⑦ 第1表の「各人の合計」の⑤の金額のうち配偶者が隠蔽又は仮装した財産の金額	⑧ (⑥+⑦)の金額	⑨ (⑧-⑩)の金額 (1,000円未満切捨て)	⑩ ⑧の金額に相当する相続税の総額
円	円	円	円 .000	円

(注) 1 ⑥欄の金額を第5表の⑥又は⑩欄に転記します。また、⑧欄の金額を第5表の⑦又は⑩欄に転記します。
2 ⑩欄の金額は、⑨欄の金額を課税価格の合計額とみなして計算した場合の相続税の総額を記載します。
なお、⑩欄の金額については、第2表を別途作成して算出してください。

(2) 相続税法第19条の2第5項の規定により読み替えられた同条第1項第2号イに規定する「課税価格の合計額」の計算

⑪ 第1表の配偶者の③の金額のうち納税義務者が隠蔽又は仮装した財産の金額	⑫ 第1表の配偶者の③の金額のうち納税義務者が仮装した債務及び葬式費用の金額	⑬ (⑪+⑫)の金額と第1表の配偶者の④の金額のうちいずれか少ない方の金額	⑭ 第1表の配偶者の⑤の金額のうち納税義務者が隠蔽又は仮装した財産の金額	⑮ (⑬+⑭)の金額	⑯ (⑮-⑰)の金額 (1,000円未満切捨て)
円	円	円	円	円	円 .000

(注) ⑯欄の金額を第5表の「課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額」の「(第1表の④の金額)」欄又は「(第3表の④の金額)」欄に転記します。

(3) 相続税法第19条の2第5項により読み替えられた同条第1項第2号ロの「配偶者に係る相続税の課税価格」の計算

⑰ 第11表の配偶者の①の金額(分割財産の金額)	分割財産の価額から控除する債務及び葬式費用の金額			⑱ (⑰-⑱)の金額 (赤字のときは0)	⑲ 第1表の配偶者の⑤の金額(純資産価額に計算される暦年課税分の贈与財産価額)
	⑳ 第1表の配偶者の③の金額(債務及び葬式費用の金額)	㉑ 第11表の配偶者の②の金額(未分割財産の金額)	㉒ (⑱-⑲)の金額(⑲の金額が⑱の金額より大きいときは0)		
円	円	円	円	円	円
㉓ ⑱の金額のうち納税義務者が隠蔽又は仮装した財産の金額	㉔ ⑲の金額のうち納税義務者が仮装した債務及び葬式費用の金額	㉕ (㉓+㉔)の金額と㉑の金額のうちいずれか少ない方の金額	㉖ ㉒の金額のうち納税義務者が隠蔽又は仮装した財産の金額	㉗ (㉕+㉖)の金額	㉘ (㉗+㉘-㉙)の金額 (1,000円未満切捨て 赤字のときは0)
円	円	円	円	円	円

(注) ㉘欄の金額を第5表の⑥又は⑩欄に転記します。

第5表の付表(平24-4)

(資4-20-6-2-A4統一)

第5表の付表(平成21年4月分以降適用)

改 正 後	改 正 前
〔記入に当たっての留意事項〕 この表の記入に当たっては、表面に掲げる注意事項のほか、次の点に留意してください。 1 この表は、期限後申告書の付表として使用する場合には、その期限後申告書の記載に基づき、また修正申告書の付表として使用する場合には、その修正申告書の記載に基づいて記入します。 2 この表を修正申告書の付表として使用する場合には、④、⑤及び⑦の各欄、⑪、⑫及び⑭の各欄並びに⑳、㉔及び㉙の各欄は、これまでの隠蔽又は仮装した事実に基づく金額を含めた累積金額により記入します。 3 ④、⑪及び⑰欄に記入する金額の基となる財産に対応することが明らかな申告されていなかった債務がある場合には、その債務の金額をその財産の価額から控除した金額を記入します。 (平24.4)	〔記入に当たっての留意事項〕 この表の記入に当たっては、表面に掲げる注意事項のほか、次の点に留意してください。 1 この表は、期限後申告書の付表として使用する場合には、その期限後申告書の記載に基づき、また修正申告書の付表として使用する場合には、その修正申告書の記載に基づいて記入します。 2 この表を修正申告書の付表として使用する場合には、④、⑤及び⑦の各欄、⑪、⑫及び⑭の各欄並びに⑳、㉔及び㉙の各欄は、これまでの隠べい又は仮装した事実に基づく金額を含めた累積金額により記入します。 3 ④、⑪及び⑰欄に記入する金額の基となる財産に対応することが明らかな申告されていなかった債務がある場合には、その債務の金額をその財産の価額から控除した金額を記入します。 (平22.4)

株式等納税猶予税額の計算書

被 相 続 人			
経 営 承 継 人 (経営承継相続人等・ 経営相続承継受贈者)			
この計算書は、相続税の修正申告において、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者に該当する人が非上場株式等についての納税猶予税額（株式等納税猶予税額）を算出するために使用します。 (注) 経営承継相続人等及び経営相続承継受贈者に該当する人を、以下この計算書（第8の2表（修正申告用））において「経営承継人」と表記しています。			
1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算			
(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算			
区 分	① 修正前の課税額	② 修正申告額	③ 修正する額 (③－①)
① この計算書の経営承継人の第8の2表の付表1・付表2・付表3のA欄の合計額	円	円	円
② この計算書の経営承継人に係る債務及び葬式費用の金額（修正申告書第1表のその人の③欄の金額）			
③ 特定価額（①－②）（1,000円未満切捨て）（赤字の場合は0）	,000	,000	,000
④ 特定価額の20%に相当する金額（③×20%）（1,000円未満切捨て）	,000	,000	,000
⑤ この計算書の経営承継人以外の相続人等の課税価格の合計額（この計算書の経営承継人以外の相続人等の修正申告書第1表の⑥欄（又は修正申告書第3表・第8表2の1の⑥欄）の金額の合計）	,000	,000	,000
⑥ 基礎控除額（第2表の④欄の金額）	0,000,000	0,000,000	0,000,000
⑦ 特定価額に基づく課税遺産総額（③＋⑤－⑥）	,000	,000	,000
⑧ 特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額（④＋⑤－⑥）	,000	,000	,000
(2) 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算（修正申告額）			
⑨ 法定相続人の氏名	⑩ 法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算 特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算	
		⑪法定相続分に応ずる取得金額 (⑦×⑩)	⑫相続税の総額の基礎となる税額 (第2表の「速算表」で計算します。)
		円	円
		,000	,000
		,000	,000
		,000	,000
		,000	,000
		,000	,000
		,000	,000
		,000	,000
		,000	,000
		,000	,000
		,000	,000
法定相続分の合計	1	⑬相続税の総額(⑫の合計額)	00 ⑭相続税の総額(⑬の合計額)
(注) 1 ⑤欄の「修正申告書第1表の⑥欄の金額」は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける人がいる場合は、「修正申告書第3表・第8表2の1の⑥欄の金額」となります。 2 ⑨及び⑩欄は第2表の「④法定相続人」の「氏名」欄及び「⑤左の法定相続人に応じた法定相続分」欄からそれぞれ転記します。			
2 株式等納税猶予税額の計算			
区 分	① 修正前の課税額	② 修正申告額	③ 修正する額 (③－①)
①（経営承継人の修正申告書第1表の（⑬＋⑭－⑮））の金額	円	円	円
② 特定価額に基づく経営承継人の算出税額（1の⑬×1の③／1の（③＋⑤））			
③ 特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（②×20%）			
a（②＋③－経営承継人の修正申告書第1表の⑫）の金額（赤字の場合は0）			
④ 特定価額の20%に相当する金額に基づく経営承継人の算出税額（1の⑭×1の④／1の（④＋⑤））			
⑤ 特定価額の20%に相当する金額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（④×20%）			
b（④＋⑤－経営承継人の修正申告書第1表の⑫）の金額（赤字の場合は0）			
⑥ 経営承継人の修正申告書第1表の⑥欄に基づく算出税額（その人の修正申告書第1表の（⑨（又は⑩）＋⑪－⑫））（赤字の場合は0）			
⑦（①＋a－b－⑥）の金額（赤字の場合は0）			
⑧（a－b－⑦）の金額（赤字の場合は0）			
⑨ 特例非上場株式等又は特例相続非上場株式等に係る会社が2社以上ある場合の会社ごとの株式等納税猶予税額（注3参照）			
イ（会社名）に係る株式等納税猶予税額 (⑧×イの株式等に係る価額／1の①)（100円未満切捨て）	00	00	00
ロ（会社名）に係る株式等納税猶予税額 (⑧×ロの株式等に係る価額／1の①)（100円未満切捨て）	00	00	00
ハ（会社名）に係る株式等納税猶予税額 (⑧×ハの株式等に係る価額／1の①)（100円未満切捨て）	00	00	00
⑩ 株式等納税猶予税額（イ＋ロ＋ハ）（注4参照）	00	00	00
(注) 1 ⑥欄の算式中の「修正申告書第1表の③」の金額について、経営承継人が農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「修正申告書第1表の⑩」の金額とします。 2 ⑥欄の⑩欄に記入する金額は、⑥欄の「a－b－⑦」の金額が⑥欄の⑦欄の金額を超える場合には、⑥欄の⑦欄の金額にとどめます（⑨及び⑩欄の⑥欄も同様です。）。ただし、この特例の適用を受ける特例非上場株式等又は特例相続非上場株式等（期限内申告において第8の2表の付表1及び付表2の「2 特例非上場株式等の明細」並びに第8の2表の付表3の「2 特例相続非上場株式等の明細」に記入した特例非上場株式等又は特例相続非上場株式等に限り、その評価額又は税額の計算誤りがあった場合で、その誤りだけを修正するものであるときは、⑥欄の⑩欄の金額は、⑥欄の⑦欄の金額を超えることができます。 3 ⑥欄について、特例非上場株式等又は特例相続非上場株式等に係る会社が1社のみ場合は、⑥欄の記入は行わず、⑥欄の金額を⑩欄に記入します（100円未満切捨て）。なお、イからハまでの各欄の算式中の「株式等に係る価額」とは第8の2表の付表1及び付表2の「2 特例非上場株式等の明細」の⑤欄並びに第8の2表の付表3の「2 特例相続非上場株式等の明細」の⑤欄の金額をいいます。また、会社が4社以上ある場合は、適宜の用紙に会社ごとの株式等納税猶予税額を記載し添付してください。 4 ⑩欄の金額を経営承継人の修正申告書第1表の「株式等納税猶予税額⑩」欄に転記します。なお、経営承継人が農地等についての納税猶予の特例又は山林等についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、⑩欄の金額によらず、修正申告書第8の4表の②又は⑦欄の金額を経営承継人の修正申告書第1表の「株式等納税猶予税額⑩」欄に転記します。			
※税務署整理欄 入力 確認			
修正第8の2表(平24.4) (資4-24-5-A4統一)			

※の項目は記入する必要がありません

株式等納税猶予税額の計算書

被 相 続 人			
経 営 承 継 人 (経営承継相続人等・ 経営相続承継受贈者)			
この計算書は、相続税の修正申告において、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者に該当する人が非上場株式等についての納税猶予税額（株式等納税猶予税額）を算出するために使用します。 (注) 経営承継相続人等及び経営相続承継受贈者に該当する人を、以下この計算書（第8の2表（修正申告用））において「経営承継人」と表記しています。			
1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算			
(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算			
区 分	① 修正前の課税額	② 修正申告額	③ 修正する額 (③－①)
① この計算書の経営承継人の第8の2表の付表1・付表2・付表3のA欄の合計額	円	円	円
② この計算書の経営承継人に係る債務及び葬式費用の金額（修正申告書第1表のその人の③欄の金額）			
③ 特定価額（①－②）（1,000円未満切捨て）（赤字の場合は0）	,000	,000	,000
④ 特定価額の20%に相当する金額（③×20%）（1,000円未満切捨て）	,000	,000	,000
⑤ この計算書の経営承継人以外の相続人等の課税価格の合計額（この計算書の経営承継人以外の者の修正申告書第1表の⑥欄（又は修正申告書第3表・第8表2の1の⑥欄）の金額の合計）	,000	,000	,000
⑥ 基礎控除額（第2表の④欄の金額）	0,000,000	0,000,000	0,000,000
⑦ 特定価額に基づく課税遺産総額（③＋⑤－⑥）	,000	,000	,000
⑧ 特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額（④＋⑤－⑥）	,000	,000	,000
(2) 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算（修正申告額）			
⑨ 法定相続人の氏名	⑩ 法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算 特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算	
		⑪法定相続分に応ずる取得金額 (⑦×⑩)	⑫相続税の総額の基礎となる税額 (第2表の「速算表」で計算します。)
		円	円
		,000	,000
		,000	,000
		,000	,000
		,000	,000
		,000	,000
		,000	,000
		,000	,000
		,000	,000
		,000	,000
法定相続分の合計	1	⑬相続税の総額(⑫の合計額)	00 ⑭相続税の総額(⑬の合計額)
(注) 1 ⑤欄の「修正申告書第1表の⑥欄の金額」は、相続又は遺贈により財産を取得した者のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける者がいる場合は、「修正申告書第3表・第8表2の1の⑥欄の金額」となります。 2 ⑨及び⑩欄は第2表の「④法定相続人」の「氏名」欄及び「⑤左の法定相続人に応じた法定相続分」欄からそれぞれ転記します。			
2 株式等納税猶予税額の計算			
区 分	① 修正前の課税額	② 修正申告額	③ 修正する額 (③－①)
①（経営承継人の修正申告書第1表の（⑬＋⑭－⑮））の金額			
② 特定価額に基づく経営承継人の算出税額（1の⑬×1の③／1の（③＋⑤））			
③ 特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（②×20%）			
a（②＋③－経営承継人の修正申告書第1表の⑫）の金額（赤字の場合は0）			
④ 特定価額の20%に相当する金額に基づく経営承継人の算出税額（1の⑭×1の④／1の（④＋⑤））			
⑤ 特定価額の20%に相当する金額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（④×20%）			
b（④＋⑤－経営承継人の修正申告書第1表の⑫）の金額（赤字の場合は0）			
⑥ 経営承継人の修正申告書第1表の⑥欄に基づく算出税額（その人の修正申告書第1表の⑨（又は⑩）＋⑪－⑫）（赤字の場合は0）			
⑦（①＋a－b－⑥）の金額（赤字の場合は0）			
⑧（a－b－⑦）の金額（赤字の場合は0）			
⑨ 特例非上場株式等又は特例相続非上場株式等に係る会社が2社以上ある場合の会社ごとの株式等納税猶予税額（注3参照）			
イ（会社名）に係る株式等納税猶予税額 (⑧×イの株式等に係る価額／1の①)（100円未満切捨て）	00	00	00
ロ（会社名）に係る株式等納税猶予税額 (⑧×ロの株式等に係る価額／1の①)（100円未満切捨て）	00	00	00
ハ（会社名）に係る株式等納税猶予税額 (⑧×ハの株式等に係る価額／1の①)（100円未満切捨て）	00	00	00
⑩ 株式等納税猶予税額（イ＋ロ＋ハ）（注4参照）	00	00	00
(注) 1 ⑥欄の算式中の「修正申告書第1表の③」の金額について、経営承継人が農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「修正申告書第1表の⑩」の金額とします。 2 ⑥欄の⑩欄に記入する金額は、⑥欄の「a－b－⑦」の金額が⑥欄の⑦欄の金額を超える場合には、⑥欄の⑦欄の金額にとどめます（⑨及び⑩欄の⑥欄も同様です。）。ただし、この特例の適用を受ける特例非上場株式等又は特例相続非上場株式等（期限内申告において第8の2表の付表1及び付表2の「2 特例非上場株式等の明細」並びに第8の2表の付表3の「2 特例相続非上場株式等の明細」に記入した特例非上場株式等又は特例相続非上場株式等に限り、その評価額又は税額の計算誤りがあった場合で、その誤りだけを修正するものであるときは、⑥欄の⑩欄の金額は、⑥欄の⑦欄の金額を超えることができます。 3 ⑥欄について、特例非上場株式等又は特例相続非上場株式等に係る会社が1社のみ場合は、⑥欄の記入は行わず、⑥欄の金額を⑩欄に記入します（100円未満切捨て）。なお、イからハまでの各欄の算式中の「株式等に係る価額」とは第8の2表の付表1及び付表2の「2 特例非上場株式等の明細」の⑤欄並びに第8の2表の付表3の「2 特例相続非上場株式等の明細」の⑤欄の金額をいいます。また、会社が4社以上ある場合は、適宜の用紙に会社ごとの株式等納税猶予税額を記載し添付してください。 4 ⑩欄の金額を経営承継人の修正申告書第1表の「株式等納税猶予税額⑩」欄に転記します。なお、経営承継人が農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、⑩欄の金額によらず、修正申告書第8の3表の②又は⑦欄の金額を経営承継人の修正申告書第1表の「株式等納税猶予税額⑩」欄に転記します。			
※税務署整理欄 入力 確認			
修正第8の2表(平24.4) (資4-24-5-A4統一)			

※の項目は記入する必要がありません

改正後

改正前

山林納税猶予税額の計算書

被相続人

この計算書は、相続税の修正申告において、林業経営相続人に該当する人が山林についての納税猶予税額（山林納税猶予税額）を算出するために使用します。

林業経営相続人

1 山林納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算

区 分	㉑ 修正前の課税額	㉒ 修正申告額	㉓ 修正する額(㉒－㉑)
① 林業経営相続人の第8の3表の付表の(A+B)欄の金額	円	円	円
② 林業経営相続人に係る債務及び葬式費用の金額(修正申告書第1表のその人の③欄の金額)			
③ 特定価額(①－②)(1,000円未満切捨て)(赤字の場合は0)	,000	,000	,000
④ 特定価額の20%に相当する金額(③×20%)(1,000円未満切捨て)	,000	,000	,000
⑤ 林業経営相続人以外の相続人等の課税価格の合計額(林業経営相続人以外の相続人等の第1表の⑥欄(又は修正申告書第3表・第8表2の1の⑥欄)の金額の合計)	,000	,000	,000
⑥ 基礎控除額(第2表の④欄の金額)	0,000,000	0,000,000	0,000,000
⑦ 特定価額に基づく課税遺産総額(③+⑤－⑥)	,000	,000	,000
⑧ 特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額(④+⑤－⑥)	,000	,000	,000

(2) 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算(修正申告額)

㉔ 法定相続人の氏名	㉕ 法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算		特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算	
		㉖ 法定相続分に応ずる取得金額(㉑×㉕)	㉗ 相続税の総額の基礎となる税額(第2表の「速算表」で計算します。)	㉘ 法定相続分に応ずる取得金額(㉓×㉕)	㉙ 相続税の総額の基礎となる税額(第2表の「速算表」で計算します。)
		円	円	円	円
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
法定相続分の合計	1	㉖ 相続税の総額(㉖の合計額)	00	㉘ 相続税の総額(㉘の合計額)	00

(注) 1 ⑤欄の「修正申告書第1表の⑥欄の金額」は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける人がいる場合は、「修正申告書第3表・第8表2の1の⑥欄の金額」となります。
2 ⑨及び㉔欄は第2表の「④法定相続人」の「氏名」欄及び「⑤左の法定相続人に応じた法定相続分」欄からそれぞれ転記します。

2 山林納税猶予税額の計算

区 分	㉑ 修正前の課税額	㉒ 修正申告額	㉓ 修正する額(㉒－㉑)
① (林業経営相続人の修正申告書第1表の(㉔+㉕－㉖))の金額	円	円	円
② 特定価額に基づく林業経営相続人の算出税額(1の㉔×1の③／1の(㉔+⑤))			
③ 特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(②×20%)			
a (②+③－林業経営相続人の修正申告書第1表の㉗)の金額(赤字の場合は0)			
④ 特定価額の20%に相当する金額に基づく林業経営相続人の算出税額(1の㉔×1の④／1の(④+⑤))			
⑤ 特定価額の20%に相当する金額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(④×20%)			
b (④+⑤－林業経営相続人の修正申告書第1表の㉘)の金額(赤字の場合は0)			
⑥ 林業経営相続人の修正申告書第1表の⑥欄に基づく算出税額(その人の修正申告書第1表の⑨(又は㉔)+㉕－㉖)(赤字の場合は0)			
⑦ (①+a－b－⑥)の金額(赤字の場合は0)			
⑧ 山林納税猶予税額(a－b－⑦)(100円未満切捨て)(赤字の場合は0)	00	00	00

(注) 1 ⑥欄の算式中の「修正申告書第1表の⑨」の金額について、林業経営相続人が農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「修正申告書第1表の㉔」の金額とします。
2 ⑧欄の㉔欄に記入する金額は、㉔欄の「a－b－⑦」の金額が⑧欄の㉗欄の金額を超える場合には、⑧欄の㉗欄の金額にとどめます。ただし、この特例の適用を受ける特例山林(期限内申告において第8の3表の付表の「2 特例施業対象山林・特例山林の明細」に記入した特例山林に限ります。)の評価額り又は税額の計算誤りがあった場合で、その誤りだけを修正するものであるときは、⑧欄の㉔欄の金額は⑧欄の㉗欄の金額を超えることができます。
3 ⑧欄の金額を林業経営相続人の修正申告書第1表の「山林納税猶予税額㉔」欄に転記します。なお、林業経営相続人が農地等についての納税猶予の特例又は非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、⑧欄の金額によらず、修正申告書第8の4表の③又は⑤欄の金額を林業経営相続人の修正申告書第1表の「山林納税猶予税額㉔」欄に転記します。

※税務署整理欄 入力 確認

修正第8の3表(平24.4) (資4-24-7-A4統一)

(新規)

第2 相続税関係

- 42 -

改正後

農地等納税猶予税額、株式等納税猶予税額及び山林納税猶予税額の調整計算書

この計算書は、相続税の修正申告において、租税特別措置法第70条の6第1項に規定する農地等についての納税猶予の特例、同法第70条の7の2第1項若しくは同法第70条の7の4第1項に規定する非上場株式等についての納税猶予の特例又は同法第70条の6の4第1項に規定する山林についての納税猶予の特例のうち2以上の特例を適用する場合に農地等納税猶予税額、株式等納税猶予税額又は山林納税猶予税額の調整の計算のために使用します。

1 調整前猶予税額等の明細

この欄は、農業相続人、経営承継人又は林業経営相続人のうち2以上に該当する人が、農地等納税猶予税額、株式等納税猶予税額又は山林納税猶予税額についてその明細を記入します。

(注) 経営承継相続人等及び経営相続承継受贈者に該当する人を、この計算書（第8の4表(修正申告用)）において「経営承継人」と表記しています。

区 分	㊦ 修正前の課税額	㊧ 修正額	㊨ 修正する額 (㊧－㊦)
① 調整前農地等猶予税額（その人の修正申告書第3表・第8表2の「2」の㊦欄の金額）	円 00	円 00	円 00
② 調整前株式等猶予税額（その人の修正申告書第8の2表の「2」の㊧欄の金額）	00	00	00
③ 調整前山林猶予税額（その人の修正申告書第8の3表の「2」の㊨欄の金額）	00	00	00
④ 調整前猶予税額（①＋②＋③）	00	00	00
⑤ 猶予可能税額（その人の修正申告書第1表の㊨欄の金額）	00	00	00

(注) 1 ④欄の金額が㊨欄の金額を超える場合（「④>㊨」の場合）は、「2 各納税猶予税額の調整」欄にも記入してください。

2 ④欄の金額が㊨欄の金額以下の場合（「④≤㊨」の場合）は、農地等納税猶予税額、株式等納税猶予税額又は山林納税猶予税額の調整は不要ですので、上記①、②及び③欄の金額をその人の修正申告書第1表の「農地等納税猶予税額㊦」、「株式等納税猶予税額㊧」又は「山林納税猶予税額㊨」欄にそれぞれ転記します。

2 各納税猶予税額の調整

この欄は、上記1の④欄の金額が㊨欄の金額を超える場合（「④>㊨」の場合）に使用します。

なお、上記1の④欄の金額が㊨欄の金額以下の場合（「④≤㊨」の場合）は記入を要しません（上記1の(注)2参照）。

区 分	㊦ 修正前の課税額	㊧ 修正額	㊨ 修正する額 (㊧－㊦)
⑥ 調整後の農地等納税猶予税額（㊨×①/④）（100円未満切捨て）	円 00	円 00	円 00
⑦ 調整後の株式等納税猶予税額（㊨×②/④）（100円未満切捨て）	00	00	00
⑧ 調整後の山林納税猶予税額（㊨×③/④）（100円未満切捨て）	00	00	00

(注) ⑥、⑦及び⑧欄の金額をその人の修正申告書第1表の「農地等納税猶予税額㊦」、「株式等納税猶予税額㊧」又は「山林納税猶予税額㊨」欄にそれぞれ転記します。

修正第8の4表(平24.4)

(資4－24－6－A.4統一)

改正前

農地等納税猶予税額と株式等納税猶予税額の調整計算書

この計算書は、相続税の修正申告において、租税特別措置法第70条の6第1項に規定する農地等についての納税猶予の特例と同法第70条の7の2第1項又は同法第70条の7の4第1項に規定する非上場株式等についての納税猶予の特例を同時に適用する農業相続人（経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者）が、農地等納税猶予税額と株式等納税猶予税額の調整の計算のために使用します。

1 調整前猶予税額等の明細

区 分	㊦ 修正前の課税額	㊧ 修正額	㊨ 修正する額 (㊧－㊦)
① この計算書の農業相続人の調整前農地等猶予税額（その人の修正申告書第3表・第8表2の「2」の㊦欄の金額）	円 00	円 00	円 00
② この計算書の農業相続人の調整前株式等猶予税額（その人（経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者）の修正申告書第8の2表の「2」の㊧欄の金額）	00	00	00
③ 調整前猶予税額（①＋②）	00	00	00
④ この計算書の農業相続人の猶予可能税額（その人の修正申告書第1表の㊨欄の金額）			

(注) 1 ③欄の金額が㊨欄の金額を超える場合（「③>㊨」の場合）は、「2 農地等納税猶予税額と株式等納税猶予税額の調整」欄にも記入してください。

2 ③欄の金額が㊨欄の金額以下の場合（「③≤㊨」の場合）は、農地等納税猶予税額と株式等納税猶予税額の調整は不要ですので、上記①及び②欄の金額を修正申告書第1表の農業相続人（経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者）の「農地等納税猶予税額㊦」及び「株式等納税猶予税額㊧」欄にそれぞれ転記します。

2 農地等納税猶予税額と株式等納税猶予税額の調整

この欄は、上記1の③欄の金額が㊨欄の金額を超える場合（「③>㊨」の場合）に使用します。

なお、上記1の③欄の金額が㊨欄の金額以下の場合（「③≤㊨」の場合）は記入を要しません（上記1の(注)2参照）。

区 分	㊦ 修正前の課税額	㊧ 修正額	㊨ 修正する額 (㊧－㊦)
⑤ 調整後の農地等納税猶予税額（㊨× $\frac{①}{③}$ ）（100円未満切捨て）	円 00	円 00	円 00
⑥ 調整後の株式等納税猶予税額（㊨－⑤）（100円未満切捨て）	00	00	00

(注) ⑤及び⑥欄の金額を修正申告書第1表の農業相続人（経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者）の「農地等納税猶予税額㊦」及び「株式等納税猶予税額㊧」欄にそれぞれ転記します。

修正第8の3表（平22.4）

(資4－24－6－A.4統一)

小規模宅地等についての課税価格の計算明細

被相続人

1 小規模宅地等の明細

この欄は、特例の対象として小規模宅地等を選択する場合に記入します。

宅地等の番号	所在地番	① 取得者の持分に応ずる面積	② 取得者の持分に応ずる宅地等の価額	④ 特例の適用を受ける取得者の氏名	④ ①のうち特例の対象として選択した宅地等の面積	⑤ 課税価格の計算に当たって減額される金額	⑥ 宅地等について課税価格に算入する価額(②-⑤)
		m ²	円		m ²	円	円

(注) 1 「⑤ 課税価格の計算に当たって減額される金額」欄の金額の計算は、下記3によります。
2 ⑥欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。

2 限度面積要件の判定

上記「1 小規模宅地等の明細」の「④ ①のうち特例の対象として選択した宅地等の面積」欄で選択した宅地等の全てが限度面積要件を満たすものであることを、次の算式の「〔下記3の⑬、⑭の面積の合計〕」、「〔下記3の⑮の面積の合計〕」、「〔下記3の⑯の面積の合計〕」及び「〔合計〕」の各欄を記入することにより判定します。

〔下記3の⑬、⑭の面積の合計〕

〔下記3の⑮の面積の合計〕

〔下記3の⑯の面積の合計〕

〔合計〕

m²

+

m²

$\times \frac{5}{3}$

+

m²

$\times 2 =$

m²

$\leq 400\text{m}^2$

3 「⑤ 課税価格の計算に当たって減額される金額」の計算

上記「1 小規模宅地等の明細」で選択した小規模宅地等(上記2の限度面積要件を満たすものに限ります。)についての「⑤ 課税価格の計算に当たって減額される金額」欄の金額は、次により計算します。
(上記「1 小規模宅地等の明細」の「宅地等の番号」欄の番号に合わせて記入します。)

区分	小規模宅地等の種類	宅地等の番号	⑦ 特例の適用を受ける取得者の氏名	⑧ その宅地等における相続開始の直前の事業	⑩ 小規模宅地等の面積	⑩ 小規模宅地等の価額(② $\times$ ⑨)	⑪ 割合	⑫ 小規模宅地等について減額される金額(⑩ $\times$ ⑪)
被相続人等	⑬ 特定事業用宅地等				m ²	円		円
被相続人等	⑭ 特定同族会社事業用宅地等						80	
被相続人等	⑮ 貸付事業用宅地等						100	
被相続人等	⑯ 特定居住用宅地等						50	
被相続人等							100	
被相続人等							80	
被相続人等							100	

(注) 1 ⑩欄には、それぞれの宅地等の番号に応ずる上記「1 小規模宅地等の明細」の「④ ①のうち特例の対象として選択した宅地等の面積」を記入します。
2 ⑪欄には、その宅地等の上で行われていた事業について、書籍・雑誌小売、鮮魚小売、貸家のように具体的に記入します。

修正第11・11の2表の付表2の1・2の2(平24.4)

(資4-24-7-A4統一)

第2 相続税関係

改正前

小規模宅地等についての課税価格の計算明細

被相続人

1 小規模宅地等の明細

この欄は、特例の対象として小規模宅地等を選択する場合に記入します。

宅地等の番号	所在地番	① 取得者の持分に応ずる面積	② 取得者の持分に応ずる価額	③ 特例の適用を受ける取得者の氏名	④ ①のうち特例の対象として選択した宅地等の面積	⑤ 課税価格の計算に当たって減額される金額	⑥ 宅地等について課税価格に算入する価額(②-⑤)
		m ²	円		m ²	円	円

(注) 1 「⑤ 課税価格の計算に当たって減額される金額」欄の金額の計算は、下記3によります。
2 ⑥欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。

2 限度面積要件の判定

上記「1 小規模宅地等の明細」の「④ ①のうち特例の対象として選択した宅地等の面積」欄で選択した宅地等のすべてが限度面積要件を満たすものであることを、次の算式の「〔下記3の⑬、⑭の面積の合計〕」、「〔下記3の⑮の面積の合計〕」、「〔下記3の⑯の面積の合計〕」及び「〔合計〕」の各欄を記入することにより判定します。

〔下記3の⑬、⑭の面積の合計〕

〔下記3の⑮の面積の合計〕

〔下記3の⑯の面積の合計〕

〔合計〕

m²

+

m²

$\times \frac{5}{3}$

+

m²

$\times 2 =$

m²

$\leq 400\text{m}^2$

3 「⑤ 課税価格の計算に当たって減額される金額」の計算

上記「1 小規模宅地等の明細」で選択した小規模宅地等(上記2の限度面積要件を満たすものに限ります。)についての「⑤ 課税価格の計算に当たって減額される金額」欄の金額は、次により計算します。
(上記「1 小規模宅地等の明細」の「宅地等の番号」欄の番号に合わせて記入します。)

区分	小規模宅地等の種類	宅地等の番号	⑦ 特例の適用を受ける取得者の氏名	⑧ その宅地等における相続開始の直前の事業	⑩ 小規模宅地等の面積	⑩ 小規模宅地等の価額(② $\times$ ⑨)	⑪ 割合	⑫ 小規模宅地等について減額される金額(⑩ $\times$ ⑪)
被相続人等	⑬ 特定事業用宅地等				m ²	円		円
被相続人等	⑭ 特定同族会社事業用宅地等						80	
被相続人等	⑮ 貸付事業用宅地等						100	
被相続人等							50	
被相続人等							100	
被相続人等	⑯ 特定居住用宅地等						80	
被相続人等							100	

(注) 1 ⑩欄には、それぞれの宅地等の番号に応ずる上記「1 小規模宅地等の明細」の「④ ①のうち特例の対象として選択した宅地等の面積」を記入します。
2 ⑪欄には、その宅地等の上で行われていた事業について、書籍・雑誌小売、鮮魚小売、貸家のように具体的に記入します。

修正第11・11の2表の付表2の1・2の2(平24.4)

(資4-24-7-A4統一)

- 44 -

□□□□-□□□□

住所 _____
氏名 _____ 限

平成 年 月 日の相続開始に係る相続税及びその加算税について、右の表のとおり
したがって、この通知により新たに納付すべき又は減少する税額は、次のとおりとなります。

○ この通知により新たに納付すべき又は減少する税額

納付すべき 減少する	本税の額	納付すべき 減少する	加算税の額	納税額控除後の 納付すべき 減少する	本税の額
	円		円		円
		申告加算税			
		加算税			

- 納付すべき税額及び延滞税（納税額予額のある人は、納税額予額控除後の本税・加算税の額及び延滞税の額）は、同封の納付書により平成 年 月 日までに日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。
- 新たに納付すべき本税について延納又は物納を希望される方は、上記の期限までに申請してください。
- 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預貯金口座への振込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することになります。

○ 延滞税の計算方法
（国税通則法第60条、第61条、第118条及び租税特別措置法第94条）

納付すべき 本税の額 (注1)	×	延滞税の割合 7.3%(注2)	×	期間(日数)(注3)	延滞税の額 (注4)
				法定納期限の翌日から完納の日まで	
				経過した日以後は14.6%	
3 6 5					=

- 注1 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
また、本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。
- 2 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位（1月1日～12月31日）で適用することとなります。
具体的には、次のとおりです。
- ・ 納期限の翌日から2月を経過する日まで・年「7.3%」と「前年の11月30日において日本銀行が定める基準割引率+4%」のいずれか低い割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後・年「14.6%」
- 3 5に期間の記載がある場合には、その期間の日数を差し引いた後の日数により延滞税の額を計算してください。
- 4 延滞税の額が1,000円未満の場合は、納付する必要はありません。
また、延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。
- 5 あなたの場合は、国税通則法の規定により(自・・・至・・・)の期間は、上記の計算期間に含まれないことになっています。

○ この更正又は決定が申告期限から1年を経過してされた場合で、その国税等を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、1年以内の期間、納税の猶予が認められます。

○ この通知に係る処分の理由

○ あなたは、上記の新たに納付すべき税額のほか、あなたが受けた利益の税額を限度として相続税法第34条第 項の規定により他の相続人又は受遺者の相続税について連帯納付の責任があります。

相続税の通知書及び
加算税の賦課決定通知書 (通知用)

第 号
平成 年 月 日
税務署長 _____ 限

○ 課税標準等及び税額等の計算明細

(1) 納付税額又は還付税額の計算明細

区 分	当 初 課税額 (額)	額
① 取得した財産の価額	円	円
② 相続時精算課税適用財産の価額		
③ 債務控除額		
④ 純資産価額 (① + ② - ③)		
⑤ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額		
⑥ 課税価格 (④ + ⑤)		
⑦ 相続税の総額 (⑥) の ⑧ の金額		
一 般 の 場 合	⑧ 同上のあん ⑨ 相続税額 (⑦ × ⑨)	
延滞税等計算に 加算する延滞税 の額の算出	⑩ 相続税額 (付表1(1)の⑧)	
⑪ 相続税法第18条の 規定による加算税		
⑫ 暦年課税分の 贈与税額控除額		
税 ⑬ 配偶者の税額軽減額		
額 ⑭ 未成年者控除額		
控 ⑮ 障害者控除額		
除 ⑯ 相次相続控除額		
額 ⑰ 外国税額控除額		
⑱ 計		
⑲ 差 引 税 額 (⑱ + ⑩ - ⑫又は⑬ + ⑭ - ⑮)		
⑳ 相続時精算課税分の 贈与税額控除額		
㉑ 小 計 (⑲ - ㉑)		
㉒ 農地等納税額予税額 (付表1(1)の㉒)		
㉓ 株式等納税額予税額 (付表2 2の㉓)		
㉔ 山林納税額予税額 (付表3 2の㉔)		
申 納税額 ㉕ 納付すべき税額		
納税額 ㉖ 還付される税額		

(2) 相続税の総額の計算明細

区 分	当 初 課税額 (額)	額
① 取得財産価額の合計額	円	円
② 相続時精算課税適用 財産価額の合計額		
③ 債務控除の合計額		
④ 純資産価額に加算される暦年課 税分の贈与財産価額の合計額		
⑤ 課税価格の合計額		
⑥ 法定相続人の数	人	人
⑦ 遺産に係る基礎控除額	円	円
⑧ 計算の基礎となる金額 (⑤ - ⑦)		
⑨ 相続税の総額		

○ 加算税の額の計算明細

区 分	① 加算税の基礎 となる税額	② ①のうち国税通則法 第60条の規定による 計算期間の経過による 減額	③ ①に對 する加算 税の割合	④ ②に對 する加算 税の割合	⑤ 加算税の額 (① × ③ + ② × ④) との合計額
賦 課 決 定 額	円 0,000	円 0,000	円 100	円 100	円 5
変更決定後の 賦 課 決 定 額	円 0,000	円 0,000	円 100	円 100	円 5
減 少 する 額					
賦 課 決 定 額	円 0,000		円 100		円 5
変更決定後の 賦 課 決 定 額	円 0,000		円 100		円 5
減 少 する 額					

() 枚のうち () 枚目

(資 4-75-2-A4 統一)

□□□□□□□□

住所 _____
氏名 _____ 限

平成 年 月 日の相続開始に係る相続税及びその加算税について、右の表のとおり
したがって、この通知により新たに納付すべき又は減少する税額は、次のとおりとなります。

○ この通知により新たに納付すべき又は減少する税額

納付すべき 減少する	本税の額	納付すべき 減少する	加算税の額	納税額予額控除後の 納付すべき 減少する	本税の額
	円		円		円
		申告加算税			
		加算税			

- 納付すべき税額及び延滞税（納税額予額のある人は、納税額予額控除後の本税・加算税の額及び延滞税の額）は、同封の納付書により平成 年 月 日までに日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。
- 新たに納付すべき本税について延納又は物納を希望される方は、上記の期限までに申請してください。
- 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預貯金口座への振込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することになります。

○ 延滞税の計算方法
（国税通則法第60条、第61条、第118条及び租税特別措置法第94条）

納付すべ き本税の 額 (注1)	×	延滞税の割合 7.3%(注2)	×	期間(日数)(注3)	延滞税の額 (注4)
				法定納期限の翌日から完納の日まで	
				経過した日以後は14.6%	
3 6 5					=

- 注1 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
また、本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。
- 2 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位（1月1日～12月31日）で適用することとなります。
具体的には、次のとおりです。
- ・ 納期限の翌日から2月を経過する日まで・年「7.3%」と「前年の11月30日において日本銀行が定める基準割引率+4%」のいずれか低い割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後・年「14.6%」
- 3 5に期間の記載がある場合には、その期間の日数を差し引いた後の日数により延滞税の額を計算してください。
- 4 延滞税の額が1,000円未満の場合は、納付する必要はありません。
また、延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。
- 5 あなたの場合は、国税通則法の規定により(自・・・至・・・)の期間は、上記の計算期間に含まれないことになっています。

○ この更正又は決定が申告期限から1年を経過してされた場合で、その国税等を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、1年以内の期間、納税の猶予が認められます。

○ この通知に係る処分の理由

○ あなたは、上記の新たに納付すべき税額のほか、あなたが受けた利益の税額を限度として相続税法第34条第 項の規定により他の相続人又は受遺者の相続税について連帯納付の責任があります。

相続税の通知書及び
加算税の賦課決定通知書 (通知用)

第 号
平成 年 月 日
税務署長 _____ 限

○ 課税標準等及び税額等の計算明細

(1) 納付税額又は還付税額の計算明細

区 分	当 初 課税額 (額)	額
① 取得した財産の価額	円	円
② 相続時精算課税適用財産の価額		
③ 債務控除額		
④ 純資産価額 (① + ② - ③)		
⑤ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額		
⑥ 課税価格 (④ + ⑤)		
⑦ 相続税の総額 (⑥) の ⑧ の金額		
一 般 の 場 合	⑧ 同上のあん ⑨ 相続税額 (⑦ × ⑨)	
延滞税等計算に 加算する延滞税 の額の算出	⑩ 相続税額 (付表1(1)の⑧)	
⑪ 相続税法第18条の 規定による加算税		
⑫ 暦年課税分の 贈与税額控除額		
税 ⑬ 配偶者の税額軽減額		
額 ⑭ 未成年者控除額		
控 ⑮ 障害者控除額		
除 ⑯ 相次相続控除額		
額 ⑰ 外国税額控除額		
⑱ 計		
⑲ 差 引 税 額 (⑱ + ⑩ - ⑫又は⑬ + ⑭ - ⑮)		
⑳ 相続時精算課税分の 贈与税額控除額		
㉑ 小 計 (⑲ - ㉑)		
㉒ 農地等納税額予税額 (付表1(1)の㉒)		
㉓ 株式等納税額予税額 (付表2 2の㉓)		
申 納税額 ㉔ 納付すべき税額		
納税額 ㉕ 還付される税額		

(2) 相続税の総額の計算明細

区 分	当 初 課税額 (額)	額
① 取得財産価額の合計額	円	円
② 相続時精算課税適用 財産価額の合計額		
③ 債務控除の合計額		
④ 純資産価額に加算される暦年課 税分の贈与財産価額の合計額		
⑤ 課税価格の合計額		
⑥ 法定相続人の数	人	人
⑦ 遺産に係る基礎控除額	円	円
⑧ 計算の基礎となる金額 (⑤ - ⑦)		
⑨ 相続税の総額		

○ 加算税の額の計算明細

区 分	① 加算税の基礎 となる税額	② ①のうち国税通則法 第60条の規定による 計算期間の経過による 減額	③ ①に對 する加算 税の割合	④ ②に對 する加算 税の割合	⑤ 加算税の額 (① × ③ + ② × ④) との合計額
賦 課 決 定 額	円 0,000	円 0,000	円 100	円 100	円 5
変更決定後の 賦 課 決 定 額	円 0,000	円 0,000	円 100	円 100	円 5
減 少 する 額					
賦 課 決 定 額	円 0,000		円 100		円 5
変更決定後の 賦 課 決 定 額	円 0,000		円 100		円 5
減 少 する 額					

() 枚のうち () 枚目

(資 4-75-2-A4 統一)

改正後

相続税の更正通知書（付表 3）

（通知用）

（新規）

（ ）枚のうち（ ）枚目

（資 4－75－ 8－A 4 統一）

（ ）枚のうち（ ）枚目

（資 4－75－ 8－A 4 統一）

相続税の更正通知書（付表 3）

（通知用）

（新規）

〔 租税特別措置法第 70 条の 6 の 4（山林についての相続税の納税猶予）の適用を
受けている人の算出税額等の計算明細表 〕

1 山林納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1)「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算					
区 分			当 初 課税額（ ）額	更 正 額	
① 林業経営相続人の特例山林の価額の合計額			円	円	
② 林業経営相続人に係る債務及び葬式費用の金額					
③ 特定価額（①－②）（1,000円未満切捨て）（赤字の場合は 0）					
④ 特定価額の20％に相当する金額（③×20％）（1,000円未満切捨て）					
⑤ 林業経営相続人以外の相続人等の課税価格の合計額					
⑥ 基礎控除額					
⑦ 特定価額に基づく課税遺産総額（③＋⑤－⑥）					
⑧ 特定価額の20％に相当する金額に基づく課税遺産総額（④＋⑤－⑥）					
(2)「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算（更正額）					
⑨ 法定相続人の氏名	⑩ 法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算		特定価額の20％に相当する金額に基づく相続税の総額の計算	
		⑪法定相続分に応ずる取得金額 （⑦×⑩）	⑫相続税の総額の基礎となる税額	⑬法定相続分に応ずる取得金額 （⑧×⑩）	⑭相続税の総額の基礎となる税額
		円	円	円	円
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
法定相続分の合計	1	⑮相続税の総額（⑫の合計額）	00	⑯相続税の総額（⑭の合計額）	00

2 山林納税猶予税額の計算

区 分			当 初 課税額（ ）額	更 正 額	
① 林業経営相続人の税額控除額の合計と相続時精算課税分の贈与税額控除額の合計から暦年課税分の贈与税額控除額を差し引いた額			円	円	
② 特定価額に基づく経営承継人の算出税額（1の⑬×1の⑬/1の（⑬＋⑮）） （「当初課税額（ ）額」欄については更正前における申告書第 8 の 3 表等の同欄の金額）					
③ 特定価額に基づき相続税額の 2 割加算が行われる場合の加算金額（②×20％）					
a （②＋③－暦年課税分の贈与税額控除額）の金額（赤字の場合は 0）					
④ 特定価額の20％に相当する金額に基づく経営承継人の算出税額（1の⑭×1の⑭/1の（⑭＋⑮）） （「当初課税額（ ）額」欄については更正前における申告書第 8 の 3 表等の同欄の金額）					
⑤ 特定価額の20％に相当する金額に基づき相続税額の 2 割加算が行われる場合の加算金額（④×20％）					
b （④＋⑤－暦年課税分の贈与税額控除額）の金額（赤字の場合は 0）					
⑥ 林業経営相続人の課税価格に基づく算出税額（赤字の場合は 0）					
⑦ （①＋a－b－⑥）の金額（赤字の場合は 0）					
⑧ 山林納税猶予税額（a－b－⑦）（100円未満切捨て）					

（ ）枚のうち（ ）枚目

（資 4－75－ 8－A 4 統一）

第 2 相続税関係

- 46 -

改正後

改正前

提出用

平成23年分贈与税の修正申告書（別表の付表）

受贈者の氏名

⑤ 修正前の非課税額（第一表の三）

（単位は円）

（震災特例法の）
住宅取得等資金の非課税分

贈与者の氏名		住宅取得等資金の合計額	③⑤	
贈与者の氏名		住宅取得等資金の合計額	③⑥	
贈与者別の非課税の適用 を受ける金額の計算	③⑨のうち非課税の適用を受ける金額		③⑨	
	③⑩のうち非課税の適用を受ける金額		④①	
	非課税の適用を受ける金額の合計額（③⑨＋④①）		④②	
贈与税の課税価格に算入される金額の計算	④③のうち課税価格に算入される金額（④③－④④）		④⑤	
	④⑥のうち課税価格に算入される金額（④⑥－④⑦）		④⑥	

第三表（別表の付表）（平成23年分用）

（注） 申告書第三表（別表の付表）は、申告書第一表の三（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）を提出した申告について修正申告する場合に記入し、申告書第三表と一緒に使用します。

※ 税務署整理欄

整理番号

名簿

申告期

年

月

日

※印欄には記入しないでください。

（資5-10-3-3-A4統一）（平24. 7）

（新規）

第3 贈与税関係

- 1 -

改正後

改正前

控
用

平成23年分贈与税の修正申告書（別表の付表）

受贈者の氏名

⑤ 修正前の非課税額（第一表の三）

（単位は円）

（震災特例法の） 住宅取得等資金の非課税分	贈与者の氏名		住宅取得等資金の合計額	③⑤	
	贈与者の氏名		住宅取得等資金の合計額	③⑥	
	贈与者別の非課税の適用 を受ける金額の計算	③⑤のうち非課税の適用を受ける金額		③⑨	
		③⑥のうち非課税の適用を受ける金額		④⑩	
		非課税の適用を受ける金額の合計額（③⑨＋④⑩）		④⑪	
	贈与税の課税価格に算入される金額の計算	③⑤のうち課税価格に算入される金額（③⑤－③⑨）		④②	
③⑥のうち課税価格に算入される金額（③⑥－④⑩）		④③			

（注）

申告書第三表（別表の付表）は、申告書第一表の三（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）を提出した申告について修正申告する場合に記入し、申告書第三表と一緒に使用します。

（資5-10-3-4-A4統一）（平24. 7）

（新規）

改 正 後	改 正 前
裏 面 書 き か た 等 1 修正申告書（別表の付表）は、申告書第一表の三（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）を提出した申告について修正申告する場合に修正前の課税額を「㊦修正前の非課税額（第一表の三）」の各欄に記入し、修正後の申告額を申告書第一表の三に記入して、一緒に提出してください。 2 「修正前の非課税額（第一表の三）」の各欄は、修正申告書を提出する直前の申告書や更正・決定の通知書などから課税額を転記してください。 （注）震災に係る住宅取得等資金の非課税に係る贈与者が3名以上いる場合は、別業（修正申告書（別表の付表））を作成してください。 3 申告書第一表の三の各欄は、次により記入してください。 （1） 「平成 23 年分贈与税の申告書（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）」の右側の余白に「(修正)」と記入してください。 （2） 「住宅取得等資金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。 4 <u>修正申告書（別表の付表）を提出する際は、修正申告書（別表）も必ず一緒に提出してください。</u> （注）修正申告書（別表）の「書きかた等」も併せてご覧ください。	<u>（新規）</u>

改正後

平成 年分贈与税 通知書
及び加算税の賦課決定通知書

(通知用)

〔震災に係る住宅取得等資金の非課税分の明細〕

氏名 殿

この表は、震災に係る住宅取得等資金の非課税分の明細です。
課税標準等の計算明細の⑥欄又は⑦欄の金額は、「平成 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第一表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「I 暦年課税分」欄、又は「平成 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第二表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」欄の課税価格に算入されています。
なお、⑥欄又は⑦欄の金額が「0」の場合は、第一表又は第二表の課税価格に算入される金額はありません。

○課税標準等の計算明細

区 分		当初課税額(額)	額	増減(△)差額
住 宅 取 得 等 資 金 の 合 計 額 1	①			
住 宅 取 得 等 資 金 の 合 計 額 2	②			
①のうち非課税の適用を受ける金額	③			
②のうち非課税の適用を受ける金額	④			
非課税の適用を受ける金額の合計額 (③ + ④) ※ 1,000万円が限度となります。	⑤			
①のうち課税価格に算入される金額 (① - ③)	⑥			
②のうち課税価格に算入される金額 (② - ④)	⑦			

()枚のうち()枚目

(資5-23-3-3-A4統一)

(新規)

第3 贈与税関係

- 4 -

改正後

別紙

特定受贈同族会社株式等について会社分割等があった場合の特例の対象となる価額等の計算明細書

ア 会社分割等があった特定受贈同族会社株式等（以下「分割等対象株式等」といいます。）に係る法人の名称、会社分割等の事由等		法人名	
「会社分割等」には、資本金の額若しくは資本剰余金の額の減少を伴わない剰余金の配当（法人税法第2条第12号の9に規定する分割型分割を除きます。）又は利益の配当、自己株式の取得、一定の要件を満たさない法人の合併、株式交換及び株式移転などは含まれません。		会社分割等の日	会社分割等の事由
		贈与年月日	
イ 対応株式に係る法人の名称等		法人名	
会社分割等により租税特別措置法施行令第40条の2の2第11項又は第13項の規定により準用する第11項に規定する対応株式（以下「対応株式」といいます。）を取得している場合には、その対応株式に係る法人について記入しています。			
ウ 非対応株式に係る法人の名称等		法人名	
会社分割等によりイに掲げる対応株式以外の特定受贈同族会社株式等に対応する株式又は出資（以下「非対応株式」といいます。）を取得している場合には、その非対応株式に係る法人について記入しています。			
1 会社分割等前株式等総額の計算			
① アの法人の分割等対象株式等の1株(1口)当たりの価額	② 会社分割等時に特定事業用資産相続人等有していたアの法人に係る分割等対象株式等の数又は口数	③ 会社分割等前株式等総額 (①×②)	
円	株・口	円	
2 租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第1号の金額の計算			
④ 会社分割等時におけるアの法人の資本金等の額	⑤ 会社分割等時におけるアの法人の発行済株式の総数又は出資の総口数	⑥ 会社分割等時に特定事業用資産相続人等有するアの法人に係る分割等対象株式等の数又は口数	⑦ 租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第1号の金額 (④×⑤)
円	株・口	株・口	円
3 租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第2号の金額の計算			
⑧ 会社分割等時におけるイの法人の資本金等の額	⑨ 会社分割等時におけるイの法人の発行済株式の総数又は出資の総口数	⑩ 会社分割等により特定事業用資産相続人等有取得したイの法人の対応株式の数又は口数	⑪ 租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第2号の金額 (⑧×⑨)
円	株・口	株・口	円
4 租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第3号の金額の合計額の計算			
⑫ 租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第3号イの金額	⑬ 会社分割等時におけるウの法人の資本金等の額	⑭ 会社分割等時におけるウの法人の発行済株式の総数又は出資の総口数	⑮ 会社分割等により特定事業用資産相続人等有取得したウの法人の非対応株式の数又は口数
円	円	株・口	株・口
5 アの法人の分割等対象株式等の1株(1口)当たりの時価		⑯ $(③ \times \frac{⑦}{(⑦+⑩+⑮)} \div ⑥)$	⑰ 円
6 イの法人の対応株式の1株(1口)当たりの時価		⑱ $(③ \times \frac{⑪}{(⑦+⑩+⑮)} \div ⑨)$	⑲ 円
7 特定事業用資産の特例の対象とならない金額		㉑ $(③ \times \frac{⑮}{(⑦+⑩+⑮)})$	㉑ 円
(注) 1 この計算明細書の租税特別措置法施行令は、平成21年改正前の租税特別措置法施行令を示します。 2 ①欄の価額は、会社分割等が初めてあった場合には、分割等対象株式等の贈与時の1株(1口)当たりの価額を記入しています。 なお、既にこの表により計算した⑦欄又は⑩欄の金額がある場合には、その金額を記入しています。 3 ④欄、⑤欄、⑥欄の資本金等の額は、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額を記入しています。 4 ⑦欄、⑧欄、⑨欄の発行済株式の総数には、それぞれア、イ、ウの法人が有する自己株式の数は含まれません。 5 ⑦欄、⑧欄、⑨欄の金額は、各欄の金額に小数点第3位未満の端数がある場合には、その端数を原則切り捨てています。 6 ⑦欄、⑧欄、⑨欄の金額は、各欄の金額に1円未満の端数がある場合には、その端数を原則切り捨てています。 7 相続税の申告に当たっては、⑦欄、⑧欄の金額を第11・11の2表の付表3の「2 特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細」の①欄に移記します。 8 相続税の申告に当たり、特定受贈同族会社株式等について⑩欄の金額がある場合には、⑩欄の金額と当該特定受贈同族会社株式等に係る第11・11の2表の付表3の「2 特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細」の⑦欄の金額の合計額を第11の2表の「2 相続時精算課税適用財産(1の④)の明細」の③の「価額」欄に記入します。			

(資5-54-A 4 統一)

改正前

別紙

特定受贈同族会社株式等について会社分割等があった場合の特例の対象となる価額等の計算明細書

ア 会社分割等があった特定受贈同族会社株式等（以下「分割等対象株式等」といいます。）に係る法人の名称、会社分割等の事由等		法人名	
「会社分割等」には、資本金の額若しくは資本剰余金の額の減少を伴わない剰余金の配当（法人税法第2条第12号の9に規定する分割型分割を除きます。）又は利益の配当、自己株式の取得、一定の要件を満たさない法人の合併、株式交換及び株式移転などは含まれません。		会社分割等の日	会社分割等の事由
		贈与年月日	
イ 対応株式に係る法人の名称等		法人名	
会社分割等により租税特別措置法施行令第40条の2の2第11項又は第13項の規定により準用する第11項に規定する対応株式（以下「対応株式」といいます。）を取得している場合には、その対応株式に係る法人について記入しています。			
ウ 非対応株式に係る法人の名称等		法人名	
会社分割等によりイに掲げる対応株式以外の特定受贈同族会社株式等に対応する株式又は出資（以下「非対応株式」といいます。）を取得している場合には、その非対応株式に係る法人について記入しています。			
1 会社分割等前株式等総額の計算			
① アの法人の分割等対象株式等の1株(1口)当たりの価額	② 会社分割等時に特定事業用資産相続人等有していたアの法人に係る分割等対象株式等の数又は口数	③ 会社分割等前株式等総額 (①×②)	
円	株・口	円	
2 租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第1号の金額の計算			
④ 会社分割等時におけるアの法人の資本金等の額	⑤ 会社分割等時におけるアの法人の発行済株式の総数又は出資の総口数	⑥ 会社分割等時に特定事業用資産相続人等有するアの法人に係る分割等対象株式等の数又は口数	⑦ 租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第1号の金額 (④×⑤)
円	株・口	株・口	円
3 租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第2号の金額の計算			
⑧ 会社分割等時におけるイの法人の資本金等の額	⑨ 会社分割等時におけるイの法人の発行済株式の総数又は出資の総口数	⑩ 会社分割等により特定事業用資産相続人等有取得したイの法人の対応株式の数又は口数	⑪ 租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第2号の金額 (⑧×⑨)
円	株・口	株・口	円
4 租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第3号の金額の合計額の計算			
⑫ 租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第3号イの金額	⑬ 会社分割等時におけるウの法人の資本金等の額	⑭ 会社分割等時におけるウの法人の発行済株式の総数又は出資の総口数	⑮ 会社分割等により特定事業用資産相続人等有取得したウの法人の非対応株式の数又は口数
円	円	株・口	株・口
5 アの法人の分割等対象株式等の1株(1口)当たりの時価		⑯ $(③ \times \frac{⑦}{(⑦+⑩+⑮)} \div ⑥)$	⑰ 円
6 イの法人の対応株式の1株(1口)当たりの時価		⑱ $(③ \times \frac{⑪}{(⑦+⑩+⑮)} \div ⑨)$	⑲ 円
7 特定事業用資産の特例の対象とならない金額		㉑ $(③ \times \frac{⑮}{(⑦+⑩+⑮)})$	㉑ 円
(注) 1 ①欄の価額は、会社分割等が初めてあった場合には、分割等対象株式等の贈与時の1株(1口)当たりの価額を記入しています。 なお、既にこの表により計算した⑦欄又は⑩欄の金額がある場合には、その金額を記入しています。 2 ④欄、⑤欄、⑥欄の資本金等の額は、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額を記入しています。 3 ④欄、⑤欄、⑥欄の発行済株式の総数には、それぞれア、イ、ウの法人が有する自己株式の数は含まれません。 4 ⑦欄、⑧欄、⑨欄の金額は、各欄の金額に小数点第3位未満の端数がある場合には、その端数を原則切り捨てています。 5 ⑦欄、⑧欄、⑨欄の金額は、各欄の金額に1円未満の端数がある場合には、その端数を原則切り捨てています。 6 相続税の申告に当たっては、⑦欄、⑧欄の金額を第11・11の2表の付表3の「2 特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細」の①欄に移記します。 7 相続税の申告に当たり、特定受贈同族会社株式等について⑩欄の金額がある場合には、⑩欄の金額と当該特定受贈同族会社株式等に係る第11・11の2表の付表3の「2 特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細」の⑦欄の金額の合計額を第11の2表の「2 相続時精算課税適用財産(1の④)の明細」の③の「価額」欄に記入します。			

(資5-54-A 4 統一)

改正後

通信日付印の年月日

確認印

番 号

年 月 日

贈与税の納税猶予の継続届出書

税務署
受付印

平成 年 月 日

税務署長 殿

〒

届出者 住所

氏名

(電話番号 -)

印

租税特別措置法第70条の4第1項の規定による贈与税の納税の猶予を引き続いて受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、同条第26項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農地等の贈与を受けた年月日

昭和 平成 年 月 日

贈与者

住所

氏名

(年 月 日 生)

1 納付すべき贈与税額のうち納税の猶予の適用を受けた贈与税額

円

2 1のうちこの届出書の提出までに特例農地等の譲渡等をしたため、既に納税の猶予が確定し納付した贈与税額

円

(注) 譲渡等には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権などの権利の設定若しくは耕作の放棄又は権利の消滅も含まれます。

3 1のうち届出日現在において納税の猶予を受けている贈与税額(1-2の金額)・・

円

4 納税猶予の適用を受けた農地等については、 年 月 日に 推定相続人

他推定相続人等

使用貸借による権利の設定をしたが現在もその農地等をその 推定相続人

他推定相続人等

に引き続き使用させています。

5 この届出書の提出期限の属する年の前3年間の各年における特例農地等に係る農業経営に関する事項の概要は、「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」のとおりです。(特例農地等のうちに都市営農農地等がある場合、平成7年分以降の贈与税に係る納税猶予の場合又は平成6年分以前の贈与税に係る納税猶予で営農困難時貸付け若しくは特定貸付けを行っている場合)

6 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する事項は、「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」のとおりです。(営農困難時貸付けを行っている場合)

7 特例農地等に係る特定貸付けに関する事項は、「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」のとおりです。(特定貸付けを行っている場合)

※ 添付書類

○ 農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書(上記の4に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書)

○ この届出書を提出する前3年間に特例農地等の異動があった場合には、その明細書

○ 別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書(特例農地等のうちに都市営農農地等を有する場合、平成7年分以降の贈与税に係る納税猶予の場合又は平成6年分以前の贈与税に係る納税猶予で営農困難時貸付け若しくは特定貸付けを行っている場合)

○ 別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書(営農困難時貸付けを行っている場合)

○ 営農困難時貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書(営農困難時貸付けを行っている場合)

○ 別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書(特定貸付けを行っている場合)

○ 特定貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書(特定貸付けを行っている場合)

関与税理士

電話番号

(資12-12-1-A4統一)

※印欄は記入しないでください。

改正前

通信日付印の年月日

確認印

番 号

年 月 日

贈与税の納税猶予の継続届出書

税務署
受付印

平成 年 月 日

税務署長 殿

〒

届出者 住所

氏名

(電話番号 -)

印

租税特別措置法第70条の4第1項の規定による贈与税の納税の猶予を引き続いて受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、同条第26項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農地等の贈与を受けた年月日

昭和 平成 年 月 日

贈与者

住所

氏名

(年 月 日 生)

1 納付すべき贈与税額のうち納税の猶予の適用を受けた贈与税額

円

2 1のうちこの届出書の提出までに特例農地等の譲渡等をしたため、既に納税の猶予が確定し納付した贈与税額

円

(注) 譲渡等には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借権などの権利の設定若しくは耕作の放棄又は権利の消滅も含まれます。

3 1のうち届出日現在において納税の猶予を受けている贈与税額(1-2の金額)・・

円

4 納税猶予の適用を受けた農地等については、 年 月 日に 推定相続人

他推定相続人等

使用貸借による権利の設定をしたが現在もその農地等をその 推定相続人

他推定相続人等

に引き続き使用させています。

5 この届出書の提出期限の属する年の前3年間の各年における特例農地等に係る農業経営に関する事項の概要は、別紙「特例農地等に係る農業経営に関する明細書」のとおりです。(特例農地等のうちに都市営農農地等がある場合、平成7年分以降の贈与税に係る納税猶予の場合又は平成6年分以前の贈与税に係る納税猶予で営農困難時貸付けを行っている場合)

6 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する事項は、別紙「特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」のとおりです。(営農困難時貸付けを行っている場合)

※ 添付書類

○ 農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書(上記の4に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書)

○ この届出書を提出する前3年間に特例農地等の異動があった場合には、その明細書

○ 特例農地等に係る農業経営に関する明細書(特例農地等のうちに都市営農農地等を有する場合、平成7年分以降の贈与税に係る納税猶予の場合又は平成6年分以前の贈与税に係る納税猶予で営農困難時貸付けを行っている場合)

○ 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書(営農困難時貸付けを行っている場合)

○ 営農困難時貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書(営農困難時貸付けを行っている場合)

関与税理士

電話番号

(資12-12-A4統一)

※印欄は記入しないでください。

第8 納税猶予関係

- 1 -

改 正 後	改 正 前														
(裏) 記 載 方 法 等 1 届出をする必要のある方 (1) 次に掲げる方は、贈与税の申告期限から3年を経過するごとの日までに、贈与税の納税猶予を引き続き受けた旨税務署長に届け出る必要があります。 <table><tr><th colspan="2">届 出 す る 必 要 の あ る 方</th></tr><tr><td rowspan="2">平成6年分以前の贈与</td><td>① 特例農地等の一部しか担保として提供していない人</td></tr><tr><td>② 特例農地等の全部を担保として提供している人で、その特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれている人（平成4年分以降の贈与に限る。）</td></tr><tr><td>平成7年分以降の贈与</td><td>③ 納税猶予を受けている<u>全て</u>の人</td></tr></table> (注) 上記に掲げる方が営農困難時貸付けの適用又は特定貸付けの適用を受けている場合には、併せて営農困難時貸付け又は特定貸付けの適用を引き続き受けた旨税務署長に届け出る必要があります（「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」又は「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。 (2) 営農困難時貸付けの適用を受けている方で、上記(1)の「届出する必要のある方」以外の方（特定貸付けの適用を受けている方にあつては、営農困難時貸付けの適用を受けた後に特定貸付けの適用を受けた方に限ります。）は、特例農地等につき初めて行った営農困難時貸付けに係る「<u>営農困難時貸付けに関する届出書</u>」を提出した日から3年を経過するごとの日までに、<u>贈与税の納税猶予を引き続き受けた旨及び営農困難時貸付けの適用を引き続き受けた旨税務署長に届け出る必要があります（「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」と「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。</u> (注) 上記に掲げる方が特定貸付けの適用を受けている場合には、併せて特定貸付けの適用を引き続き受けた旨税務署長に届け出る必要があります（「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。 (3) 特定貸付けの適用を受けている方で、上記(1)の「届出する必要がある方」又は(2)に掲げる方以外の方は、特例農地等につき初めて行った特定貸付けに係る「<u>特定貸付けに関する届出書</u>」を提出した日から3年を経過するごとの日までに、<u>贈与税の納税猶予を引き続き受けた旨及び特定貸付けの適用を引き続き受けた旨税務署長に届け出る必要があります（「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」と「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。</u> (注) 上記に掲げる方が営農困難時貸付けの適用を受けている場合には、併せて営農困難時貸付けの適用を引き続き受けた旨税務署長に届け出る必要があります（「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。 2 この届出書の記載方法等 (1) 記載事項4については、これに該当しない場合には記載の必要がありません。 (2) 上記1(1)の②又は③に該当する方は、「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」も提出してください。 (3) 営農困難時貸付けの適用又は特定貸付けの適用を受けている方は、「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」と「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」又は「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」も提出してください。 (4) 添付書類のうち農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（記載事項4に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書）については、特例農地等のすべてを一時的道路用地等の用に供している場合、<u>営農困難時貸付けを行っている場合又は特定貸付けを行っている場合には</u>、添付する必要はありません。	届 出 す る 必 要 の あ る 方		平成6年分以前の贈与	① 特例農地等の一部しか担保として提供していない人	② 特例農地等の全部を担保として提供している人で、その特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれている人（平成4年分以降の贈与に限る。）	平成7年分以降の贈与	③ 納税猶予を受けている <u>全て</u> の人	(裏) 記 載 方 法 等 1 届出をする必要のある方 (1) 次に掲げる方は、贈与税の申告期限から3年を経過するごとの日までに、贈与税の納税猶予を引き続き受けた旨税務署長に届け出る必要があります。 <table><tr><th colspan="2">届 出 す る 必 要 の あ る 方</th></tr><tr><td rowspan="2">平成6年分以前の贈与</td><td>① 特例農地等の一部しか担保として提供していない人</td></tr><tr><td>② 特例農地等の全部を担保として提供している人で、その特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれている人（平成4年分以降の贈与に限る。）</td></tr><tr><td>平成7年分以降の贈与</td><td>③ 納税猶予を受けている<u>すべて</u>の人</td></tr></table> (注) 上記に掲げる方が営農困難時貸付けの適用を受けている場合には、併せて営農困難時貸付けの適用を引き続き受けた旨税務署長に届け出る必要があります（特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書を作成し、この届出書に添付します。）。 (2) 営農困難時貸付けの適用を受けている方で、上記(1)の届出する必要のある方以外の方は、特例農地等につき初めて行った営農困難時貸付けに係る営農困難時貸付けに関する届出書を提出した日から3年を経過するごとの日までに、贈与税の納税猶予を引き続き受けた旨及び営農困難時貸付けの適用を引き続き受けた旨税務署長に届け出る必要があります（特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書を作成し、この届出書に添付します。）。 2 この届出書の記載方法等 (1) 記載事項4については、これに該当しない場合には記載の必要がありません。 (2) 上記1(1)の②又は③に該当する方は、<u>別紙の「特例農地等に係る農業経営に関する明細書」</u>も提出してください。 (3) 営農困難時貸付けの適用を受けている方は、<u>別紙の「特例農地等に係る農業経営に関する明細書」及び「特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」</u>も提出してください。 (4) 添付種類のうち農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（記載事項4に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨の及び届書者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書）については、特例農地等の<u>すべて</u>を一時的道路用地等の用に供している場合<u>又は</u>営農困難時貸付けを行っている場合には、添付する必要はありません。	届 出 す る 必 要 の あ る 方		平成6年分以前の贈与	① 特例農地等の一部しか担保として提供していない人	② 特例農地等の全部を担保として提供している人で、その特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれている人（平成4年分以降の贈与に限る。）	平成7年分以降の贈与	③ 納税猶予を受けている <u>すべて</u> の人
届 出 す る 必 要 の あ る 方															
平成6年分以前の贈与	① 特例農地等の一部しか担保として提供していない人														
	② 特例農地等の全部を担保として提供している人で、その特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれている人（平成4年分以降の贈与に限る。）														
平成7年分以降の贈与	③ 納税猶予を受けている <u>全て</u> の人														
届 出 す る 必 要 の あ る 方															
平成6年分以前の贈与	① 特例農地等の一部しか担保として提供していない人														
	② 特例農地等の全部を担保として提供している人で、その特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれている人（平成4年分以降の贈与に限る。）														
平成7年分以降の贈与	③ 納税猶予を受けている <u>すべて</u> の人														

改正後

通信日付印の年月日

確認印

番 号

年 月 日

猶予整理簿

検 算

※

※

相 続 税 の 納 税 猶 予 の 継 続 届 出 書

税 務 署 受 付 印

平成 年 月 日

税 務 署 長 殿

届 出 者 住 所

氏 名

印

(電話番号 -)

租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税の猶予を引き続いて受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、同条第31項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農 地 等 の 相 続 (遺 贈) が あ っ た 年 月 日

平 成 年 月 日

被 相 続 人

住 所

氏 名

(年 月 日 生)

1 納付すべき相続税額のうち納税の猶予の適用を受けた相続税額

円

2 1のうちこの届出書の提出までに特例農地等の譲渡等をしたため、既に納税の猶予が確定し納付した相続税額

円

(注) 譲渡等には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権などの権利の設定若しくは耕作の放棄又は権利の消滅も含まれます。

3 1のうち相続税の申告書の提出期限の翌日から20年が経過をしたため免除された相続税額

円

4 1のうち届出日現在において納税の猶予を受けている相続税額(1-2-3の金額)

円

5 納税猶予の適用を受けた農地等については、年 月 日に推定相続人他の推定相続人等に対して使用貸借による権利の設定をしたが現在もその農地等をその推定相続人他の推定相続人等に引き続き使用させています。

6 この届出書の提出期限の属する年の前3年間の各年における特例農地等に係る農業経営に関する事項の概要は、「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」のとおりです。(特例農地等のうちに都市営農農地等がある場合、平成17年4月1日以降の相続に係る相続税の納税猶予の場合又は平成17年3月31日以前の相続に係る相続税の納税猶予で営農困難時貸付け若しくは特定貸付けを行っている場合)

7 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する事項は、「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」のとおりです。(営農困難時貸付けを行っている場合)

8 特例農地等に係る特定貸付けに関する事項は、「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」のとおりです。(特定貸付けを行っている場合)

※ 添付書類

○ 農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書(上記の5に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書)

○ この届出書を提出する前3年間に特例農地等の異動があった場合には、その明細書

○ 別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書(特例農地等のうちに都市営農農地等を有する場合、平成17年4月1日以降の相続に係る相続税の納税猶予の場合又は平成17年3月31日以前の相続に係る相続税の納税猶予で営農困難時貸付け若しくは特定貸付けを行っている場合)

○ 別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書(営農困難時貸付けを行っている場合)

○ 営農困難時貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書(営農困難時貸付けを行っている場合)

○ 別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書(特定貸付けを行っている場合)

○ 特定貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書(特定貸付けを行っている場合)

関与税理士

電 話 番 号

(資12-12-2-A4統一)

改正前

通信日付印の年月日

確認印

番 号

年 月 日

猶予整理簿

検 算

※

※

相 続 税 の 納 税 猶 予 の 継 続 届 出 書

税 務 署 受 付 印

平成 年 月 日

税 務 署 長 殿

届 出 者 住 所

氏 名

印

(電話番号 -)

租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税の猶予を引き続いて受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、同条第31項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農 地 等 の 相 続 (遺 贈) が あ っ た 年 月 日

平 成 年 月 日

被 相 続 人

住 所

氏 名

(年 月 日 生)

1 納付すべき相続税額のうち納税の猶予の適用を受けた相続税額

円

2 1のうちこの届出書の提出までに特例農地等の譲渡等をしたため、既に納税の猶予が確定し納付した相続税額

円

(注) 譲渡等には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借権などの権利の設定若しくは耕作の放棄又は権利の消滅も含まれます。

3 1のうち相続税の申告書の提出期限の翌日から20年が経過をしたため免除された相続税額

円

4 1のうち届出日現在において納税の猶予を受けている相続税額(1-2-3の金額)

円

5 納税猶予の適用を受けた農地等については、年 月 日に推定相続人他の推定相続人等に対して使用貸借による権利の設定をしたが現在もその農地等をその推定相続人他の推定相続人等に引き続き使用させています。

6 この届出書の提出期限の属する年の前3年間の各年における特例農地等に係る農業経営に関する事項の概要は、別紙「特例農地等に係る農業経営に関する明細書」のとおりです。(特例農地等のうちに都市営農農地等がある場合、平成17年4月1日以降の相続に係る相続税の納税猶予の場合又は平成17年3月31日以前の相続に係る相続税の納税猶予で営農困難時貸付け若しくは特定貸付けを行っている場合)

7 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する事項は、別紙「特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」のとおりです。(営農困難時貸付けを行っている場合)

8 特例農地等に係る特定貸付けに関する事項は、別紙「特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」のとおりです。(特定貸付けを行っている場合)

※ 添付書類

○ 農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書(上記の5に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書)

○ この届出書を提出する前3年間に特例農地等の異動があった場合には、その明細書

○ 特例農地等に係る農業経営に関する明細書(特例農地等のうちに都市営農農地等を有する場合、平成17年4月1日以降の相続に係る相続税の納税猶予の場合又は平成17年3月31日以前の相続に係る相続税の納税猶予で営農困難時貸付け若しくは特定貸付けを行っている場合)

○ 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書(営農困難時貸付けを行っている場合)

○ 営農困難時貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書(営農困難時貸付けを行っている場合)

○ 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書(特定貸付けを行っている場合)

○ 特定貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書(特定貸付けを行っている場合)

関与税理士

電 話 番 号

(資12-12-2-A4統一)

第 8 納税猶予関係

- 3 -

改 正 後	改 正 前														
(裏) 記 載 方 法 等 1 届出をする必要のある方 (1) 次に掲げる方は、相続税の申告期限から3年を経過するごとの日までに、相続税の納税猶予を引き続き受けた旨旨税務署長に届け出る必要があります。 <table><tr><th colspan="2">届 出 す る 必 要 の あ る 方</th></tr><tr><td rowspan="2">平成17年3月31日以前の相続</td><td>① 特例農地等の一部しか担保として提供していない人</td></tr><tr><td>② 特例農地等の全部を担保として提供している人で、その特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれている人（平成4年分以降の相続に限る。）</td></tr><tr><td>平成17年4月1日以降の相続</td><td>③ 納税猶予を受けている<u>全て</u>の人</td></tr></table> (注) 上記に掲げる方が営農困難時貸付け又は特定貸付けの適用を受けている場合には、併せて営農困難時貸付け又は特定貸付けの適用を引き続き受けた旨旨税務署長に届け出る必要があります（「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」又は「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。 (2) 営農困難時貸付けの適用を受けている方で、上記(1)の「届出する必要のある方」以外の方（特定貸付けの適用を受けている方にあつては、営農困難時貸付けの適用を受けた後に特定貸付けの適用を受けた方に限ります。）は、特例農地等につき初めて行った営農困難時貸付けに係る「<u>営農困難時貸付けに関する届出書</u>」を提出した日から3年を経過するごとの日までに、相続税の納税猶予を引き続き受けた旨及び営農困難時貸付けの適用を引き続き受けた旨旨税務署長に届け出る必要があります（「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」と「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。 (注) 上記に掲げる方が特定貸付けの適用を受けている場合には、併せて特定貸付けの適用を引き続き受けた旨旨税務署長に届け出る必要があります（「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。 (3) 特定貸付けの適用を受けている方で、上記(1)の「届出する必要がある方」又は(2)に掲げる方以外の方は、特例農地等につき初めて行った特定貸付けに係る「<u>特定貸付けに関する届出書</u>」を提出した日から3年を経過するごとの日までに、相続税の納税猶予を引き続き受けた旨及び特定貸付けの適用を引き続き受けた旨旨税務署長に届け出る必要があります（「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」と「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。 (注) 上記に掲げる方が営農困難時貸付けの適用を受けている場合には、併せて営農困難時貸付けの適用を引き続き受けた旨旨税務署長に届け出る必要があります（「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。 2 この届出書の記載方法等 (1) 記載事項4については、これに該当しない場合には記載の必要がありません。 (2) 上記1(1)の②又は③に該当する方は、「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」も提出してください。 (3) 営農困難時貸付け又は特定貸付けを行っている方は、「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」と「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」又は「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」も提出してください。 (4) 添付書類のうち農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（記載事項5に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書）については、特例農地等のすべてを一時的道路用地等の用に供している場合、営農困難時貸付けを行っている場合又は特定貸付けを行っている場合には、添付する必要はありません。	届 出 す る 必 要 の あ る 方		平成17年3月31日以前の相続	① 特例農地等の一部しか担保として提供していない人	② 特例農地等の全部を担保として提供している人で、その特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれている人（平成4年分以降の相続に限る。）	平成17年4月1日以降の相続	③ 納税猶予を受けている <u>全て</u> の人	(裏) 記 載 方 法 等 1 届出をする必要のある方 (1) 次に掲げる方は、相続税の申告期限から3年を経過するごとの日までに、相続税の納税猶予を引き続き受けた旨旨税務署長に届け出る必要があります。 <table><tr><th colspan="2">届 出 す る 必 要 の あ る 方</th></tr><tr><td rowspan="2">平成17年3月31日以前の相続</td><td>① 特例農地等の一部しか担保として提供していない人</td></tr><tr><td>② 特例農地等の全部を担保として提供している人で、その特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれている人（平成4年分以降の相続に限る。）</td></tr><tr><td>平成17年4月1日以降の相続</td><td>③ 納税猶予を受けている<u>すべて</u>の人</td></tr></table> (注) 上記に掲げる方が営農困難時貸付け又は特定貸付けの適用を受けている場合には、併せて営農困難時貸付け又は特定貸付けの適用を引き続き受けた旨旨税務署長に届け出る必要があります（特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書又は特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書を作成し、この届出書に添付します。）。 (2) 営農困難時貸付けの適用を受けている方で、上記(1)の「届出する必要のある方」以外の方（特定貸付けの適用を受けている方にあつては、営農困難時貸付けの適用を受けた後に特定貸付けの適用を受けた方に限ります。）は、特例農地等につき初めて行った営農困難時貸付けに係る営農困難時貸付けに関する届出書を提出した日から3年を経過するごとの日までに、相続税の納税猶予を引き続き受けた旨及び営農困難時貸付けの適用を引き続き受けた旨旨税務署長に届け出る必要があります（特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書を作成し、この届出書に添付します。）。 (注) 上記に掲げる方が特定貸付けの適用を受けている場合には、併せて特定貸付けの適用を引き続き受けた旨旨税務署長に届け出る必要があります（特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書を作成し、この届出書に添付します。）。 (3) 特定貸付けの適用を受けている方で、上記(1)の「届出する必要がある方」又は(2)に掲げる方以外の方は、特例農地等につき初めて行った特定貸付けに係る特定貸付けに関する届出書を提出した日から3年を経過するごとの日までに、相続税の納税猶予を引き続き受けた旨及び特定貸付けの適用を引き続き受けた旨旨税務署長に届け出る必要があります（特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書を作成し、この届出書に添付します。）。 (注) 上記に掲げる方が営農困難時貸付けの適用を受けている場合には、併せて営農困難時貸付けの適用を引き続き受けた旨旨税務署長に届け出る必要があります（特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書を作成し、この届出書に添付します。）。 2 この届出書の記載方法等 (1) 記載事項5については、これに該当しない場合には記載の必要がありません。 (2) 上記1(1)の②又は③に該当する方は、別紙の「特例農地等に係る農業経営に関する明細書」も提出してください。 (3) 営農困難時貸付け又は特定貸付けの適用を受けている方は、別紙の「特例農地等に係る農業経営に関する明細書」と「特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」又は「特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」も提出してください。 (4) 添付書類のうち農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（記載事項5に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書）については、特例農地等のすべてを一時的道路用地等の用に供している場合、営農困難時貸付けを行っている場合又は特定貸付けを行っている場合には、添付する必要はありません。	届 出 す る 必 要 の あ る 方		平成17年3月31日以前の相続	① 特例農地等の一部しか担保として提供していない人	② 特例農地等の全部を担保として提供している人で、その特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれている人（平成4年分以降の相続に限る。）	平成17年4月1日以降の相続	③ 納税猶予を受けている <u>すべて</u> の人
届 出 す る 必 要 の あ る 方															
平成17年3月31日以前の相続	① 特例農地等の一部しか担保として提供していない人														
	② 特例農地等の全部を担保として提供している人で、その特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれている人（平成4年分以降の相続に限る。）														
平成17年4月1日以降の相続	③ 納税猶予を受けている <u>全て</u> の人														
届 出 す る 必 要 の あ る 方															
平成17年3月31日以前の相続	① 特例農地等の一部しか担保として提供していない人														
	② 特例農地等の全部を担保として提供している人で、その特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれている人（平成4年分以降の相続に限る。）														
平成17年4月1日以降の相続	③ 納税猶予を受けている <u>すべて</u> の人														

改正後	改正前																																																																																																																																																																																																																																																					
別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書 受贈者 相続人(受遺者) の氏名 租税特別措置法第70条の4の2第1項 第70条の6の2第1項の規定による特定貸付けの特例の適用を引き続き受けたいので、次に掲げる 特例農地等について引き続き特定貸付けを行っていることを届け出ます。 ○ 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細 <table><tr><th>番号</th><th>特定貸付けを行っている 特例農地等の所在地</th><th>地目</th><th>面積</th><th>貸付けを行 った年月日</th><th>賃借権等の 存続期間</th><th>借り受けている者の住所(居所)又 は本店(主たる事務所)の所在地 借り受けている者の氏名又は名称</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>m²</td><td>平 . .</td><td>自:平 . . 至:平 . .</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>平 . .</td><td>自:平 . . 至:平 . .</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>平 . .</td><td>自:平 . . 至:平 . .</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>平 . .</td><td>自:平 . . 至:平 . .</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>平 . .</td><td>自:平 . . 至:平 . .</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>平 . .</td><td>自:平 . . 至:平 . .</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>平 . .</td><td>自:平 . . 至:平 . .</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>平 . .</td><td>自:平 . . 至:平 . .</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>平 . .</td><td>自:平 . . 至:平 . .</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>平 . .</td><td>自:平 . . 至:平 . .</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>平 . .</td><td>自:平 . . 至:平 . .</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>平 . .</td><td>自:平 . . 至:平 . .</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>平 . .</td><td>自:平 . . 至:平 . .</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>平 . .</td><td>自:平 . . 至:平 . .</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>平 . .</td><td>自:平 . . 至:平 . .</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>平 . .</td><td>自:平 . . 至:平 . .</td><td></td></tr></table> (資12-12-4-A4統一)	番号	特定貸付けを行っている 特例農地等の所在地	地目	面積	貸付けを行 った年月日	賃借権等の 存続期間	借り受けている者の住所(居所)又 は本店(主たる事務所)の所在地 借り受けている者の氏名又は名称				m ²	平 . .	自:平 . . 至:平 . .						平 . .	自:平 . . 至:平 . .						平 . .	自:平 . . 至:平 . .						平 . .	自:平 . . 至:平 . .						平 . .	自:平 . . 至:平 . .						平 . .	自:平 . . 至:平 . .						平 . .	自:平 . . 至:平 . .						平 . .	自:平 . . 至:平 . .						平 . .	自:平 . . 至:平 . .						平 . .	自:平 . . 至:平 . .						平 . .	自:平 . . 至:平 . .						平 . .	自:平 . . 至:平 . .						平 . .	自:平 . . 至:平 . .						平 . .	自:平 . . 至:平 . .						平 . .	自:平 . . 至:平 . .						平 . .	自:平 . . 至:平 . .		別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書 相続人(受遺者) の氏名 租税特別措置法第70条の6の2第1項の規定による特定貸付けの特例の適用を引き続き受けたいので、次に掲げる 特例農地等について引き続き特定貸付けを行っていることを届け出ます。 ○ 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細 <table><tr><th>番号</th><th>特定貸付けを行っている 特例農地等の所在地</th><th>地目</th><th>面積</th><th>貸付けを行 った年月日</th><th>賃借権等の 存続期間</th><th>借り受けている者の住所(居所)又 は本店(主たる事務所)の所在地 借り受けている者の氏名又は名称</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>m²</td><td>平 . .</td><td>自:平 . . 至:平 . .</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>平 . .</td><td>自:平 . . 至:平 . .</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>平 . .</td><td>自:平 . . 至:平 . .</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>平 . .</td><td>自:平 . . 至:平 . .</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>平 . .</td><td>自:平 . . 至:平 . .</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>平 . .</td><td>自:平 . . 至:平 . .</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>平 . .</td><td>自:平 . . 至:平 . .</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>平 . .</td><td>自:平 . . 至:平 . .</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>平 . .</td><td>自:平 . . 至:平 . .</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>平 . .</td><td>自:平 . . 至:平 . .</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>平 . .</td><td>自:平 . . 至:平 . .</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>平 . .</td><td>自:平 . . 至:平 . .</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>平 . .</td><td>自:平 . . 至:平 . .</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>平 . .</td><td>自:平 . . 至:平 . .</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>平 . .</td><td>自:平 . . 至:平 . .</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>平 . .</td><td>自:平 . . 至:平 . .</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>平 . .</td><td>自:平 . . 至:平 . .</td><td></td></tr></table> (資12-12-4-A4統一)	番号	特定貸付けを行っている 特例農地等の所在地	地目	面積	貸付けを行 った年月日	賃借権等の 存続期間	借り受けている者の住所(居所)又 は本店(主たる事務所)の所在地 借り受けている者の氏名又は名称				m ²	平 . .	自:平 . . 至:平 . .						平 . .	自:平 . . 至:平 . .						平 . .	自:平 . . 至:平 . .						平 . .	自:平 . . 至:平 . .						平 . .	自:平 . . 至:平 . .						平 . .	自:平 . . 至:平 . .						平 . .	自:平 . . 至:平 . .						平 . .	自:平 . . 至:平 . .						平 . .	自:平 . . 至:平 . .						平 . .	自:平 . . 至:平 . .						平 . .	自:平 . . 至:平 . .						平 . .	自:平 . . 至:平 . .						平 . .	自:平 . . 至:平 . .						平 . .	自:平 . . 至:平 . .						平 . .	自:平 . . 至:平 . .						平 . .	自:平 . . 至:平 . .						平 . .	自:平 . . 至:平 . .	
番号	特定貸付けを行っている 特例農地等の所在地	地目	面積	貸付けを行 った年月日	賃借権等の 存続期間	借り受けている者の住所(居所)又 は本店(主たる事務所)の所在地 借り受けている者の氏名又は名称																																																																																																																																																																																																																																																
			m ²	平 . .	自:平 . . 至:平 . .																																																																																																																																																																																																																																																	
				平 . .	自:平 . . 至:平 . .																																																																																																																																																																																																																																																	
				平 . .	自:平 . . 至:平 . .																																																																																																																																																																																																																																																	
				平 . .	自:平 . . 至:平 . .																																																																																																																																																																																																																																																	
				平 . .	自:平 . . 至:平 . .																																																																																																																																																																																																																																																	
				平 . .	自:平 . . 至:平 . .																																																																																																																																																																																																																																																	
				平 . .	自:平 . . 至:平 . .																																																																																																																																																																																																																																																	
				平 . .	自:平 . . 至:平 . .																																																																																																																																																																																																																																																	
				平 . .	自:平 . . 至:平 . .																																																																																																																																																																																																																																																	
				平 . .	自:平 . . 至:平 . .																																																																																																																																																																																																																																																	
				平 . .	自:平 . . 至:平 . .																																																																																																																																																																																																																																																	
				平 . .	自:平 . . 至:平 . .																																																																																																																																																																																																																																																	
				平 . .	自:平 . . 至:平 . .																																																																																																																																																																																																																																																	
				平 . .	自:平 . . 至:平 . .																																																																																																																																																																																																																																																	
				平 . .	自:平 . . 至:平 . .																																																																																																																																																																																																																																																	
				平 . .	自:平 . . 至:平 . .																																																																																																																																																																																																																																																	
番号	特定貸付けを行っている 特例農地等の所在地	地目	面積	貸付けを行 った年月日	賃借権等の 存続期間	借り受けている者の住所(居所)又 は本店(主たる事務所)の所在地 借り受けている者の氏名又は名称																																																																																																																																																																																																																																																
			m ²	平 . .	自:平 . . 至:平 . .																																																																																																																																																																																																																																																	
				平 . .	自:平 . . 至:平 . .																																																																																																																																																																																																																																																	
				平 . .	自:平 . . 至:平 . .																																																																																																																																																																																																																																																	
				平 . .	自:平 . . 至:平 . .																																																																																																																																																																																																																																																	
				平 . .	自:平 . . 至:平 . .																																																																																																																																																																																																																																																	
				平 . .	自:平 . . 至:平 . .																																																																																																																																																																																																																																																	
				平 . .	自:平 . . 至:平 . .																																																																																																																																																																																																																																																	
				平 . .	自:平 . . 至:平 . .																																																																																																																																																																																																																																																	
				平 . .	自:平 . . 至:平 . .																																																																																																																																																																																																																																																	
				平 . .	自:平 . . 至:平 . .																																																																																																																																																																																																																																																	
				平 . .	自:平 . . 至:平 . .																																																																																																																																																																																																																																																	
				平 . .	自:平 . . 至:平 . .																																																																																																																																																																																																																																																	
				平 . .	自:平 . . 至:平 . .																																																																																																																																																																																																																																																	
				平 . .	自:平 . . 至:平 . .																																																																																																																																																																																																																																																	
				平 . .	自:平 . . 至:平 . .																																																																																																																																																																																																																																																	
				平 . .	自:平 . . 至:平 . .																																																																																																																																																																																																																																																	
				平 . .	自:平 . . 至:平 . .																																																																																																																																																																																																																																																	

第8 納税猶予関係

- 5 -

改 正 後	改 正 前
(裏) 記載方法等 この明細書は、<u>贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が特定貸付けを行っている場合に継続届出書の提出時における特定貸付けに関する事項を届け出るときに使用してください。</u> 1 この明細書は、次により記載してください。 (1) <u>贈与税の納税猶予の適用を受けている場合には、この明細書の本文中の「70条の6の2第1項」の文字を、相続税の納税猶予の適用を受けている場合には「70条の4の2第1項」の文字を二重線で抹消してください。</u> (2) 「番号」欄は、1筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。 (3) 「特定貸付けを行っている特例農地等の所在地」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。 (4) 「賃借権等の存続期間」欄は、契約の更新により賃借権等の存続期間の終期に更新があった場合は、「自:平　・　・」には当初契約の賃借権等の存続期間の始期を記載し、「至:平　・　・」には更新後の賃借権等の存続期間の終期を記載してください。なお、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に基づき貸付けを行った場合で、当該貸付けについて農用地利用集積計画に基づき再設定があった場合も同様となります。 2 納税猶予の適用を受ける農地等の全部について特定貸付けを行っている場合であっても「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」の提出を要しますので、作成してください。 3 この明細書は継続届出書及びその添付書類とともに提出してください。	(裏) 記載方法等 この明細書は、相続税の納税猶予の適用を受けている人が特定貸付けを行っている場合に継続届出書の提出時における特定貸付けに関する事項を届け出るときに使用してください。 1 この明細書は、次により記載してください。 (1) 「番号」欄は、1筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。 (2) 「特定貸付けを行っている特例農地等の所在地」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。 (3) 「賃借権等の存続期間」欄は、契約の更新により賃借権等の存続期間の終期に更新があった場合は、「自:平　・　・」には当初契約の賃借権等の存続期間の始期を記載し、「至:平　・　・」には更新後の賃借権等の存続期間の終期を記載してください。なお、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に基づき貸付けを行った場合で、当該貸付けについて農用地利用集積計画に基づき再設定があった場合も同様となります。 2 納税猶予の適用を受ける農地等の全部について特定貸付けを行っている場合であっても別紙1の「特例農地等に係る農業経営に関する明細書」の提出を要しますので、作成してください。 3 この明細書は継続届出書及びその添付書類とともに提出してください。

改正後

(削除)

改正前

特 定 転 用 の 継 続 届 出 書

税務署
受付印

税務署長 殿

〒
届出者住所

氏名
(電話番号)

平成 年 月 日

※印欄は記入しないでください。

租税特別措置法の一部を改正する法律(平成3年法律第16号)附則第19条第6項第 号の要件に該当する特定市街化区域農地等の転用について、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相統税の納税の猶予を引き続き受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成3年法律第16号)附則第19条第10項の規定により届け出ます。

1 相 統 又 は 遺 贈 に よ り 特 例 農 地 等 を 取 得 し た 年 月 日 等

取得した年月日

昭和・平成 年 月 日

被相続人の住所・氏名

住所

氏名

2 特例農地等及び承認を受けて転用した特例市街化区域農地等の明細

転用に関する承認年月日

平成 年 月 日

(1) 相 統 又 は 遺 贈 に よ り 取 得 し た 特 例 農 地 等

(2) (1) の うち 承認による転用分

番号	所 在 場 所	地 目	面 積	相 統 (遺 贈) 時 の 相 統 税 評 価 額	農 業 投 資 価 格	農 業 投 資 価 格 超 過 額	特定転用の承認を受けた特定市街化区域農地等	転用分の 実測面積
1			m ²	円	円	円	該 当 ・ 非 該 当	m ²
2							該 当 ・ 非 該 当	
3							該 当 ・ 非 該 当	
4							該 当 ・ 非 該 当	
5							該 当 ・ 非 該 当	
6							該 当 ・ 非 該 当	
7							該 当 ・ 非 該 当	
8							該 当 ・ 非 該 当	
9							該 当 ・ 非 該 当	
10							該 当 ・ 非 該 当	
			① m ²	② 円	③ 円	④(②-③) 円		
			④のうち、特定転用分の価額			⑤ 円		

3 納 税 猶 予 分 の 相 統 税 額 等 に 関 する 事 項

(1) 農 業 投 資 価 格 超 過 額
イ 相統又は遺贈により取得した特例農地等の農業投資価格超過額(上記の④) 円
ロ イのうち、承認を受けた特定市街化区域農地等の農業投資価格超過額(上記の⑤) 円
(2) 納 税 猶 予 分 の 相 統 税 額
イ 納付すべき税額のうち、納税の猶予を受けた相統税額 円
ロ イのうち、この届出書の提出時までに特例農地等を譲渡等したため、既に納税の猶予が確定し納付した相統税額 円
(注) 譲渡等には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借権などの権利の設定若しくは権利の消滅も含まれます。
ハ イのうち、届出日現在において納税の猶予を受けている特定市街化区域農地等に係る相統税額
{ イ × $\frac{(1)のロ}{(1)のイ}$ } 円

4 租 税 特 別 措 置 法 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 (平 成 3 年 法 律 第 16 号) 附 則 第 19 条 第 6 項 第 号 の 要 件 に 該 当 す る 事 実 の 明 細 に つ い て は 、 付 表 と お り で す 。

関 与 税 理 士

印

電 話 番 号

(資 1 2 - 5 1 - 1 - A 4 統 一)

第 8 納税猶予関係

- 7 -

改正後

(削除)

改正前

(裏)

記載方法等

この届出書は、税務署長の承認を受けて特定市街化区域農地等を賃貸用共同住宅の敷地又は都市公園として転用し、相続税の納税猶予の継続適用を受けている人が、その転用に係る承認を受けた日の翌日から起算して毎3年を経過するごとの日までに、納税の猶予を引き続き受けたい旨の届出（継続届出）をする場合に使用します。

1 この届出書の本文中の「第 号」欄及び「4」欄の「第 号」欄については、承認を受けた転用の区分に応じて、例えば、「第1号」、「第2号」のように記載してください。

(注) 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成3年法律第16号）附則第19条第6項が平成9年、平成13年及び平成16年に改正されたことにより、特定転用の区分は、相続開始の年分により、次のとおりとなっています。

相続開始の年分	新旧の区分	特定転用の区分
昭和50～59年分	旧	1号転用、2号転用、3号転用、4号転用
昭和60～平成3年分	新	1号転用、2号転用

2 この届出書の「2」欄の「転用に関する承認年月日」欄については、転用についての承認通知を受領している場合にはその通知書に記載されている年月日を、転用についての承認通知を受領していない場合には特定転用の承認申請書を提出した日から1か月を経過した日を記載してください。

3 この届出書の「2」欄の「相続又は遺贈により取得した特例農地等」欄は、納税猶予の特例の適用を受けた農地又は採草放牧地について、1筆ごとに、次によって記載します。

イ 「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載します。

ロ 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載します。

ハ 「面積」欄は、相続税の申告書上の面積を記載します。

ニ 「特定転用の承認を受けた特定市街化区域農地等」欄は、承認を得て転用した部分に該当する農地等については「該当」を、それ以外の農地等については「非該当」を○で囲んでください。

ホ 「転用分の実測面積」欄は、「特定転用の承認を受けた特定市街化区域農地等」欄の「該当」を○で囲んだものについて、実測がなされている場合にその面積を記載します。

4 この届出書には付表もありますのでご注意ください。

改正後

(削除)

改正前

特定転用の継続届出書 付 表

			届出者氏名			
租税特別措置法の一部を改正する法律（平成3年法律第16号）附則第19条第6項第__号の要件に該当する事実の明細						
(1) 承認を受けて転用した特定市街化区域農地等に関する事項（旧1号、旧4号転用の場合）						
契 約 締 結 年 月 日			平成 年 月 日			
貸 付 け 先		特 定 法 人	所 在 地		名 称	
		地 方 公 共 団 体				
貸 付 け 期 間						
貸 付 け 条 件		賃料年額 円、その他の条件 この届出書の提出時までに条件の変更があった場合の変更内容				
貸 付 け 土 地 等 の 用 途			共 同 住 宅 の 敷 地 ・ 都 市 公 園			
共同住宅又は都市公園の名称						
(2) 共同住宅の貸付けに関する事項（新1号、旧2号転用の場合）						
貸 付 け 先		特 定 法 人	所 在 地		名 称	
貸 付 け 期 間						
貸 付 け 条 件		賃料年額 円 その他の条件 この届出書の提出時までに条件の変更があった場合の変更内容				
(3) 新築又は取得した共同住宅等に関する事項（新1号、新2号、旧2号、旧3号転用の場合）						
区分		棟別 I.			II.	
新 築 又 は 取 得 の 別		新 築 ・ 取 得			新 築 ・ 取 得	
構 造		造り			造り	
地 上 階 数		階			階	
独 立 部 分 の 数		戸			戸	
共 同 住 宅 の 床 面 積		㎡			㎡	
独 立 部 分 の 床 面 積		最高 ㎡ ・ 最低 ㎡			最高 ㎡ ・ 最低 ㎡	
台 所 、 浴 室 、 便 所 、 洗 面 設 備 の 有 無		有 ・ 無			有 ・ 無	
独立部分3.3 ㎡当たりの取得価額（増改築を行った場合）		円			円	
共 同 住 宅 の 用 途						
各 棟 ご と の 敷 地 の 明 細						
各 棟 の 敷 地 面 積		㎡			㎡	
(4) 承認を受けて転用した特定市街化区域農地等とともに同一用途に供する土地等がある場合のその明細						
所 在 場 所		地 目	面 積	所 在 場 所	地 目	面 積
			㎡			㎡

(資12-51-2-A4統一)

改正後

(削除)

(裏)

記載方法等

1この付表は、特定転用の継続届出書と一緒に提出してください。

2(1)～(3)の各欄については、承認を受けた特定転用の区分に応じ、関係する欄のみ記載してください。

(注) 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成3年法律第16号）附則第19条第6項が平成9年、平成13年及び平成16年に改正されたことにより、特定転用の区分は、相続開始の年分により、次のとおりとなっています。

相続開始の年分	新旧の区分	特定転用の区分
昭和50～59年分	旧	1号転用、2号転用、3号転用、4号転用
昭和60～平成3年分	新	1号転用、2号転用

3「(1) 承認を受けて転用した特定市街化区域農地等に関する事項（旧1号、旧4号転用の場合）」欄については、貸付けに係る賃貸借契約書に従い、次により記載してください。

(1) 「貸付け条件」欄の「この届出書の提出時までに条件の変更があった場合の変更内容」は、次の場合にその変更状況を記載します。

イ 特定市街化区域農地等の貸付けに関する届出書の提出後契約の条件に変更があった場合

ロ 2回目以降のこの届出書を提出する場合において前回の届出書の提出後契約の条件に変更があった場合

(2) 「貸付け土地等の用途」欄は、承認を受けた転用の区分以外の文字を、横線で抹消してください。

4「(2) 共同住宅の貸付けに関する事項（新1号、旧2号転用の場合）」欄については、貸付けに係る賃貸借契約書に従い、記載してください。なお、「この届出書の提出時までに条件の変更があった場合の変更内容」欄は、上記3の(1)に準じて記載してください。

5「(3) 新築又は取得した共同住宅等に関する事項（新1号、新2号、旧2号、旧3号転用の場合）」の各欄については、この届出書を提出する時における共同住宅の構造等に基づき、次により記載して下さい。

(1) 「棟別」欄には、共同住宅の棟別の名称を記載してください（名称が定まっていない場合には、仮称を記載してください。）。

(2) 「独立部分の数」及び「共同住宅の床面積」欄は、その共同住宅全体の独立部分の数又は床面積を記載します。

(3) 「独立部分の床面積」欄には、共同住宅内の各独立部分の面積のうち最も広い独立部分の面積と最も狭い独立部分の面積の双方を記載してください。

(4) 「独立部分3. 3㎡当たりの取得価額（増改築等を行った場合）」欄は、前回のこの届出書の提出の時から今回のこの届出書の提出時までに、共同住宅について、例えば増改築等を行った場合に、その増改築等の内容とこれに要した費用の明細を記載してください。

(5) 「各棟ごとの敷地の明細」欄及び「各棟の敷地面積」欄については、1棟ごとの共同住宅の敷地となっている主たる土地の所在地及びその敷地面積を記載します。

また、図面等により具体的に各棟と敷地との位置関係を線引き等により表示したものを添付してください。

6「(4) 承認を受けて転用した特定市街化区域農地等とともに同一用途に供する土地等がある場合のその明細」欄は、特定市街化区域農地等とともに同一用途に供する土地等がある場合に、その明細を届出書（本表）の「2」欄に準じて記載してください。

改正後	改正前																																																																													
(削除)	特定市街化区域農地等の特定転用に関する承認申請書 (平成3年分：1号該当分) 税務署 受付印 〒 住 所 税務署長殿 申請者 年 月 日提出 氏 名 電話 相続税の納税猶予の適用を受けている特定市街化区域農地等について、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成3年法律第16号）附則第19条第6項第1号に掲げる要件に該当する転用に関し同項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成3年政令第88号）附則第10条第4項の規定により承認申請します。 1 承認を受けようとする特定市街化区域農地等に関する事項 相続又は遺贈により取得した特例農地等及びこのうち承認を受けて転用しようとする特定市街化区域農地等の相続又は遺贈による取得年月日、所在場所、地目、面積その他の明細は、付表のとおりです。 なお、承認を受けて転用しようとする特定市街化区域農地等の面積は、合計㎡です。 2 新築又は取得する共同住宅及びその貸付け等に関する事項 <table><tr><td rowspan="13">(1) 共同住宅に関する事項</td><td>区分</td><td>棟別</td><td>I.</td><td>II.</td></tr><tr><td>新築又は取得の別</td><td></td><td>新 築 ・ 取 得</td><td>新 築 ・ 取 得</td></tr><tr><td>構 造</td><td></td><td>造 り</td><td>造 り</td></tr><tr><td>地 上 階 数</td><td></td><td>階</td><td>階</td></tr><tr><td>独 立 部 分 の 数</td><td></td><td>戸</td><td>戸</td></tr><tr><td>共 同 住 宅 の 床 面 積</td><td></td><td>㎡</td><td>㎡</td></tr><tr><td>独 立 部 分 の 床 面 積</td><td>最高</td><td>㎡・最低</td><td>㎡</td><td>最高</td><td>㎡・最低</td><td>㎡</td></tr><tr><td>台 所、浴 室、便 所、洗 面 設 備 の 有 無</td><td></td><td>有 ・ 無</td><td></td><td>有 ・ 無</td></tr><tr><td>独立部分 3.3 ㎡当たりの取得価額</td><td></td><td>円</td><td></td><td>円</td></tr><tr><td>建設工事の着手予定日</td><td></td><td>平成 年 月 日</td><td></td><td>平成 年 月 日</td></tr><tr><td>建設工事の完成予定日</td><td></td><td>平成 年 月 日</td><td></td><td>平成 年 月 日</td></tr><tr><td>各棟ごとの敷地の明細</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>各 棟 の 敷 地 面 積</td><td></td><td>㎡</td><td></td><td>㎡</td></tr></table><table><tr><td rowspan="3">(2)関 貸す 付け 事に 項</td><td>貸 付 先 特 定 法 人</td><td>所在地</td><td></td><td>名称</td><td></td></tr><tr><td>貸 付 け 期 間</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>権利設定の対価の取得</td><td colspan="4">有 ・ 無</td></tr></table> 3 納税猶予分の相続税額等に関する事項 納税猶予分の相続税額等に関する事項については、付表のとおりです。 関与税理士 印 電話番号 (資 12-44-1-A 4 統一)	(1) 共同住宅に関する事項	区分	棟別	I.	II.	新築又は取得の別		新 築 ・ 取 得	新 築 ・ 取 得	構 造		造 り	造 り	地 上 階 数		階	階	独 立 部 分 の 数		戸	戸	共 同 住 宅 の 床 面 積		㎡	㎡	独 立 部 分 の 床 面 積	最高	㎡・最低	㎡	最高	㎡・最低	㎡	台 所、浴 室、便 所、洗 面 設 備 の 有 無		有 ・ 無		有 ・ 無	独立部分 3.3 ㎡当たりの取得価額		円		円	建設工事の着手予定日		平成 年 月 日		平成 年 月 日	建設工事の完成予定日		平成 年 月 日		平成 年 月 日	各棟ごとの敷地の明細				各 棟 の 敷 地 面 積		㎡		㎡	(2)関 貸す 付け 事に 項	貸 付 先 特 定 法 人	所在地		名称		貸 付 け 期 間					権利設定の対価の取得	有 ・ 無			
(1) 共同住宅に関する事項	区分		棟別	I.	II.																																																																									
	新築又は取得の別			新 築 ・ 取 得	新 築 ・ 取 得																																																																									
	構 造			造 り	造 り																																																																									
	地 上 階 数			階	階																																																																									
	独 立 部 分 の 数			戸	戸																																																																									
	共 同 住 宅 の 床 面 積			㎡	㎡																																																																									
	独 立 部 分 の 床 面 積		最高	㎡・最低	㎡	最高	㎡・最低	㎡																																																																						
	台 所、浴 室、便 所、洗 面 設 備 の 有 無			有 ・ 無		有 ・ 無																																																																								
	独立部分 3.3 ㎡当たりの取得価額			円		円																																																																								
	建設工事の着手予定日			平成 年 月 日		平成 年 月 日																																																																								
	建設工事の完成予定日			平成 年 月 日		平成 年 月 日																																																																								
	各棟ごとの敷地の明細																																																																													
	各 棟 の 敷 地 面 積		㎡		㎡																																																																									
(2)関 貸す 付け 事に 項	貸 付 先 特 定 法 人	所在地		名称																																																																										
	貸 付 け 期 間																																																																													
	権利設定の対価の取得	有 ・ 無																																																																												

第 8 納税猶予関係

- 11 -

改 正 後	改 正 前
<u>(削除)</u>	(裏) 記載方法等 (1 号承認申請書) 1 この申請書は、平成3年1月1日から同年12月31日までの間に開始した相続（遺贈）に係る相続税について相続税の納税猶予の適用を受けている人が、平成9年4月1日現在において特定市街化区域農地等に該当する農地又は採草放牧地の上に共同住宅を新築又は取得し、かつ、当該共同住宅を特定法人（地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社のことをいいます。）に貸し付ける場合の転用をする見込みにつき税務署長の承認を受ける場合に使用してください。 2 この申請書の「2」欄は、原則として特定法人等から受領した「共同住宅の借受け等に関する確約書」及び「新築又は取得に係る共同住宅に関する証明書」に従って記載してください。 なお、次の点に注意してください。 (1) 「棟別」欄には、共同住宅の棟別の名称を記載してください（名称が定まっていない場合には、仮称を記載してください。）。 (2) 「独立部分の数」欄及び「共同住宅の床面積」欄は、その共同住宅全体の独立部分の数又は床面積を記載します。 (3) 「独立部分の床面積」欄には、共同住宅内の各独立部分の面積のうち最も広い独立部分の面積と最も狭い独立部分の面積の双方を記載してください。 (4) 「独立部分3.3㎡当たりの取得価額」欄は、取得予定価額の記載となります。 (5) 「各棟ごとの敷地の明細」欄及び「各棟の敷地面積」欄については、1棟ごとの共同住宅の敷地となっている土地の所在地及びその敷地面積を記載します。また、図面など具体的に各棟と敷地との位置関係を表示したものを添付してください。 (6) 「貸付け期間」欄は、例えば、建設工事の完成後○年間、平成○年○月○日から平成○年○月○日までと、具体的に記載してください。 3 この申請書を提出する前に、市又は区において、承認を受けて転用しようとする特例農地等が平成9年4月1日において特定市街化区域農地等に該当する旨の証明書の交付を受け、この申請書に添付してください。 4 この承認申請書には、付表もありますのでご注意ください。

改正後	改正前																																																																																																																																																																																																																																																																																									
(削除)	特定市街化区域農地等の特定転用に関する承認申請書 付表 (平成3年分：1号該当分) <table><tr><td colspan="7"></td><td>申請者氏名</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="9">1 相続又は遺贈により特例農地等を取得した年月日等</td></tr><tr><td colspan="2">取得した年月日</td><td colspan="7">平成 年 月 日</td></tr><tr><td colspan="2">被相続人の住所・氏名</td><td colspan="5">住所</td><td>氏名</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="9">2 特例農地等及び承認を受けて転用しようとする特定市街化区域農地等の明細</td></tr><tr><td colspan="7">(1) 相続又は遺贈により取得した特例農地等</td><td colspan="2">(2) (1)のうち承認申請分</td></tr><tr><td>番号</td><td>所在場所</td><td>地目</td><td>面積</td><td>相続(遺贈)時の総増税評価額</td><td>農業投資価格</td><td>農業投資価格超過額</td><td>承認を受けようとする特定市街化区域農地等</td><td>申請分の実測面積</td></tr><tr><td>1</td><td></td><td></td><td>m²</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>該当・非該当</td><td>m²</td></tr><tr><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>該当・非該当</td><td></td></tr><tr><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>該当・非該当</td><td></td></tr><tr><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>該当・非該当</td><td></td></tr><tr><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>該当・非該当</td><td></td></tr><tr><td>6</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>該当・非該当</td><td></td></tr><tr><td>7</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>該当・非該当</td><td></td></tr><tr><td>8</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>該当・非該当</td><td></td></tr><tr><td>9</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>該当・非該当</td><td></td></tr><tr><td>10</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>該当・非該当</td><td></td></tr><tr><td>11</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>該当・非該当</td><td></td></tr><tr><td>12</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>該当・非該当</td><td></td></tr><tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td>①</td><td>m²</td><td>②</td><td>円</td><td>③</td><td>円</td><td>④(②－③)</td></tr><tr><td colspan="2">合計</td><td colspan="2">④のうち、承認申請分の価額</td><td>⑤</td><td>円</td></tr><tr><td colspan="9">(3) 承認を受けて転用しようとする特例農地等が、平成9年4月1日現在において特定市街化区域農地等に該当するものであることを証する書面 ----- (別添、証明書のとおり。)</td></tr><tr><td colspan="9">3 納税猶予分の相続税額等に関する事項</td></tr><tr><td colspan="9">(1) 農業投資価格超過額 イ 相続又は遺贈により取得した特例農地等の農業投資価格超過額(上記の④) ----- 円 ロ イのうち、承認を受けようとする特定市街化区域農地等の農業投資価格超過額(上記の⑤) ----- 円</td></tr><tr><td colspan="9">(2) 納税猶予分の相続税額 イ 納税猶予の適用を受けた相続税額 ----- 円 ロ イのうち、この承認申請書の提出時までに特例農地等を譲渡等したため、すでに猶予期限が確定した相続税額 ----- 円 ハ イのうち、承認を受けて転用しようとする特定市街化区域農地等に係る相続税額 〔 イ × $\frac{(1)のロ}{(1)のイ}$ 〕 ----- 円</td></tr><tr><td colspan="9">4 承認を受けて転用しようとする特定市街化区域農地等とともに同一用途に供する土地等がある場合のその明細</td></tr><tr><td colspan="2">所在場所</td><td>地目</td><td>面積</td><td colspan="2">所在場所</td><td>地目</td><td>面積</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td>m²</td><td colspan="2"></td><td></td><td>m²</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr></table> (資12-44-2-A4統一)								申請者氏名			1 相続又は遺贈により特例農地等を取得した年月日等									取得した年月日		平成 年 月 日							被相続人の住所・氏名		住所					氏名			2 特例農地等及び承認を受けて転用しようとする特定市街化区域農地等の明細									(1) 相続又は遺贈により取得した特例農地等							(2) (1)のうち承認申請分		番号	所在場所	地目	面積	相続(遺贈)時の総増税評価額	農業投資価格	農業投資価格超過額	承認を受けようとする特定市街化区域農地等	申請分の実測面積	1			m ²	円	円	円	該当・非該当	m ²	2							該当・非該当		3							該当・非該当		4							該当・非該当		5							該当・非該当		6							該当・非該当		7							該当・非該当		8							該当・非該当		9							該当・非該当		10							該当・非該当		11							該当・非該当		12							該当・非該当				①	m ²	②	円	③	円	④(②－③)	合計		④のうち、承認申請分の価額		⑤	円	(3) 承認を受けて転用しようとする特例農地等が、平成9年4月1日現在において特定市街化区域農地等に該当するものであることを証する書面 ----- (別添、証明書のとおり。)									3 納税猶予分の相続税額等に関する事項									(1) 農業投資価格超過額 イ 相続又は遺贈により取得した特例農地等の農業投資価格超過額(上記の④) ----- 円 ロ イのうち、承認を受けようとする特定市街化区域農地等の農業投資価格超過額(上記の⑤) ----- 円									(2) 納税猶予分の相続税額 イ 納税猶予の適用を受けた相続税額 ----- 円 ロ イのうち、この承認申請書の提出時までに特例農地等を譲渡等したため、すでに猶予期限が確定した相続税額 ----- 円 ハ イのうち、承認を受けて転用しようとする特定市街化区域農地等に係る相続税額 〔 イ × $\frac{(1)のロ}{(1)のイ}$ 〕 ----- 円									4 承認を受けて転用しようとする特定市街化区域農地等とともに同一用途に供する土地等がある場合のその明細									所在場所		地目	面積	所在場所		地目	面積				m ²				m ²																																
							申請者氏名																																																																																																																																																																																																																																																																																			
1 相続又は遺贈により特例農地等を取得した年月日等																																																																																																																																																																																																																																																																																										
取得した年月日		平成 年 月 日																																																																																																																																																																																																																																																																																								
被相続人の住所・氏名		住所					氏名																																																																																																																																																																																																																																																																																			
2 特例農地等及び承認を受けて転用しようとする特定市街化区域農地等の明細																																																																																																																																																																																																																																																																																										
(1) 相続又は遺贈により取得した特例農地等							(2) (1)のうち承認申請分																																																																																																																																																																																																																																																																																			
番号	所在場所	地目	面積	相続(遺贈)時の総増税評価額	農業投資価格	農業投資価格超過額	承認を受けようとする特定市街化区域農地等	申請分の実測面積																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1			m ²	円	円	円	該当・非該当	m ²																																																																																																																																																																																																																																																																																		
2							該当・非該当																																																																																																																																																																																																																																																																																			
3							該当・非該当																																																																																																																																																																																																																																																																																			
4							該当・非該当																																																																																																																																																																																																																																																																																			
5							該当・非該当																																																																																																																																																																																																																																																																																			
6							該当・非該当																																																																																																																																																																																																																																																																																			
7							該当・非該当																																																																																																																																																																																																																																																																																			
8							該当・非該当																																																																																																																																																																																																																																																																																			
9							該当・非該当																																																																																																																																																																																																																																																																																			
10							該当・非該当																																																																																																																																																																																																																																																																																			
11							該当・非該当																																																																																																																																																																																																																																																																																			
12							該当・非該当																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		①	m ²	②	円	③	円	④(②－③)																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		合計		④のうち、承認申請分の価額		⑤	円																																																																																																																																																																																																																																																																																			
(3) 承認を受けて転用しようとする特例農地等が、平成9年4月1日現在において特定市街化区域農地等に該当するものであることを証する書面 ----- (別添、証明書のとおり。)																																																																																																																																																																																																																																																																																										
3 納税猶予分の相続税額等に関する事項																																																																																																																																																																																																																																																																																										
(1) 農業投資価格超過額 イ 相続又は遺贈により取得した特例農地等の農業投資価格超過額(上記の④) ----- 円 ロ イのうち、承認を受けようとする特定市街化区域農地等の農業投資価格超過額(上記の⑤) ----- 円																																																																																																																																																																																																																																																																																										
(2) 納税猶予分の相続税額 イ 納税猶予の適用を受けた相続税額 ----- 円 ロ イのうち、この承認申請書の提出時までに特例農地等を譲渡等したため、すでに猶予期限が確定した相続税額 ----- 円 ハ イのうち、承認を受けて転用しようとする特定市街化区域農地等に係る相続税額 〔 イ × $\frac{(1)のロ}{(1)のイ}$ 〕 ----- 円																																																																																																																																																																																																																																																																																										
4 承認を受けて転用しようとする特定市街化区域農地等とともに同一用途に供する土地等がある場合のその明細																																																																																																																																																																																																																																																																																										
所在場所		地目	面積	所在場所		地目	面積																																																																																																																																																																																																																																																																																			
			m ²				m ²																																																																																																																																																																																																																																																																																			

第8 納税猶予関係

- 13 -

改 正 後	改 正 前
<u>(削除)</u>	(裏) 記 載 方 法 等 (1 号承認申請書 付表) 1 この付表は、特定市街化区域農地等の特定転用に関する承認申請書と一緒に提出してください。 2 この付表は、次により記載してください。 (1) 「2」欄は、納税猶予の特例の適用を受けた農地又は採草放牧地について、1筆ごとに、次によって記載します。 イ 「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載します。 ロ 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載します。 ハ 「面積」欄は、相続税の申告書上の面積を記載します。 ニ 「承認を受けようとする特定市街化区域農地等」欄は、承認申請をしようとする農地等については「該当」を、それ以外の農地等については「非該当」を○で囲んでください。 ホ 「申請分の実測面積」欄は、承認を受けようとする特定市街化区域農地等」欄の「該当」を○で囲んだものについて実測がなされている場合にその面積を記載します。 (2) 「4」欄は、承認を受けて転用しようとする特定市街化区域農地等とともに一用途に供する土地等がある場合に、その明細を(1)に準じて記載してください。

改正後	改正前
(削除)	第 号 住所又は 所在地（納税地） 氏名又は 名称 殿 平成 年 月 日 税務署長 印 特定市街化区域農地等の特定転用に 関する承認申請に対する承認（却下）書 （通知用） 平成 年 月 日付で申請のありました、租税特別措置法の一部を改正する法 律（平成 3 年法律第 16 号）附則第 19 条第 6 項第 1/2 号の承認申請を承認 却下いたします。 この通知に係る処分の理由 （注）平成 19 年 3 月 31 日までに新築又は取得する共同住宅の建設の工事に着手していない場合には、 平成 19 年 4 月 1 日から 2 か月を経過する日に、その特定市街化区域農地等に対応する相続税額の 猶予期限が確定します。 （ ）枚のうち（ ）枚目 （資 12－44・45－4－A 4 統一）

改正後	改正前
(削除)	特定市街化区域農地等の特定転用に関する承認申請に対する承認（却下）書 （通知用） 使用目的 この承認（却下）書は、「特定市街化区域農地等の特定転用に関する承認申請書」が提出された場合において、その申請に対して承認又は却下の通知を行う場合に使用するものである。

改正後

(削除)

改正前

（平成3年分：2号該当分）

特定市街化区域農地等の特定転用に関する承認申請書

税務署
受付印

〒

住 所
税務署長殿
申請者
年 月 日提出 氏 名 ⑩ 電話

相続税の納税猶予の適用を受けている特定市街化区域農地等について、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成3年法律第16号）附則第19条第6項第2号に掲げる要件に該当する転用に関し同項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成3年政令第88号）附則第10条第4項の規定により承認申請します。

なお、私が賃貸する予定の共同住宅に係る家賃の証明書の写しについては、各年12月31日までに提出します。

1 承認を受けようとする特定市街化区域農地等に関する事項

相続又は遺贈により取得した特例農地等及びこのうち承認を受けて転用しようとする特定市街化区域農地等の相続又は遺贈による取得年月日、所在場所、地目、面積その他の明細は、付表のとおりです。

なお、承認を受けて転用しようとする特定市街化区域農地等の面積は、合計㎡です。

2 新築又は取得する共同住宅及びその貸付け等に関する事項（貸付けに関する事項は、付表のとおりです。）

(1) 共同住宅に関する事項	区分	棟別	I.	II.		
	新築又は取得の別		新 築 ・ 取 得	新 築 ・ 取 得		
	構 造		造り	造り		
	地 上 階 数		階	階		
	独 立 部 分 の 数		戸	戸		
	共 同 住 宅 の 床 面 積		㎡	㎡		
	独 立 部 分 の 床 面 積	最高	㎡・最低	㎡ 最高	㎡・最低	㎡
	台所、浴室、便所、洗面設備の有無		有 ・ 無		有 ・ 無	
	独立部分 3.3 ㎡当たりの取得価額		円		円	
	建設工事の着手予定日		平成 年 月 日		平成 年 月 日	
	建設工事の完成予定日		平成 年 月 日		平成 年 月 日	
	各棟ごとの敷地の明細					
	各 棟 の 敷 地 面 積		㎡		㎡	

(2) 新築又は取得に関する事項	取 得 の 場 合	独立行政法人都市再生機構からの取得予定年月日 平成 年 月 日				
	新築の場合	融 資 を 行 う 者	所在地		名称	
		融 資 を 受 け る 金 額 及 び 融 資 条 件 の 明 細	融資金額 円 融資条件の明細			

3 納税猶予分の相続税額等に関する事項

納税猶予分の相続税額等に関する事項については、付表のとおりです。

関与税理士

印

電話番号

（資 12-45- 1 - A 4 統一）

第 8 納税猶予関係

- 17 -

改 正 後	改 正 前
(削除)	(裏) 記載方法等(2号承認申請書) 1 この申請書は、平成3年1月1日から同年12月31日までの間に開始した相続(遺贈)に係る相続税について相続税の納税猶予の適用を受けている人が、平成9年4月1日現在において特定市街化区域農地等に該当する農地又は採草放牧地の上に、住宅金融公庫又は農業協同組合等から融資を受けて共同住宅を新築し又は独立行政法人都市再生機構から共同住宅を取得し、かつ、当該共同住宅を自ら賃貸する場合の転用をする見込みにつき税務署長の承認を受ける場合に使用してください。 2 この申請書の「2」欄の「(1) 共同住宅に関する事項」欄は、原則として独立行政法人都市再生機構等から受領した「新築又は取得に係る共同住宅に関する証明書」に従って記載してください。 なお、次の点に注意してください。 (1) 「棟別」欄には、共同住宅の棟別の名称を記載してください(名称が定まっていない場合には、仮称を記載してください。) (2) 「独立部分の数」欄及び「共同住宅の床面積」欄は、その共同住宅全体の独立部分の数又は床面積を記載します。 (3) 「独立部分の床面積」欄には、共同住宅内の各独立部分の面積のうち最も広い独立部分の面積と最も狭い独立部分の面積の双方を記載してください。 (4) 「独立部分3.3㎡当たりの取得価額」欄は、取得予定価額の記載となります。 (5) 「各棟ごとの敷地の明細」欄及び「各棟の敷地面積」欄については、1棟ごとの共同住宅の敷地となっている土地の所在地及びその敷地面積を記載します。また、図面など具体的に各棟と敷地との位置関係を表示したものを添付してください。 3 この申請書の「2」欄の「(2) 新築又は取得に関する事項」欄は、原則として住宅金融公庫から受領した「共同住宅の新築資金の融資確約書」・「適正家賃に係る証明書の発行同意書」又は農業共同組合等から受領した「共同住宅の新築資金の融資確約書」に従って記載してください。 なお、「融資条件の明細」欄には、当該融資に係る担保に関する予定を記載してください。 4 この申請書を提出する前に、市又は区において、承認を受けて転用しようとする特例農地等が平成9年4月1日において特定市街化区域農地等に該当する旨の証明書の交付を受け、この申請書に添付してください。 5 この承認申請書には、付表もありますのでご注意ください。

改正後

(削除)

改正前

特定市街化区域農地等の特定転用に関する承認申請書 付表

(平成3年分：2号該当分)

申請者氏名									
1 相続又は遺贈により特例農地等を取得した年月日等									
取得した年月日		平成 年 月 日							
被相続人の住所・氏名		住所	氏名						
2 特例農地等及び承認を受けて転用しようとする特定市街化区域農地等の明細									
(1) 相続又は遺贈により取得した特例農地等			(2) (1)のうち承認申請分						
番号	所在場所	地目	面積	相続(遺贈)時の相続税評価額	農業投資価格	農業投資価格超過額	承認を受けようとする特定市街化区域農地等	申請分の実測面積	
1			m ²	円	円	円	該当・非該当	m ²	
2							該当・非該当		
3							該当・非該当		
4							該当・非該当		
5							該当・非該当		
6							該当・非該当		
7							該当・非該当		
8							該当・非該当		
9							該当・非該当		
10							該当・非該当		
11							該当・非該当		
12							該当・非該当		
		①	m ²	② 円	③ 円	④ (②-③) 円			
		合計	④のうち、承認申請分の価額			⑤ 円			
(3) 承認を受けて転用しようとする特例農地等が、平成9年4月1日現在において特定市街化区域農地等に該当するものであることを証する書面 (別添、証明書のとおり。)									
3 共同住宅の貸付けに関する事項									
共同住宅の家賃の予定額				円					
入居者の公募方法の明細				「共同住宅の家賃を公募に行う旨の届出書」のとおり。					
4 納税猶予分の相続税額等に関する事項									
(1) 農業投資価格超過額									
イ 相続又は遺贈により取得した特例農地等の農業投資価格超過額 (上記の④) ----- 円									
ロ イのうち、承認を受けようとする特定市街化区域農地等の農業投資価格超過額 (上記の⑤) ----- 円									
(2) 納税猶予分の相続税額									
イ 納税猶予の適用を受けた相続税額 ----- 円									
ロ イのうち、この承認申請書の提出時までに特例農地等を譲渡等したため、すでに猶予期限が確定した相続税額 ----- 円									
ハ イのうち、承認を受けて転用しようとする特定市街化区域農地等に係る相続税額									
$\left[\text{イ} \times \frac{\text{(1)のロ}}{\text{(1)のイ}} \right] \text{ ----- 円}$									
5 承認を受けて転用しようとする特定市街化区域農地等とともに同一用途に供する土地等がある場合のその明細									
所在場所		地目		面積		所在場所		地目	面積
				m ²					m ²

(資12-45-2-A4統一)

第8 納税猶予関係

- 19 -

改 正 後	改 正 前
<u>(削除)</u>	(裏) 記 載 方 法 等 (2 号承認申請書 付表) 1 この付表は、特定市街化区域農地等の特定転用に関する承認申請書と一緒に提出してください。 2 この付表は、次により記載してください。 (1) 「2」欄は、納税猶予の特例の適用を受けた農地又は採草放牧地について、1筆ごとに、次によって記載します。 イ 「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載します。 ロ 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載します。 ハ 「面積」欄は、相続税の申告書上の面積を記載します。 ニ 「承認を受けようとする特定市街化区域農地等」欄は、承認申請をしようとする農地等については「該当」を、それ以外の農地等については「非該当」を○で囲んでください。 ホ 「申請分の実測面積」欄は、「承認を受けようとする特定市街化区域農地等」欄の「該当」を○で囲んだものについて実測がなされている場合にその面積を記載します。 (2) 「5」欄は、承認を受けて転用しようとする特定市街化区域農地等とともに同一用途に供する土地等がある場合に、その明細を(1)に準じて記載してください。

(平成3年分：1・2号共通)

共同住宅の建設工事の着手に関する届出書

転用整理簿	審査
※	※

税務署
受印

税務署長 殿

平成 年 月 日

申請者 住 所

氏 名 (電話番号 ー) 印

下記1の特定市街化区域農地等の共同住宅の敷地への転用に関し、下記2のとおり租税特別措置法の一部を改正する法律(平成3年法律第16号)附則第19条第6項第1号第2号の転用の要件に該当する共同住宅の建設工事に着手しとことを確認したので、その旨届出ます。

1 共同住宅の敷地として転用した特定市街化区域農地等の明細

番号	所在場所	地目	面積	番号	所在場所	地目	面積
1			m ²	7			m ²
2				8			
3				9			
4				10			
5				11			
6				12			

2 新築又は取得する共同住宅に関する事項 添付書類 共同住宅に関する次のもの(貸付契約書・工事請負契約書又は売買契約書・共同住宅及び附属設備ごとの費用の明細の見積書・共同住宅の構造、床面積等の明細書)

区分	棟別	I.	II.
新築又は取得の別		新 築 ・ 取 得	新 築 ・ 取 得
構 造		造り	造り
地 上 階 数		階	階
独 立 部 分 の 数		戸	戸
共同住宅の床面積		m ²	m ²
独立部分の床面積	最高	m ² ・最低	m ² ・最高
台所、浴室、便所、洗面設備の有無		有 ・ 無	有 ・ 無
独立部分3.3m ² 当たりの取得予定価額		円	円
建設工事の着手日		平成 年 月 日	平成 年 月 日
建設工事の完成予定日		平成 年 月 日	平成 年 月 日
各棟ごとの敷地の明細			
転用に関する届出年月日		平成 年 月 日	平成 年 月 日

3 共同住宅を特定法人に貸し付ける場合の明細(1号該当分)

貸付け先特定法人	所在地	名称
貸付けに係る契約締結日	平成 年 月 日	
貸 付 け 期 間		
権利の設定の対価の取得	有 ・ 無	
貸付けの条件の明細		

4 共同住宅を自ら賃貸する場合の明細(2号該当分)

共同住宅の取得の場合	独立行政法人都市再生機構からの取得予定年月日	平成 年 月 日
共同住宅の新築の場合	住宅金融公庫・農業協同組合等からの融資額	円
	融資の条件	

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

※印欄は記入しないでください。

(資 1 2 - 4 7 - A 4 統一)

改正後	改正前
(削除)	(裏) 記載方法等 この届出書は、平成9年4月1日現在において特定市街化区域農地等に該当する農地又は採草農牧地について租税特別措置法の一部を改正する法律（平成3年法律第16号）附則第19条第6項第1号又は第2号に掲げる要件に該当する転用をする見込みにつき税務署長の承認を受けた農業相続人が、その要件に該当する共同住宅の建設の工事に着手したことを確認した場合の届出書として使用してください。 なお、この届出書は、共同住宅の建設の工事に着手したことを確認した後遅滞なく税務署長に提出してください 1 この届出書の「1」欄は、転用した農地又は採草放牧地の1筆ごとに、次により記載してください。 (1) 「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載します。 (2) 「地目」欄は、貸付け前の登記簿上の地目を記載します。 (3) 「面積」は、貸付けに係る農地又は採草放牧地の相続税の申告面積により記載します。 2 この届出書の「2」欄は、原則として承認申請書に添付した「新築又は取得に係る共同住宅に関する証明書」の記載に従って記載します。なお、承認申請の時からこの届出書を提出する時まで、設計変更等があった場合には、それに従って記載します。 なお・次の点に注意して記載してください。 (1) 「棟別」欄には、共同住宅の棟別の名称を記載してください（名称が定まっていない場合には、仮称を記載してください。）。 (2) 「独立部分の数」欄及び「共同住宅の床面積」欄は、その共同住宅全体の独立部分の数又は総床面積を記載します。 (3) 「独立部分の床面積」欄には、共同住宅内の各独立部分の面積のうち最も広い独立部分の面積と最も狭い独立部分の面積の双方を記載してください。 (4) 「独立部分3.3㎡当たりの取得予定価額」欄は、特定転用の承認申請書の提出の時からこの届出書の提出時まで、取得予定価額に変更があった場合には、変更後の取得予定価額を記載してください。 (5) 「各棟ごとの敷地の明細」欄については、1棟ごとの共同住宅の敷地 となっている土地の所在地を記載します。 3 「3」欄又は「4」欄は、承認を受けた各号ごとに記載するものとし、「1号該当分」については「3」欄に記載した上「4」欄に斜線を引き、「2号該当分」については「4」欄に記載した上「3」に斜線を引いてください。

改正後	改正前				
(削除)	(平成3年分：1・2号共通) 建築確認通知書の写し等の提出確約書 平成____年____月____日 ____税務署長 殿 〒 提出者 住 所_____ 氏 名_____印 (電話番号 _____) 新築 共同住宅を _____ した場合には、遅滞なく、共同住宅等についての建築確認通知書の 取得 写し（検査済証の写しを含む。）又は登記事項証明書を提出いたします。 <table><tr><td>関与税理士</td><td>印</td><td>電話番号</td><td></td></tr></table> (資 1 2 - 4 8 - A 4 統一)	関与税理士	印	電話番号	
関与税理士	印	電話番号			

改正後	改正前
(削除)	(裏) 使用目的 この確約書は、特定市街化区域農地等の特定転用の場合の納税猶予継続制度（平3改正法附則第19条第6項第1号又は第2号該当）を受けることにつき、税務署長の承認を受けた農業相続人が当該共同住宅の建設工事の着手に関する届出をする場合の添付書類として作成するものである。

改正後	改正前																																																																						
(削除)	(平成3年分：2号該当分) 共同住宅の賃貸を公募により行う旨の届出書 平成____年____月____日 _____ 税務署長 殿 〒 申請者住所 氏名 _____ 印 (電話番号 —) 私が新築取得する予定の共同住宅に係る賃貸については、次のとおりすべて公募の方法により行う予定です。 <table><tr><td>公募の対象となる戸数</td><td>共同住宅の全戸数</td><td>戸</td><td>うち公募の対象としている戸数（公募の方法によらない管理人の入居部分を除く。）</td><td>戸</td></tr><tr><td>公募の方法</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>公募開始予定年月日</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>公募予定期間</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>公募を実施する予定地域</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>賃借人の資格</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>家賃その他の賃貸条件</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>賃借人の選定方法</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>参考事項</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td colspan="5">管理人を選任し、共同住宅内にその居室を設ける場合には、次の欄にその条件等を具体的に記載してください。</td></tr><tr><td>公募の方法及び選定方法</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>家賃その他の賃貸条件</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>参考事項</td><td colspan="4"></td></tr><table><tr><td>関与税理士</td><td></td><td>印</td><td>電話番号</td><td></td></tr></table> (資12-49-A4統一) </table>	公募の対象となる戸数	共同住宅の全戸数	戸	うち公募の対象としている戸数（公募の方法によらない管理人の入居部分を除く。）	戸	公募の方法					公募開始予定年月日					公募予定期間					公募を実施する予定地域					賃借人の資格					家賃その他の賃貸条件					賃借人の選定方法					参考事項					管理人を選任し、共同住宅内にその居室を設ける場合には、次の欄にその条件等を具体的に記載してください。					公募の方法及び選定方法					家賃その他の賃貸条件					参考事項					関与税理士		印	電話番号	
公募の対象となる戸数	共同住宅の全戸数	戸	うち公募の対象としている戸数（公募の方法によらない管理人の入居部分を除く。）	戸																																																																			
公募の方法																																																																							
公募開始予定年月日																																																																							
公募予定期間																																																																							
公募を実施する予定地域																																																																							
賃借人の資格																																																																							
家賃その他の賃貸条件																																																																							
賃借人の選定方法																																																																							
参考事項																																																																							
管理人を選任し、共同住宅内にその居室を設ける場合には、次の欄にその条件等を具体的に記載してください。																																																																							
公募の方法及び選定方法																																																																							
家賃その他の賃貸条件																																																																							
参考事項																																																																							
関与税理士		印	電話番号																																																																				

改正後	改正前
(削除)	(裏) 記載方法等 この届出書は、平成9年4月1日現在において特定市街化区域農地等に該当する農地又は採草農牧地を賃貸用共同住宅の敷地として使用し、新築又は取得した共同住宅を自ら貸し付ける場合の転用をする見込みにつき税務署長の承認を受けた農業相続人が、新築又は取得予定の共同住宅の貸付けを公募により行うことを税務署長に届け出る場合に使用してください。 なお、この届出書は、「特定転用承認申請書」に添付して提出してください。 1 「公募の方法」欄には、その共同住宅につき行うこととしている公募の方法を、例えば、「テレビ公告」、「ラジオ公告」、「新聞公告」、「雑誌公告」、「折込公告」などのように具体的に記載してください。 2 「公募開始予定年月日」及び「公募予定期間」欄には、その共同住宅につき行うこととしている公募の開始予定年月日及び公募の期間を記載します。 3 「公募を実施する予定地域」欄には、その共同住宅につき行うこととしている公募の対象地域を、例えば、「東京特別区域内」、「〇〇県内全域」などの用に具体的に記載します。 4 「賃借人の資格」欄には、応募者の範囲を制限する予定である場合に、その制限内容を記載するほか、その制限をする理由を記載します。なお、応募者の範囲を制限しない場合には、記載する必要はありません。 5 「家賃その他の賃貸条件」欄には、その共同住宅につき行うこととしている公募の際に示される住宅のタイプ別の家賃の予定額その他賃貸の条件について記載します。 6 「賃借人の選定方法」欄には、賃借の申込みを受理した戸数が賃貸する住宅の戸数を超える場合における賃借人の選定方法について、例えば「〇〇の立会いによる抽選」などのように具体的に記載します。なお、賃借の申込みの受理の状況が判明するよう、申込書、はがき等を保管してください。 7 「参考事項」欄には、1回の公募で賃借しようとする住宅の戸数の賃借人が選定されなかった場合又は賃借人を選定した後において賃借人が欠けた場合の賃借人の選定方法について記載してください。なお、この場合であっても、賃借人は、公募の方法により賃借人を選定しなければならないことに注意してください。

改正後

通債日付印の年月日	確認印		番 号
年 月 日			

営農困難時貸付けに関する届出書

税務署
受付印

平成 年 月 日

税務署長殿

〒

届出者 住 所

氏 名

☎ 電話

租税特別措置法 第70条の4 第21項
第70条の6 第27項 に規定する営農困難時貸付けを行った下記の特例農地等について
は、同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。

1 贈与者又は被相続人等に関する事項

贈与者 被相続人	住 所		氏 名	
届出者が 被相続人	贈与者 から農地等を 相続(遺贈)	贈与 により取得した年月日	昭和 平成	年 月 日

2 特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった事由に関する事項

特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった年月日	平成 年 月 日
----------------------------------	----------

特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった事由は、次のとおりです。（該当する番号を○で囲んでください。）

(1) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に障害等級が1級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けました。

(2) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に身体上の障害の程度が1級又は2級である身体障害者手帳の交付を受けました。

(3) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に要介護区分五の要介護認定を受けました。

(4) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が2級から1級に変更されました。

(5) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に当該提出期限において身体障害者手帳に記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が1級又は2級である障害が新たに身体障害手帳に記載されました。（(4)に該当する場合を除きます。）

3 営農困難時貸付けに関する事項

借り受けた者	住所(居所) 又は本店 (主たる事務所)の所在地		氏名 又は 名称	
営農困難時貸付け を行った年月日	平成 年 月 日	地上権、永小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の存続期間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日	

上記の者へ営農困難時貸付けを行った特例農地等の明細は、付表のとおりです。

上記の営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。（該当する番号を○で囲んでください。なお、相続税の納税猶予の適用を受けている人又は租税特別措置法第70条の4の2第1項に規定する猶予適用者で贈与税の納税猶予の適用を受けている人が(1)から(3)までに掲げる貸付けにより貸付けを行った場合には、その貸付けは特定貸付けとなりますので、この届出書ではなく「特定貸付けに関する届出書」により届け出を行ってください。）

(1) 農地保有合理化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

(2) 農地利用集積円滑化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

(3) 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

(4) (1)から(3)までに掲げる貸付け以外の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

関与税理士	印	電話番号	
-------	---	------	--

(資 12-110-1-A 4 統一)

※印は記入しないでください。

改正前

通債日付印の年月日	確認印		番 号
年 月 日			

営農困難時貸付けに関する届出書

税務署
受付印

平成 年 月 日

税務署長殿

〒

届出者 住 所

氏 名

☎ 電話

租税特別措置法 第70条の4 第21項
第70条の6 第27項 に規定する営農困難時貸付けを行った下記の特例農地等について
は、同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。

1 贈与者又は被相続人等に関する事項

贈与者 被相続人	住 所		氏 名	
届出者が 被相続人	贈与者 から農地等を 相続(遺贈)	贈与 により取得した年月日	昭和 平成	年 月 日

2 特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった事由に関する事項

特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった年月日	平成 年 月 日
----------------------------------	----------

特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった事由は、次のとおりです。（該当する番号を○で囲んでください。）

(1) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に障害等級が1級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けました。

(2) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に身体上の障害の程度が1級又は2級である身体障害者手帳の交付を受けました。

(3) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に要介護区分五の要介護認定を受けました。

(4) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が2級から1級に変更されました。

(5) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に当該提出期限において身体障害者手帳に記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が1級又は2級である障害が新たに身体障害手帳に記載されました。（(4)に該当する場合を除きます。）

3 営農困難時貸付けに関する事項

借り受けた者	住所(居所) 又は本店 (主たる事務所)の所在地		氏名 又は 名称	
営農困難時貸付け を行った年月日	平成 年 月 日	地上権、永小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の存続期間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日	

上記の者へ営農困難時貸付けを行った特例農地等の明細は、付表のとおりです。

上記の営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。（該当する番号を○で囲んでください。なお、相続税の納税猶予の適用を受けている人が(1)から(3)までに掲げる貸付けにより貸付けを行った場合には、その貸付けは特定貸付けとなりますので、この届出書ではなく「特定貸付けに関する届出書」により届け出を行ってください。）

(1) 農地保有合理化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

(2) 農地利用集積円滑化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

(3) 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

(4) (1)から(3)までに掲げる貸付け以外の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

関与税理士	印	電話番号	
-------	---	------	--

(資 12-110-1-A 4 統一)

※印は記入しないでください。

第 8 納税猶予関係

- 27 -

改 正 後	改 正 前												
（裏） 記 載 方 法 等 この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、障害、疾病などの事由により納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を自己の農業の用に供することが困難な状態となった場合において、特例農地等を地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づく貸付け（以下「営農困難時貸付け」といい、営農困難時貸付けを行った特例農地等を「営農困難時貸付農地等」といいます。）を行った場合に、当該営農困難時貸付農地等につき引き続き贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。 なお、この届出書は、営農困難時貸付けを行ったごとに提出します。 また、この届出書の提出期限は、特例農地等について賃借権等の設定に基づき貸付けを行った日から2月以内です。 1 この届出書で贈与税について届け出をするときは、本文中の「第70条の6 第27項」の文字を、相続税について届け出をするときは、「第70条の4 第21項」の文字を二重線で抹消してください。 2 この届出書には付表もありますのでご注意ください。 3 相続税の納税猶予の適用を受けている人が「3 営農困難時貸付けに関する事項」の「上記の営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。」の(1)から(3)までに掲げる貸付けにより貸付けを行った場合には、当該貸付けは特定貸付けとなりますので、この届出書ではなく「特定貸付けに関する届出書」により届け出を行ってください。 4 この届出書の添付書類は「営農困難時貸付けに関する届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。 5 相続税又は贈与税の納税猶予の適用を受けている次に掲げる人が営農困難時貸付けを行った場合には、特例農地等につき初めて行った営農困難時貸付けに係る「営農困難時貸付けに関する届出書」を提出した日から3年を経過することの日に、贈与税又は相続税の納税猶予の継続届出書を所轄税務署長に提出する必要があります。詳しくは税務署におたずねください。 <table><tr><th>税 目</th><th>贈与税又は相続税の納税猶予の継続届出書の提出が必要となる人</th></tr><tr><td>贈与税</td><td>平成6年分以前の贈与につき贈与税の納税猶予の適用を受けている人で、特例農地等の全部を担保として提供している人（平成4年分以降の贈与で特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれる人を除きます。）</td></tr><tr><td>相続税</td><td>平成17年3月31日以前の相続につき相続税の納税猶予の適用を受けている人で、特例農地等の全部を担保として提供している人（平成4年分以降の相続で特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれる人を除きます。）</td></tr></table> 6 営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄（農地について農地法第32条の規定による通知又は公告があったことをいいます。以下同じです。）又は賃借権等の消滅があった場合には、原則として耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に、新たな営農困難時貸付けを行うか又は自己の農業の用に供し、かつ、所定の届出書を提出しないときには、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る贈与税又は相続税の納税猶予の猶予期限が確定します。詳しくは税務署におたずねください。	税 目	贈与税又は相続税の納税猶予の継続届出書の提出が必要となる人	贈与税	平成6年分以前の贈与につき贈与税の納税猶予の適用を受けている人で、特例農地等の全部を担保として提供している人（平成4年分以降の贈与で特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれる人を除きます。）	相続税	平成17年3月31日以前の相続につき相続税の納税猶予の適用を受けている人で、特例農地等の全部を担保として提供している人（平成4年分以降の相続で特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれる人を除きます。）	（裏） 記 載 方 法 等 この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、障害、疾病などの事由により納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を自己の農業の用に供することが困難な状態となった場合において、特例農地等を地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づく貸付け（以下「営農困難時貸付け」といい、営農困難時貸付けを行った特例農地等を「営農困難時貸付農地等」といいます。）を行った場合に、当該営農困難時貸付農地等につき引き続き贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。 なお、この届出書は、営農困難時貸付けを行ったごとに提出します。 また、この届出書の提出期限は、特例農地等について賃借権等の設定に基づき貸付けを行った日から2月以内です。 1 この届出書で贈与税について届け出をするときは、本文中の「第70条の6 第27項」の文字を、相続税について届け出をするときは、「第70条の4 第21項」の文字を二重線で抹消してください。 2 この届出書には付表もありますのでご注意ください。 3 相続税の納税猶予の適用を受けている人が「3 営農困難時貸付けに関する事項」の「上記の営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。」の(1)から(3)までに掲げる貸付けにより貸付けを行った場合には、当該貸付けは特定貸付けとなりますので、この届出書ではなく「特定貸付けに関する届出書」により届け出を行ってください。 4 この届出書の添付書類は「営農困難時貸付けに関する届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。 5 相続税又は贈与税の納税猶予の適用を受けている次に掲げる人が営農困難時貸付けを行った場合には、特例農地等につき初めて行った営農困難時貸付けに係る「営農困難時貸付けに関する届出書」を提出した日から3年を経過することの日に、贈与税又は相続税の納税猶予の継続届出書を所轄税務署長に提出する必要があります。詳しくは税務署におたずねください。 <table><tr><th>税 目</th><th>贈与税又は相続税の納税猶予の継続届出書の提出が必要となる人</th></tr><tr><td>贈与税</td><td>平成6年分以前の贈与につき贈与税の納税猶予の適用を受けている人で、特例農地等の全部を担保として提供している人（平成4年分以降の贈与で特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれる人を除きます。）</td></tr><tr><td>相続税</td><td>平成17年3月31日以前の相続につき相続税の納税猶予の適用を受けている人で、特例農地等の全部を担保として提供している人（平成4年分以降の相続で特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれる人を除きます。）</td></tr></table> 6 営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄（農地について農地法第32条の規定による通知又は公告があったことをいいます。以下同じです。）又は賃借権等の消滅があった場合には、原則として耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に、新たな営農困難時貸付けを行うか又は自己の農業の用に供し、かつ、所定の届出書を提出しないときには、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る贈与税又は相続税の納税猶予の猶予期限が確定します。詳しくは税務署におたずねください。	税 目	贈与税又は相続税の納税猶予の継続届出書の提出が必要となる人	贈与税	平成6年分以前の贈与につき贈与税の納税猶予の適用を受けている人で、特例農地等の全部を担保として提供している人（平成4年分以降の贈与で特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれる人を除きます。）	相続税	平成17年3月31日以前の相続につき相続税の納税猶予の適用を受けている人で、特例農地等の全部を担保として提供している人（平成4年分以降の相続で特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれる人を除きます。）
税 目	贈与税又は相続税の納税猶予の継続届出書の提出が必要となる人												
贈与税	平成6年分以前の贈与につき贈与税の納税猶予の適用を受けている人で、特例農地等の全部を担保として提供している人（平成4年分以降の贈与で特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれる人を除きます。）												
相続税	平成17年3月31日以前の相続につき相続税の納税猶予の適用を受けている人で、特例農地等の全部を担保として提供している人（平成4年分以降の相続で特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれる人を除きます。）												
税 目	贈与税又は相続税の納税猶予の継続届出書の提出が必要となる人												
贈与税	平成6年分以前の贈与につき贈与税の納税猶予の適用を受けている人で、特例農地等の全部を担保として提供している人（平成4年分以降の贈与で特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれる人を除きます。）												
相続税	平成17年3月31日以前の相続につき相続税の納税猶予の適用を受けている人で、特例農地等の全部を担保として提供している人（平成4年分以降の相続で特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれる人を除きます。）												

第 8 納税猶予関係

- 28 -

改正後	改正前																			
通信日付印の年月日 確認印 番 号 年 月 日 贈与税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書 整理簿番号※ 税 務 署 受 付 印 平成____年____月____日 _____ 税務署長殿 〒 届出者 住 所_____ 氏 名_____ (電話番号 - -) 生年月日 年 月 日 ※印は記入しないでください。 租税特別措置法第70条の4の2第1項に規定する特定貸付けを行った下記の農地等について 同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。 1 贈与者等に関する事項 <table><tr><td>贈与者</td><td>住 所</td><td></td><td>氏 名</td><td></td></tr><tr><td colspan="3">届出者が贈与者から農地等を贈与により取得した年月日</td><td>昭 和 平 成</td><td>年 月 日</td></tr></table> 2 特定貸付けに関する事項 <table><tr><td>借り受けた者</td><td>住 所（居 所） 又 は 本 店 （主たる事務所）の所在地</td><td></td><td>氏 名 又は 名 称</td><td></td></tr><tr><td>特 定 貸 付 け を行った年月日</td><td>平成 年 月 日</td><td>地上権、永小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の存続期間</td><td>自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日</td><td></td></tr></table> 上記の者へ特定貸付けを行った農地等の明細は、付表1のとおりです。 上記の特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。（該当する番号を○で囲んでください。） (1) 農地保有合理化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け (2) 農地利用集積円滑化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け (3) 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け 関与税理士 印 電話番号 (資 12-120-5-A 4 統一) (新規) 第 8 納税猶予関係 - 29 -	贈与者	住 所		氏 名		届出者が贈与者から農地等を贈与により取得した年月日			昭 和 平 成	年 月 日	借り受けた者	住 所（居 所） 又 は 本 店 （主たる事務所）の所在地		氏 名 又は 名 称		特 定 貸 付 け を行った年月日	平成 年 月 日	地上権、永小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の存続期間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日	
贈与者	住 所		氏 名																	
届出者が贈与者から農地等を贈与により取得した年月日			昭 和 平 成	年 月 日																
借り受けた者	住 所（居 所） 又 は 本 店 （主たる事務所）の所在地		氏 名 又は 名 称																	
特 定 貸 付 け を行った年月日	平成 年 月 日	地上権、永小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の存続期間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日																	

改 正 後	改 正 前
(裏) 記 載 方 法 等 1 この届出書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている一定の受贈者が、当該納税猶予に係る農地又は採草放牧地の全部又は一部につき次の①から③までに掲げる地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け（以下「特定貸付け」といいます。）を行った場合に、当該特定貸付けを行った農地又は採草放牧地につき引き続き贈与税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用します。 ① 農業経営基盤強化促進法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業で同項第1号に定める農地売買等事業のために行われる貸付け ② 農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業で同項第1号イ又は同項第2号に定める農地所有者代理事業及び同項第1号ロに定める農地売買等事業のために行われる貸付け ③ 農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めによるところにより行われる貸付け 2 この届出書は、特定貸付けを行ったごとに作成して提出してください。 3 この届出書の提出期限は、特定貸付けを行った日から2月以内です。なお、この届出書には付表1がありますので併せて提出してください。 4 この届出書の添付書類は「特定貸付けに関する届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。 5 平成6年分以前の贈与で納税猶予の適用を受ける農地等（以下、単に「農地等」といいます。）の全部を担保として供している人（平成4年分以降の贈与で農地等のうちに贈与により取得をした日において都市営農農地等が含まれる人を除きます。）が特定貸付けを行った場合には、農地等につき初めて行った特定貸付けに係る「特定貸付けに関する届出書」を提出した日から3年を経過するごとの日までに、「贈与税の納税猶予の継続届出書」を所轄税務署長へ提出する必要があります。詳しくは税務署におたずねください。	(新規)

改正後

通債日付印の年月日

確認印

番 号

年 月 日

相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書

整理簿番号

※

税 務 署
受 付 印

平成 年 月 日

※印は記入しないでください。

税務署長殿

〒

届出者 住 所

氏 名

☎ 電話

租税特別措置法第70条の6の2第1項に規定する特定貸付けを行った下記の特例農地等

については同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。

1 被相続人等に関する事項

被 相 続 人

住 所

氏 名

届出者が被相続人から農地等を相続（遺贈）により取得した年月日

昭和 平成 年 月 日

2 特定貸付けに関する事項

借り受けた者

住所〔居所〕
又は本店
〔主たる事務所〕の所在地

氏 名
又は
名 称

特 定 貸 付 け
を行った年月日

平成 年 月 日

地上権、永小作権、
使用貸借による権利
又は賃借権の存続期間

自：平成 年 月 日
至：平成 年 月 日

上記の者へ特定貸付けを行った特例農地等の明細は、付表1のとおりです。

上記の特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。（該当する番号を○で囲んでください。）

(1) 農地保有合理化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

(2) 農地利用集積円滑化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

(3) 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

3 平成21年12月14日以前の相続〔遺贈〕について納税猶予の適用を受けている農業相続人（相続〔遺贈〕により取得した日において特例農地等のうちに都市営農農地等を有しない農業相続人に限ります。）が有する特例農地等に関する事項

農業相続人が有する特例農地等の取得をした日における市街化区域内農地等の区分は、付表2の1及び同2の2のとおりです。

関与税理士

印

電話番号

(資12-120-1-A4統一)

改正前

通債日付印の年月日

確認印

番 号

年 月 日

特定貸付けに関する届出書

整理簿番号

※

税 務 署
受 付 印

平成 年 月 日

※印は記入しないでください。

税務署長殿

〒

届出者 住 所

氏 名

☎ 電話

租税特別措置法第70条の6の2第1項に規定する特定貸付けを行った下記の特例農地等

については同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。

1 被相続人等に関する事項

被 相 続 人

住 所

氏 名

届出者が被相続人から農地等を相続（遺贈）により取得した年月日

昭和 平成 年 月 日

2 特定貸付けに関する事項

借り受けた者

住所〔居所〕
又は本店
〔主たる事務所〕の所在地

氏 名
又は
名 称

特 定 貸 付 け
を行った年月日

平成 年 月 日

地上権、永小作権、
使用貸借による権利
又は賃借権の存続期間

自：平成 年 月 日
至：平成 年 月 日

上記の者へ特定貸付けを行った特例農地等の明細は、付表1のとおりです。

上記の特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。（該当する番号を○で囲んでください。）

(1) 農地保有合理化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

(2) 農地利用集積円滑化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

(3) 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

3 平成21年12月14日以前の相続〔遺贈〕について納税猶予の適用を受けている農業相続人（相続〔遺贈〕により取得した日において特例農地等のうちに都市営農農地等を有しない農業相続人に限ります。）が有する特例農地等に関する事項

農業相続人が有する特例農地等の取得をした日における市街化区域内農地等の区分は、付表2の1及び同2の2のとおりです。

関与税理士

印

電話番号

(資12-120-1-A4統一)

第8 納税猶予関係

- 31 -

改 正 後	改 正 前
(裏) 記 載 方 法 等 この届出書は、次の①から③までに掲げる地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づく貸付け（以下「特定貸付け」といいます。）を行った場合に、次の1又は2に掲げるときに使用します。 ① 農業経営基盤強化促進法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業で同項第1号に定める農地売買等事業のために行われる貸付け ② 農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業で同項第1号イ又は同項第2号に定める農地所有者代理事業及び同項第1号ロに定める農地売買等事業のために行われる貸付け ③ 農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めによるところにより行われる貸付け 1 相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている農地又は採草放牧地の全部又は一部につき特定貸付けを行った場合に、特定貸付けを行った農地又は採草放牧地につき引き続き相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。 なお、この届出書は、特定貸付けを行ったごとに提出します。 また、この届出書の提出期限は、特定貸付けを行った日から2月以内です。 2 次のA又はBの場合 A 農業経営者又は農業相続人の相続人が当該農業経営者又は農業相続人から相続又は遺贈により取得をした農地又は採草放牧地について、農業経営者又は農業相続人の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに特定貸付けを行った場合に、特定貸付けを行った農地又は採草放牧地について相続税の納税猶予の適用を受ける場合 B 贈与税の納税猶予の適用を受ける受贈者に係る贈与者が死亡した場合において、受贈者が贈与税の納税猶予の適用を受ける農地又は採草放牧地について、贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに特定貸付けを行ったときに、特定貸付けを行った農地又は採草放牧地について相続税の納税猶予の適用を受ける場合 なお、A及びBともこの届出書は、特定貸付けを行ったごとに作成して提出します。 また、A又はBに係る届出書の提出方法及び提出期限は、次の(1)又は(2)の区分に応じそれぞれに掲げるとおりです。 (1) 特定貸付けを行った日の翌日から2月を経過する日が相続税の申告書の提出期限以前となるとき 届出書を相続税の申告書に添付して提出します。 (2) 特定貸付けを行った日の翌日から2月を経過する日が相続税の申告書の提出期限後となるとき 相続税の申告書に「農業相続人が特定貸付けを行った特定貸付農地等に関する明細書」を添付して提出します。なお、この場合には、別途、この届出書を特定貸付けを行った日から2月以内に提出してください。 3 この届出書には付表1、2の1及び2の2がありますのでご注意ください。 なお、付表2の1及び2の2は、平成21年12月14日以前の相続(遺贈)について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、納税猶予の適用を受ける農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）のうち相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等を有しない人が作成します。 4 この届出書の添付書類は「特定貸付けに関する届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。 5 平成17年3月31日以前の相続で特例農地等の全部を担保として供している人（平成4年分以降の相続で特例農地等のうちに相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等が含まれる人を除きます。）が特定貸付けを行った場合には、特例農地等につき初めて行った特定貸付けに係る「相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書」を提出した日から3年を経過するごとの日までに、「相続税の納税猶予の継続届出書」を所轄税務署長へ提出する必要があります。詳しくは税務署におたずねください。 6 平成21年12月14日以前の相続で特例農地等のうちに相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等が含まれない人が特定貸付けを行った場合には、納税猶予税額の免除事由のうち「特例農地等の取得に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過した場合」の対象となる納税猶予税額については、特例農地等のうち市街化区域内農地等に対応する納税猶予税額部分となります。 7 2に該当することによりこの届出書を提出するときは、届出書の付表1に記載した農地等を相続税の申告書第12表にも記載してください。	(裏) 記 載 方 法 等 この届出書は、次の①から③までに掲げる地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づく貸付け（以下「特定貸付け」といいます。）を行った場合に、次の1又は2に掲げるときに使用します。 ① 農業経営基盤強化促進法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業で同項第1号に定める農地売買等事業のために行われる貸付け ② 農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業で同項第1号イ又は同項第2号に定める農地所有者代理事業及び同項第1号ロに定める農地売買等事業のために行われる貸付け ③ 農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めによるところにより行われる貸付け 1 相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている農地又は採草放牧地の全部又は一部につき特定貸付けを行った場合に、特定貸付けを行った農地又は採草放牧地につき引き続き相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。 なお、この届出書は、特定貸付けを行ったごとに提出します。 また、この届出書の提出期限は、特定貸付けを行った日から2月以内です。 2 次のA又はBの場合 A 農業経営者又は農業相続人の相続人が当該農業経営者又は農業相続人から相続又は遺贈により取得をした農地又は採草放牧地について、農業経営者又は農業相続人の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに特定貸付けを行った場合に、特定貸付けを行った農地又は採草放牧地について相続税の納税猶予の適用を受ける場合 B 贈与税の納税猶予の適用を受ける受贈者に係る贈与者が死亡した場合において、受贈者が贈与税の納税猶予の適用を受ける農地又は採草放牧地について、贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに特定貸付けを行ったときに、特定貸付けを行った農地又は採草放牧地について相続税の納税猶予の適用を受ける場合 なお、A及びBともこの届出書は、特定貸付けを行ったごとに作成して提出します。 また、A又はBに係る届出書の提出方法及び提出期限は、次の(1)又は(2)の区分に応じそれぞれに掲げるとおりです。 (1) 特定貸付けを行った日の翌日から2月を経過する日が相続税の申告書の提出期限以前となるとき 届出書を相続税の申告書に添付して提出します。 (2) 特定貸付けを行った日の翌日から2月を経過する日が相続税の申告書の提出期限後となるとき 相続税の申告書に「農業相続人が特定貸付けを行った特定貸付農地等に関する明細書」を添付して提出します。なお、この場合には、別途、この届出書を特定貸付けを行った日から2月以内に提出してください。 3 この届出書には付表1、2の1及び2の2がありますのでご注意ください。 なお、付表2の1及び2の2は、平成21年12月14日以前の相続(遺贈)について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、納税猶予の適用を受ける農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）のうち相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等を有しない人が作成します。 4 この届出書の添付書類は「特定貸付けに関する届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。 5 平成17年3月31日以前の相続で特例農地等の全部を担保として供している人（平成4年分以降の相続で特例農地等のうちに相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等が含まれる人を除きます。）が特定貸付けを行った場合には、特例農地等につき初めて行った特定貸付けに係る「特定貸付けに関する届出書」を提出した日から3年を経過するごとの日までに、「相続税の納税猶予の継続届出書」を所轄税務署長へ提出する必要があります。詳しくは税務署におたずねください。 6 平成21年12月14日以前の相続で特例農地等のうちに相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等が含まれない人が特定貸付けを行った場合には、納税猶予税額の免除事由のうち「特例農地等の取得に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過した場合」の対象となる納税猶予税額については、特例農地等のうち市街化区域内農地等に対応する納税猶予税額部分となります。 7 2に該当することによりこの届出書を提出するときは、届出書の付表1に記載した農地等を相続税の申告書第12表にも記載してください。

屈出者氏名

[illegible]

届出者氏名

[illegible]

- 33 -

改 正 後	改 正 前
(裏) 記 載 方 法 等 1 この付表は、「<u>贈与税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書</u>」又は「<u>相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書</u>」と一緒に提出してください。 2 この付表は、次により記載してください。 (1) 「番号」欄は、1筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。 (2) 「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。 (3) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。 (4) 「面積」欄は、特定貸付けを行ったその特例農地等の面積を記載してください。 3 <u>相続税の納税猶予の特定貸付け</u>を行った人が平成21年12月14日以前の相続(遺贈)について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等を有しない人であるときは、「<u>特定貸付けに関する届出書 付表2の1</u>」及び「<u>特定貸付けに関する届出書 付表2の2</u>」も作成してください。	(裏) 記 載 方 法 等 1 この付表は、「特定貸付けに関する届出書」と一緒に提出してください。 2 この付表は、次により記載してください。 (1) 「番号」欄は、1筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。 (2) 「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。 (3) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。 (4) 「面積」欄は、特定貸付けを行ったその特例農地等の面積を記載してください。 3 特定貸付けを行った人が平成21年12月14日以前の相続(遺贈)について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等を有しない人であるときは、特定貸付けに関する届出書付表2の1及び2の2も作成してください。

改 正 後				改 正 前																																																																																																																																																																																			
特定貸付けに関する届出書 付表 2 の 1 <table><thead><tr><th colspan="3">特例農地等の取得した日における市街化区域内農地等の区分の明細 (特定貸付けに関する届出書 付表 2 の 1 及び同 2 の 2 は、特例農地等のうちに相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等を有しない納税猶予適用者の方が作成します。)</th><th>届出者氏名</th></tr><tr><th colspan="4">1 特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等であるもの</th></tr><tr><th>番号</th><th>所 在 場 所</th><th>地 目</th><th>面 積</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td>m²</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> (資12-120-3-1-A4統一)				特例農地等の取得した日における市街化区域内農地等の区分の明細 (特定貸付けに関する届出書 付表 2 の 1 及び同 2 の 2 は、特例農地等のうちに相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等を有しない納税猶予適用者の方が作成します。)			届出者氏名	1 特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等であるもの				番号	所 在 場 所	地 目	面 積				m ²																																																																					特定貸付けに関する届出書 付表 2 の 1 <table><thead><tr><th colspan="3">特例農地等の取得した日における市街化区域内農地等の区分の明細 (特定貸付けに関する届出書 付表 2 の 1 及び同 2 の 2 は、特例農地等のうちに相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等を有しない納税猶予適用者の方が作成します。)</th><th>届出者氏名</th></tr><tr><th colspan="4">1 特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等であるもの</th></tr><tr><th>番号</th><th>所 在 場 所</th><th>地 目</th><th>面 積</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td>m²</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> (資12-120-3-1-A4統一)				特例農地等の取得した日における市街化区域内農地等の区分の明細 (特定貸付けに関する届出書 付表 2 の 1 及び同 2 の 2 は、特例農地等のうちに相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等を有しない納税猶予適用者の方が作成します。)			届出者氏名	1 特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等であるもの				番号	所 在 場 所	地 目	面 積				m ²																																																																												
特例農地等の取得した日における市街化区域内農地等の区分の明細 (特定貸付けに関する届出書 付表 2 の 1 及び同 2 の 2 は、特例農地等のうちに相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等を有しない納税猶予適用者の方が作成します。)			届出者氏名																																																																																																																																																																																				
1 特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等であるもの																																																																																																																																																																																							
番号	所 在 場 所	地 目	面 積																																																																																																																																																																																				
			m ²																																																																																																																																																																																				
特例農地等の取得した日における市街化区域内農地等の区分の明細 (特定貸付けに関する届出書 付表 2 の 1 及び同 2 の 2 は、特例農地等のうちに相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等を有しない納税猶予適用者の方が作成します。)			届出者氏名																																																																																																																																																																																				
1 特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等であるもの																																																																																																																																																																																							
番号	所 在 場 所	地 目	面 積																																																																																																																																																																																				
			m ²																																																																																																																																																																																				

改 正 後	改 正 前
(裏) 記 載 方 法 等 この「特定貸付けに関する届出書 付表 2 の 1」は、特定貸付けを行った平成21年12月14日以前の相続(遺贈)について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等を有しない人が、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等である特例農地等について記載します。 なお、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等以外の農地等である特例農地等については、「特定貸付けに関する届出書 付表 2 の 2」に記載します。 1 この付表は、「<u>相続税の納税猶予</u>の特定貸付けに関する届出書」と一緒に提出してください。 2 この付表は、次により記載してください。 (1) 「番号」欄は、届出者の有する特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等である特例農地等について、1筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。 (2) 「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。 (3) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。 (4) 「面積」欄は、その特例農地等の面積を記載してください。	(裏) 記 載 方 法 等 この特定貸付けに関する届出書付表 2 の 1 は、特定貸付けを行った平成21年12月14日以前の相続(遺贈)について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等を有しない人が、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等である特例農地等について記載します。 なお、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等以外の農地等である特例農地等については、特定貸付けに関する届出書付表 2 の 2 に記載します。 1 この付表は、「特定貸付けに関する届出書」と一緒に提出してください。 2 この付表は、次により記載してください。 (1) 「番号」欄は、届出者の有する特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等である特例農地等について、1筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。 (2) 「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。 (3) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。 (4) 「面積」欄は、その特例農地等の面積を記載してください。

改正後				改正前																																																																																																																																																															
特定貸付けに関する届出書 付表 2 の 2 <table><thead><tr><th colspan="3">2 特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等以外であるもの</th><th>届出者氏名</th></tr><tr><th>番 号</th><th>所 在 場 所</th><th>地 目</th><th>面 積</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td>m²</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>				2 特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等以外であるもの			届出者氏名	番 号	所 在 場 所	地 目	面 積				m ²																																																																	特定貸付けに関する届出書 付表 2 の 2 <table><thead><tr><th colspan="3">2 特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等以外であるもの</th><th>届出者氏名</th></tr><tr><th>番 号</th><th>所 在 場 所</th><th>地 目</th><th>面 積</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td>m²</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>				2 特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等以外であるもの			届出者氏名	番 号	所 在 場 所	地 目	面 積				m ²																																																																				
2 特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等以外であるもの			届出者氏名																																																																																																																																																																
番 号	所 在 場 所	地 目	面 積																																																																																																																																																																
			m ²																																																																																																																																																																
2 特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等以外であるもの			届出者氏名																																																																																																																																																																
番 号	所 在 場 所	地 目	面 積																																																																																																																																																																
			m ²																																																																																																																																																																
(資12-120-3-2-A4統一)				(資12-120-3-2-A4統一)																																																																																																																																																															

改 正 後	改 正 前
(裏) 記 載 方 法 等 この「特定貸付けに関する届出書 付表2の2」は、特定貸付けを行った平成21年12月14日以前の相続(遺贈)について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等を有しない人が、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等以外の農地等である特例農地等について記載します。 なお、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等である特例農地等については、「特定貸付けに関する届出書 付表2の1」に記載します。 1 この付表は、「<u>相続税の納税猶予</u>の特定貸付けに関する届出書」と一緒に提出してください。 2 この付表は、次により記載してください。 (1) 「番号」欄は、届出者の有する特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等以外の農地等である特例農地等について、1筆の農地、採草放牧地又は準農地ごとに番号を付してください。 (2) 「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。 (3) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。 (4) 「面積」欄は、その特例農地等の面積を記載してください。	(裏) 記 載 方 法 等 この特定貸付けに関する届出書付表2の2は、特定貸付けを行った平成21年12月14日以前の相続(遺贈)について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等を有しない人が、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等以外の農地等である特例農地等について記載します。 なお、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等である特例農地等については、特定貸付けに関する届出書付表2の1に記載します。 1 この付表は、「特定貸付けに関する届出書」と一緒に提出してください。 2 この付表は、次により記載してください。 (1) 「番号」欄は、届出者の有する特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等以外の農地等である特例農地等について、1筆の農地、採草放牧地又は準農地ごとに番号を付してください。 (2) 「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。 (3) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。 (4) 「面積」欄は、その特例農地等の面積を記載してください。

改正後

通債日付印の年月日		確認印		番 号
年 月 日				

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付
農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書

整理簿番号※

平成__年__月__日

税 務 署
受 付 印

税務署長殿

〒

届出者 住 所 _____

氏 名 _____ ⑨ 電話 _____

租税特別措置法第70条の4の2第1項
第70条の6の2第1項に規定する特定貸付けを行った下記の特例農地等については、
平成 年 月 日に 賃借権等の消滅
耕作の放棄があり、新たな特定貸付けを行いましたので、
第3項
同条第5項の規定の適用を受けますので、同項の規定により届け出ます。
第8項

1 贈与者等に関する事項

贈与者 被相続人	住 所		氏 名	
-------------	-----	--	-----	--

届出者が 贈与者 から農地等を 贈与
被相続人 相続（遺贈）により取得した年月日 昭 和 年 月 日
平 成 年 月 日

2 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項

借り受けていた者	住 所（居 所） 又 は 本 店 （主たる事務 所）の所在地		氏 名 又は 名 称	
----------	---	--	------------------	--

特 定 貸 付 け を行った年月日	平成 年 月 日	地上権、永小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の存続期間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日
----------------------	----------	--------------------------------------	--------------------------

存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄がありました。その事情は次のとおりです。（存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった場合に記載してください。）
（事情の詳細）

上記の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

3 新たな特定貸付けに関する事項

新たに借り受けた者	住 所（居 所） 又 は 本 店 （主たる事務 所）の所在地		氏 名 又は 名 称	
-----------	---	--	------------------	--

新たな特定貸付け を行った年月日	平成 年 月 日	地上権、永小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の 新たな存続期間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日
---------------------	----------	---	--------------------------

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等のうち上記の者へ新たに特定貸付けを行った特例農地等の明細は、付表のとおりです。

上記の新たな特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。（該当する番号を○で囲んでください。）
(1) 農地保有合理化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
(2) 農地利用集積円滑化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
(3) 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

関与税理士		印	電話番号	
-------	--	---	------	--

（資 12-121-1-A 4 統一）

※印は記入しないでください。

改正前

通債日付印の年月日		確認印		番 号
年 月 日				

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付
農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書

整理簿番号※

平成__年__月__日

税 務 署
受 付 印

税務署長殿

〒

届出者 住 所 _____

氏 名 _____ ⑨ 電話 _____

租税特別措置法第70条の6の2第1項に規定する特定貸付けを行った下記の特例農地等については、
平成 年 月 日に 賃借権等の消滅
耕作の放棄があり、新たな特定貸付けを行いましたので、
第2項
同条第4項の規定の適用を受けますので、同項の規定により届け出ます。

1 被相続人等に関する事項

被 相 続 人	住 所		氏 名	
---------	-----	--	-----	--

届出者が被相続人から農地等を相続（遺贈）により取得した年月日 昭 和 年 月 日
平 成 年 月 日

2 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項

借り受けていた者	住 所（居 所） 又 は 本 店 （主たる事務 所）の所在地		氏 名 又は 名 称	
----------	---	--	------------------	--

特 定 貸 付 け を行った年月日	平成 年 月 日	地上権、永小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の存続期間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日
----------------------	----------	--------------------------------------	--------------------------

存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。（存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。）
（事情の詳細）

上記の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

3 新たな特定貸付けに関する事項

新たに借り受けた者	住 所（居 所） 又 は 本 店 （主たる事務 所）の所在地		氏 名 又は 名 称	
-----------	---	--	------------------	--

新たな特定貸付け を行った年月日	平成 年 月 日	地上権、永小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の 新たな存続期間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日
---------------------	----------	---	--------------------------

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等のうち上記の者へ新たに特定貸付けを行った特例農地等の明細は、付表のとおりです。

上記の新たな特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。（該当する番号を○で囲んでください。）
(1) 農地保有合理化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
(2) 農地利用集積円滑化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
(3) 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

関与税理士		印	電話番号	
-------	--	---	------	--

（資 12-121-1-A 4 統一）

※印は記入しないでください。

第 8 納税猶予関係

- 39 -

改 正 後	改 正 前
(裏) 記 載 方 法 等 この届出書は、<u>贈与税又は相続税の納税猶予の適用</u>を受けている人が納税猶予の適用を受けている農地又は採草放牧地の全部又は一部を農業経営基盤強化促進法の規定による一定の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づく貸付け（以下「特定貸付け」といい、特定貸付けを行った特例農地等を「特定貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該特定貸付農地等につき賃借権等の消滅又は耕作の放棄（農地について農地法第32条の規定による通知又は公告があったことをいいます。以下同じです。）があり、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等につき次のA又はBに掲げる新たな特定貸付けを行ったときに引き続き<u>贈与税又は相続税の納税猶予の適用</u>を受けようとするときに使用してください。 なお、この届出書は新たな特定貸付けを行ったごとに提出します。 また、この届出書の提出期限は、次のA又はBに掲げる区分に応じそれぞれに掲げる日です。 A 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に新たな特定貸付けを行ったとき 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内 B 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日の翌日から1年を経過する日までに新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき、納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、承認を受けている場合で、承認に係る特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行ったとき 新たな特定貸付けを行った日から2月以内 ○ この届出書は、次により記載してください。 1 <u>次のとおりこの届出書の本文中の文字を二重線で抹消してください。</u> (1) <u>贈与税の納税猶予の適用を受けている場合</u> イ <u>賃借権の消滅等があった場合</u> 「第70条の6の2第1項」及び「耕作の放棄」の文字を抹消するとともに、上記Aに該当する場合には「第5項」及び「第8項」の文字を、上記Bに該当する場合には「第3項」及び「第8項」の文字を抹消してください。 ロ <u>耕作の放棄があった場合</u> 「第70条の6の2第1項」、「賃借権等の消滅」、「第3項」及び「第5項」の文字を抹消してください。 (2) <u>相続税の納税猶予の適用を受けている場合</u> 「第70条の4の2第1項」、「第5項」及び「第8項」の文字を抹消するとともに、賃借権等の消滅があった場合には「耕作の放棄」の文字を、耕作の放棄があった場合には「賃借権等の消滅」の文字を抹消してください。 2 「2 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった場合に記載してください。 3 この届出書には付表もありますのでご注意ください。 4 この届出書の添付書類は「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。 5 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に自己の農業の用に供した場合で、引き続き納税猶予の適用を受けるときには、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に、別途「<u>賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書</u>」の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。 6 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に新たな特定貸付けを行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から1年以内に新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときには、別途「<u>賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書</u>」の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。	(裏) 記 載 方 法 等 この届出書は、相続税の納税猶予の適用を受けている人が納税猶予の適用を受けている農地又は採草放牧地の全部又は一部を農業経営基盤強化促進法の規定による一定の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づく貸付け（以下「特定貸付け」といい、特定貸付けを行った特例農地等を「特定貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該特定貸付農地等につき賃借権等の消滅又は耕作の放棄（農地について農地法第32条の規定による通知又は公告があったことをいいます。以下同じです。）があり、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等につき次のA又はBに掲げる新たな特定貸付けを行ったときに引き続き相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。 なお、この届出書は新たな特定貸付けを行ったごとに提出します。 また、この届出書の提出期限は、次のA又はBに掲げる区分に応じそれぞれに掲げる日です。 A 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に新たな特定貸付けを行ったとき 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内 B 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日の翌日から1年を経過する日までに新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき、納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、承認を受けている場合で、承認に係る特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行ったとき 新たな特定貸付けを行った日から2月以内 ○ この届出書は、次により記載してください。 1 この届出書の本文中の「<u>賃借権等の消滅</u>」又は「<u>耕作の放棄</u>」は、賃借権等の消滅があった場合には、「<u>耕作の放棄</u>」及び「<u>第4項</u>」の文字を、耕作の放棄があった場合には、「賃借権等の消滅」及び「<u>第2項</u>」の文字を二重線で抹消してください。 2 「2 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。 3 この届出書には付表もありますのでご注意ください。 4 この届出書の添付書類は「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。 5 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に自己の農業の用に供した場合で、引き続き納税猶予の適用を受けるときには、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に、別途、<u>届出書</u>の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。 6 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に新たな特定貸付けを行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から1年以内に新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときには、別途、<u>承認申請書</u>の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。

改正後

通債日付印の年月日

確認印

番 号

年 月 日

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付
農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書

整理簿番号

※

税 務 署
受 付 印

平成 年 月 日

税務署長殿

〒
届出者 住 所
氏 名 @ 電話

租税特別措置法 第70条の4の2第1項
第70条の6の2第1項に規定する特定貸付けを行った下記の特例農地等については、
平成 年 月 日に 賃借権等の消滅
耕 作 の 放 棄 があり、平成 年 月 日に自己の
第3項
第5項
第8項
の農業の用に供し、同条 の規定の適用を受けますので、同項の規定により届け出ます。

1 贈与者
被相続人 等に関する事項

贈与者
被相続人

住 所

氏 名

届出者が 贈与者
被相続人 から農地等を 贈与
相続（遺贈）により取得した年月日 昭和 年 月 日
平成 年 月 日

2 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項

借り受けていた者

住所（居所）
又は本店
（主たる事務所）の所在地

氏 名
又は
名 称

特定貸付けを行
った年月日

平成 年 月 日

地上権、永小作権、
使用貸借による権利
又は賃借権の存続期間

自：平成 年 月 日
至：平成 年 月 日

存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄がありました。その事情は次のとおりです。（存続期間の満了
前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった場合に記載してください。）
（事情の詳細）

上記の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった特定貸付けを行
っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

3 自己の農業の用に供した特例農地等に関する事項

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等のうち自己の農業の用に供した特例農
地等の明細は、付表のとおりです。

関与税理士

印

電話番号

（資 12－122－1－A 4 統一）

改正前

通債日付印の年月日

確認印

番 号

年 月 日

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付
農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書

整理簿番号

※

税 務 署
受 付 印

平成 年 月 日

税務署長殿

〒
届出者 住 所
氏 名 @ 電話

租税特別措置法第70条の6の2第1項に規定する特定貸付けを行った下記の特例農地等については、
平成 年 月 日に 賃借権等の消滅
耕 作 の 放 棄 があり、平成 年 月 日に自己の
第2項
第4項
の農業の用に供し、同条 の規定の適用を受けますので、同項の規定により届け出ます。

1 被相続人等に関する事項

被 相 続 人 の
住所及び氏名

住 所

氏 名

届出者が被相続人から農地等を相続（遺贈）により取得した年月日 昭和 年 月 日
平成 年 月 日

2 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項

借り受けていた者

住所（居所）
又は本店
（主たる事務所）の所在地

氏 名
又は
名 称

特定貸付けを行
った年月日

平成 年 月 日

地上権、永小作権、
使用貸借による権利
又は賃借権の存続期間

自：平成 年 月 日
至：平成 年 月 日

存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。（存続期間の満了前に賃借権等の
消滅があった場合に記載してください。）
（事情の詳細）

上記の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった特定貸付けを行
っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

3 自己の農業の用に供した特例農地等に関する事項

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等のうち自己の農業の用に供した特例農
地等の明細は、付表のとおりです。

関与税理士

印

電話番号

（資 12－122－1－A 4 統一）

※印は記入しないでください。

第 8 納税猶予関係

- 41 -

改 正 後	改 正 前
(裏) 記 載 方 法 等 この届出書は、<u>贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている農地又は採草放牧地の全部又は一部について、農業経営基盤強化促進法の規定による一定の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づく貸付け（以下「特定貸付け」といい、特定貸付けを行った特例農地等を「特定貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該特定貸付農地等につき賃借権等の消滅又は耕作の放棄（農地について農地法第32条の規定による通知又は公告があったことをいいます。以下同じです。）があり、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を次のA又はBに掲げる自己の農業の用に供したときに引き続き贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。</u> なお、この届出書は自己の農業の用に供した部分ごとに提出します。 また、この届出書の提出期限は、次のA又はBに掲げる区分に応じそれぞれに掲げる日です。 A 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に自己の農業の用に供した場合 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内 B 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日の翌日から1年を経過する日までに新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき、納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、承認を受けている場合で、承認に係る特定貸付農地等について自己の農業の用に供したとき 自己の農業の用に供した日から2月以内 ○ この届出書は、次により記載してください。 1 <u>次のとおりこの届出書の本文中の文字を二重線で抹消してください。</u> (1) <u>贈与税の納税猶予の適用を受けている場合</u> イ <u>賃借権の消滅等があった場合</u> 「第70条の6の2第1項」及び「耕作の放棄」の文字を抹消するとともに、上記Aに該当する場合には「第5項」及び「第8項」の文字を、上記Bに該当する場合には「第3項」及び「第8項」の文字を抹消してください。 ロ <u>耕作の放棄があった場合</u> 「第70条の6の2第1項」、「賃借権等の消滅」、「第3項」及び「第5項」の文字を抹消してください。 (2) <u>相続税の納税猶予の適用を受けている場合</u> 「第70条の4の2第1項」、「第5項」及び「第8項」の文字を抹消するとともに、賃借権等の消滅があった場合には「耕作の放棄」の文字を、耕作の放棄があった場合には「賃借権等の消滅」の文字を抹消してください。 2 「2 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった場合に記載してください。 3 この届出書には付表もありますのでご注意ください。 4 この届出書には、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を自己の農業の用に供した旨を証する農業委員会の書類を添付してください。 5 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に新たな特定貸付けを行った場合で、引き続き納税猶予の適用を受けるときには、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に、別途「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書」の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。 6 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に新たな特定貸付けを行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から1年以内に新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときには、別途「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書」の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。	(裏) 記 載 方 法 等 この届出書は、<u>相続税の納税猶予の適用を受けている人が納税猶予の適用を受けている農地又は採草放牧地の全部又は一部を農業経営基盤強化促進法の規定による一定の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づく貸付け（以下「特定貸付け」といい、特定貸付けを行った特例農地等を「特定貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該特定貸付農地等につき賃借権等の消滅又は耕作の放棄（農地について農地法第32条の規定による通知又は公告があったことをいいます。以下同じです。）があり、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を次のA又はBに掲げる自己の農業の用に供したときに引き続き相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。</u> なお、この届出書は自己の農業の用に供した部分ごとに提出します。 また、この届出書の提出期限は、次のA又はBに掲げる区分に応じそれぞれに掲げる日です。 A 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に自己の農業の用に供した場合 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内 B 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日の翌日から1年を経過する日までに新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき、納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、承認を受けている場合で、承認に係る特定貸付農地等について自己の農業の用に供したとき 自己の農業の用に供した日から2月以内 ○ この届出書は、次により記載してください。 1 この届出書の本文中の「賃借権等の消滅」又は「耕作の放棄」及び「第2項」又は「第4項」は、賃借権等の消滅があった場合には、「耕作の放棄」及び「第4項」の文字を、耕作の放棄があった場合には、「賃借権等の消滅」及び「第2項」の文字を二重線で抹消してください。 2 「2 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。 3 この届出書には付表もありますのでご注意ください。 4 この届出書には、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を自己の農業の用に供した旨を証する農業委員会の書類を添付してください。 5 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に新たな特定貸付けを行った場合で、引き続き納税猶予の適用を受けるときには、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に、別途、<u>届出書</u>の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。 6 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に新たな特定貸付けを行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から1年以内に新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときには、別途、<u>承認申請書</u>の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。

改 正 後					改 正 前																																																																																																																																																																																																																												
賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書 付表 <table><thead><tr><th colspan="4"></th><th>届出者氏名</th><th></th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="6">特定貸付農地等について本表の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特例農地等の明細は次のとおりです。 また、この届出書により届け出る自己の農業の用に供した特例農地等は、番号を○で囲んだものです。</td></tr><tr><th>番 号</th><th>所 在 場 所</th><th>地 目</th><th>面 積</th><th colspan="2">左記の特例農地等のうち自己の農業の用に供した特例農地等の届出書の提出の時の利用状況</th></tr><tr><td>1</td><td></td><td></td><td>㎡</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>6</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>7</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>8</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>9</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>10</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>11</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>12</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>13</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>14</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="6"> ↑ { 上記の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等のうち自己の農業の用に供した特例農地等について、番号を○で囲んでください。 </td></tr></tbody></table> ※ 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に新たな特定貸付けを行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から1年以内に新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときには、別途、承認申請書の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。 (資12-122-2-A4統一)									届出者氏名		特定貸付農地等について本表の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特例農地等の明細は次のとおりです。 また、この届出書により届け出る自己の農業の用に供した特例農地等は、番号を○で囲んだものです。						番 号	所 在 場 所	地 目	面 積	左記の特例農地等のうち自己の農業の用に供した特例農地等の届出書の提出の時の利用状況		1			㎡			2						3						4						5						6						7						8						9						10						11						12						13						14						↑ { 上記の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等のうち自己の農業の用に供した特例農地等について、番号を○で囲んでください。						賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書 付表 <table><thead><tr><th colspan="4"></th><th>届出者氏名</th><th></th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="6">特定貸付農地等について本表の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特例農地等の明細は次のとおりです。 また、この届出書により届け出る自己の農業の用に供した特例農地等は、番号を○で囲んだものです。</td></tr><tr><th>番 号</th><th>所 在 場 所</th><th>地 目</th><th>面 積</th><th colspan="2">左記の特例農地等のうち自己の農業の用に供した特例農地等の届出書の提出の時の利用状況</th></tr><tr><td>1</td><td></td><td></td><td>㎡</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>6</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>7</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>8</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>9</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>10</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>11</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>12</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>13</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>14</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="6"> ↑ { 上記の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等のうち自己の農業の用に供した特例農地等について、番号を○で囲んでください。 </td></tr></tbody></table> ※ 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に新たな特定貸付けを行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から1年以内に新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときには、別途、承認申請書の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。 (資12-122-2-A4統一)									届出者氏名		特定貸付農地等について本表の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特例農地等の明細は次のとおりです。 また、この届出書により届け出る自己の農業の用に供した特例農地等は、番号を○で囲んだものです。						番 号	所 在 場 所	地 目	面 積	左記の特例農地等のうち自己の農業の用に供した特例農地等の届出書の提出の時の利用状況		1			㎡			2						3						4						5						6						7						8						9						10						11						12						13						14						↑ { 上記の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等のうち自己の農業の用に供した特例農地等について、番号を○で囲んでください。					
				届出者氏名																																																																																																																																																																																																																													
特定貸付農地等について本表の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特例農地等の明細は次のとおりです。 また、この届出書により届け出る自己の農業の用に供した特例農地等は、番号を○で囲んだものです。																																																																																																																																																																																																																																	
番 号	所 在 場 所	地 目	面 積	左記の特例農地等のうち自己の農業の用に供した特例農地等の届出書の提出の時の利用状況																																																																																																																																																																																																																													
1			㎡																																																																																																																																																																																																																														
2																																																																																																																																																																																																																																	
3																																																																																																																																																																																																																																	
4																																																																																																																																																																																																																																	
5																																																																																																																																																																																																																																	
6																																																																																																																																																																																																																																	
7																																																																																																																																																																																																																																	
8																																																																																																																																																																																																																																	
9																																																																																																																																																																																																																																	
10																																																																																																																																																																																																																																	
11																																																																																																																																																																																																																																	
12																																																																																																																																																																																																																																	
13																																																																																																																																																																																																																																	
14																																																																																																																																																																																																																																	
↑ { 上記の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等のうち自己の農業の用に供した特例農地等について、番号を○で囲んでください。																																																																																																																																																																																																																																	
				届出者氏名																																																																																																																																																																																																																													
特定貸付農地等について本表の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特例農地等の明細は次のとおりです。 また、この届出書により届け出る自己の農業の用に供した特例農地等は、番号を○で囲んだものです。																																																																																																																																																																																																																																	
番 号	所 在 場 所	地 目	面 積	左記の特例農地等のうち自己の農業の用に供した特例農地等の届出書の提出の時の利用状況																																																																																																																																																																																																																													
1			㎡																																																																																																																																																																																																																														
2																																																																																																																																																																																																																																	
3																																																																																																																																																																																																																																	
4																																																																																																																																																																																																																																	
5																																																																																																																																																																																																																																	
6																																																																																																																																																																																																																																	
7																																																																																																																																																																																																																																	
8																																																																																																																																																																																																																																	
9																																																																																																																																																																																																																																	
10																																																																																																																																																																																																																																	
11																																																																																																																																																																																																																																	
12																																																																																																																																																																																																																																	
13																																																																																																																																																																																																																																	
14																																																																																																																																																																																																																																	
↑ { 上記の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等のうち自己の農業の用に供した特例農地等について、番号を○で囲んでください。																																																																																																																																																																																																																																	

第 8 納税猶予関係

- 43 -

改 正 後	改 正 前
(裏) 記 載 方 法 等 1 この付表は、「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書」と一緒に提出してください。 2 この付表は、次により記載してください。 (1) 特定貸付農地等のうち本表の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の<u>全て</u>について、1筆の農地又は採草放牧地ごとに記載してください。 (2) 「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。 (3) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。 (4) 「面積」欄は、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の面積を記載してください。 (5) 「左記の特例農地等のうち自己の農業の用に供した特例農地等の届出書の提出の時点における利用状況」欄は、自己の農業の用に供した特例農地等について、この届出書の提出の時点における作付状況を記載してください。 (6) 記載した賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等のうち、<u>自己の農業の用に供した特例農地等について</u>、番号を○で囲んでください。	(裏) 記 載 方 法 等 1 この付表は、「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書」と一緒に提出してください。 2 この付表は、次により記載してください。 (1) 特定貸付農地等のうち本表の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の<u>すべて</u>について、1筆の農地又は採草放牧地ごとに記載してください。 (2) 「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。 (3) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。 (4) 「面積」欄は、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の面積を記載してください。 (5) 「左記の特例農地等のうち自己の農業の用に供した特例農地等の届出書の提出の時点における利用状況」欄は、自己の農業の用に供した特例農地等について、この届出書の提出の時点における作付状況を記載してください。 (6) 記載した賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等のうち<u>本表に記載した自己の農業の用に供した日において自己の農業の用に供した特例農地等について</u>、番号を○で囲んでください。

改 正 後

通信日付印の年月日

確認印

番 号

年 月 日

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書

整理簿番号

※

税 務 署
受 付 印

平成 年 月 日

税務署長殿

〒

申請者 住 所

氏 名

☎ 電話

第70条の4の2第1項

第70条の6の2第1項

に規定する特定貸付けを行った下記の特例農地等については、

平成 年 月 日に賃借権等の消滅があり、同日から1年以内に新たな特定貸付けを行う

見込みです。ついては、同条第8項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令第40条の6の2第3項第40条の6の2第7項第40条の7の2第5項の規定により承認申請します。

1 贈与者等に関する事項

贈与者
被相続人

住 所

氏 名

届出者が 贈与者
被相続人 から農地等を 贈与
相続（遺贈）により取得した年月日

昭 和
平 成 年 月 日

2 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項

借り受けていた者

住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地

氏 名
又は
名 称

特定貸付けを行った年月日

平成 年 月 日

地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間

自：平成 年 月 日
至：平成 年 月 日

存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄がありました。その事情は次のとおりです。（存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった場合に記載してください。）

（事情の詳細）

上記の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

3 新たな特定貸付けを行う見込みに関する事項

新たな特定貸付けを行う予定年月日（特例農地等ごとに貸付けを行う予定年月日が異なる場合には特例農地等ごとに付表に記載してください。）

平成 年 月 日

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に特定貸付けができない事情（事情）

上記の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等のうちこの承認申請書により承認の申請を行う特例農地等の明細は、付表のとおりです。

上記の新たな特定貸付けは、次の貸付けにより貸付先を探しています。（該当する番号のすべてを○で囲んでください。）

(1) 農地保有合理化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

(2) 農地利用集積円滑化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

(3) 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

関与税理士

印

電話番号

（資 12－123－1－A 4 統一）

改 正 前

通信日付印の年月日

確認印

番 号

年 月 日

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書

整理簿番号

※

税 務 署
受 付 印

平成 年 月 日

税務署長殿

〒

申請者 住 所

氏 名

☎ 電話

第70条の6の2第1項

に規定する特定貸付けを行った下記の特例農地等については、

平成 年 月 日に賃借権等の消滅があり、同日から1年以内に新たな特定貸付けを行う

見込みです。ついては、同条第3項第7項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令第40条の7の2第3項第7項の規定により承認申請します。

1 被相続人等に関する事項

被 相 続 人

住 所

氏 名

届出者が被相続人から農地等を相続（遺贈）により取得した年月日

昭 和
平 成 年 月 日

2 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項

借り受けていた者

住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地

氏 名
又は
名 称

特定貸付けを行った年月日

平成 年 月 日

地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間

自：平成 年 月 日
至：平成 年 月 日

存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。（存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。）

（事情の詳細）

上記の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

3 新たな特定貸付けを行う見込みに関する事項

新たな特定貸付けを行う予定年月日（特例農地等ごとに貸付けを行う予定年月日が異なる場合には特例農地等ごとに付表に記載してください。）

平成 年 月 日

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に特定貸付けができない事情（事情）

上記の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等のうちこの承認申請書により承認の申請を行う特例農地等の明細は、付表のとおりです。

上記の新たな特定貸付けは、次の貸付けにより貸付先を探しています。（該当する番号のすべてを○で囲んでください。）

(1) 農地保有合理化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

(2) 農地利用集積円滑化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

(3) 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

関与税理士

印

電話番号

（資 12－123－1－A 4 統一）

※印は記入しな

い

で

く

だ

さ

い

。

第 8 納税猶予関係

- 45 -

改 正 後	改 正 前
(裏) 記 載 方 法 等 この承認申請書は、<u>贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が納税猶予の適用を受けている農地又は採草放牧地の全部又は一部を農業経営基盤強化促進法の規定による一定の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づく貸付け（以下「特定貸付け」といい、特定貸付けを行った特例農地等を「特定貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該特定貸付農地等につき賃借権等の消滅又は耕作の放棄（農地について農地法第32条の規定による通知又は公告があったことをいいます。以下同じです。）があり、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から1年を経過する日までに新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき所轄税務署長の承認を受けるときに使用してください。</u> なお、この承認申請書の提出期限は、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内です。 ○ この申請書は、次により記載してください。 1 <u>次のとおりこの届出書の本文中の文字を二重線で抹消してください。</u> (1) <u>贈与税の納税猶予の適用を受けている場合</u> 「第70条の6の2第1項」の文字を抹消するとともに、賃借権等の消滅があった場合には「耕作の放棄」、「第3項」、「第8項」、「第40条の6の2第7項」及び「第40条の7の2第5項」の文字を抹消し、耕作の放棄があった場合には「賃借権等の消滅」、「第3項」、「第4項」、「第40条の6の2第3項」及び「第40条の7項の2第5項」の文字を抹消してください。 (2) <u>相続税の納税猶予の適用を受けている場合</u> 「第70条の4の2第1項」、「第4項」、「第8項」、「第40条の6の2第3項」及び「第40条の6の2第7項」の文字を抹消します。 2 「2 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった場合に記載してください。 3 「3 新たな特定貸付けを行う見込みに関する事項」の「新たな特定貸付けを行う予定年月日」欄は、承認の申請に係る特例農地等ごとに新たな特定貸付けを行う予定年月日が異なる場合には、本表には記載せずに「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書 付表」の所定欄に記載してください。 4 この承認申請書には付表もありますのでご注意ください。 5 この承認申請書の添付書類は「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書の添付書類一覧」のとおりですので、承認申請書に添付して提出してください。 6 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に新たな特定貸付けを行った場合又は自己の農業の用に供した場合には、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に、別途「<u>賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書</u>」又は「<u>賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書</u>」の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。	(裏) 記 載 方 法 等 この承認申請書は、相続税の納税猶予の適用を受けている人が納税猶予の適用を受けている農地又は採草放牧地の全部又は一部を農業経営基盤強化促進法の規定による一定の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づく貸付け（以下「特定貸付け」といい、特定貸付けを行った特例農地等を「特定貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該特定貸付農地等につき賃借権等の消滅又は耕作の放棄（農地について農地法第32条の規定による通知又は公告があったことをいいます。以下同じです。）があり、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から1年を経過する日までに新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき所轄税務署長の承認を受けるときに使用してください。 なお、この承認申請書の提出期限は、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内です。 ○ この申請書は、次により記載してください。 1 賃借権等の消滅があったため承認の申請をするときは、本文中の「耕作の放棄」及び「第7項」の文字を、耕作の放棄があったため承認の申請をするときは、「賃借権等の消滅」及び「第3項」の文字を二重線で抹消してください。 2 「2 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。 3 「3 新たな特定貸付けを行う見込みに関する事項」の「新たな特定貸付けを行う予定年月日」欄は、承認の申請に係る特例農地等ごとに新たな特定貸付けを行う予定年月日が異なる場合には、本表には記載せずに「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書 付表」の所定欄に記載してください。 4 この承認申請書には付表もありますのでご注意ください。 5 この承認申請書の添付書類は「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書の添付書類一覧」のとおりですので、承認申請書に添付して提出してください。 6 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に新たな特定貸付けを行った場合又は自己の農業の用に供した場合には、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に、別途、<u>届出書</u>の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。

改正後	改正前
第 号 住所又は 所在地（納税地） 氏名又は 名称 殿 平成 年 月 日 税務署長 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る 新たな特定貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用） 平成 年 月 日付で申請のありました、租税特別措置法 <u>70条の4の2第4項</u> <u>70条の4の2第8項</u> <u>70条の6の2第3項</u> の規定に基づく承認申請を承認 却下いたします。 この通知に係る処分理由 （注）この承認に係る特例農地等について新たな特定貸付けを行った場合又は自己の農業の用に供し た場合には、新たな特定貸付けを行った日又は自己の農業の用に供した日から2月以内に、新た な特定貸付けを行った旨又は自己の農業の用に供した旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出 してください。 （ ）枚のうち（ ）枚目 （資 12-124-2-A 4 統一）	第 号 住所又は 所在地（納税地） 氏名又は 名称 殿 平成 年 月 日 税務署長 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る 新たな特定貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用） 平成 年 月 日付で申請のありました、租税特別措置法第 70 条の 6 の 2 <u>第 3 項</u> <u>第 7 項</u> の規定に基づく承認申請を承認 却下いたします。 この通知に係る処分の理由 （注）この承認に係る特例農地等について新たな特定貸付けを行った場合又は自己の農業の用に供し た場合には、新たな特定貸付けを行った日又は自己の農業の用に供した日から2月以内に、新た な特定貸付けを行った旨又は自己の農業の用に供した旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出 してください。 （ ）枚のうち（ ）枚目 （資 12-124-2-A 4 統一）

改 正 後	改 正 前
賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る 新たな特定貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書 （通知用） 使用目的 この承認（却下）書は、「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書」が提出された場合において、その申請に対して承認又は却下の通知を行う場合に使用するものである。 却下の通知を行う場合は、注書きの文字をすべて二重線で抹消する。	賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る 新たな特定貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書 （通知用） 使用目的 この承認（却下）書は、「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書」が提出された場合において、その申請に対して承認又は却下の通知を行う場合に使用するものである。 却下の通知を行う場合は、注書きの文字をすべて二重線で抹消する。

改 正 後				改 正 前	
認定相続承継会社等が外国会社等の株式等を有する場合の納税猶予税額算出の基となる特例相続非上場株式等の価額の計算書				(新規)	
整理番号					
住 所		氏名			
1 認定相続承継会社の株式等の価額等					
租税特別措置法第70条の7の3第1項の規定により相続税の課税価格の計算の基礎に算入された特例受贈非上場株式等の1単位当たりの価額 (注1)			①		平成23年6月30日以降の相続等開始分用
特例相続非上場株式等の数又は金額			②		
特例相続非上場株式等の本来の価額 (①×②)			③		
相続開始の時ににおける認定相続承継会社の純資産額			④		
2 認定相続承継会社が外国会社等の株式等を直接所有する場合					
認定相続承継会社が有する外国会社等 (注2) の株式等の価額 (租税特別措置法施行規則第23条の12第3項第2号イに規定する株式の価額)			⑤		円
3 認定相続承継会社が外国会社等の株式等を特別支配関係人を通じて間接所有する場合					
認定相続承継会社が有する認定相続承継会社の特別支配関係人 (注3) の株式等の価額			⑥		円
⑥の特別支配関係人が直接又は他の特別支配関係人を通じて間接所有する外国会社等の株式等の価額 (租税特別措置法施行規則第23条の12第3項第2号ロ(1)に規定する株式等の価額) ※ ⑧欄に掲げる金額を限度とします。			⑦	a + b	円
直接所有	⑥の特別支配関係人が直接所有する外国会社等の株式等の価額		a		円
間接所有	⑥の特別支配関係人が他の特別支配関係人を通じて間接所有する外国会社等の株式等の価額		b	イ × (ロ - ハ)	円
	特別支配関係人が有する他の特別支配関係人の株式等の数又は金額		イ		株・ロ・円
	他の特別支配関係人の株式等の1単位当たりの価額		ロ		円
	他の特別支配関係人が外国会社等の株式等を有していなかったものとして計算した場合の他の特別支配関係人の株式等の1単位当たりの価額 ※ 評価区分は変更しません。		ハ		円
特別支配関係人の純資産額 (租税特別措置法施行規則第23条の12第3項第2号ロ(2)に規定する価額)			⑧		円
⑥ × $\frac{⑦}{⑧}$ (租税特別措置法施行規則第23条の12第3項第2号ロの規定により計算した価額)			⑨		円
③ × $\frac{④ - (⑤ + ⑨)}{⑧}$ (注4)			⑩		円
4 特例受贈非上場株式等の価額との調整					
租税特別措置法第70条の7の3第1項の規定により相続税の課税価格の計算の基礎に算入された同項前段の特例受贈非上場株式等の価額			⑪		円
納税猶予税額算出の基となる特例相続非上場株式等の価額 (⑩欄の金額と⑪欄の金額のいずれか低い方の価額)			⑫		円
(資12②-29-A 4 統一)					

改正後	改正前
(裏) 認定相続承継会社等が外国会社等の株式等を有する場合の納税 猶予税額算出の基となる特例相続非上場株式等の価額の計算書 この計算書は、租税特別措置法第70条の7の4第2項第4号に規定する納税猶予分の相続税 額の計算において、相続開始の時に、特例相続非上場株式等に係る認定相続承継会社又は認定 相続承継会社の特別関係会社であって認定相続承継会社との間に支配関係がある法人が一定の 外国会社等の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる株式等の価額を求 めるために使用します。 (注1) 贈与時の認定相続承継会社の株式等の一単位当たりの価額をいい、贈与の時から相 続開始の時までの間に一部確定等があった場合には、一部確定等後の猶予中贈与税額 に対応する株式等の一単位当たりの価額をいいます。 ただし、贈与時に認定相続承継会社が、外国会社等の株式等を保有していたため、 外国会社等の株式等を有していなかったものとして納税猶予税額の計算が行われてい た場合であっても、猶予中贈与税額に対応する株式等の一単位当たりの価額は、外国 会社等の株式等を有しているものとして（納税猶予税額に反映されなかった外国会社 等の株式等の価額のうち、一部確定後の猶予中贈与税額の割合に相当する株式等を含 めて）算定を行います。 (注2) 「外国会社等」とは、会社法第2条第2号に規定する外国会社（認定相続承継会社 の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8の3第4項において準用する同令 第40条の8の2第8項の特別の関係がある会社をいいます。）に該当するものに限り ます。）又は租税特別措置法施行令第40条の8の3第8項において準用する同令第40 条の8の2第13項に定める医療法人をいいます。 (注3) 「特別支配関係法人」とは、認定相続承継会社の特別関係会社であって、この認定 相続承継会社との間に租税特別措置法施行令第40条の8第8項に規定する支配関係が ある法人をいいます。 (注4) ①平成23年6月29日までに相続が開始した場合及び②平成22年4月1日以前に租税 特別措置法第70条の7第1項の適用を受けた場合においてその適用に係る贈与者に相 続が開始したときに、租税特別措置法第70条の7の4第2項第4号に規定する納税猶 予分の相続税額の計算を行うときは、⑩欄の価額が認定相続承継会社等が外国会社等 の株式等を有する場合の納税猶予税額算出の基となる特例相続非上場株式等の価額と なります。	(新規)

改正後

贈与税の免除届出書

税務署
受付印

平成____年____月____日

____税務署長 殿

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日に_____

_____したので、租税特別措置法第70条の4 第33項

の規定により下記の贈与税を免除されたいので租税特別措置法施行令第40条の6 第60項の規定により

届け出ます。

届出者

〒

住所 _____氏名 _____

贈与者との続柄 _____

印受贈者 _____

〒

住所 _____氏名 _____

贈与者との続柄 _____

印受贈者 _____

〒

住所 _____氏名 _____

贈与者との続柄 _____

印受贈者 _____

〒

住所 _____氏名 _____

贈与者との続柄 _____

印受贈者 _____

〒

住所 _____氏名 _____

贈与者との続柄 _____

印受贈者 _____

〒

住所 _____氏名 _____

贈与者との続柄 _____

印受贈者 _____

記

☐ 昭和 ____年分 贈与税

☐ 免除を受ける贈与税の額 _____円

関与税理士 _____

電話番号 _____

(資12-26-A4統一)

改正前

贈与税の免除届出書

税務署
受付印

平成____年____月____日

____税務署長 殿

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日に_____

_____したので、租税特別措置法第70条の4 第33項

の規定により下記の贈与税を免除されたいので租税特別措置法施行令第40条の6 第59項の規定により

届け出ます。

届出者

〒

住所 _____氏名 _____

贈与者との続柄 _____

印受贈者 _____

〒

住所 _____氏名 _____

贈与者との続柄 _____

印受贈者 _____

〒

住所 _____氏名 _____

贈与者との続柄 _____

印受贈者 _____

〒

住所 _____氏名 _____

贈与者との続柄 _____

印受贈者 _____

〒

住所 _____氏名 _____

贈与者との続柄 _____

印受贈者 _____

〒

住所 _____氏名 _____

贈与者との続柄 _____

印受贈者 _____

記

☐ 昭和 ____年分 贈与税

☐ 免除を受ける贈与税の額 _____円

関与税理士 _____

電話番号 _____

(資12-26-A4統一)

第8 納税猶予関係

- 51 -

改 正 後	改 正 前
(裏) 記 載 方 法 等 この届出書は、贈与税の納税猶予を受けている人などの死亡等により納税猶予額の免除を受ける場合に使用してください。 1 届出書を提出する人 (1) 贈与をした人が死亡したとき……納税猶予を受けている人 (2) 納税猶予を受けている人が死亡したとき……①特例農地等を贈与した人、又は②死亡した人の相続人と包括受遺者 2 記載方法等 (1) 本文の「平成 年 月 日に 」欄には、免除事由の生じた年月日と免除事由等を例えば「平成〇〇年〇月〇日に贈与者〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地甲野一郎が死亡」のように記載してください。 (2) 「贈与者との続柄」欄は、上記1の(1)及び(2)の各項目の場合の該当者を「贈与者」のうちから選んで○で囲み、空欄には、届出書を提出する人の続柄を記載してください。	(裏) 記 載 方 法 等 この届出書は、贈与税の納税猶予を受けている人などの死亡等により納税猶予額の免除を受ける場合に使用してください。 1 届出書を提出する人 (1) 贈与をした人が死亡したとき……納税猶予を受けている人 (2) 納税猶予を受けている人が死亡したとき……①特例農地等を贈与した人、又は②死亡した人の相続人と包括受遺者 2 記載方法等 (1) 本文の「平成 年 月 日に 」欄には、免除事由の生じた年月日と免除事由等を例えば「平成〇〇年〇月〇日に贈与者〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地甲野一郎が死亡」のように記載してください。 (2) 「贈与者との続柄」欄は、上記1の(1)及び(2)の各項目の場合の該当者を「贈与者」のうちから選んで○で囲み、空欄には、届出書を提出する人の続柄を記載してください。

税務署		通達	提出	提出	提出
税務署		提出	提出	提出	提出

租税特別措置法第 40 条の規定による承認申請書

第1表
共同提出の代表者
用

税務署受付印

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

国 税 庁 長 官 殿

〒

申請者 住 所 _____

フリガナ
氏 名 _____ ⑤

生年月日（明・大・昭・平 年 月 日）

職 業 _____ 電話番号 _____ - ____ - ____

公益を目的とする事業を行う法人に対する財産の寄附について、租税特別措置法第 40 条第 1 項後段の規定による所得税の非課税の承認を受けたいので、申請します。

寄 附 年 月 日	平成 年 月 日	寄附の 態 様	☐ 贈与 ☐ 法人を設立する ための財産提供
財 産 の 寄 附 を 受 け た 法 人	所 在 地 電 話 番 号	〒 _____ (電 話 番 号 - -)	
	フリガナ 名 称	フリガナ 代 表 者 氏 名	

財産の寄附を受けた法人の事業目的、寄附した財産その他租税特別措置法施行規則第18条の19に定める事項及び添付書類

第 2 表から第 17 表までの記載及び添付書類のとおりです。

作成税理士
事務所所在地
署名押印（電話番号）

私は、上記の法人に財産の寄附をした次の者の代表者として、これらの者の承認申請書に記載すべき事項及び添付すべき書類についても、この承認申請書に記載及び添付しています。

住 所	氏 名	私との続柄 又 は 関 係	承認申請書を提出した税務署名
〒			
〒			
〒			
〒			
〒			
〒			

（資 13-1-1-A 4 統一）（24.7）

⑤

税務署		通達	提出	提出	提出
税務署		提出	提出	提出	提出

租税特別措置法第 40 条の規定による承認申請書

第1表
共同提出の代表者
用

税務署受付印

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

国 税 庁 長 官 殿

〒

申請者 住 所 _____

フリガナ
氏 名 _____ ⑤

生年月日（明・大・昭・平 年 月 日）

職 業 _____ 電話番号 _____ - ____ - ____

公益を目的とする事業を行う法人に対する財産の寄附について、租税特別措置法第 40 条第 1 項後段の規定による所得税の非課税の承認申請をいたします。

寄 附 年 月 日	平成 年 月 日	寄附の 態 様	☐ 贈与 ☐ 法人を設立する ための財産提供
財 産 の 寄 附 を 受 け た 法 人	所 在 地 電 話 番 号	〒 _____ (電 話 番 号 - -)	
	フリガナ 名 称	フリガナ 代 表 者 氏 名	

財産の寄附を受けた法人の事業目的、寄附した財産その他租税特別措置法施行規則第18条の19に定める事項及び添付書類

第 2 表から第 18 表までの記載及び添付書類のとおりです。

作成税理士
事務所所在地
署名押印（電話番号）

私は、上記の法人に財産の寄附をした次の者の代表者として、これらの者の承認申請書に記載すべき事項及び添付すべき書類についても、この承認申請書に記載及び添付しております。

住 所	氏 名	私との続柄 又 は 関 係	承認申請書を提出した税務署名
〒			
〒			
〒			
〒			
〒			
〒			

（資 13-1-1-A 4 統一）（23.7）

⑤

改 正 後	改 正 前
〔第1表（単独提出者・共同提出の代表者用）の記載要領等〕 《使用区分》 この表は、次の場合に使用します。 ○ <u>寄附した者が単独で申請書を提出する場合（寄附した者が2人以上いる場合において、各人が別々に申請書を提出するときを含みます。）</u> ○ <u>同一の法人に対し寄附した者が2人以上いる場合において、寄附した者が共同提出の代表者として申請書を提出するとき</u> （注）1 同じ法人に財産を寄附した者が2人以上いる場合は、それらの者が共同して申請書を提出することができます。 この場合には、それらの者が代表者を選び、代表者が、申請書の第2表から第17表、「承認申請書及び添付書類の記載事項が事実と相違ない旨の確認書」及びその他の添付書類をまとめて提出することとし、代表者以外の者については、申請書の第1表＜共同提出の代表者以外の者用＞のみを提出してください。 2 租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した場合で、国税通則法第13条第1項の規定により、寄附者の相続人及び包括受遺者が国税庁長官の発する租税特別措置法第40条第1項後段の規定による承認申請に関する書類を受領する代表者を指定するときは、「租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した旨の届出書」を提出してください。 《記載要領》 1 「寄附年月日」欄は、原則として、次により記載してください。 (1) 既に設立されている法人に対する贈与の場合には、財産の贈与を受けた法人における理事会等の受入決議年月日 (2) 法人を設立するための生前の財産提供の場合には、その財産の提供によって設立された法人の設立年月日 （注）1 農地転用許可（届出）がなされていない農地の贈与や生前の財産の提供について受入れの決議をした場合は、その農地に係る農地転用許可があった日（届出の効力が生じた日）に贈与があったものとされます。 2 「法人の設立年月日」とは、原則として、法人の設立登記年月日をいいます。 2 「申請者」の「住所」欄及び「財産の寄附を受けた法人」の「所在地」欄には、「丁目」、「番」及び「号」を省略せずに、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。 3 この表を使用する者が共同提出の代表者でない場合には、共同提出の代表者以外の者の住所、氏名等を記載する欄（第1表の下部の欄）を斜線で抹消してください。 4 「職業」欄には、申請者の職業を「株式会社〇〇取締役」のように具体的に記載してください。	〔第1表（単独提出者・共同提出の代表者用）の記載要領等〕 《使用区分》 この表は、次の場合に使用します。 ○ <u>贈与した者が単独で申請書を提出するとき</u> ○ <u>2人以上の贈与した者が共同して申請書を提出する場合でそれらの者の代表者が申請書を提出するとき</u> （注）1 <u>共同して申請書を提出する場合について</u> 同じ法人に財産を贈与した者が2人以上いる場合は、それらの者が共同して申請書を提出することができます。 この場合には、それらの者が代表者を選び、代表者が、申請書の第2表から第18表、「承認申請書及び添付書類の記載事項が事実と相違ない旨の確認書」及びその他の添付書類をまとめて提出することとし、代表者以外の者については、申請書の第1表＜共同提出の代表者以外の者用＞<u>だけ</u>を提出してください。 2 租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した場合で、国税通則法第13条第1項の規定により、寄附者の相続人及び包括受遺者が国税庁長官の発する寄附者の租税特別措置法第40条第1項後段の規定による承認申請に関する書類を受領する代表者を指定するときは、「租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した旨の届出書」を提出してください。 《記載要領》 1 「寄附年月日」欄は、原則として、次により記載してください。 (1) 既に設立されている法人に対する贈与の場合には、財産の贈与を受けた法人における理事会等の受入決議年月日 (2) 法人を設立するための生前の財産提供の場合には、その財産の提供によって設立された法人の設立年月日 （注）1 農地転用許可（届出）がなされていない農地の贈与や生前の財産の提供について受入れの決議をした場合は、その農地に係る農地転用許可があった日（届出の効力が生じた日）に贈与があったものとされます。 2 「法人の設立年月日」とは、原則として、法人の設立登記年月日をいいます。 2 「申請書」の「住所」欄及び「財産の寄附を受けた法人」の「所在地」欄には、「丁目」、「番」及び「号」を省略せずに、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。 3 この表を使用する者が共同提出の代表者でない場合には、<u>この表を</u>共同提出の代表者以外の者の住所、氏名等を記載する欄（第1表の下部の欄）を斜線で抹消してください。 4 「職業」欄には、申請者の職業を「株式会社〇〇取締役」のように具体的に記載してください。

税務署		提出日付	年	月	日
		提出者	印		

租税特別措置法第 40 条の規定による承認申請書

税務署受付印

平成 年 月 日

国 税 庁 長 官 殿

〒

申請者 住 所

フリガナ氏 名

生年月日 (明・大・昭・平 年 月 日)

職 業

電話番号 - -

公益を目的とする事業を行う法人に対する財産の寄附について、租税特別措置法第 40 条第 1 項後段の規定による所得税の非課税の承認を受けたいので、申請します。

寄 附 年 月 日	平成 年 月 日	寄附の 態 様	☐ 贈 与 ☐ 法人を設立する ための財産提供
財産の寄附を 受けた法人	所 在 地 電 話 番 号	〒 (電 話 番 号 - -)	
	フリガナ 名 称	フリガナ 代表者 氏 名	
財産の寄附を受けた法人の事業 目的その他租税特別措置法施行 規則第18条の19に定める事項及 び添付書類		下記の申請の代表者が提出する承認申請にまとめて 記載及び添付しています。	

第1表 (共同提出の代表者以外の者用)

作成税務士
事務所所在地
(電話番号)
署名捺印

寄附財産の明細

種 類	細目 (地目・構造等)	所 在 地	数 量	共有持分

申請の代表者に関する事項

住 所	氏 名	申請者との続柄又は関係	申請の代表者が承認申請書 を提出した税務署名

(資 13-1-2-A 4 統一) (24.7)

印

税務署		提出日付	年	月	日
		提出者	印		

租税特別措置法第 40 条の規定による承認申請書

税務署受付印

平成 年 月 日

国 税 庁 長 官 殿

〒

申請者 住 所

フリガナ氏 名

生年月日 (明・大・昭・平 年 月 日)

職 業

電話番号 - -

公益を目的とする事業を行う法人に対する財産の寄附について、租税特別措置法第 40 条第 1 項後段の規定による所得税の非課税の承認申請をいたします。

寄 附 年 月 日	平成 年 月 日	寄附の 態 様	☐ 贈 与 ☐ 法人を設立する ための財産提供
財産の寄附を 受けた法人	所 在 地 電 話 番 号	〒 (電 話 番 号 - -)	
	フリガナ 名 称	フリガナ 代表者 氏 名	
財産の寄附を受けた法人の事業 目的その他租税特別措置法施行 規則第18条の19に定める事項及 び添付書類		下記の申請の代表者が提出する承認申請にまとめて 記載及び添付してあります。	

第1表 (共同提出の代表者以外の者用)

作成税務士
事務所所在地
(電話番号)
署名捺印

寄附財産の明細

種 類	細目 (地目・構造等)	所 在 地	数 量	共有持分

申請の代表者に関する事項

住 所	氏 名	申請者との続柄又は関係	申請の代表者が承認申請書 を提出した税務署名

(資 13-1-2-A 4 統一) (23.7)

印

改正後	改正前
〔第1表（共同提出の代表者以外の者用）の記載要領等〕 《使用区分》 この表は、次の場合に使用します。 ○ <u>同一の法人に対し寄附した者が2人以上いる場合において、共同で申請書を提出する際の代表者以外の者が申請書を提出するとき</u> なお、この場合には、<u>申請書の第2表から第17表</u>、「承認申請書及び添付書類の記載事項が事実と相違ない旨の確認書」及びその他の添付書類は代表者が提出しますので、この申請書を提出する各申請者は、この申請書（第1表）のみをそれぞれの住所地の所轄税務署長に提出してください。 （注） 租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した場合で、国税通則法第13条第1項の規定により、寄附者の相続人及び包括受遺者が国税庁長官の発する租税特別措置法第40条の規定による承認申請に関する書類を受領する代表者を指定するときは、「租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した旨の届出書」を提出してください。 《記載要領》 1 「寄附年月日」欄は、原則として、次により記載してください。 （1）既に設立されている法人に対する贈与の場合には、財産の贈与を受けた法人における理事会等の受入決議年月日 （2）法人を設立するための生前の財産提供の場合には、その財産の提供によって設立された法人の設立年月日 （注） 1 農地転用許可（届出）がなされていない農地の贈与や生前の財産の提供について受入れの決議をした場合は、その農地に係る農地転用許可があった日（届出の効力が生じた日）に贈与があったものとされます。 2 「法人の設立年月日」とは、原則として、法人の設立登記年月日をいいます。 2 「申請者」の「住所」欄及び「財産の寄附を受けた法人」の「所在地」欄には、「丁目」、「番」及び「号」を省略せずに、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。 3 「寄附財産の明細」には、土地は1筆ごとに、建物は1棟ごとに、土地及び建物以外の財産は種類、細目又は所在地の異なるごとに記載してください。 また土地及び建物以外の財産については、例えば、幼稚園の園具及び教具は机、いすなどの種類ごとの数量を、美術品は1点ごとの名称及び作者名を記載します。この場合に、記載しきれないときは、「別紙のとおり」と記載し、適宜の用紙に寄附財産の明細を記載して添付してください。 4 「寄附財産の明細」の「共有持分」欄は、寄附財産が共有物である場合の、その共有持分を記載してください。 5 「職業」欄には、申請者の職業を「株式会社〇〇取締役」のように具体的に記載してください。	〔第1表（共同提出の代表者以外の者用）の記載要領等〕 《使用区分》 この表は、次の場合に使用します。 ○ <u>2人以上の贈与した者が共同して申請書を提出する場合の代表者以外の者が申請書を提出するとき</u> なお、<u>共同して申請書を提出する場合の承認申請書（第2表から第18表）</u>、「承認申請書及び添付書類の記載事項が事実と相違ない旨の確認書」及び添付書類の提出は代表者が行いますので、この申請書を提出する各申請者は、この申請書（第1表）のみをそれぞれの住所地の所轄税務署長に提出してください。 （注） 租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した場合で、国税通則法第13条第1項の規定により、寄附者の相続人及び包括受遺者が国税庁長官の発する<u>寄附者の租税特別措置法第40条の規定による承認申請に関する書類</u>を受領する代表者を指定するときは、「租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した旨の届出書」を提出してください。 《記載要領》 1 「寄附年月日」欄は、原則として、次により記載してください。 （1）既に設立されている法人に対する贈与の場合には、財産の贈与を受けた法人における理事会等の受入決議年月日 （2）法人を設立するための生前の財産提供の場合には、その財産の提供によって設立された法人の設立年月日 （注） 1 農地転用許可（届出）がなされていない農地の贈与や生前の財産の提供について受入れの決議をした場合は、その農地に係る農地転用許可があった日（届出の効力が生じた日）に贈与があったものとされます。 2 「法人の設立年月日」とは、原則として、法人の設立登記年月日をいいます。 2 「申請書」の「住所」欄及び「財産の寄附を受けた法人」の「所在地」欄には、「丁目」、「番」及び「号」を省略せずに、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。 3 「寄附財産の明細」には、土地は1筆ごとに、建物は1棟ごとに、土地及び建物以外の財産は種類、細目又は所在地の異なるごとに記載してください。 また土地及び建物以外の財産については、例えば、幼稚園の園具及び教具は机、いすなどの種類ごとの数量を、美術品は1点ごとの名称及び作者名を記載します。この場合に、記載しきれないときは、「別紙のとおり」と記載し、適宜の用紙に寄附財産の明細を記載して添付してください。 4 「寄附財産の明細」の「共有持分」欄は、寄附財産が共有物である場合の、その共有持分を記載してください。 5 <u>職業欄</u>には、申請者の職業を「株式会社〇〇取締役」のように具体的に記載してください。

寄附者		住所	〒	〒
氏名		〒	〒	〒

租税特別措置法第40条の規定による承認申請書

 平成____年____月____日 国 税 庁 長 官 殿			
寄 附 者			
住 所	氏 名	死 亡 年 月 日 (年 齢)	
		平成____年____月____日 (歳)	
申 請 者 (上記の者の相続人及び包括受遺者)			
住 所・電 話 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	職 業	上記の者との 続柄又は関係
〒 (- -)	(明・大・昭・平・ . .)		
〒 (- -)	(明・大・昭・平・ . .)		
〒 (- -)	(明・大・昭・平・ . .)		
〒 (- -)	(明・大・昭・平・ . .)		
〒 (- -)	(明・大・昭・平・ . .)		
〒 (- -)	(明・大・昭・平・ . .)		
〒 (- -)	(明・大・昭・平・ . .)		
公益を目的とする事業を行う法人に対する財産の寄附について、租税特別措置法第40条第1項後段の規定 による所得税の非課税の承認を受けたいので、申請します。			
寄 附 年 月 日	平成 年 月 日	寄附の 態 様	☐ 贈与 ☐ 遺贈 ☐ 法人を設立する ための財産提供
財産の寄附を 受けた法人	所 在 地 電 話 番 号 〒 (電 話 番 号 - -) フ リ ギ ナ 名 称	フ リ ギ ナ 代 表 者 氏 名	☐ 生前処分 ☐ 遺 言
財産の寄附を受けた法人の事業目的、寄附した財産その他租税特別措置法施行規則第18条の19に定める事項及び添付書類		第2表から第17表までの記載及び添付のとおりです。	

第1表
(死亡した贈与者用)(作成後提出
事務所に提出
する押印等)

国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者として次の者を指定し届け出ます。

国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者氏名

(資13-1-3-A4統一) (24.7)

印

寄附者		住所	〒	〒
氏名		〒	〒	〒

租税特別措置法第40条の規定による承認申請書

 平成____年____月____日 国 税 庁 長 官 殿			
寄 附 者			
住 所	氏 名	死 亡 年 月 日 (年 齢)	
		平成____年____月____日 (歳)	
申 請 者 (上記の者の相続人及び包括受遺者)			
住 所・電 話 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	職 業	上記の者との 続柄又は関係
〒 (- -)	(明・大・昭・平・ . .)		
〒 (- -)	(明・大・昭・平・ . .)		
〒 (- -)	(明・大・昭・平・ . .)		
〒 (- -)	(明・大・昭・平・ . .)		
〒 (- -)	(明・大・昭・平・ . .)		
〒 (- -)	(明・大・昭・平・ . .)		
〒 (- -)	(明・大・昭・平・ . .)		
〒 (- -)	(明・大・昭・平・ . .)		
公益を目的とする事業を行う法人に対する財産の寄附について、租税特別措置法第40条第1項後段の規定 による所得税の非課税の承認申請をいたします。			
寄 附 年 月 日	平成 年 月 日	寄附の 態 様	☐ 贈与 ☐ 遺贈 ☐ 法人を設立する ための財産提供
財産の寄附を 受けた法人	所 在 地 電 話 番 号 〒 (電 話 番 号 - -) フ リ ギ ナ 名 称	フ リ ギ ナ 代 表 者 氏 名	☐ 生前処分 ☐ 遺 言
財産の寄附を受けた法人の事業目的、寄附した財産その他租税特別措置法施行規則第18条の19に定める事項及び添付書類		第2表から第18表まで記載及び添付のとおりです。	

第1表
(死亡した贈与者用)(作成後提出
事務所に提出
する押印等)

国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者として次の者を指定し届け出ます。

国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者氏名

(資13-1-3-A4統一) (23.7)

印

改 正 後	改 正 前
〔第1表（死亡した贈与者・遺贈者用）の記載要領等〕 《使用区分》 この表は、次の場合において、寄附した者の相続人及び包括受遺者が申請書を提出するときに使用します。 ○ 寄附した者が申請書を提出する前に死亡した場合 ○ 被相続人が既に設立されている法人に財産を遺贈した場合 ○ 被相続人が法人を設立するため遺言により財産を提供した場合 《記載要領》 1 「寄附年月日」欄は、原則として、次により記載してください。 (1) 既に設立されている法人に対する贈与の場合には、財産の贈与を受けた法人における理事会等の受入決議年月日 (2) 法人を設立するための生前の財産提供の場合には、その財産の提供によって設立された法人の設立年月日 (注) 1 農地転用許可（届出）がなされていない農地の贈与や生前の財産の提供について受入れの決議をした場合は、その農地に係る農地転用許可があった日（届出の効力が生じた日）に贈与があったものとされます。 2 「法人の設立年月日」とは、原則として、法人の設立登記年月日をいいます。 (3) 既に設立されている法人に対する財産の遺贈の場合又は法人を設立するための遺言による財産提供の場合には、遺言の効力の生じた年月日（相続開始日） 2 「申請者」の欄には、寄附者の相続人及び包括受遺者の<u>全て</u>の者が所定事項を記載し、押印してください。 3 「申請者」の「住所」欄及び「財産の寄附を受けた法人」の「所在地」欄には、「丁目」、「番」及び「号」を省略せずに、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。 4 「国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者氏名」欄には、国税通則法第13条第1項の規定により、寄附者の相続人及び包括受遺者が、国税庁長官の発する租税特別措置法第40条第1項後段の規定による承認申請に関する書類を受領する代表者を指定する場合に、その指定する者の氏名を記載してください。 《添付書類》 1 申請者が寄附者（死亡した者又は遺贈者）の相続人である場合には、申請者及び寄附者の戸籍謄本 2 財産の寄附の態様が、法人を設立するための遺言による財産の提供又は既に設立されている法人に対する遺贈である場合には、遺言書の写し	〔第1表（死亡した贈与者・遺贈者用）の記載要領等〕 《使用区分》 この表は、次の場合に使用します。 ○ 贈与した者が申請書を提出する前に死亡したため、贈与した者の相続人及び包括受遺者が申請書を提出するとき ○ 被相続人が既に設立されている法人に財産を遺贈したとき ○ 被相続人が法人を設立するため遺言により財産を提供したとき 《記載要領》 1 「寄附年月日」欄は、原則として、次により記載してください。 (1) 既に設立されている法人に対する贈与の場合には、財産の贈与を受けた法人における理事会等の受入決議年月日 (2) 法人を設立するための生前の財産提供の場合には、その財産の提供によって設立された法人の設立年月日 (注) 1 農地転用許可（届出）がなされていない農地の贈与や生前の財産の提供について受入れの決議をした場合は、その農地に係る農地転用許可があった日（届出の効力が生じた日）に贈与があったものとされます。 2 「法人の設立年月日」とは、原則として、法人の設立登記年月日をいいます。 (3) 既に設立されている法人に対する財産の遺贈の場合又は法人を設立するための遺言による財産提供の場合には、遺言の効力の生じた年月日（相続開始日） 2 「申請者」の欄には、寄附者の相続人及び包括受遺者の<u>すべて</u>の者が所定事項を記載し、押印してください。 3 「申請者」の「住所」欄及び「財産の寄附を受けた法人」の「所在地」欄には、「丁目」、「番」及び「号」を省略せずに、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。 4 「国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者氏名」欄には、国税通則法第13条第1項の規定により、寄附者の相続人及び包括受遺者が、国税庁長官の発する<u>寄附者の</u>租税特別措置法第40条第1項後段の規定による承認申請に関する書類を受領する代表者を指定する場合に、その指定する者の氏名を記載してください。 《添付書類》 1 申請者が寄附者（死亡した者又は遺贈者）の相続人である場合には、申請者及び寄附者の戸籍謄本 2 財産の寄附の態様が、法人を設立するための遺言による財産の提供又は既に設立されている法人に対する遺贈である場合には、遺言書の写し

改正後					改正前				
1 財産の寄附を受けた法人の設立年月日及び事業の目的					1 財産の寄附を受けた法人の設立年月日及び事業の目的				
法人の設立の許可等年月日		明治 大正 昭和 平成	年	月	日	主務官庁名及び 経由機関名 (担当課)			
法人の設立の登記年月日		明治 大正 昭和 平成	年	月	日				
法人の事業の目的									
法人が設置運営している施設	名称	所在地		設置年月日(注)		施設の業務内容			
		〒		明・大・昭・平 ・					
		〒		明・大・昭・平 ・					
		〒		明・大・昭・平 ・					
	(注)「設置年月日」欄は、その施設が法人設立の日前から設置されている場合には、当初の設置年月日を記入します。								
2 寄附の目的（設立のための寄附である場合は、設立の趣旨）					2 寄附の目的（設立のための寄附である場合は、設立の趣旨）				

〔第2表の記載要領等〕

《記載要領》

- 1 「法人の設立の許可等年月日」欄、「法人の設立の登記年月日」欄及び「主務官庁名及び経由機関名」欄への記載に当たっては、法人設立許可書（認可書）や登記事項証明書を確認してください。

なお、公益社団（財団）法人又は特定一般法人である場合は、次のとおり記載してください。

各 欄	公益社団（財団）法人	特定一般法人
「法人の設立の許可等年月日」欄	所轄の行政庁から公益認定を受けた年月日を記載します。	記載の必要はありません。
「法人の設立の登記年月日」欄	一般社団（財団）法人として設立の登記を行った年月日を記載します。（注）	一般社団（財団）法人として設立の登記を行った年月日を記載します。
「主務官庁名及び経由機関名」欄	所轄の行政庁を記載します。 例）内閣総理大臣、〇〇県知事	記載の必要はありません。

（注） 特例民法法人から公益社団（財団）法人へ移行した場合は、公益社団（財団）法人として設立の登記を行った年月日を記載してください。

- 2 「法人の事業の目的」欄には、法人が行っている事業内容を具体的に記載してください。
3 「寄附の目的」欄には、寄附を行った目的、趣旨、理由等について具体的に記載してください。

《添付書類》

- 1 法人の設立許可書、認可書又は認証書の写し
2 法人の登記事項証明書等
3 法人の定款、寄附行為又は規則の写し
4 法人が設置運営している施設の運営についての園則、管理（運営）規程、規則等の写し
5 法人が設置運営している施設の利用についての説明書、パンフレット等

〔第2表の記載要領等〕

《記載要領》

- 1 「主務官庁及び経由機関名」欄には、寄附を受けた法人の主務官庁名を〇〇省〇〇課、△△県××課というように具体的に記載するとともに、主務官庁への書類の提出に当たり窓口となっている機関が主務官庁と別にある場合は、その窓口となっている機関名も記載してください。
2 「法人の事業の目的」欄には、法人が行っている事業内容を具体的に記載してください。
3 「寄附の目的」欄には、寄附を行った目的、趣旨、理由等について具体的に記載してください。

《添付書類》

- 1 法人の設立許可書、認可書又は認証書の写し
2 介護保険事業を行う法人については、都道府県知事又は市町村長の指定（許可）書の写し
3 法人の登記事項証明書等
4 法人の定款、寄附行為又は規則の写し
5 法人が設置運営している施設の運営についての園則、管理（運営）規程、規則等の写し
6 法人が設置運営している施設の利用についての説明書、パンフレット等

改正後															改正前																																		
10-2 法人の事業の規模等―育英事業を行う法人															10-2 法人の事業の規模等―育英事業を行う法人																																		
(平成 年 月 日現在)															(平成 年 月 日現在)																																		
(1) 育英資金を得るための基金の運用の明細															(1) 育英資金を得るための基金の運用の明細																																		
基金となっている財産の種類					数 量		金 額		1 年 間 の 運 用 利 益		育英資金に充てている金額							基金となっている財産の種類					数 量		金 額		1 年 間 の 運 用 利 益		育英資金に充てている金額																				
							円		円		円														円		円		円																				
(2) 奨学金の貸付け・支給の状況															(2) 奨学金の貸付け・支給の状況																																		
対象者の在学する学校の種類								奨 学 金 を 希 望 する者の応募資格									対象者の在学する学校の種類								奨 学 金 を 希 望 する者の応募資格																								
貸付け・支給の別		貸付け・支給		貸付け・支給		貸付け・支給											貸付け・支給の別		貸付け・支給		貸付け・支給		貸付け・支給																										
対 象 人 員		名		名		名		出 願 手 続									対 象 人 員		名		名		名		出 願 手 続																								
1人当たりの月 額		最高 円		最低 円		最高 円		最高 円		円							1人当たりの月 額		最高 円		最低 円		最高 円		最高 円		円																						
1年間の貸付け又は支給の総額		円		円		円		円		円							1年間の貸付け又は支給の総額		円		円		円		円		円																						
貸 付 け 又 は 支 給 の 期 間		年 月		年 月		年 月		年 月		年 月							貸 付 け 又 は 支 給 の 期 間		年 月		年 月		年 月		年 月		年 月																						
返 還 期 間		年		年		年		年		年							返 還 期 間		年		年		年		年		年																						
(3) 奨学金の貸付け・支給の実績															(3) 奨学金の貸付け・支給の実績																																		
区 分		1 年前の年度 〔前年度の前年度〕		2 年前の年度		3 年前の年度		4 年前の年度		5 年前の年度							区 分		1 年前の年度 〔前年度の前年度〕		2 年前の年度		3 年前の年度		4 年前の年度		5 年前の年度																						
貸付け・支給の別		貸付け 支給		貸付け 支給		貸付け 支給		貸付け 支給		貸付け 支給							貸付け・支給の別		貸付け 支給		貸付け 支給		貸付け 支給		貸付け 支給		貸付け 支給																						
対 象 人 員		名 名		名 名		名 名		名 名		名 名							対 象 人 員		名 名		名 名		名 名		名 名		名 名																						
1年間の貸付け又は支給の総額		千円 千円		千円 千円		千円 千円		千円 千円		千円 千円							1年間の貸付け又は支給の総額		千円 千円		千円 千円		千円 千円		千円 千円		千円 千円																						
(4) 寄宿舎の設置の状況															(4) 寄宿舎の設置の状況																																		
名 称		室数		面積		入寮者の在学する学校の種類		収 容 員		実 際 の 収容人員		入寮者の負担金 (月額)		入寮希望者の応募資格		出願手続		選 考 方 法							名 称		室数		面積		入寮者の在学する学校の種類		収 容 員		実 際 の 収容人員		入寮者の負担金 (月額)		入寮希望者の応募資格		出願手続		選 考 方 法						
		室		㎡				名		名		円															室		㎡				名		名		円												
								</																																									

改 正 後	改 正 前
〔第 12 表の記載要領等〕 《記載要領》 - この表は、申請書を提出する日にできるだけ近い日の現況により記載してください。 「(1)育英資金を得るための基金の運用の明細」の「1 年間の運用利益」欄には、寄附のあった日の属する会計年度における基金となっている財産から生ずる予想収益の額（例えば、基金となっている財産が預貯金の場合には受取利子の額、株式の場合には受取配当金の額をいいます。）を記載してください。 「(2)奨学金の貸付け・支給の状況」は、法人を設立するための財産の提供の場合には、経常的な事業活動が行われる年度の事業計画により記載してください。 （注）記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この表の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載のうえ、この表と既存の書類等を提出しても差し支えありません。 《添付書類》 - 寄附した日の属する年度以降 5 年間の奨学金の貸付計画又は支給計画について、「(3)奨学金の貸付け・支給の実績」欄に準じて作成した書類 - 奨学金の希望者又は寄宿舍の入寮希望者の応募要領 - 奨学金の貸付け又は支給の対象者及び寄宿舍の入寮者の選考基準書の写し - 奨学金の貸付け又は支給の対象者及び寄宿舍の入寮者の選考に当たり選考委員会等を設置している場合には、選考委員会の氏名、職業を記載した書類 - 奨学金の貸付け又は支給実績が分かる書類	〔第 12 表の記載要領等〕 《記載要領》 - この表は、申請書を提出する日にできるだけ近い日の現況により記載してください。 「(1)育英資金を得るための基金の運用の明細」の「1 年間の運用利益」欄には、寄附のあった日の属する会計年度における基金となっている財産から生ずる予想収益の額（例えば、基金となっている財産が預貯金の場合には受取利子の額、株式の場合には受取配当金の額をいいます。）を記載してください。 「(2)奨学金の貸付け・支給の状況」は、法人を設立するための財産の提供の場合には、経常的な事業活動が行われる年度の事業計画により記載してください。 （注）記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この表の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載のうえ、この表と既存の書類等を提出しても差し支えありません。 《添付書類》 - 寄附した日の属する年度以降 5 年間の奨学金の貸付計画又は支給計画について、「(3)奨学金の貸付け・支給の実績」欄に準じて作成した書類 - 奨学金の希望者又は寄宿舍の入寮希望者の応募要領 - 奨学金の貸付け又は支給の対象者及び寄宿舍の入寮者の選考基準書の写し - 奨学金の貸付け又は支給の対象者及び寄宿舍の入寮者の選考に当たり選考委員会等を設置している場合には、選考委員会の氏名、職業を記載した書類

10-3 法人の事業の規模等一助成事業を行う法人

(平成 年 月 日現在)

第13表
(助成事業を行う法人用)

(1) 助成資金を得るための基金の運用の明細										
基金となっている財産の種類	数	量	金	額	1年間の運用利益	助成資金に充てている金額				
			円		円	円				
(2) 助成を希望する者の応募資格等										
助成を希望する者の応募資格	出	願	手	続	選	考	方	法		
					選考委員会等の設置の有無	有	・	無		
(3) 寄附した日の属する年度における助成(予定)状況										
助成先の氏名又は名称	助成の対象とした研究・事業	助成先と寄附者、役員等又はこれらの者の親族等との関係	研究成果の報告の有無	助成額	助成先の氏名又は名称	助成の対象とした研究・事業	助成先と寄附者、役員等又はこれらの者の親族等との関係	研究成果の報告の有無	助成額	
			有・無	円				有・無	円	
			有・無					有・無		
			有・無					有・無		
			有・無					有・無		
			有・無					有・無		
(4) 助成金の支給の実績										
区 分	1年前の年度 【寄附した日の属する年度の前年度】		2年前の年度		3年前の年度		4年前の年度		5年前の年度	
個人・団体の別	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体
対象数	名	団体	名	団体	名	団体	名	団体	名	団体
1年間の助成額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

(資 13-1-16-A 4 統一) (24.7)

10-3 法人の事業の規模等一助成事業を行う法人

(平成 年 月 日現在)

第13表
(助成事業を行う法人用)

(1) 助成資金を得るための基金の運用の明細										
基金となっている財産の種類	数	量	金	額	1年間の運用利益	助成資金に充てている金額				
			円		円	円				
(2) 助成を希望する者の応募資格等										
助成を希望する者の応募資格	出	願	手	続	選	考	方	法		
					選考委員会等の設置の有無	有	・	無		
(3) 寄附した日の属する年度における助成(予定)状況										
助成先の氏名又は名称	助成の対象とした研究・事業	助成先と寄附者、役員等又はこれらの者の親族等との関係	研究成果の報告の有無	助成額	助成先の氏名又は名称	助成の対象とした研究・事業	助成先と寄附者、役員等又はこれらの者の親族等との関係	研究成果の報告の有無	助成額	
			有・無	円				有・無	円	
			有・無					有・無		
			有・無					有・無		
			有・無					有・無		
			有・無					有・無		
			有・無					有・無		
(4) 助成金の支給の実績										
区 分	1年前の年度 【寄附した日の属する年度の前年度】		2年前の年度		3年前の年度		4年前の年度		5年前の年度	
個人・団体の別	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体
対象数	名	団体	名	団体	名	団体	名	団体	名	団体
1年間の助成額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

(資 13-1-16-A 4 統一)

改 正 後	改 正 前
〔第 13 表の記載要領等〕 《記載要領》 - この表は、申請書を提出する日にできるだけ近い日の現況により記載してください。 「(1) 助成資金を得るための基金の運用の明細」の「1 年間の運用利益」欄には、寄附のあった日の属する会計年度における基金となっている財産から生ずる予想収益の額（例えば、基金となっている財産が預貯金の場合には受取利子の額、株式の場合には受取配当金の額をいいます。）を記載してください。 （注）記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この表の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載のうえ、この表と既存の書類等を提出しても差し支えありません。 《添付書類》 - 寄附した日の属する年度以降 5 年間の助成計画について、「(4) 助成金の支給の実績」欄に準じて作成した書類 - 助成金の希望者の応募要領 - 助成金の支給対象者の選考基準書の写し - 助成金の支給対象者の選考に当たり選考委員会等を設置している場合には、選考委員の氏名、職業を記載した書類 - 助成金の支給実績が分かる書類	〔第 13 表の記載要領等〕 《記載要領》 - この表は、申請書を提出する日にできるだけ近い日の現況により記載してください。 「(1) 助成資金を得るための基金の運用の明細」の「1 年間の運用利益」欄には、寄附のあった日の属する会計年度における基金となっている財産から生ずる予想収益の額（例えば、基金となっている財産が預貯金の場合には受取利子の額、株式の場合には受取配当金の額をいいます。）を記載してください。 （注）記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この表の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載のうえ、この表と既存の書類等を提出しても差し支えありません。 《添付書類》 - 寄附した日の属する年度以降 5 年間の助成計画について、「(4) 助成金の支給の実績」欄に準じて作成した書類 - 助成金の希望者の応募要領 - 助成金の支給対象者の選考基準書の写し - 助成金の支給対象者の選考に当たり選考委員会等を設置している場合には、選考委員の氏名、職業を記載した書類

改正後	改正前																																																																																																																																																																																																																																																																																														
11 収益事業に関する明細 (平成 年 月 日現在) <table><tr><td colspan="2">収益事業の有無</td><td>有・無</td><td colspan="2">収益事業と収益事業以外の区分経理の有無</td><td colspan="2">有・無</td></tr><tr><td colspan="2">収益事業の種類</td><td></td><td></td><td colspan="2">法人税の申告書の提出の有無</td></tr><tr><td>収入金額</td><td>自・・・</td><td>円</td><td></td><td>円</td><td>自・・・期</td><td>有・無</td></tr><tr><td>所得金額</td><td>至・・・</td><td>円</td><td></td><td>円</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">収益事業から公益事業へ繰り入れた金額</td><td>円</td><td></td><td>円</td><td>自・・・期</td><td>有・無</td></tr></table> 12 公益目的事業の収支の状況及び備付帳簿書類等 (平成 年 月 日現在) <table><tr><td colspan="6">(1) 公益目的事業の収支の状況等</td></tr><tr><td colspan="6">平成・・・～平成・・・期(予算・決算)における収支の状況</td></tr><tr><td>経常収入</td><td>④</td><td>円</td><td>直接経費</td><td>⑤</td><td>円</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="2"></td><td>④/⑤の割合</td><td>%</td></tr><tr><td colspan="6">(2) 帳簿の記帳の担当者氏名等</td></tr><tr><td>氏名</td><td colspan="2"></td><td>帳簿の記帳事務の経験年数</td><td colspan="2">年</td></tr><tr><td colspan="6">(3) 備え付けられている帳簿書類の明細</td></tr><tr><td colspan="6">〔空欄には、法人に備え付けられている帳簿書類で、1から13までのもの以外のものの名称を記入します。〕</td></tr><tr><td>番号</td><td>帳簿書類の種類</td><td>備付けの有無</td><td>番号</td><td>帳簿書類の種類</td><td>備付けの有無</td></tr><tr><td>1</td><td>寄附行為、定款又は規則</td><td>有・無</td><td>10</td><td>銀行勘定出納帳</td><td>有・無</td></tr><tr><td>2</td><td>財産目録</td><td>有・無</td><td>11</td><td>総勘定元帳</td><td>有・無</td></tr><tr><td>3</td><td>理事会(責任役員会)評議員会(信託総代会)議事録</td><td>有・無</td><td>12</td><td>給与台帳兼源泉徴収簿</td><td>有・無</td></tr><tr><td>4</td><td>事業計画書</td><td>有・無</td><td>13</td><td>業務(事務)日誌</td><td>有・無</td></tr><tr><td>5</td><td>事業報告書</td><td>有・無</td><td>14</td><td></td><td></td></tr><tr><td>6</td><td>収支予算書</td><td>有・無</td><td>15</td><td></td><td></td></tr><tr><td>7</td><td>収支決算書</td><td>有・無</td><td>16</td><td></td><td></td></tr><tr><td>8</td><td>貸借対照表</td><td>有・無</td><td>17</td><td></td><td></td></tr><tr><td>9</td><td>現金出納帳</td><td>有・無</td><td>18</td><td></td><td></td></tr></table> (第13-1-20-A 4 統一) (24. 7)	収益事業の有無		有・無	収益事業と収益事業以外の区分経理の有無		有・無		収益事業の種類				法人税の申告書の提出の有無		収入金額	自・・・	円		円	自・・・期	有・無	所得金額	至・・・	円		円			収益事業から公益事業へ繰り入れた金額		円		円	自・・・期	有・無	(1) 公益目的事業の収支の状況等						平成・・・～平成・・・期(予算・決算)における収支の状況						経常収入	④	円	直接経費	⑤	円						④/⑤の割合	%	(2) 帳簿の記帳の担当者氏名等						氏名			帳簿の記帳事務の経験年数	年		(3) 備え付けられている帳簿書類の明細						〔空欄には、法人に備え付けられている帳簿書類で、1から13までのもの以外のものの名称を記入します。〕						番号	帳簿書類の種類	備付けの有無	番号	帳簿書類の種類	備付けの有無	1	寄附行為、定款又は規則	有・無	10	銀行勘定出納帳	有・無	2	財産目録	有・無	11	総勘定元帳	有・無	3	理事会(責任役員会)評議員会(信託総代会)議事録	有・無	12	給与台帳兼源泉徴収簿	有・無	4	事業計画書	有・無	13	業務(事務)日誌	有・無	5	事業報告書	有・無	14			6	収支予算書	有・無	15			7	収支決算書	有・無	16			8	貸借対照表	有・無	17			9	現金出納帳	有・無	18			11 法人が収益事業を行っている場合の明細 (平成 年 月 日現在) <table><tr><td colspan="2">公益目的事業と収益事業の区分経理の有無</td><td>有・無</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="2">収益事業の種類</td><td></td><td></td><td colspan="2">法人税の申告書の提出の有無</td></tr><tr><td>収入金額</td><td>自・・・</td><td>円</td><td></td><td>円</td><td>自・・・期</td><td>有・無</td></tr><tr><td>所得金額</td><td>至・・・</td><td>円</td><td></td><td>円</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">収益事業から公益事業へ繰り入れた金額</td><td>円</td><td></td><td>円</td><td>自・・・期</td><td>有・無</td></tr></table> 12 公益目的事業の収支の状況及び備付帳簿書類等 (平成 年 月 日現在) <table><tr><td colspan="6">(1) 公益目的事業の収支の状況等</td></tr><tr><td colspan="6">平成・・・～平成・・・期(予算・決算)における収支の状況</td></tr><tr><td>経常収入</td><td>④</td><td>円</td><td>直接経費</td><td>⑤</td><td>円</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="2"></td><td>④/⑤の割合</td><td>%</td></tr><tr><td colspan="6">(2) 帳簿の記帳の担当者氏名等</td></tr><tr><td>氏名</td><td colspan="2"></td><td>帳簿の記帳事務の経験年数</td><td colspan="2">年</td></tr><tr><td colspan="6">(3) 備え付けられている帳簿書類の明細</td></tr><tr><td colspan="6">〔空欄には、法人に備え付けられている帳簿書類で1から13までのもの以外のものの名称を記入します。〕</td></tr><tr><td>番号</td><td>帳簿書類の種類</td><td>備付けの有無</td><td>番号</td><td>帳簿書類の種類</td><td>備付けの有無</td></tr><tr><td>1</td><td>寄附行為、定款又は規則</td><td>有・無</td><td>10</td><td>銀行勘定出納帳</td><td>有・無</td></tr><tr><td>2</td><td>財産目録</td><td>有・無</td><td>11</td><td>総勘定元帳</td><td>有・無</td></tr><tr><td>3</td><td>理事会(責任役員会)評議員会(信託総代会)議事録</td><td>有・無</td><td>12</td><td>給与台帳兼源泉徴収簿</td><td>有・無</td></tr><tr><td>4</td><td>事業計画書</td><td>有・無</td><td>13</td><td>業務(事務)日誌</td><td>有・無</td></tr><tr><td>5</td><td>事業報告書</td><td>有・無</td><td>14</td><td></td><td></td></tr><tr><td>6</td><td>収支予算書</td><td>有・無</td><td>15</td><td></td><td></td></tr><tr><td>7</td><td>収支決算書</td><td>有・無</td><td>16</td><td></td><td></td></tr><tr><td>8</td><td>貸借対照表</td><td>有・無</td><td>17</td><td></td><td></td></tr><tr><td>9</td><td>現金出納帳</td><td>有・無</td><td>18</td><td></td><td></td></tr></table> (第13-1-20-A 4 統一) (23. 7)	公益目的事業と収益事業の区分経理の有無		有・無					収益事業の種類				法人税の申告書の提出の有無		収入金額	自・・・	円		円	自・・・期	有・無	所得金額	至・・・	円		円			収益事業から公益事業へ繰り入れた金額		円		円	自・・・期	有・無	(1) 公益目的事業の収支の状況等						平成・・・～平成・・・期(予算・決算)における収支の状況						経常収入	④	円	直接経費	⑤	円						④/⑤の割合	%	(2) 帳簿の記帳の担当者氏名等						氏名			帳簿の記帳事務の経験年数	年		(3) 備え付けられている帳簿書類の明細						〔空欄には、法人に備え付けられている帳簿書類で1から13までのもの以外のものの名称を記入します。〕						番号	帳簿書類の種類	備付けの有無	番号	帳簿書類の種類	備付けの有無	1	寄附行為、定款又は規則	有・無	10	銀行勘定出納帳	有・無	2	財産目録	有・無	11	総勘定元帳	有・無	3	理事会(責任役員会)評議員会(信託総代会)議事録	有・無	12	給与台帳兼源泉徴収簿	有・無	4	事業計画書	有・無	13	業務(事務)日誌	有・無	5	事業報告書	有・無	14			6	収支予算書	有・無	15			7	収支決算書	有・無	16			8	貸借対照表	有・無	17			9	現金出納帳	有・無	18		
収益事業の有無		有・無	収益事業と収益事業以外の区分経理の有無		有・無																																																																																																																																																																																																																																																																																										
収益事業の種類				法人税の申告書の提出の有無																																																																																																																																																																																																																																																																																											
収入金額	自・・・	円		円	自・・・期	有・無																																																																																																																																																																																																																																																																																									
所得金額	至・・・	円		円																																																																																																																																																																																																																																																																																											
収益事業から公益事業へ繰り入れた金額		円		円	自・・・期	有・無																																																																																																																																																																																																																																																																																									
(1) 公益目的事業の収支の状況等																																																																																																																																																																																																																																																																																															
平成・・・～平成・・・期(予算・決算)における収支の状況																																																																																																																																																																																																																																																																																															
経常収入	④	円	直接経費	⑤	円																																																																																																																																																																																																																																																																																										
					④/⑤の割合	%																																																																																																																																																																																																																																																																																									
(2) 帳簿の記帳の担当者氏名等																																																																																																																																																																																																																																																																																															
氏名			帳簿の記帳事務の経験年数	年																																																																																																																																																																																																																																																																																											
(3) 備え付けられている帳簿書類の明細																																																																																																																																																																																																																																																																																															
〔空欄には、法人に備え付けられている帳簿書類で、1から13までのもの以外のものの名称を記入します。〕																																																																																																																																																																																																																																																																																															
番号	帳簿書類の種類	備付けの有無	番号	帳簿書類の種類	備付けの有無																																																																																																																																																																																																																																																																																										
1	寄附行為、定款又は規則	有・無	10	銀行勘定出納帳	有・無																																																																																																																																																																																																																																																																																										
2	財産目録	有・無	11	総勘定元帳	有・無																																																																																																																																																																																																																																																																																										
3	理事会(責任役員会)評議員会(信託総代会)議事録	有・無	12	給与台帳兼源泉徴収簿	有・無																																																																																																																																																																																																																																																																																										
4	事業計画書	有・無	13	業務(事務)日誌	有・無																																																																																																																																																																																																																																																																																										
5	事業報告書	有・無	14																																																																																																																																																																																																																																																																																												
6	収支予算書	有・無	15																																																																																																																																																																																																																																																																																												
7	収支決算書	有・無	16																																																																																																																																																																																																																																																																																												
8	貸借対照表	有・無	17																																																																																																																																																																																																																																																																																												
9	現金出納帳	有・無	18																																																																																																																																																																																																																																																																																												
公益目的事業と収益事業の区分経理の有無		有・無																																																																																																																																																																																																																																																																																													
収益事業の種類				法人税の申告書の提出の有無																																																																																																																																																																																																																																																																																											
収入金額	自・・・	円		円	自・・・期	有・無																																																																																																																																																																																																																																																																																									
所得金額	至・・・	円		円																																																																																																																																																																																																																																																																																											
収益事業から公益事業へ繰り入れた金額		円		円	自・・・期	有・無																																																																																																																																																																																																																																																																																									
(1) 公益目的事業の収支の状況等																																																																																																																																																																																																																																																																																															
平成・・・～平成・・・期(予算・決算)における収支の状況																																																																																																																																																																																																																																																																																															
経常収入	④	円	直接経費	⑤	円																																																																																																																																																																																																																																																																																										
					④/⑤の割合	%																																																																																																																																																																																																																																																																																									
(2) 帳簿の記帳の担当者氏名等																																																																																																																																																																																																																																																																																															
氏名			帳簿の記帳事務の経験年数	年																																																																																																																																																																																																																																																																																											
(3) 備え付けられている帳簿書類の明細																																																																																																																																																																																																																																																																																															
〔空欄には、法人に備え付けられている帳簿書類で1から13までのもの以外のものの名称を記入します。〕																																																																																																																																																																																																																																																																																															
番号	帳簿書類の種類	備付けの有無	番号	帳簿書類の種類	備付けの有無																																																																																																																																																																																																																																																																																										
1	寄附行為、定款又は規則	有・無	10	銀行勘定出納帳	有・無																																																																																																																																																																																																																																																																																										
2	財産目録	有・無	11	総勘定元帳	有・無																																																																																																																																																																																																																																																																																										
3	理事会(責任役員会)評議員会(信託総代会)議事録	有・無	12	給与台帳兼源泉徴収簿	有・無																																																																																																																																																																																																																																																																																										
4	事業計画書	有・無	13	業務(事務)日誌	有・無																																																																																																																																																																																																																																																																																										
5	事業報告書	有・無	14																																																																																																																																																																																																																																																																																												
6	収支予算書	有・無	15																																																																																																																																																																																																																																																																																												
7	収支決算書	有・無	16																																																																																																																																																																																																																																																																																												
8	貸借対照表	有・無	17																																																																																																																																																																																																																																																																																												
9	現金出納帳	有・無	18																																																																																																																																																																																																																																																																																												

第9 措置法40条の規定による承認申請関係

第9 措置法40条の規定による承認申請関係

- 13 -

改 正 後	改 正 前
【第 17 表の記載要領等】 《記載要領》 - この表は、申請書を提出する日の直前の状況により記載してください。 11（（収益事業に関する明細））の記載に当たっては、次の点に留意してください。 「収益事業の有無」欄において、「無」に○印を付した場合は、他の欄を記載する必要はありません。 「法人税の申告書の提出の有無」欄には、財産の寄附があった日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度の内容について記載してください。 12（（公益目的事業の収支の状況及び備付帳簿書類等））の記載に当たっては、次の点に留意してください。 「(1) 公益目的事業の収支の状況等」の「経常収入」欄には、法人の事業活動による経常的な収入である入学金、授業料、保育料、診療料又は入館料等の収入の合計額を記載してください。 なお、寄附金及び補助金は合計額に含めないでください。 「(1) 公益目的事業の収支の状況等」の「直接経費」欄には、法人の事業活動に直接必要な人件費、管理費等の費用（育英事業及び助成事業を行う法人については、貸付け又は支給する奨学金及び助成金の額を含みます。）の合計額を記載してください。 《添付書類》 - 収益事業を行っている法人については、財産の寄附をした日の属する事業年度の前事業年度（この事業年度に法人税の申告書を提出していない場合には、この事業年度の前事業年度）の法人税の確定申告書及びその添付書類の写し - 申請書を記載した日現在では収益事業を行っていないが、その日から1年以内に収益事業を開始する予定の法人については、収益事業を開始する日から1年間の収支見積書 - 寄附を受けた日の属する会計年度の前会計年度の収支決算書、事業報告書、貸借対照表及び財産目録（承認申請に係る財産の提供により設立された法人については、法人設立の日における貸借対照表及び財産目録） - 寄附を受けた日の属する会計年度の収支予算書及び事業計画書 - 寄附を受けた日の属する会計年度の収支計算書、事業報告書、貸借対照表及び財産目録（作成次第追加提出してください。）	【第 17 表の記載要領等】 《記載要領》 - この表は、申請書を提出する日にできるだけ近い日の現況により記載してください。 11（（法人が収益事業を行なっている場合の明細））の「法人税の申告書の提出の有無」欄には、財産の寄附をした日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度の内容について記載してください。 12（（公益目的事業の収支の状況及び備付帳簿書類等））の記載に当たっては、次の点に留意してください。 「(1)公益目的事業の収支の状況等」の「経常収入」欄には、法人の事業活動による経常的な収入である入学金、授業料、保育料、診療料又は入館料等の収入の合計額を記載してください。 なお、寄附金及び補助金は合計額に含めないでください。 「(1)公益目的事業の収支の状況等」の「直接経費」欄には、法人の事業活動に直接必要な人件費、管理費等の費用（育英事業及び助成事業を行う法人については、貸付け又は支給する奨学金及び助成金の額を含みます。）の合計額を記載してください。 《添付書類》 - 収益事業を行っている法人については、財産の寄附をした日の属する事業年度の前事業年度（この事業年度に法人税の申告書を提出していない場合には、この事業年度の前事業年度）の法人税の確定申告書及びその添付書類の写し - 申請書を記載した日現在では収益事業を行っていないが、その日から1年以内に収益事業を開始する予定の法人については、収益事業を開始する日から1年間の収支見積書 - 寄附を受けた日の属する会計年度の前会計年度の収支決算書、事業報告書、貸借対照表及び財産目録（承認申請に係る財産の提供により設立された法人については、法人設立の日における貸借対照表及び財産目録） - 寄附を受けた日の属する会計年度の収支予算書及び事業計画書 - 寄附を受けた日の属する会計年度の収支計算書、事業報告書、貸借対照表及び財産目録については、決算等終了後直ちに追加提出してください。

特例民法法人である公益法人等が公益社団法人又は公益財団法人へ移行した場合は、
一般社団法人又は一般財団法人へ移行した場合は、

税務署受付印

国 税 庁 長 官 殿

平成 年 月 日

届出者 〒 所在地 フリガナ 名称 代表者氏名 (連絡先) 氏 名 電話番号

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (第44条 第45条) の規定による (認定 認可) を受けましたので、所得税法等の一部を改正する法律 (平成20年法律第23号) 附則第50条第3項の規定により下記のとおり届出します。

1 認定・認可前の名称等 (認定・認可年月日 平成 年 月 日)

主たる事務所の所在地 フリガナ 名称 代表者氏名 電話番号

当初寄附年月日 昭和・平成 年 月 日 承認 年 月 日 昭和・平成 年 月 日

特定贈与等を受けた財産の寄附者 住所 〒 (寄附時の住所) 電話番号 (電話番号 - -) フリガナ 氏 名

2 特定贈与等を受けた財産の明細 (注) 1 「利用状況」欄は、その財産が、次のいずれかに該当するときは、それぞれに掲げる数 (1から6までのいずれかの数) を記載します。公益社団法人又は公益財団法人へ移行した場合は、「3」又は「6」のいずれかの数を記載してください。

1) その財産が公益を目的とする事業の用に直接供されている場合で、実施事業資産に該当しているとき・・・「1」
2) その財産が公益を目的とする事業の用に直接供されている場合で、特定寄附の対象となっているとき・・・「2」
3) その財産が公益を目的とする事業の用に直接供されている場合で、(1)又は(2)のいずれにも該当しないとき・・・「3」
4) その財産が公益を目的とする事業の用に直接供されていない場合で、実施事業資産に該当しているとき・・・「4」
5) その財産が公益を目的とする事業の用に直接供されていない場合で、特定寄附の対象となっているとき・・・「5」
6) その財産が公益を目的とする事業の用に直接供されていない場合で、(4)又は(5)のいずれにも該当しないとき・・・「6」
2 「利用状況」欄に「2」又は「5」のいずれかの数を記載した場合は、次の「3 その他参考事項」欄に特定寄附の相手方の名称、所在地、寄附を実施する予定の時期を併せて記載してください。

種類 細目 所在地 数量 利用状況

3 その他参考事項

※ 税務署情報欄 (この欄の項目は記載する必要はありません。)									
通 信 手 続 等	1 自署	2 他署 (自署)	3 他署 (他署)	4 不明	第1期	第2期	(1)	(2)	
通 信 手 続 等									

(資 13-37-A 4 統一) (24.7)

特例民法法人である公益法人等が公益社団法人又は公益財団法人へ移行した場合は、
一般社団法人又は一般財団法人へ移行した場合は、

税務署受付印

国 税 庁 長 官 殿

平成 年 月 日

届出者 〒 所在地 フリガナ 名称 代表者氏名 (連絡先) 氏 名 電話番号

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (第44条 第45条) の規定による (認定 認可) を受けましたので、所得税法等の一部を改正する法律 (平成20年法律第23号) 附則第50条第3項の規定により下記のとおり届出します。

1 認定・認可前の名称等 (認定・認可年月日 平成 年 月 日)

主たる事務所の所在地 フリガナ 名称 代表者氏名 電話番号

当初寄附年月日 昭和・平成 年 月 日 承認 年 月 日 昭和・平成 年 月 日

特定贈与等を受けた財産の寄附者 住所 〒 (寄附時の住所) 電話番号 (電話番号 - -) フリガナ 氏 名

2 特定贈与等を受けた財産の明細 (注) 1 「利用状況」欄は、その財産が、次のいずれかに該当するときは、それぞれに掲げる数 (1から6までのいずれかの数) を記載します。

1) その財産が公益を目的とする事業の用に直接供されている場合で、実施事業資産に該当しているとき・・・「1」
2) その財産が公益を目的とする事業の用に直接供されている場合で、特定寄附の対象となっているとき・・・「2」
3) その財産が公益を目的とする事業の用に直接供されている場合で、(1)又は(2)のいずれにも該当しないとき・・・「3」
4) その財産が公益を目的とする事業の用に直接供されていない場合で、実施事業資産に該当しているとき・・・「4」
5) その財産が公益を目的とする事業の用に直接供されていない場合で、特定寄附の対象となっているとき・・・「5」
6) その財産が公益を目的とする事業の用に直接供されていない場合で、(4)又は(5)のいずれにも該当しないとき・・・「6」
2 「利用状況」欄に「2」又は「5」のいずれかの数を記載した場合は、次の「3 その他参考事項」欄に特定寄附の相手方の名称、所在地、寄附を実施する予定の時期を併せて記載してください。

種類 細目 所在地 数量 利用状況

3 その他参考事項

※ 税務署情報欄 (この欄の項目は記載する必要はありません。)									
通 信 手 続 等	1 自署	2 他署 (自署)	3 他署 (他署)	4 不明	第1期	第2期	(1)	(2)	
通 信 手 続 等									

(資 13-37-A 4 統一) (23.7)

改 正 後	改 正 前
〔記載要領等〕 《使用区分》 この届出書は、特定贈与等を受けた特例民法法人である公益法人等が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」といいます。）第 44 条の認定又は同法第 45 条の認可を受けた場合に使用します。 《記載要領》 - 届出者が整備法第 44 条の認定を受けた場合には、標題の「一般社団法人又は一般財団法人へ移行」、届出書の「第 45 条」及び「認可」の文字を二重線で抹消してください。 届出者が整備法第 45 条の認可を受けた場合には、標題の「公益社団法人又は公益財団法人へ移行」、届出書の「第 44 条」及び「認定」の文字を二重線で抹消してください。 「届出者」欄には、整備法第 44 条の認定後又は同法第 45 条の認可後の法人の所在地等について記載し、当該法人の代表者印を押印してください。 「1 認定・認可前の名称等」の「主たる事務所の所在地」欄等には、整備法第 44 条の認定前又は同法第 45 条の認可前の法人の所在地等について記載してください。また、「特定贈与等を受けた財産の寄附者」欄には、届出者に対し財産を特定贈与等した者の現在の住所等及び寄附（特定贈与等）の時点での住所等について記載してください。 「2 特定贈与等を受けた財産の明細」欄について記載しきれないときは、適宜の様式に明細を記載して添付してください。また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この欄の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載のうえ、既存の書類等を添付しても差し支えありません。 「3 その他参考事項」欄には、「2 特定贈与等を受けた財産の明細」の「利用状況」欄に「2」又は「5」のいずれかの数を記載した場合のほか、整備法第 44 条の認定又は同法第 45 条の認可を受けたことを届け出るに当たり、特に参考となる事項を記載してください。 - この届出書は「特定贈与等を受けた財産の寄附者」ごとに作成してください。 - この届出書で使用している主な用語については次のとおりです。 「特定贈与等」…租税特別措置法第 40 条第 1 項の承認があった寄附をいいます。 「特定贈与等を受けた財産」…特定贈与等に係る財産をいい、この財産には、租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する代替資産及び同条第 5 項に規定する買換資産を含みます。 「実施事業資産」…整備法第 119 条第 2 項第 1 号イ又はハに規定する事業に係る資産をいいます（整備法施行規則 16 一、17①二）。 「特定寄附」…整備法第 119 条第 2 項第 1 号ロに規定する寄附をいいます（整備法施行規則 16 二）。 《添付書類》 この届出書には、次の書類を添付してください。 【整備法第 44 条の認定を受けた場合】 - 届出者である公益法人等の整備法第 44 条認定後の登記事項証明書等 - 整備法第 44 条の認定を受けたことを証する書類 【整備法第 45 条の認可を受けた場合】 - 届出者である法人の整備法第 45 条認可後の登記事項証明書等 - 整備法第 45 条の認可を受けたことを証する書類 - 定款の写し（定款を変更する場合は、定款の写し及び定款の変更項目が確認できる書類）	〔記載要領等〕 《使用区分》 この届出書は、特定贈与等を受けた特例民法法人である公益法人等が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」といいます。）第 44 条の認定又は同法第 45 条の認可を受けた場合に使用します。 《記載要領》 - 届出者が整備法第 44 条の認定を受けた場合には、標題の「一般社団法人又は一般財団法人へ移行」、届出書の「第 45 条」及び「認可」の文字を二重線で抹消してください。 届出者が整備法第 45 条の認可を受けた場合には、標題の「公益社団法人又は公益財団法人へ移行」、届出書の「第 44 条」及び「認定」の文字を二重線で抹消してください。 「届出者」欄には、整備法第 44 条の認定後又は同法第 45 条の認可後の法人の所在地等について記載し、当該法人の代表者印を押印してください。 「1 認定・認可前の名称等」の「主たる事務所の所在地」欄等には、整備法第 44 条の認定前又は同法第 45 条の認可前の法人の所在地等について記載してください。また、「特定贈与等を受けた財産の寄附者」欄には、届出者に対し財産を特定贈与等した者の現在の住所等及び寄附（特定贈与等）の時点での住所等について記載してください。 「2 特定贈与等を受けた財産の明細」欄について記載しきれないときは、適宜の様式に明細を記載し添付してください。また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この欄の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載のうえ、既存の書類等を添付しても差し支えありません。 「3 その他参考事項」欄には、整備法第 44 条の認定又は同法第 45 条の認可を受けたことを届け出るにあたり、特に参考となる事項を記載してください。 - この届出書は「特定贈与等を受けた財産の寄附者」ごとに作成してください。 - この届出書で使用している主な用語については次のとおりです。 「特定贈与等」…租税特別措置法第 40 条第 1 項の承認があった寄附をいいます。 「特定贈与等を受けた財産」…特定贈与等に係る財産をいい、この財産には、租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する代替資産及び同条第 5 項に規定する買換資産を含みます。 「実施事業資産」…整備法第 119 条第 2 項第 1 号イ又はハに規定する事業に係る資産をいいます（整備法施行規則 16 一、17①二）。 「特定寄附」…整備法第 119 条第 2 項第 1 号ロに規定する寄附をいいます（整備法施行規則 16 二）。 《添付書類》 この届出書には、次の書類を添付してください。 【整備法第 44 条の認定を受けた場合】 - 届出者である公益法人等の整備法第 44 条認定後の登記事項証明書等 - 整備法第 44 条の認定を受けたことを証する書類 【整備法第 45 条の認可を受けた場合】 - 届出者である法人の整備法第 45 条認可後の登記事項証明書等 - 整備法第 45 条の認可を受けたことを証する書類 - 定款の写し（定款を変更する場合は、定款の写し及び定款の変更項目が確認できる書類）

改正後	改正前																																								
(削除)	13 添付書類一覧表 <table><tr><th>番号</th><th>書 類 名</th></tr><tr><td>1</td><td>承認申請書及び添付書類の記載事項が事実と相違ない旨の確認書</td></tr><tr><td>2</td><td></td></tr><tr><td>3</td><td></td></tr><tr><td>4</td><td></td></tr><tr><td>5</td><td></td></tr><tr><td>6</td><td></td></tr><tr><td>7</td><td></td></tr><tr><td>8</td><td></td></tr><tr><td>9</td><td></td></tr><tr><td>10</td><td></td></tr><tr><td>11</td><td></td></tr><tr><td>12</td><td></td></tr><tr><td>13</td><td></td></tr><tr><td>14</td><td></td></tr><tr><td>15</td><td></td></tr><tr><td>16</td><td></td></tr><tr><td>17</td><td></td></tr><tr><td>18</td><td></td></tr><tr><td>19</td><td></td></tr></table> 第18表 (第 13-1-21-A 4 統一)	番号	書 類 名	1	承認申請書及び添付書類の記載事項が事実と相違ない旨の確認書	2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		13		14		15		16		17		18		19	
番号	書 類 名																																								
1	承認申請書及び添付書類の記載事項が事実と相違ない旨の確認書																																								
2																																									
3																																									
4																																									
5																																									
6																																									
7																																									
8																																									
9																																									
10																																									
11																																									
12																																									
13																																									
14																																									
15																																									
16																																									
17																																									
18																																									
19																																									

改 正 後	改 正 前
(削除)	〔第 18 表の記載要領等〕 1 この表には、申請書に添付した書類を 1 件別に記載してください。 この場合に、「租税特別措置法第 40 条承認申請書添付書類チェックシート」において添付すべき書類として掲げたもの及び各申請書の中の「(注)」で添付すべき書類として掲げたものについては、添付漏れがないかどうか確認してください。 2 財産の寄附を受けた法人が設立後間もないなどの理由で、上記チェックシートにおいて添付すべき書類が、申請書提出時において添付できない場合には、後日提出してください。

改正後

※ 通 信 日 付 印 年 月 日

平成 年 月 日

※整理簿

確認者印

税 務 署
受 付 印

税の更正の請求書

税 務 署 長

(前納税地

〒

住 所 又 は
所 在 地

平成 年 月 日提出

納 税 地

フリガナ
氏 名 又 は
名 称

印

(法人等の場合)
代表者等氏名

印

職 業

電話番号

1. 更正の請求の対象となった申告又は通知の区分及び申告書提出年月日又は更正の請求のできる事由
の生じたことを知った日

年分 平成 年 月 日

2. 申告又は通知に係る課税標準、税額及び更正後の課税標準、税額等

次葉のとおり

3. 添付した書類

4. 更正の請求をする理由

5. 更正の請求をするに至った事情の詳細、その他参考となるべき事項

6. 還付を
受けよ
うとす
る銀行
等

1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合

銀行 本店・支店
金庫・組合 出張所
農協・漁協 本所・支所

預金 口座番号

2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合

貯金口座の記号番号

3 郵便局等の窓口で受取りを希望する場合

関 与 税 理 士

印

電 話 番 号

(資 15- 1 - 1 - A 4 統一)

改正前

※ 通 信 日 付 印 年 月 日

平成 年 月 日

※整理簿

確認者印

税 務 署
受 付 印

税の更正の請求書

税 務 署 長 殿

(前納税地

〒

住 所 又 は
所 在 地

平成 年 月 日提出

納 税 地

フリガナ
氏 名 又 は
名 称

印

(法人等の場合)
代表者等氏名

印

職 業

電話番号

1. 更正の請求の対象となった申告又は通知の区分及び申告書提出年月日又は更正の請求のできる事由
の生じたことを知った日

年分 平成 年 月 日

2. 申告又は通知に係る課税標準、税額及び更正後の課税標準、税額等

次葉のとおり

3. 添付した書類

4. 更正の請求をする理由

5. 更正の請求をするに至った事情の詳細、その他参考となるべき事項

6. 還付を
受けよ
うとす
る銀行
等

1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合

銀行 本店・支店
金庫・組合 出張所
農協・漁協 本所・支所

預金 口座番号

2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合

貯金口座の記号番号

3 郵便局等の窓口で受取りを希望する場合

関 与 税 理 士

印

電 話 番 号

(資 15- 1 - 1 - A 4 統一)

第 10 更正の請求関係

- 1 -

改正後		改正前																																			
次 葉 申告に係る課税価格等及び更正の請求による課税価格等 (贈 与 税 ー 付 表 3) (震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けている場合の計算明細書) <table><thead><tr><th></th><th>区 分</th><th></th><th>申告(更正・決定)額</th><th>請 求 額</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="7">(震災特例法の) 住宅取得等資金の非課税分</td><td>住宅取得等資金の合計額 1</td><td>㉔</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>住宅取得等資金の合計額 2</td><td>㉕</td><td></td><td></td></tr><tr><td>㉔のうち非課税の適用を受ける金額</td><td>㉖</td><td></td><td></td></tr><tr><td>㉕のうち非課税の適用を受ける金額</td><td>㉗</td><td></td><td></td></tr><tr><td>非課税の適用を受ける金額の合計額 (㉖ + ㉗) (1,000 万円が限度となります。)</td><td>㉘</td><td></td><td></td></tr><tr><td>㉔のうち課税価格に算入される金額 (㉔ - ㉖)</td><td>㉙</td><td></td><td></td></tr><tr><td>㉕のうち課税価格に算入される金額 (㉕ - ㉗)</td><td>㉚</td><td></td><td></td></tr></tbody></table> (平成 23 年分用)			区 分		申告(更正・決定)額	請 求 額	(震災特例法の) 住宅取得等資金の非課税分	住宅取得等資金の合計額 1	㉔	円	円	住宅取得等資金の合計額 2	㉕			㉔のうち非課税の適用を受ける金額	㉖			㉕のうち非課税の適用を受ける金額	㉗			非課税の適用を受ける金額の合計額 (㉖ + ㉗) (1,000 万円が限度となります。)	㉘			㉔のうち課税価格に算入される金額 (㉔ - ㉖)	㉙			㉕のうち課税価格に算入される金額 (㉕ - ㉗)	㉚			(新規)	
	区 分		申告(更正・決定)額	請 求 額																																	
(震災特例法の) 住宅取得等資金の非課税分	住宅取得等資金の合計額 1	㉔	円	円																																	
	住宅取得等資金の合計額 2	㉕																																			
	㉔のうち非課税の適用を受ける金額	㉖																																			
	㉕のうち非課税の適用を受ける金額	㉗																																			
	非課税の適用を受ける金額の合計額 (㉖ + ㉗) (1,000 万円が限度となります。)	㉘																																			
	㉔のうち課税価格に算入される金額 (㉔ - ㉖)	㉙																																			
	㉕のうち課税価格に算入される金額 (㉕ - ㉗)	㉚																																			

(資 15- 1 - 4 - 4 - A 4 統一)